

東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆土地調查中心  
遼寧省檔案館

合編

東北邊疆檔案選輯

(五二)

(清代 民國)

廣西師範大學出版社

東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究中心  
遼寧省檔案館 合編

# 東北邊疆檔案選輯(五二)

(清代 民國)

廣西師範大學出版社·桂林

## 目 錄

### 朝鮮移民

- 龍居秘書役長為報送間島問題機密文書事給滿鐵副總裁國澤新兵衛函極秘  
明治四十二年五月二十六日……………一
- 關於間島問題的日清協約 附議定大綱  
明治四十二年九月四日……………二〇
- 關於滿洲問題的日清協約  
明治四十二年九月四日……………二九
- 有關取締朝鮮人問題的情報(第二十七、二十八、三十三、三十九號)秘  
明治四十三年七月二十一日至十月三十一日……………三三
- 藤田喜代作關於隨同南博士在南滿洲鐵道沿綫及朝鮮旅行情況的報告(節選)  
明治四十三年九月二十八日……………四一
- 長春經理系主任田邊敏行為實地調查三道溝日本人和朝鮮人聯合經營水田情況事給地方課長茂泉敬孝的報告  
明治四十四年九月二十九日……………四六
- 熊岳城苗圃高藤謙太郎為視察沿綫各地水稻耕作狀況事給地方課長的復命書(節選)  
大正元年十一月二十八日……………六四
- 奉天經理系主任原田鐵造為報送滿洲水田調查概要一覽表事給地方課長茂泉敬孝的呈文  
大正元年十二月二十六日……………七三
- 滿鐵地方課編(大正二年南滿洲稻米耕作概況)(節選)……………八〇
- 外務省政務局調查編印(大正三年末止關東州及滿洲居住的日本人及朝鮮人分布狀況略圖)……………九三

滿鐵地方部地方課編(大正三年南滿洲稻米耕作概況)(節選).....	九八
外務省政務局調查編印(大正四年末止關東州及滿洲居住的日本人及朝鮮人分布狀況略圖).....	一一一
外務省政務局長小池張造為(關東州及在滿日本人及外國人人口統計表)事給滿鐵總裁公文 大正五年二月十八日.....	一一六
外務省政務局大正四年十二月編印(關東州及滿洲居住的日本人及外國人人口統計表)(第七回).....	一一七
外務省政務局大正五年四月編印(關東州及滿洲居住的日本人及外國人人口統計表)(第八回).....	一六七
朝鮮及滿洲社大正七年出版(最新滿洲地志)上編(節選).....	一二五
吉林公所長米良貞雄為成立朝鮮人會事給總務部長的公文 大正九年一月二十六日.....	一二九
滿鐵地方部長關於朝鮮人傭員待遇問題的發文 大正九年四月二十三日.....	一三三
滿鐵奉天地方事務所長為給奉天居留朝鮮人協會義捐款事給地方部長的申請 附募集義捐款宗旨書 大正九年七月二十九日.....	一三四
奉天居留朝鮮人協會規則.....	一四一
滿鐵地方部庶務課長為申請給奉天居留朝鮮人協會義捐款事給奉天地方事務所長的照復 大正九年八月五日.....	一四八
滿鐵奉天地方事務所長為奉天居留朝鮮人協會募集義捐款事給地方部庶務課長的復文 大正九年八月九日.....	一五一
滿鐵地方部庶務課長為募集奉天居留朝鮮人協會義捐款事給總務部文書課的公文 大正九年八月三十日.....	一五三
總務部文書課長竹中政一為募集奉天居留朝鮮人協會義捐款事給奉天地方事務所長的通知 大正九年八月三十日.....	一五五



滿鐵地方部長關於朝鮮人僱員各種工資津貼管理辦法的通知

大正九年九月十七日

二五六

奉天滿鐵公所北倍一識關於對在滿鮮人問題的見解

大正九年十二月

二五八

滿鐵總務部文書課長為捐贈鮮人救濟金事給撫順煤礦長的通知

大正十年一月二十六日

二八一

自在丸農場主自在丸金市為請求援助事給滿鐵社長野村龍太郎的申請

大正十年三月十六日

二八三

自在丸農場主自在丸金市為請求援助事給滿鐵勸業課主任櫻内壬五郎的申請

大正十年三月十六日

二八六

自在丸農場主自在丸金市為請求援助事給滿鐵勸業課主任櫻内壬五郎的申請

大正十年三月二十一日

二八八

自在丸農場主自在丸金市為請求援助事給滿鐵社長野村龍太郎的申請

大正十年三月三十日

二九一

李昌林著(北滿及俄領朝鮮人一般狀態)(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)

二九三

鄭家屯菊竹健秋著(在蒙古的朝鮮人)(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)

三一九

寧古塔橫地信果著(寧安縣的水田現狀)(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)

三二二

間島渡部薫太郎著(間島朝鮮人的宗教及教育)(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)

三二六

京城牛丸温山著(間島地方的情形及朝鮮移民的將來)(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)

三四七

林替十郎著(北滿朝鮮移民的水田事業)(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)

三五〇

間島龍井隴土著(間島的朝鮮人佃農)(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)

三六四

哈爾濱吉敷要助著(哈爾濱朝鮮人事情)(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)

三六七

滿鐵勸業課著《朝鮮人向滿洲移民及水田逐漸向北發展》(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報)……………三七九

哈爾濱搭江生著《哈爾濱朝鮮人的宗教及其事業》(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)……………三八三

東亞勸業株式會社設立宗旨書秘

[大正十年八月十二日]

東亞勸業株式會社設立計劃要領

[大正十年八月十二日]

三利農場事務所大正十年八月編《孤家子農場概況》……………四〇四

滿鐵東京支社主事木部守一為通報東亞勸業株式會社問題的協議結果給總務部長的通知秘

大正十年九月九日

朝鮮銀行調查部大正十年十一月調查在滿朝鮮人經濟及金融狀況……………四二六

熊岳城農事試驗場職員北澤道關於齊家高棚農場預定地實地調查復命書

大正十年十二月十五日

滿鐵長春、奉天、本溪湖、安東等地方事務所及撫順煤礦庶務課大正十年年度水稻種植狀況報告……………四七六

滿鐵大正十年編《關於北農城水田計劃問題》(節選)……………四九五



明治四十二年五月廿六日

龍虎夜書長

團字副總我閣下

極祕

敬發第二編

拜啟別冊機密書類一部は早急考と  
同封之出中心極秘は閣下考に不致了

南洋洲鐵道株式會社

## 第一 間島問題ニ関スル件

間島問題ニ関スル韓國側ノ三張ハ別記附屬書  
 ニ畧記セル如クナル慶明治三十九年十一月韓國政府  
 ハ在間島韓民保護ノ為往來韓國政府ノ行ヒ来リ  
 シル例ニ依テ官吏ヲ派遣セムコトヲ帝國政府ニ請  
 求セルヲ以テ帝國政府ハ一昨年八月同日ニ極メテ少數ノ  
 官吏ヲ派遣シ以テ韓民ノ保護ニ任セシメタルニ清國政  
 府ハ之ニ對シ抗議ヲ提出シ派遣官吏ノ撤回ヲ求メ來  
 リ兩來日清兩國政府間ニ數回ノ往復交渉ヲ至ネ  
 以テ昨年未ニ至レリ然ルニ帝國政府ハ可成佳ニ本  
 問題ヲ妥結スルヲ以テ日清兩國ノ親交ノ為必要ナ

リト認メ清國政府ニ対シテニ胸襟ノ投遞シ虚心  
坦懐之ヲ算定シソトシテ求メ同時ニ大体左ノ主義  
ニ基キ一ノ提案ホヲナセリ

一、間島カ韓國形勢ニ決シタル場合ニハ帝國政  
府ハ該地方ニ於ケル清國人ノ雜居並其財産、  
事業及營業系ノ承認スヘキニ依リ該地方カ清  
國所屬ニ決シタル場合ニハ清國政府ハ該地方ニ  
於ケル日韓西國人ノ雜居並其財産、事業  
及營業系ノ承認スヘキコト

二、間島カ韓國所屬ニ決シタル場合ニハ帝國  
政府ハ清國領事館ノ設置ヲ認ムヘキニ依

リ該地方清國所屬ニ決シタル場合ニハ清國政府  
 ニ於テ該地方主要ノ地ニ帝國國領事館ノ設  
 置ヲ承認スヘキコト

帝國政府有カ在ノ如キ提議ヲ為シタルハ兩國ノ高議決  
 定レ問島地方々清國領土トナリタル場合ニ於テ従来  
 同地方ニ居住セル韓民シレテ其既得ノ權利及利益  
 シ享有セルニムコトヲ欲シタルニ外ナラス然ルニ清國政府  
 ハ韓民既得ノ權利及利益ヲ尊重スルヲ其月セズ  
 新ニ設定スヘキ一ニ開市場以外ニ於ケル韓民ハ  
 不動産ヲ所有スル限リ總テ之ノ清國臣民ト看  
 做スヘク清國臣民タルヲ欲セサル者ハ悉ク財産ヲ抛

棄レラ現住地ヲ撤退ス一キト曰ラテ主張シタリ是  
 コリ中國政府ニ於テ承諾ス一キ所ニテラスト  
 而モ帝國政府ハ尚妥協ノ精神ヲ以テ之ニ一歩ヲ  
 譲リ清國政府ニテラ前記ノ提議ト他ノ問題ニ  
 關スル帝國政府ノ主張ヲ突ルハニ於テハ間島ノ  
 所屬ニ付テハ清國政府ノ主張ヲ承認ス一キト曰  
 韓氏雜居ノ地域ヲ現ニ彼等ノ日耶モ密集スル一  
 地域即チ支那河老翁嶺老翁嶺ヲ以テ境トスル豆満江  
 左岸ノ地域ノレニ限定シ且本邦人ノ居住ハ  
 全然之ヲ一定ノ通商地ニ限ル一キト曰テ提議シタリ  
 抑ハ帝國政府ニテラ間島ノ所屬ニ算スル

清國政府ノ主張ヲ実ル、トキハ間島在住ノ韓民  
 ハ即チ清國領土内ニ在リ、韓民ニ外ナラス、従テ  
 韓國臣民トシテ身体、財産ノ保護ヲ受ケ、且  
 領事裁判權ニ服スルノ權利ヲ享有  
 ス。キハ清韓條約當然ノ結果  
 ナリトス。殊ニ立憲國政府ニ於テ  
 尖等ノ韓民ニ對シ、身体、財産ノ  
 保護ヲ行フ、ソトスルニ當リテハ之  
 ニ關スル裁判權ヲ我ニ保有スルヲ  
 必要トスルハ、此ヲ待タサル所ナ  
 リ。然ルニ清國政府ハ、頑然間島



在任十韓民ノ清國裁判「格  
 服ス、キコトヲ主張シテ、顧ミル  
 所ナク却テ本件ヲ基キケテ  
 仲裁裁判ニ付セムコトヲ  
 提言スルニ至リ其主張ノ不  
 理ナル如ク説シ、須井サル所  
 ナリ

前記ノ如ク本問題ニ関シテハ  
 目下二個ノ点アリ一ハ  
 領土權ニシテ一ハ韓民裁判  
 權ナリ而シテ帝國政府ハ

既ニ妥協ノ精神ニ依リ韓國年來ノ主張ヲ棄テ、  
領土權ニ付清國ニ讓步シタルヲ以テ清國ニ於テハ  
條約ノ規定ニ依リ韓民ノ領事裁判權ニ服スヘキニ  
ナルコトヲ認ムルヲ至者トスヘク此方法ニ依ルノ外  
他ニ存問題ノ解決ヲ見ルノ途ナキハ明白ナル次第  
ナリトス

(附屬)

問島所屬問題ニ関シ韓國側ノ主張要領  
一、承熙定界以前

之ヲ文獻ニ徵スルニ遼滿江北即チ問島地方ハ韓  
國現王朝發祥ノ地ナリ己ニ第十三世紀ノ頃現王

朝ノ祖李安社(穆祖)慶源ノ對岸ナル間島地  
 方ヲ鎮有レ太祖李世桂ニ至リ遂ニ高麗ヲヒレ  
 テ朝鮮全土ヲ領ス李氏乃チ豆滿江右岸ニ慶  
 興、慶源等今ノ所謂六鎮ヲ置キ以テ對岸十  
 ル間島地方ヲ支配セリ今尚李氏祖宗ノ旧  
 基陵寢ノ豆滿江北ニ在ルモノ少カラヌ就中著  
 レキハ穆祖德陵及孝妃安陵ノ二トス其他古  
 城址古墳等韓國人ノ遺跡亦豊富ナリ  
 其後清韓兩國共ニ幾多葛藤ノ續生セムコト  
 ヲ恐レ右其人民ノ該地方ニ移住スルヲ禁  
 セシカハ間島ハ死地中並地帯ノ觀ヲ呈スル

ニ至レリ

彼ノ有在ナル佛人「チエワルト」(Die Stadt)

ノ著ク「艾那物誌」(K. S. Siphon de heilime) 中ニ

拘載セル佛人「ルール」(Père Rogée) ノ備

忘録中ニモ清國ハ朝鮮國境ト長柵トノ間ニ

無人ノ地帯ヲ置クコトヲ議定セリト明記シ而

シテ彼レカ作製シタル地圖ニハ豆滿江ノ左岸邊

ナル黒山々脈ヲ以テ西國々境トナセリ即チ當時

清韓ノ國境ハ豆滿江以北ニ在リ開曠地帯ハ受

ニ其以北ニ存シタルナリ

## 二、康熙定界碑

D

百衛州設直未了

斯ノ如ク開島地方ハ古來其所屬永ノ明確ク  
 欠キタリ此ヲ以テ邊疆ヲ踏査シ境界ヲ劃定ス  
 ルノ必要ヲ生シ康熙五十一年（西曆一七二二年）  
 鳥喇德管穆克登勒命ヲ奉レテ白頭山ニ至  
 リ韓國官吏ト會同商談シ定界ノ碑石ヲ  
 建設セリ茲ニ於テ清韓兩國ノ境界ハ此碑  
 ヲ起點トシ其東西ニ發源スルニ水流ニ沿フ  
 テ定マレリ而モ西ニ發源スルモノハ即鴨綠  
 江ナリト雖モ東ニ發源スルモノハ豆滿江ニ非  
 ス別ニ一水ノ存スルアリ是レ即テ土門江ニレ  
 テ碑文ニ所謂「西為鴨綠江東為土門」トハ

正一此意の外、ハ一及レ其ノ六則、ハ右  
 シ以テ碑ヲ置ルニ遠キ三端、ハ一將科セ  
 ルモノト辨シ、三端、ハ一門同一ト、異稱ナリト  
 セハ(清國側ノ主張)碑ト江添トノ間ニ仍ホ  
 境界不明ノ一帯ヲ存スルニ至ルハモ抑セ土  
 門ノ名ノ最モ古ク表ハレシルハ明ノ正統年  
 間(西暦一四四〇年代)ニ纂修セラレ嘉靖年  
 間(西暦一五五〇年代)ニ重修セラレシル全遼  
 志ニレテ其地圖ニ批レハ該書ニ所謂土門ナ  
 ル水流ハ従来韓國ノ主張セル土門江ノ位  
 置ニ相合セリ即チ三滿江土門ハ在来同一江

D

百濟沙金遺物

流ノ異名ニアラサルナリ東遼遼東後ニ北ヲ  
 七清國製站卡倫(音カレン)(番所)ノ設ノ如キ間島ノ  
 外部ニ到ル處之ヲ見ルニ係ラズ該地方ニ一  
 之ニトイカリレノミナラス白頭山連陸後  
 清國人ノ豆滿江北ニ結舎望田ムルトキ  
 ハ韓國ヨリ常ニ之ニ對レテ異後ノ端ハ清  
 國ハ之ヲ毀撤スルヲ例トレタリ

三、光緒十一年及十三年ノ勘界

前頭ノ如ク地望ニ鑑ミ碑文ニ照レテ兩國  
 境界ヲ劃定スヘキ工門ナレモハ文ニ三滿  
 江ト別水ナリトモ光緒十一年一西電一八八

五年) 清韓金勘ノ時已ニ韓國委實ノ主  
 張レタル所ニレテ光緒十二年(西曆一八  
 六年) 九月二十二日付袁世凱ヨリ韓國全  
 督辦へノ照會牒抄並韓國勘界使李  
 重夏ノ問答記之ヲ証ス結句十一年ノ  
 勘界ハ何等ノ協定ヲ見ルコトナクシ  
 テ止メリ

而モ兩國強弱ノ勢大ニ異ナリレニ依  
 リ韓國ハ清國ノ壓迫ヲ蒙ルコト甚レ  
 ク次々~~狀~~行ハレタル光緒十三年(西  
 曆一八八七年)ノ會勘ニ際レテハ韓



國委負ハ紅土石乙ニ水合流以下ノ  
 地ハ豆満江ニヨリ国境ヲ定ムルキコ  
 トニ同意ヲ強制セラレント雖モ當  
 時右ニ水合流以上ノ地ニ付テ相  
 争フテ決セサリレ爲メ其時モ亦清  
 韓ノ境界線ニ関シテハ一モ確定  
 ノ成約ヲ見ルニ至ラヌ互ニ他日ヲ  
 期シテ袂ヲ分テ協定全然不調ニ  
 帰セリ遠般ノ消息ハ朝鮮王力此  
 勘界ヲ以テ其意ニ叶ハ

ストナシテニ別勘ヲ清國ニ要求シタル  
 事實アルニ依リテモ極メテ明白ニシテ  
 清國ニ光緒十四年（西曆一八八八年）  
 四月二十日付袁世凱ヨリ趙韓國  
 外務部與自弁完ノ公文ヲ以テ之ヲ認  
 容セリ

四、日俄近ニ於テノ交渉

光緒十四年以降モ兩國間更ニ勘界  
 シ行フノ交渉ヲ經シモ未タ之ヲ実行ス  
 ルニ及ハス然ルニ光緒二十七年（西曆一九  
 〇一年）三月韓国ハ豆滿江沿畔ニ也

界務官一室四者ヲ設置之洞島地方  
 行政ニ任セラルルヤ清國亦光緒  
 二十九年（西曆一九〇三年）三月局子  
 街ニ正吉廳ヲ設ケ以テ俄然境  
 界爭議ヲ起シ俄國ハ同年  
 本北見ニ洞島地方ノ管理ニ任セシメ  
 三州國ニ知照セシメリ茲ニ勅令ノ再  
 行ヲ見タルモ昔洞島光緒三十年（西曆一九  
 〇四年）ニ至リ清國新章後章程ニ締結  
 ヲ見タリ該章程第一條ニ兩國ノ界址  
 白頭山上碑託ノ證ニヘキモノアリト記スル

ト同時ニ豆滿江カ兩國、確定境界ト認  
ムヘキニ推ルコトヲ明言セリ且同年一月  
二十日付リ以テ駐韓許清國公使  
（台身）カ韓國政府ニ致シタル照會文中  
並同年六月二十日付回公使、照會文中  
ニ摘載セル請国外務部、電訓ニ亦  
清韓境界、今尚全線未確定、儘夕  
ルヲ示セリ

亦ニ新法鐵道ニ關スル件

新民屯法庫門間鐵道、滿鐵ト並行  
セル競爭線ニシテ明ニ日清交渉會議

D

有滿州鐵道株式會社

録ノ明文ニ違及セルモノナルノレナニ又當時  
 會議録中ニ談規定ヲ設ケタルハ恰モ  
 清國政府カ談線路ヲ布設シ備鐵  
 ニ多大ノ損害ヲ興フルコトアラムコトヲ顧  
 慮シタルニ外ナラス之ヲ以テ帝國政府、  
 一昨四十年夏談延長線敷設ノ計畫ヲ  
 尙知スルヤ直ニ清國政府ニ對シ會議録  
 ノ規定ヲ指摘シテ其注意ヲ興起シ爾來  
 數回警告ヲ重タル所ナリセルニ恰ニス清  
 國政府ニ於テ遂ニ英高「ホーリング」商  
 會ト工事請負契約ヲ締結スルニ至リ

尚島に間 日清協約（明治三十二年九月廿日）

本文

大日本帝國政府及大清國政府ハ善隣ノ好誼ニ鑑ミ圖們江  
 カ清韓兩國ノ國境タルコトヲ互ニ確定シ垂ニ妥協ノ精神ヲ以テ  
 切ノ辦法ヲ商定シ以テ清韓兩國ノ邊民ヲニテ永遠ニ治安ノ慶  
 福ノ享受セシムコトヲ欲シ茲ニ左ノ條款ヲ訂定セリ

第一條 日清兩國政府ハ圖們江ヲ清韓兩國ノ國境トシ江源地方  
 ニ於テハ是界碑ヲ起點トシ石乙水ヲ以テ兩國ノ界界ト  
 爲スコトヲ聲明ス

第二條 日清兩國政府ハ本協約調印後或ハ何ラ速ニ  
 左記ノ各地ヲ外國人ノ居住及貿易ノ爲ニ開放スベク日

D

百濟沙袋道村三會所

本政府ハ此等ノ地ニ領事館若クハ領事館分館ヲ既設  
スシ閑放ノ時期ハ別ニ之ヲ定ム

龍井村

局子街一頭道溝

百草溝

第五條 清國政府ハ從來ハ通商圖們江北ノ墾地ニ於テ韓  
民ノ住居ヲ承准ス其地域ノ境界ハ別圖ヲ以テ之ヲ

示ス

第四條 圖們江北地方雜居區域ハ墾地居住ノ韓民ハ

清國ノ法權ニ服從シ清國地方官ノ管轄裁

判ニ歸ス清國官憲ハ右韓民ヲ清國民ト同

様ニ待遇ス之ヲ納稅其他一地行政上ノ處分

无清國民ト同様タムニ

右韓民ニ關係スル民事刑事一切ノ訴訟事件ハ清國官憲ニ於テ清國ノ法律ヲ按照シ公  
 平ニ裁判スル日本國領事官又其ノ委員ノ侵ケ  
 ヲル官吏ノ自由ニ法廷ニ立會フコトヲ得但シ人命ニ關  
 スル重案ニ就テハ損ヲク先ツ日本國領事官ニ知照スヘキ  
 モノトス日本國領事官ニ於テ若シ法律ヲ按照セスシ  
 テ判断セル廉んコトヲ認メタルトキハ公正ノ裁判ヲ期  
 シテ爲テ別ニ官吏ヲ派シテ覆審スヘキコトヲ清國ニ  
 請求スルヲ得

第五條 圖們江北雜居區域ニ於テ韓民所有ノ土地家屋ハ  
 清國政府ハ清國人民ノ財産同様ニ完全ニ保護ス



C

百濟沙鐵道材料工會直

ヘシ又該江沿岸ニ場所ヲ選ヒ渡船ヲ設テ雙方人  
 民ノ往來ニ自由タルヘシ但シ兵器ヲ携帶スル者ハ公文  
 又ハ護照ヲシテ境ヲ越スルヲ得ス雜居已ニ産出ノ  
 未穀ハ韓民ノ撤出ヲ許ス尤モ凶年ニ際シテハ尙禁止ス  
 ルコトヲ得テテ禁章ハ舊ニ依リ照辦スヘシ

## 第六條

清國政府ハ將來吉長鐵道ヲ延吉南境ニ延長シ

韓國會寧ニ於テ韓國鐵道ト連絡スヘク其ノ一切ノ辦法

ハ吉長鐵道ト一律タルヘシ因辦ノ時期ハ清國政府ニ

於テ情報ヲ酌量シ日本國政府ト商議ト上ルヲ是ル

## 第七條

本協約ニ調印後直ニ効力生スヘク統監府派

出所至ニ文武ノ各員ハ成ルニテ速ニ撤退ヲ開始

シニ箇月ヲ以テ完了スヘシ日本國政府ハ二箇月以内ニ第二條所定ノ通商地ニ領事館ヲ開設スヘシ

右證據トシテ下名ハ各其ノ本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受テ日本文及漢文ヲ以テ作成セル各ニ通ノ本協約ニ記名調印スルモノナリ

明治四十二年九月四日

宣統元年七月二十日

大日本特命全權公使 伊集院彦吉

大清國欽命外務部尚書會辦大臣 梁敦彥

〇

吉林省議會



(参照)

協約の條件、掲げたる東主者督は日本  
總領事間議定大綱

第一條、日本總領事は、現在、馬東、奉天間輕便  
野邊の將番改良して、廣軌に修築する際、現  
在、線路は、多岐を變え、見出し、別、他  
線に設けられ、特、聲明ス

第二條、現在、該線路一帯、於て日本人、佐路  
探採、各、鉱山、日本總領事、總、之、ヲ



詮議シカニ各々照シテ批示辦理スルニ

カニ條該線路附近ニ於テ石炭、鉄、錫、鉛等  
ノ鉱物ニ双々多ク豊富ヲ依出シテ調査シタル後  
合辦スルニモト定マリタルニハ領事地域ヲ指定シ  
豫メ先ツ東ニ有總考及奉天巡視ニ稟請  
シテ決定批准ヲ受ケルニ願事今辦方法ハ  
傍城石炭坑契約、辦法ニ按照スルニ

カニ條ノ若將來奉天省内ニ於テ他ノ商人ニ



炭坑開掘ヲ許可シタル者直隸原城ノ契  
 約輯法ノ利益ニ比シ優越ナル點ニ今後  
 本線路ニ於テ批准ヲ受ケ合輯スル石炭  
 坑モ亦稟請ノ上セシニ按照シテ輯理スルヲ  
 准許セリトシ

鉄、錫、鉛三種ノ礦業ヲ合輯スル場合ニハ  
 其納稅率ハ今後農工商部ヲ送口至ス  
 ル處ノ章程ニ準照シテ輯理ス

第五條 若キ者内ヲ於テ他ノ商人ノ錫、鉛等



1 磁物ノ并糖ニ対シテ農工商部ノ章程ニ準  
 照シテ税金致集金、奉分金ヲ納付セシムル以  
 外ニ若他ノ利益並テ與ヘタルハ將來日清兩國  
 商人ノ設立ニ係ルル今茲ニシテ本線路ニ於テ批  
 准ヲ受テ上記磁業ヲ合辦スル者モ亦稟請  
 ノ上ニテ授與シテ辦理スルヲ准許セラルベシ

滿洲に關する日清協約（明治卅二年九月四日）

本文

大日本國政府及大清國政府ハ滿洲ニ於テ雙方共ニ  
 係ヲ有スル事項ヲ明確ニ議定シ將來ノ誤解ヲ防ギ以  
 テ兩國善隣ノ關係ヲ益々鞏固ニセムコトヲ希望シ茲ニ  
 左ノ條款ヲ訂立セリ

第一條 清國政府ハ新民屯、法庫門ノ鐵道ヲ  
 敷設セントスル場合ニ條ノ日本國政府ト商  
 議スルコトニ同意ス

第二條 清國政府ハ大石橋營口枝線ヲ南滿洲鐵道  
 枝線ト承認シ南滿洲鐵道期限滿了ノ

際一律清國ニ交還スルコト垂テ該枝線末  
端ヲ營口ニ延長スルコトニ同意ス

## 第三條

日清兩國政府ハ煤礦及ニ煙臺兩所ノ炭  
礦ニ関シ和字商是ル事ヲ如シ

甲、清國政府ハ日本國政府ヲ葡地上記兩炭礦  
採礦權ヲ有スル事ヲ承認ス

乙、日本國政府ハ清國ノ一切ノ主權ヲ尊重シ垂  
ニ上記炭礦ノ採炭ニ對シ清國政府ニ抽稅ス  
スルコトヲ承認ス右ノ稅率ハ清國他所ノ石炭

ニ對スル最惠ノ稅率ヲ標準トシ別ニ協定スル

丙、清國政府ハ上記兩炭礦ノ採炭ニ對シ他所



ノ石炭ニ對スル最惠ノ輸出税率ヲ適用スルコト  
ヲ承認ス

ノ炭礦ノ區域並ニ一切ノ細則ハ別ニ委員ヲ派シ  
テ協定スヘシ

### 第四條

安奉鐵道沿線及ヒ南滿洲鐵道幹線沿  
線ノ礦務ハ樸燮及ヒ煙臺ヲ除キ明治四十年  
即チ光緒三十二年東三省督撫カ日本國總  
領事ト議定セル大綱ヲ按照シ日清兩國人ノ合  
辦ト爲スヘリ其細則ハ追テ督撫ト日本國總領  
事ト同ニ商定スヘシ

第五條 京奉鐵道ヲ奉天城根ニ延スルコトハ日本國政

D

百派沙鏡道杉三會元

府ニ在テ異議ナキトテ聲明ス其実行ノ辦法ハ  
地方ニ社ケル兩國官憲并ニ専門技師ヲシテ又  
實商是セシムヘシ

右證據トシテ下名ハ各其本國政府ヨリ相寄ノ委任ヲ受テ  
日本文及漢文ヲ以テ作成セル各ニ通ノ本協約ニ記名調  
印スルモノナリ

明治四十二年九月廿日

宣統元年七月三日

大日本國特命全權公使伊集院彦吉

大清國欽命外務部尚書會辦大臣梁敦彥

# 一、錫總督、韓人排斥命令

錫總督「六月十日」内地に於て外國人居住者及恤免許旅行者  
 取締に關し嚴重の訓令を各地方官に發せしが、今回又韓人排斥、  
 命令を發せり、即ち韓文法使に總督の命を、其に本月十日附公文にて  
 新氏、鎭安、海城、各地方官に對し同管内に於て耕作に従事する韓人  
 を驅逐すべし、其應を先んて嚴密に調査し、申送せり。

註 本命令は六月十六日開會を奉天諮議局臨時會、決

議に呈し、先んて鎭安、海城地方に於て韓人、サテテ多ク存在

新氏府に於て七十餘名あり、此等韓人、一昨年以來減少現

秘

出之新政府東南約六十浬遼河支流蒲河沿岸、  
稻田耕作、徑事してアエリ、近來同地方、移住して未だ韓  
人次第増加、稻田面積、激増、現、四千餘畝、水  
田、見、至、將、遼河一帶、一大水田、現出せし、有様、  
此水田、當初賣藥行商、一韓人が貝地味、水田耕作、適  
ミ、見、清人某、共、開耕、之、始、つ、所、其、後、水田耕作、始、  
清韓人漸次増加、之、及、昨、年、以、來、同、地、巡、警、官、監、督、  
、水田公司、の、組織、し、成、水田、の、擴張、し、遂、に、今、日、の、盛、況、を、見、  
、至、リ、今、日、の、稲田、の、發、見、創、業、者、を、韓、人、等、總、督、命、  
、退、去、せ、し、心、を、見、し、至、ス、ナ、リ、



# 情報

第二十八号

明治四十三年七月二十六日

## 一、錫總督、韓人排斥續報

錫總督、文議使ヲシテ、韓人、内地ヲ耕作ニ從事スル

モノヲ驅逐スベキ旨、訓令ヲニシテ、地方官ニ及テシメ、釜山廳

錦州府等ヨリ、韓人等ハ本命令ニ服サズ旨、報告シ

来ニ結果、總督、本月二十日、更ニ全省五十六州縣、

地方官、訓令ヲ及シ、右退去命令ニ服リ、韓人、拘

禁スル罰スベシ、又地方官ニテ本訓令ヲ遵辦セザルハ


、相當罰金スベキ旨、嚴達セリ

又錫總督、本月初旬、文議司員、臨江縣方面、

派遣<sup>ニ</sup>韓人<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>調査<sup>ス</sup>為<sup>シ</sup>サレ<sup>ル</sup>、本月<sup>二十三日</sup>  
 同委員<sup>ヲ</sup>交渉使<sup>ニ</sup>宛<sup>テ</sup>、電報<sup>ヲ</sup>送<sup>リ</sup>

清服<sup>ヲ</sup>着<sup>ク</sup>一韓人<sup>、</sup>五十餘<sup>名、</sup>韓人<sup>ヲ</sup>帶同<sup>シ</sup>臨<sup>江</sup>  
 縣地方<sup>ニ</sup>至<sup>リ</sup>耕作<sup>ニ</sup>徑事<sup>ヒトス</sup>モ、以<sup>テ</sup>沿<sup>江</sup>巡警<sup>ニ</sup>向<sup>テ</sup>  
 「彼等<sup>カ</sup>護照<sup>ヲ</sup>所持<sup>セ</sup>、故<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>出境<sup>ニ</sup>命<sup>ズル</sup>モ應<sup>ズ</sup>  
 せん<sup>。云々</sup>

交渉使<sup>、</sup>之<sup>ヲ</sup>安東縣道<sup>ニ</sup>電告<sup>シ</sup>退去<sup>命<sup>付</sup>方<sup>ヲ</sup>請求<sup>セ</sup></sup>  
 七)



情報

第三十三号

明治四十三年八月二十四日

一 韓人退去命令取消

七月十八日韓文談使「總督」命令「基本内地」旅在韓人「退去」  
セシヤキ 訓令「各地方官」及「本命令」應「セ」韓人「拘禁」  
ベ、本訓令「運辦」及「地方官」相當「系分」セ、古「嚴達」セ、  
結果「新民府管内浦河沿岸」稻田耕作「後事」也  
韓人百餘名「本月」尙「奉天」引上「セ」急「問題」起、是「起」  
八月下旬「本」腹「事」文談使「對」退去命令「不」當「テ」抗議中  
七か八月「ニ」テ「文談使」總督「訓令」基本「各地方官」對「  
韓人退去命令」實行困難「恐」レ「見」テ「以」テ「取」引「返」方法「:

問レ各日意見ヲ提出スベシ云々ノ訓令ヲ發シ

ニ蒙古、露國領事館設置ノ件

本件、聞ル八月ニ在奉天未開領事ニ文法使ニ九思會  
ノ為キ

崇國外務部、露國、要求ニ答ニ洮南府、露國領  
事館支署ヲ設置シ、露蒙一切、文法ヲ管理セシムベシ  
ト風説ニカ右ノ果シテ事實ナリ由渡クモ云々

文法使、總督、極、之ヲ外務部ニ照會ス



情報 第三十九号

明治四十三年十月三十一日



一 朝鮮人取締、関元錫總督訓令

十月十日錫總督、輯安縣知縣、向、基、日韓催合後、於、在  
 滿朝鮮人、取締方、関、民政司使、文法司使、意見、徴、し  
 十月十五日、兩司使、從來、禁止辦法、照、各地方官及巡防營、し  
 、在滿韓人、驅逐、し、下、尚、果、申、し、總督、各司道、會議、し  
 經、十月三十日、奉、各地方官、左、訓令、り、後、し、

我々韓僑禁止辦法、未、日本公使、協定、し、經、先、日本辦法

協定、し、從來、禁止辦法、準、據、し、驅逐、出境、し、以、て、宗、と

、し、韓人、関、元、訴、訟、我、地方官、於、て、審、理、ス、レ、云、々

附記、延吉廳縣丞、爭訟、朝鮮人、某、日本領事、引渡、せ、り、が

清國善理：帰スベキ韓人ヲ日本領事ニ文出セシメ清國ノ權限  
ヲ放棄スルナリトシ十月五日總督、譴責ヲ受ケタリ

## 210 雲南ノ北滿増兵

十月五日 錫總督、吉黑兩者巡撫及北滿六道各へ左様  
電ヲ發セリ

近來雲南第一第五二軍西比利且ヲ秘蕃入境ノ形跡アリ  
右事實ヲ調査シ入境ノ情形ヲヤシニ入境セシメ其目的  
行動等電報スレシ云々

藤田氏復命



明治四十三年九月廿八日

南博士從上南滿洲鐵道站線及  
及朝鮮旅行報告書



最優ニシテ植付ノ年回ヨリ結果多致スニテ植付ノ  
 多年結果スルヤリ苗木ノ次第ノ如ク芽癭ヲ行ヒ  
 シ翌年回ルニ及ビ倒枝ヲ出スルモアリサ梅苞又ハ  
 青虫初等葉果ノ生長結果隨右運シオモ然他ノ  
 状況ヲ見テ一改良ニ博セヨリ生果而ナク斯ノ如ク  
 果樹ノ成績ヲ是ント 果口アリクモ年終見ル  
 惟ロストシテコレヨリ實ニ如ク古人ニ該園ヲ見ん  
 トキハ快感ヲ起スニ至ルノニ詳細ノ成績ノ冊  
 トシテ該園ヨリ出サシ度ニ先ノ如ク朝鮮ノ果  
 樹ノ有望ナルモノトセリ 博セヨリ果ニテ如ク斯  
 如ク遠クニモトセリ 博セヨリ果ニテ如ク斯

用範圍ヲ奪ハルニ至ル可シト其他所トシテ  
 セラフクアム多クモ是れ如ク及陸ヲ著クシテ  
 然ルニ外嘉村ニ韓江ノ沿岸ニあり殊極特種  
 鐵礦トモ他ニシテ斯レ場所ニ依ラリ朝鮮内ニ  
 個所トヤカクノシ故ニ該國ノ及陸ニ属スル  
 尤モト見ルニ至ルトス

南洋拓殖名社ノ各地ノ地帯ヲ在ラシメテ  
 由各地ニ陸ヲ耕地ニ至テ千石田程ニ至ル  
 ト云フ

水原模範農場 詳細ノ成績表ニ示ラシテ

果々果樹ノ状況ヲ前嘉島ト比較スルニ其年ニモ

及ツヤんのし 場長曰ク果樹ノ到底前地ニ及  
 ス故ニ其試頭ニ前地ニ譲ラテ故意ヲ払フト  
 要らん<sup>朝科</sup> 穀葉毛令曰ニアリテハ夏季ノ降雨ニ左  
 右セラルルモノヤん一ノ端、例ト古義ナカンのし  
 故ニ耕地形ノ由カ一ヲ譲ニ予ノ譲既ト排水  
 トノ便ヲ計リ置ラシ意ヲ行由葉子ノ項ノ一  
 ナリト博士ノ言至極ナリト云フ可シ。

D

有精州農産米式會士



長春第一九二一號

明治四十四年九月廿九

南滿洲鐵道株式會社

地方課長

長春經理部主任 田邊 敏

長春經理部主任之印

地方課長 我良敬啟

當附屬地ノ距ル約一里三道溝ニ日本人及朝鮮人合同經營ニ係ル水田有之實地調査致候處別紙ノ通りニ有之候間御參考者ノ御報告ニ及ビ候也

南滿洲鐵道株式會社



一、三道溝ニ於ル水稲栽培沿革及関係契約

朝鮮咸鏡道人ニテ序東元ト稱スル者數年前ヨリ露人ニ  
雇ハレ露路寬城子ニ道溝ニ於テ飲食物ヲ販賣ニ従事シ  
ソ、アリンカ左地ヲ賣ルコト貳拾丁里程東北三道溝附近ニ  
ニ於テ水稲栽培ニ好適地有ルヲ察見セタム存キ其左御人  
知友ヲシテ昨四十二年十月奉天ニ於テ水稲栽培者タル平  
安道寧道梧里永林里、劉尚没花ニ慶尚道永川吉  
林面石春洞金恭云ノ二名ニ右三道溝ニ於ル水稲栽培ニ  
有望ナルト告テ謀リタリシカ即ケ本年四月十五日劉尚没ハ  
其弟劉鶴禱ト同行シ實地調査ヲ遂ゲタリシカ左地  
ハ灌溉排水失ニ良好ニシテ且土地豊沃ナルヨリ愈々水稲

栽培ニ從事スルコトニ決シ先ヅ清國側地主ニ貸借ヲ交渉  
 セシ處地主ト異議ナク熟地及荒地共指胸地ノ借地ヲ  
 諾セシヨリ茲ニ契約セリ（契約ノ内容ハ借地料ハ熟地一  
 晌一々年官帛四十五吊荒地一晌一々年貳拾六吊ニテ期  
 限ハ三年一々年毎ニ借地料前納スルノ約束ナリシ）  
 茲ニ於テ契約成ニセシメテ別尚沒等ノ一行ハ西ニ奉天ニ  
 赴キ金泰云其他ノ者ニ出資ヲ謀リタルモ何レモ資金ニ  
 乏シテ故ニ當時奉天附屬地ニ居住スル愛媛縣上受宍  
 郡柳岩村大字柳江川鶴原隣次郎ニ投資方ノ協議ヲ  
 セシカハ鶴原ハ實地調査ノ上投資ナスベク即チ五月中旬  
 朝鮮人金泰云外教名ヲ引率シテ当地ニ來リ東隣七区

三十四疇地、藤田與市郎へ謀り共同經營トスルコトニ決定  
シ朝鮮人ノ希望通リ起業セシムコトナシ土地所有權者  
蓋殿康、唐姜山、葛苟祭基首爲吉ト藤田與市  
郎妻米トノ間ニ於テ允ノ通リ契約セリ

契約地總數ハ熟地七晌荒地八晌二分合計貳拾五  
晌二分

地代熟地一晌一ノ年 四十五吊

荒地一晌一ノ年 貳拾五吊

總地代官吊九百貳拾五吊

外洋銀七圓

(年數科トシテ地ニシ渡セル  
モノト稱カレビ用途不詳)

租借年限 叁ヶ年



一、朝鮮人の本年以降ニ於テ本業ヲ繼續スルニ於テモ本年  
同様ノ契約ヲ支フト

以上ノ契約ノ下ニ明治四十四年五月廿七日帝國領事館ノ認可

ヲ受ケタリ

(土地ニ於テハ藤田喜ト五郡人地主  
トノ契約ハ領事館ニ同様セバ)

茲ニ故テ朝鮮人ハ作業從事人及家族ヲ招キ奉天乃至  
朝鮮ヨリ來リ居住セリ尤ニ人名及本籍ヲ記センニ

戸長 別尚没 四十二年 平安北道寧辺梧里西永林里

戸主 金錫兩 四十二年 平安北道寧辺郡内奮衛里

戸主 文仲吉 五十二年 平安北道楸原

妻 劉氏 五十二年 左

子 奎元 二十五年 左

り

百濟州鐵道朱氏家譜

〇

戸主 崔德敏 四十五年 平安北道義海津里面

妻 趙氏 三十四年 左

母 金氏 六十五年 左

子 界化 二十三年 左

次子 界善 十四年 左

女兒 九年 右 左

三子 界福 七年 左

次兒 四年 左

戸主 金京春 四十五年 喜峯橋河

妻 朴氏 三十五年 左

戸主 邊陽武 四十四年 喜峯長端

妻 燕 氏

三十六年  
左

女兒

十三年  
左

子 仁 植

八年  
左

次女兒

三年  
左

戶主同居 金錫用

六十二年

江原道 江陵

左

四十七年

四十七年

黃海道 海州 弟 徵 長 端

戶主同居 崔啓善

二十七年

黃海道 海州

戶主 金巨珍

四十二年

平安北道 江界 葛 山 面

同居 趙志順

四十四年

平安北道 致 山

同居 金仁用

二十六年

平安北道 厚 昌

李根培

四十年

黃海道 信 勃

D

海州州 嚴 宣 宋 氏 室 士

〇

百濟沙金道本五重所

五四

金基環

二十三年

平安北道宣川

朴啓勳

十七年

平安南道平壤中城

合計 貳拾九名

二、清國官憲取調及交渉事項

明治四十四年五月下旬清國巡警各名朝鮮人住家ニ  
 来リテ口及戸籍調査ヲ行ヒ同年七月廿八日ニ至リ清國  
 巡警貳名来リ朝鮮人ノ住居ハ五日以内ニ退去スル旨ヲ白  
 シ余ジ地主ハ該地ノ租借料ヲ返還スルキ旨ヲ余ジ  
 タルモ朝鮮人ハ三ヶ年ノ契約アルニ付キ三ヶ年間ハ退  
 クト能ハサル旨ヲ主張セリ七月廿一日ニ至リ巡警ハ地主ニ至  
 リ朝鮮人ハ三ヶ年ヲ主張スルモ本年一ヶ年間丈ケ居



任正元差支十寸皆傳一

三關係者出資狀況

一朝野人出資

劉高漫

金拾四兩貳拾錢

劉鶴隣

金貳拾七兩八指錢

金崇六

金五指八兩八指錢

文仲吉

金貳拾七兩廿錢

金京春

金貳拾貳兩七拾錢

李根培

金六兩八指錢

金江隣

金拾兩

崔啓善

金拾兩系參拾兩

包嘉哉

金 八兩四錢

包陽哉

金 百兩四錢

崔德敏

金 八兩九錢五分

金仁用

金 拾六兩四錢五分

金巨稱

金 拾五兩五錢四分

金基環

金 拾四兩一錢四分

趙志順

金 拾四兩五錢

朴洛勳

金 九兩八錢

金錫兩

金 八兩

合計金四百七拾四兩零錢

一、禧日午市郎及勳原隣七郎投賣

洋錢 千貳百五拾貳也

内評

地租

洋錢 貳百八拾八兩七拾分

種籾代

貳百貳拾貳兩八拾貳分

水田賃

無之拾貳兩貳拾分

上那地賃

七兩五拾分

耕作費

支那農夫 雇人 洋銀 一拾六兩貳分

生活費

洋銀 五兩九拾八兩七拾分

合計 洋銀 貳百四拾五兩七拾七分

一令右之於下出賃稼業

洋銀

貳千四兩也

〇

百兩州農直末代實土

C

内訳

百済沙鋸丸杉三重扉

五八

一 朝鮮人

世傳 主君

生活費

洋銀六百円

一 家屋建築費

洋銀四百円

合計 金貨 額 貳千貳百五拾元

四 收穫稼想 (藤田氏)

一金 貳万壹千壹百元

内訳

一金 貳万壹千元

此竹五割三十分三厘 總收穫  
金 貳万壹千七百五拾元支那林 十八日 本林 一十四日 二日 高木 二日 高木  
本林 高木 高木 高木 高木 高木 高木 高木 高木 高木 高木

一金 壹百円

某年代

以上收穫稼想其先年新民屯一如十八响毎二五拾元(支那林)

ノ收穫セリ本水田ハ播種期ヲ失シタレ存キ深延カレハ感  
 アル存キ一駒地田石ト見積タルモノナリト云フ

### 五、水稻栽培地位

二道溝傳車場ヲ駒捨所程東北ニ向ヒ三道溝ト称スル区  
 村アリ夫ヨリ高丘依テ崖トナリ形恰モ三日月形灣ヲナシ  
 其丘麓ヨリ湧出泉四ヶ所アリ其下流ハ三尺乃至五尺ノ  
 小川トナリ東方以テ貳拾丁ノ所ヲ流ルハ伊通河ニ注  
 注ガ其附近ノ地面ハ濕潤ニテ普通作物ノ耕作ニ至  
 難場所ナラズ以テ一帯ノ不毛地ナリ土地ハ平坦ニシテ  
 土質ハ有機質ニ富ミ豊沃ナリ灌漑ノ便ハ四ヶ所ノ  
 湧出泉ノ下流ヲ受ケ排水ハ地形ヲ東北ニ傾斜

①

二 田舎の金田村に在る

セシムヲ天災増水ノ爲メ流水に溢レ高ナク水稻  
栽培地トシテハ自筆ノ好適地ナリ畦地ヲ水稻栽培  
ノ爲メ耕地整理サシ敷十區ニ分割シ栽培シマアリ  
六、耕種ノ梗概

一、稻種ハ曾々奉天ニ於テ數年間試作セシモノト朝  
鮮ヨリ輸入ノモノニ種ニシテ早、中、晚ノ三者  
ノ有芝與芝種ナリ品種ニマリテハ混在種セテ  
以テ一見識別ナシ難キモノ取收粒ニシテ内地産生  
百日早生ニ類似シモノ多ク一見其種ナラシク然レモ  
氣候風土異変自無ニ状然ニテ初年ハ一收小粒  
トナルノ傾向アルモノナルト或ハ他品種ナラシカ之等ハ追而

研究ノ上報告ナルトセリ

一播種期ハ諸事創設ノ初年ニシテ終テノ準備履シ  
 日本曆五月廿日ヲ以テ播種セリ播種方法ハ朝鮮式  
 ト内地式即チ苗代播種ト庄田直播ノ二種ナリ播種  
 量ハ全耕地ニ對シテ七石九斗一升(日本及米考リ  
 九升ノ割)  
 ナ播下セリ播種期ハ六月廿五日ニシテ除草ハ梓林  
 台十五日ヲ經テ第一回除草ヲ行ヒ三十日ヲ經テ  
 第二回ノ除草ヲ行ヘリ八月十七日開花シ九月十五日  
 全ク排水セリ肥料ハ本田苗代共施肥ナルモ其ノ草  
 丈(九月廿日頃)四尺ニ五分ノ蘆木多ク七何ノ分蘆  
 セリ葉色ハ濃緑ニシテ剛硬ナリ病虫害ハ病害ニ

り

海峯州設置道志六七八九

C

南洋の熱帯地帯に生ずる

六二

罹リタルモノハ、認めざるモ昆虫ノ為メ食害セラルタルモノ  
 アリ即チ浮塵子(主ニツマカヨコバシ)一化性螟虫ナリ  
 螟虫被害ハ所々ニ白穂ヲ認めタリ收穫期ノ予想  
 ハ来月十五日頃ナルベシ以上耕種ノ梗概ヲ取調ヘセシモノ  
 ナルカ本年度ニ於テハ播種期ヲ失ヒタルト本月上旬  
 即チ開花當時ニ於テ俄チ温度下降ト稻種主ニ中  
 生、晩生種ナルヲ以テ充分ナル見熟ヲ見ル能ハサル  
 へキモ早生種ハ結実セリ、仰モ稻ハ原産地熱帯  
 地方ナルヲ以テ高温及多湿ノ地ヲ以テ適当トナス獲  
 得ハ概シ十五度ヲ要シ開花ハ二十九度ニ於テ完成  
 熟ハ三十四五度ニ及ハサルベカラズ此温度ヲ得ル地



方ニアリテハ其收獲完全ナルを得ルナリ台湾ニ於テ  
 年ニ面收穫ヲ得レドモ北海道ハ全ク登熟セザルハ  
 之が爲メナリ然レビ現今ハ漸ク寒ク成セシレ北緯四十  
 三度北ニアリテモ高ホ生育セルモノ如シ

稲ノ生育ニ温度及濕氣ノ必要ハ以上述ベシ如ク更ニ  
 光線作用ヲ待ツコト甚大ナルモノナリ降雨頻繁ノ  
 点ハ爲メ生育不十分ヲ来スエタルハ全ク光線ノ  
 不足ニ原因スルモノナリ故ニ一般ハ七月下旬ヨリ八月上  
 中旬ノ頃ハ其命聲伸長共甚ク旺トシ其期間ハ  
 雨少クシテ温度高キヲ要ス殊ニ開花時期ヲ以テ  
 第一トナス当地方氣候ハ以上ノ條件ニ相合シク現

ニ好良ナル結果ヲ得ソレバ將來有望ノコトナルベキヲ信セリ

152

地方課長

復命書

依命稻作狀況  
視察致候受  
別取一通  
及復命條也

大正元年十月廿八日

熊岳城 菅 茂 雄 謹

高橋 謙 太郎



地方課長殿

南滿洲鐵道株式會社



長春市南田農場

沿革

朝鮮感鏡道李秉元ニル者教自前ヨリ露國人集  
 ニ産シレ露寬の城子ニ道溝ニ能テ飲食物ノ販賣ニ従  
 事シワーリレカ其地ノ多額栽培ニ適者ニハストリ農  
 具シ其知人ニシテ奉天ニハ福栽培ヲナシワーリ  
 安通寧邊悟里永林里ノ割高文外ニ名ニ謀リ  
 實地調査ヲ遂ゲ請願側地主ニカ地ノ貸付ヲ支  
 張シ契約ヲ締結セリ然レトモ朝鮮人等ハ  
 恐るるニ至レシカハ年々附屬地底位ノ墮落

南滿洲鐵道株式會社



<p>縣人鶴原隣次郎及長春素造三十四号新田          與市部、西人、共同經營ヲナストシ、          土地所有者トシテ、新田與市部中、          如キ契約ヲナシ、(明治四十四年九月)          一、契約面積合計、拾九畝地、合</p>	<p>内訳</p>	<p>熟地面積 拾七畝地</p>	<p>荒地面積 八畝地、合</p>	<p>一、借地料、          一、年九百、          二、拾、          三、吊</p>	<p>血、          一、熟地、          一、畝地、          一、年四百、          一、吊、          一、荒地、          一、畝地</p>
---	-----------	------------------	-------------------	--	--



一 五年二十吊	一 租借年限三年	一 明年より租借地料、清曆式月々支払、	又一方は、耕作を朝鮮人と賃金手元引來、	ト、間々在り如可幣約ヲイセリ	一 新田及鶴原、由名、邊、本、倉、トシテ諸地、	八百圓ヲ支出スルコト	一 朝鮮人の生産額、七分新田及鶴原、三分	ヲ得得トスルコト	一 新田及鶴原、出資、朝鮮人自止ノ收
---------	----------	---------------------	---------------------	----------------	-------------------------	------------	----------------------	----------	--------------------



得高ヨリ也却之。

一借地人ノ東北及耕作ニ業ヲ出資シ朝鮮

人ニ於テ負擔ス。

一務田及鶴形ノ倉庫及積米棧ノ設備

ス。

朝鮮人ノ半世紀以降ニ於テ半業ヲ継

続クトナリ亦半世紀ノ積ノ契約ヲ

ナスコト。

以上ノ如ク契約ノ下ニ多額ノ積米棧ノ行フ

トナリ



## 位置

二道溝停車場ノ東北約二十町ヲ巨ン所  
ニ三道溝ト稱スリ川部爲イリ半世浪場ト其  
未倒ニ位スル土地ヲ整理シ敷キ込ニ込割  
シテ栽培シワケルモノナリ

地勢初東北ニ傾斜シ河直川其東方ヲ流  
ルニ以テ傍ノ帯ノ地ニ濕潤ニシテ普通作物ノ  
栽培ニ多難ナルニ依リ一望荒地ナリ

面積 二十五响也ニ分ク内二十响ノ地ニ卵等ノ豆ニ  
於テ有用ナルモノナリ

土質 有機質ニ富ミ且肥沃ノ地ナリ



外 踪

三箇溝より湧出する泉四個所あり

其下流は三片一五尺一山川トナリ東方約二

十町一伊豆川に注ぐ本農場の北端出泉

一ノ下流ヲ受ケ流ルリ以テ之レヲ利用シ流

源ニ供ヒツイアリ和人ノ合ニ依リテ登坂

早千魁ノ候ト云ヒ流ルリハ絶エルコトナシト

云（り

一 種類

所謂奉土種ト稱スル遺存種ナリ

生育状況

耕種ノ方法粗放管理ナシト云フレト云





土地肥沃を依り茶葉栽培の爲に今蘇多  
 少一程の地を以て茶葉を以て茶葉の爲に蘇多  
 栽培出来ぬや茶葉の増進にシメシム  
 以下完全なる茶葉の不可能んべし  
 草丈九尺の白銅壺(四尺)一尺三寸の提手  
 者皆乳鉢一期に達せんモノトシテも晩中  
 未夕の花を以て茶葉の他類雜種だん  
 り出穂穂揃ふべし不揃なり  
 病害の兎免を以てテカシカシカシカシカ  
 茶葉、茶葉の差を以てテカシカシカシカ



生類シラシテ葉面ノ被害大ナカラズ

耕種ノ梗概

耕作方法ハ朝鮮式ノ撒播ナリ播種期ハ四月ハ  
旬ヨリ五月中旬迄ニシテ播種量ハ全耕地ニ對シ  
十八石餘日本ノ米約九石ノ割合ナリ此種  
ノ使用セズ除草ハ一回乃至二回トスモ亦育チ即  
期ニ雜草ノ繁茂甚シク除草ハ多クノ力カクテ  
要スルト云フ 八月上旬至花約ニ十日名ニシテ種播  
及九月上旬排水ニ登熟ヲ促セリ十月上旬收穫

ノ見込ニナリト云フ

南滿洲鐵道株式會社

27  
45

奉天第六九四號

大正元年 三月廿六日

地方課長

奉天經理係主任原田鐵造

地方課長 蔡鼎敬 啟

另般本署農商務技師滿洲水田灌溉調查出  
張前為你吳奧井博強之隨行也。滿洲內各  
地現在水田狀況取調查概要別紙一覽表之調  
製供貴覽覽候為即查收於次及候也

南滿洲鐵道株式會社













高麗門附近水田

一七〇 組 四〇〇 組 六八〇 組

支那人

大和支有創榮銀區町地

高麗門附近水田

一七〇 組 四〇〇 組 六八〇 組

支那人

大和支有創榮銀區町地

假芝地好子、二五步、老翁、一五五、五步、別家地、一四五、五步

石橋子、水田

一〇〇 組 二〇〇 組 二〇〇 組

支那人

大和支有創榮銀區町地

柳千戸比附近水田

二八〇 組 三〇〇 組 八四〇 組

支那人

平台子、近寺、東邊、樽邊、高台子、本

計

五六五五 九二七三〇 八〇

備考

園東州由水田八金州民改支需付取開全州管内大、小、楊比、大、及、旅順、

鏡子宮附近水田八取用未滿付表、記載、

井八、二七四、五〇

57

大正三年

南滿洲米作概況(大正三年)

南滿洲鐵道株式會社  
地方課

第壹南滿洲米作現況

由來滿洲ノ農家ハ高粱及粟ヲ以テ日常ノ食糧トナシ其莖稈ヲ唯一ノ燃料及家屋築造ノ材料トシテ極メテ簡單ナル生活ヲ営ミシト又滿洲ノ地タル水利ニ不便ニシテ容易ニ灌溉水ヲ得ルノ道<sup>途</sup>アリザリシトヨリ古來滿洲ノ農家ニシテ水稻ノ耕作ニ著目セン者甚ク稀ナリシカ如シ

然ルニ近古朝鮮人ノ莫々滿洲東部地方ニ移住スルニ及ビ山間溪流ノ附近乃至ハ低濕ノ地ヲトシテ水稻耕作ヲ始メ之ヲ以テ唯一ノ生業トナセシカ如ク口碑傳フル所ニヨレハ通化縣上甸子下甸子附近ニハ今ヲ去ル四拾年前ノ頃ヨリ既ニ朝鮮人ノ來リテ水稻作ニ從事セシ者アリシト云フ。爾來其耕作ハ鮮人ノ西漸ト共ニ彈河上流地方即チ喫京府汪

清門新賓府附近及ヒ撫順縣鮑家屯、打鶯咀子等。及ヒ又一部支那人間  
 ニモ傳般シテ興京府撫順縣方面。元ヨリ熊岳城附近。於テモ滿洲農  
 家ニシテ拾五六年以前。コリ稻作。從事セシ者アルヲ見タリ。然レモ當  
 時ハ尚米ノ需要極メテ僅少ナリシヲ以テ其耕作モ亦微タトシテ振ハ  
 サリレガ曰露戰後一朝邦人ノ滿洲ニ居住スルニ及ビ米ノ需要蔚然ト  
 シテ起リシト又米價ハ日本内地ニ於ケル騰貴ノ影響ヲ受ケテ逐年昂  
 騰ノ一方、アルト云リ居住邦人間ニモ滿洲ニ於ケル稻作ノ利益ニ著  
 目スル者ヲ生シ鐵道附屬地ニ於テ明治四拾二年大江惟慶氏ガ撫順ニ  
 開田セシヲ始メトシ翌四拾三年ニハ奉天附屬地ニ於テ勝弘貞次郎氏  
 ノ開田アリ適マ此等試作ノ結果良好ナリシヲ見テ沿線各所ニ續々稻  
 作經營者ヲ生シ大正元年末ニ於ケル鐵道附屬地ノ水田面積ハ九四

町八及步總粗產額ニ七四〇石、及ヘリ續テ大正二年ニ至リテハ愈々  
 稲作ノ有利確實ナルコト一般ニ稱道セシレト又會社カ附屬地ノ水  
 田經營者ニ對シ直接間接ニ保護奨励ヲモテヘタリシ結果其水田面積ハ  
 一六七町ニ及步、總粗產額ハ一躍四四一九石余ニ激增セリ

又一方安奉線ノ開通及日鮮合邦ハ朝鮮農民ノ滿洲移住ヲ益促進シ明  
 治四拾三年以來鴨綠江沿岸ハ元ヨリ安奉沈線新民屯附近或ハ柵河海  
 龍地方等鐵道線路ノ左隣ニ進入シテ元來稻作ニ從事セシ朝鮮人漸ク多ク  
 加之ニ既近奉天新民屯方面或ハ熊岳城松樹附近等ノ支那農家ニシテ  
 日鮮人ノ水田ヲ模倣シ稻作ニ着手セシ者又擧ナカラス此等附屬地外  
 ニ於ケル最近大正二年末ノ水田面積ハ約三六四二町步ニシテ其總粗  
 產額ハ一三〇三九一石余ニ達セリ

今以上ノ詳細ノ附屬地ノ内外・別々ヲ表示スルハ左ノ如シ

鐵道附屬地内水稻作付及別及收穫量(經理保管區別)

區別	長春三間房	公主嶺四平街	公	公	鐵嶺昌圖	公	公	公	公	公	公	公
場所	水田及別	福種穀類	收穫量	澁水給源	經營者名	創業年次	摘	要				
面積	二〇〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	五〇〇	六〇〇	七〇〇	八〇〇	九〇〇	一〇〇〇	一一〇〇
種類	札度赤毛	札度赤毛	札度赤毛	札度赤毛	札度赤毛	札度赤毛	札度赤毛	札度赤毛	札度赤毛	札度赤毛	札度赤毛	札度赤毛
澁水	自然降雨時	河水踏車	井ノ上踏車	井ノ上踏車	井ノ上踏車	井ノ上踏車	井ノ上踏車	井ノ上踏車	井ノ上踏車	井ノ上踏車	井ノ上踏車	井ノ上踏車
經營者	酒井新輔	酒井新輔	酒井新輔	酒井新輔	酒井新輔	酒井新輔	酒井新輔	酒井新輔	酒井新輔	酒井新輔	酒井新輔	酒井新輔
創業年次	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年
摘	降雨少シクシテ 大畑全荒芽云々											
要												

大石橋	全	遼陽	全	全	奉天	全	全	全	全	全
湯蘭子	全	遼陽	石橋子	全	奉天	乱石山	全	全	全	鉄嶺
五三〇	〇一	五〇	一六〇	二七〇	四五〇〇	一〇〇〇	四〇	一三〇〇	四〇〇	一二〇〇
朝鮮種	全	朝鮮種	全	全	朝鮮種	全	全	朝鮮種	朝鮮種 札尻赤毛	朝鮮種
一三〇〇〇	—	一〇〇〇	三二〇〇	八〇八五〇	一二〇七〇	三二六〇〇	一七五五	二七六六五	七三五〇	三四二八〇
温泉湧水 湯蘭子 湯蘭子	溜水 湯蘭子	井 湯蘭子	小流 湯蘭子	全	電力 湯蘭子 井湯蘭子	貯水 湯蘭子 湯蘭子	支那 湯蘭子	全	全	石山 湯蘭子 湯蘭子
林屋伸太郎	佐藤直次	小泉岱次	濱田末三郎	西宮房二郎	勝弘貞次郎	山口運轉公司	三浦琢磨	鍛 治	吉見米右郎	勝弘貞次郎
大正二年	全	大正元年	大正元年	明治四十四年	明治四十三年	大正元年	全	大正元年	大正元年	大正元年
	溜水 湯蘭子 湯蘭子					貯水 湯蘭子 湯蘭子				貯水 湯蘭子 湯蘭子

撫 順 古 城 子	全 得 利 寺	全 松 樹	全 全	全 全	瓦 房 石 熊 岳 城	全 牛 家 屯	全 范 家 屯	全 大 石 橋	全 全	大 石 橋 海 城
一 五 〇 〇	三 七 〇	、 〇 七	一 一 八	五 六 六	一 二 〇	〇 三	一 二	二 〇	二 五 〇	六 五 〇 <sup>町</sup>
内 朝 野 種	全	全	全	全	朝 野 種	朝 野 種	朝 野 種	内 地 種	内 地 種	内 地 種
六 四 八 〇 〇	三 七 〇 〇	一 二 四	一 七 六 〇	七 九 二 四	二 四 〇 〇				一 一 二 〇 〇	一 七 二 〇 〇 <sup>石</sup>
炭 坑 内 水 ニ ル	復 州 河 水 自 然 溢 出	小 流 主 的 型 溢 出	全	全	熊 岳 河 水 自 然 溢 出	井 ノ リ 汲 上 流 ノ 水	溜 水 ノ 溜 下 式 溜 水 場 ノ 水	溜 水 ノ 足 踏 水 車 ノ 溜 水	全	井 ノ リ 汲 上 流 ノ 水
大 江 推 産	津 入 井 平 右	宗 順 忠	藤 吉 芳 茂	入 江 吟 治	鷹 野 賢 雄	福 田 勘 吉	桃 海 臣	村 上 真	森 田 隆 木 郎	井 上 正 茂
明 治 四 十 四 年	大 正 二 年	明 治 四 十 二 年	大 正 二 年	明 治 四 十 四 年	大 正 二 年	大 正 二 年	大 正 二 年	大 正 元 年	大 正 元 年	大 正 元 年
						溜 水 不 足 ノ 為 メ 中 途 ノ 中 止	全	早 水 ノ 為 メ 皆 斷		







合	合	興京 附近	合	合	合	合	合	合	合	合
江湾門	蘇清草	新寨村	沙里原	三家子	上張党	打營子	合	鮑家屯	古城子	老虎台
二〇〇〇	七九二〇	三〇〇〇	一六〇〇	二二〇〇	六〇〇	二四〇〇	六〇〇	三元〇〇	三三〇	三〇〇
朝鮮種	朝鮮種	朝鮮種	朝鮮種	朝鮮種	朝鮮種	朝鮮種	朝鮮種	朝鮮種	朝鮮種 <small>札幌赤毛</small>	朝鮮種
四〇五〇	六五一〇	四四五〇	四三二〇	四三二〇	二一六〇	八四〇〇	二一六〇	一四〇〇	一〇七六四	四六〇〇
輝石上流、流水	輝石上流、流水	合	合	合	合	合	合	輝石上流、流水	合	合
朝鮮人	朝鮮人	朝鮮人	合	合	合	支那人	朝鮮人	支那人	森松二郎	合
合	合	合	合	合	合	合	合	明治三十年	大正元年	合





以上ノ滿洲ニ於ケル水田ヲ日本人朝鮮人及支那人ノ經營者別ニ表示スレバ次ノ如ク

滿洲水田經營者別表

種別

水田面積

收穫量

面積百分率

日本人ノ經營ニ屬スル水田

二五九八八

六〇四三二四

六

朝鮮人ノ經營ニ屬スル水田

二六五二七九

九三三三五四〇

六六

支那人ノ經營ニ屬スル水田

一〇九五七二

三五三三二八四

二八

合計

四〇〇八三九

一三四八一三三八

一〇〇

又水稲種類別、表示セハ左ノ如シ

滿洲水稲種類別表

種別

水田面積

收穫量

面積百分率



關東州並滿洲在留  
日本人及朝鮮人  
散布狀態概見圖

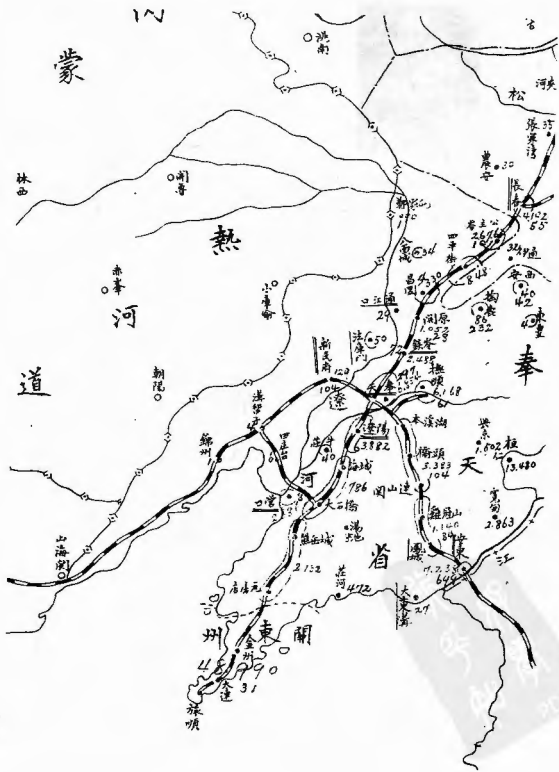
(大正三年末調查)











貳号

産業資料

共一

（三号）

南滿洲米作概況

（大正三年）

（四号）

（三号）

南滿洲鐵道株式会社

地方部 地方課

（三号）  
（四号）  
（五号）  
（六号）  
（七号）  
（八号）  
（九号）  
（十号）  
（十一号）  
（十二号）  
（十三号）  
（十四号）  
（十五号）  
（十六号）  
（十七号）  
（十八号）  
（十九号）  
（二十号）

## 第一章 南滿洲ニ於ケル稻作ノ由来

由來滿洲ノ農家ハ高粱及粟ヲ以テ日常ノ食糧トナシ其  
 莖稈ヲ唯一ノ燃料及家屋建築ノ材料等トシテ極メラ簡  
 單ナル生活ヲ営ミシト又滿洲ノ地タル水利ニ不便ニシ  
 テ容易ニ灌溉水ヲ得ルノ途ヲラサリシトゴリ古來滿洲  
 ノ農家ニシテ水稻ノ耕作ニ著目セシ者甚ダ稀ナリシガ  
 如シ

然ルニ近古朝鮮ノ一點々滿洲東部地方ニ移住スルニ及  
 ビ山間溪流ノ附近乃至ハ低濕ノ地ヲトシテ水稻耕作ヲ  
 始メテヲ以テ唯一ノ生業トナセンガ如リに碑傳アル所  
 ニヨシ、通化縣上甸子下甸子附近ニハ今ヲ去ル四十年

頃ヨリ既ニ朝鮮へノ来リテ稻作ニ従事セシモノアリ  
 シト云フ南来共耕作ハ鮮へノ移動ト共ニ滿洲各地ニ傳  
 播シラシ次イテ支那人ノ之ニ模倣スル者ヲ生ジ漸次其  
 面積ヲ擴大シ今日見ルガ如キ水田地ヲ諸方ニ形成スル  
 ニ至リリ今滿洲ニ於テ水田發達ノ由来ヲ案スルニ其經  
 路ハ大凡六ツアルモノ、如シ  
 (一) 朝鮮東部國境圖門江ヲ渡リテ同島ニ次テ達シ其地ヨリ  
 (二) 鴨綠江ニ流テ渡リ臨江、通化、輯安、懷仁ニ傳ハリタルモ  
 ノハ長白山脈ノ一支脈ヲ越ヘテ渾河上流地方興京府、延  
 清門、新賓府附近ニ至リ水田ヲ起シ更ニ西漸シテ撫順縣ニ至リタル  
 モノト夫レヨリ少シク北止シテ柳河、海龍地方トニ傳播

シタルニ流アリ曰更ニ鴨綠江下流ヲ越ヘマルモ一ハ  
 現今ノ安奉線ニ沿フテ建シ高麗門湯山城ニ至リテ水田  
 ヲ起シ其水田耕作ハ大洋河沿岸附近ノ支那人間ニ傳ハ  
 リ更ニ莊河縣岫巖縣鳳城縣ニ河川ニ流地方ニ及ビ尚西  
 漸シテ松樹熊岳城ノ水田ヲ見ルニ至レリ曰尚鴨綠江  
 下流大東溝地方ハ十數年前ヨリ朝鮮人ノ移住者ニヨリ  
 テ水田耕作ヲ見タルモ其盛大トナリシハ曰韓併後ノ  
 事ニシテ殊ニ東洋拓殖會社ガ北鮮ニ土地ヲ買収シタル  
 結果<sup>必具金ヲ得</sup>大地<sup>又失</sup>タル朝鮮人ガ多數此地地方ニ移住シ廣大  
 ナル水田ヲ開拓セリ<sup>由</sup>又安奉線開通後汽車ニヨリ新  
 民地附近或ハ柳河海竜地方等鐵道ノ左右ニ進メシテ細

<sup>作</sup>從事セル朝鮮人、水田モ亦見道スベカラスニ等鉄道

附属地外ニ飛ケル最近大正三年ノ水田面積ハ五、一、一

町歩餘ニシテ其總収獲量ハ二七、〇一七石ニ達セリ

一方鉄道附属地ニ於テハ近年邦人ノ来住者増加シ米ノ

需要勃然トシテ起リント又米價ハ日本内地ニ於ケル騰

貴ノ影響ヲ受ケテ逐年昂騰ノ一方ニアリントヨリ居住

邦人間ニモ滿洲ニ於ケル水稻作ノ利益ニ着目スルモノ

ヲ生シ明治四十二年大江准度氏ガ撫順ニ開田ヒルヲ其

矯矢トシ緒イラ四十三年ハ奉天附属地ニ於テ勝弘貞

次郎氏ノ開田ナリ此兩年ハ氣候平順ニシテ米價モ亦高

値ヲ稱ヘソリレハ其利益多大ナリレヲ以テ沿線各地



二續々稲作經營者ヲ生ジ明治四十四年、洪水大正元年  
 ハ旱冷ノ天災アリシモ水田増進ノ勢ハ聊カモ阻止セラ  
 レザリシノミナラズ大正二年ニ至リテハ愈々稲作ノ有  
 利確實ナルコト一般<sup>ニ唱</sup>道<sup>ヲ</sup>セラレシト又會社ガ附屬地  
 ノ水田經營者ニ對シ直接間接ニ保護獎勵ヲ興ヘタリシ  
 結果其水田面積ハ<sup>一八五冊</sup>ヤ<sup>五</sup>年<sup>五</sup>歩餘ニ達セリ然ルニ大正三  
 年ハ春期旱魃夏期降雨過多ナリシト<sup>其年ニ其秋限外ノ長</sup>藁<sup>ハ</sup>投機心ニ驅ラ  
 レタリシ水田耕作<sup>者中ニ</sup>破<sup>産</sup>セシトスル者ヲ生ズタル  
 父<sup>メ</sup>逐年<sup>ニ</sup>減<sup>少</sup>シ来<sup>リ</sup>タル水田<sup>五</sup>區<sup>ニ</sup>放棄セザルベカラ  
 ヤ<sup>レ</sup>不<sup>況</sup>ヲ見<sup>テ</sup>其栽培<sup>及</sup>別<sup>ハ</sup>増加スルニ至ラズ然レトモ  
<sup>ニテ</sup>滿洲ニ<sup>テ</sup>於ケル邦人水田業者ニ水田耕作ノ<sup>一</sup>法<sup>ニ</sup>テ<sup>テ</sup>投機<sup>的</sup>



# 南滿洲鐵道株式會社

事業ニアラガルの覺知セシメ彼等ヲ導キイテ着實ナル歩  
 調ヲ歩マシムルニ  
 幸リナルハ此ノベキ現狀ト謂フベシ

## 第二節 附屬地外水給作付反別及收穫量

區別	場所	水反別	收穫量	灌水利源	經營者名	創設年次	摘要
長春	三道溝	一七〇〇	六九七〇〇	天然湧水	醒田氏	明治四十四年	
同	同	四〇〇	一〇〇〇	同	荀と溼橋	大正三年	
同	同	一三八〇〇	三二〇〇〇	同	朝鮮人	大正三年	



同	豐寧附近	同	同	同	同	同	楊柳堡	同	同	新民屯 附近
蘇子河 右岸	新賓府	沙兒康	三家子	上張堡	打鷹咀子	同	鮑屯	新武	同	打虎山
八五〇〇	一〇〇〇〇	一二〇〇〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	二五〇〇〇	六〇〇〇	三五〇〇〇	二〇〇〇〇	四八〇〇〇	一八〇〇〇〇
二五五〇〇〇	二五〇〇〇〇	三六〇〇〇〇	三七五〇〇〇	二五〇〇〇〇	七五〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	一四四〇〇〇〇	五四〇〇〇〇〇
河流水 潭河工廠蘇子	同	同	同	同	同	同	潭河流水 潭	連河流水	同	羊腸河流水 三〇〇〇
同	朝鮮人	同	同	同	在那人	朝鮮人	在那人	在那人	在那人 義社公司	支那人
同	同	同	同	同	同	同	明成宗年	大正元年	大正元年	明治三十三年

百濟沙金遺址村文書三冊

同	同	同	同	附鳳城 附近	附草河 附近	同	中法湖 附近	同	通化方面	同
同	湯山城	鳳凰城	高麗門	劉家河	草河	大山嶺	范莊子	通化	上甸子 下甸子	汪清門
一八〇	五〇	一五〇	二五〇	一八〇	六〇〇	一〇	二三〇	二五〇	一三〇〇	一三〇〇
五四〇	一五〇	四五〇	七五〇	二四〇	一八〇	三〇	七五〇	六五〇	三九〇	三六〇
川	月	同	同	同	小流流水	同上	些么流流水	同	鴨綠江流 流水	潭河流流水
同	朝鮮人 比那	朝鮮人	比那人	同	朝鮮人	同	比那人	同	同	同
同	同	同	明洪武年	大正元年	明洪武年	大正元年	大正元年	同	明洪武年	同



以上、滿洲ニ於ケル水田ヲ日本人朝鮮人及支那人ノ經營者別ニ表示スレハ次ノ如シ

水田面積	面積百分率	收穫量	收穫量百分率
日本人經營者水田 二九三、四〇二	五、五三〇	六、六六七	九、〇一%
朝鮮人經營者水田 二八、一四四	五、三〇三	四七、一三八	三五、七八
支那人經營者水田 二、一九九	四、一四九	七、八一九	五九、三一
合計 三二四、七四五	一〇〇、〇〇	一三一、七六四	一〇〇、〇〇

尚本年ヲ大正二年ニ比較スレバ次ノ如シ  
 一、附屬地内外ニ於ケル水田増減比較

水田面積	面積百分率	收穫量	收穫量百分率
大正二年	九、五三〇	六、六六七	九、〇一%
大正三年	九、五三〇	六、六六七	九、〇一%

吉野州農産調査報告書

附屬地内

一六七二

一八五〇  
一六七〇

四四一九

四七〇八  
三三

附屬地外

三〇四一九

五三三六

一三〇三九

一三三〇  
一六〇八

四〇〇八  
三九

五三〇六  
六二  
三三  
八八  
六二

一三四八一  
三八

一三一七  
六四三

二、經營者別ニヨル水田及別及收穫量増減比較

水田及別

收穫量

大正三年

大正三年

大正三年

大正三年

田中、一、淺草、三、水田

二五九八

二九三〇  
二七五〇  
一七五〇

六〇四三

六六〇六  
七三

朝野、一、經營、三、水田

二、六五二、七九

二、八二四、〇〇

八八六六  
六六〇

四七、三三  
八、五八

土那、一、經營、八、水田

一、〇九七、七二

二、一九九、二〇

四、〇一〇、六八

七、八〇  
一九、〇〇

合 計

四、〇〇八、三九

五、三〇六、六二  
五、三〇八、六二

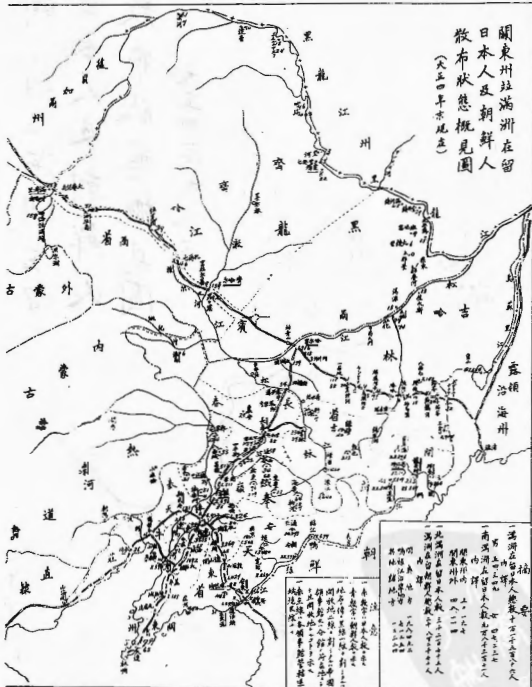
一、三四、八一  
三八

一、三一、七六  
四、三一



關東州駐滿洲在留  
日本人及朝鮮人  
散布狀態概見圖

(大正四年末現在)



滿洲在留日本人總數十萬二千五百六十八  
內：朝鮮人 七、四三三  
一、南滿洲在留日本人數九萬二千五百二十八  
內：朝鮮人 四、一八四  
關東州外 一、九一四  
關東州內 一、九一四  
一、此滿洲在留日本人數 三、五二五、三十九  
一、滿洲在留朝鮮人總數 六、五二五、三十九  
內：朝鮮人 一、九一四  
一、此滿洲在留朝鮮人總數 四、六一一一

一、此滿洲在留朝鮮人總數 六、五二五、三十九  
一、此滿洲在留朝鮮人總數 六、五二五、三十九  
一、此滿洲在留朝鮮人總數 六、五二五、三十九  
一、此滿洲在留朝鮮人總數 六、五二五、三十九









5. 2 24  
監 務 課



收台送第七七號

大正五年二月十八日

(有七屬切)

庶務課  
至

本館編輯部

總裁呂壽中村經伊多殿



在滿日人統計表送付ノ件

関東州並滿洲在留本邦人及外國人ノ口数計表  
及在留本邦人及朝鮮人散布状態圖各二部  
并各表及圖送付也

一部調査課ニ備置キタシ



關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表(第七回)

四注六等別、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

外務省政務局

## 關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表

### 概 說

關東州並滿洲在留本邦人ノ居住狀態ヲ通觀スルニ、日露戰後邦人ノ滿洲渡航熱高潮ニ達シ一時非常ノ激增ヲ見タルモ、是全ク一時的現象ニ外ナラスレテ、其後急激ノ増加ヲ來サスト雖モ、年々堅實ナル發達ヲ遂ケツ、ソルハ疑ナキ所ニシテ、之ヲ統計ニ徵スルニ、明治四十一年末ノ五萬八千人ハ、四十四年末ニ八萬一千人、大正二年末ニ八萬九千四百人トナリ、大正三年末ニハ遂ニ十萬ヲ超エ、其數實ニ十萬八百三十五人ニ達セリ、即年々平均約七千人ノ増加ニシテ、過去六年間ニ於テ約七割五分ヲ増加シタル割合ナリ、而シテ之ヲ前年ニ比較スルニ奉天管内ノ二千二百餘人、關東州ノ一千六百餘人、長春ノ一千百餘人増加シタルヲ重ナルモノトシ、其他孰レモ多少ノ増加ヲ示シ、只間島及齊々哈爾濱管内ニ於テ極メテ僅少ノ減少ヲ見タルノミニシテ、全體ニ於テ六千三百餘人ヲ増加シタリ、今大正三年末ニ於ケル全人口十萬八百三十五人ヲ男女別ニスレハ、男五萬四千九十三人、女四萬六千七百四十二人ニシテ、男百人ニ對シ女八十六人強ノ割合ナリトス、因ニ大正三年六月末調査ニ係ル海外在留日本人總數ハ三十五萬九千餘人ナリ。

此等十萬ノ本邦人ノ居住狀態ヲ察スルニ、大體ニ於テ南ニ偏シ此ニ進ムニ從テ漸次稀薄トナリ、即チ關東州内居住者約四萬九千人、州外居住者約五萬一千人ニシテ、略ホ相半ハシ



州外ノ内奉天管内ノ一萬六千人ヲ最多トシ、安東管内ノ八千餘人、長春管内ノ七千人、牛莊管内ノ六千人ニ次キ、北滿洲ニ至リテハ其總數今尙三千人餘ニ過キス、今大正三年末現在ニヨリ關東州及滿洲ニ於ケル本邦人ノ大集團地ノ人口數ヲ表示スレハ左ノ如シ

地名	領事館管内	鐵道附屬地	計	地名	領事館管内	鐵道附屬地	計
大連 (奉天管内)	—	—	六、二〇〇	四平街	二	六、六一	六、六三
瓦房店	—	—	一、三三六	公主嶺附近	—	二、六六六	二、六六六
熊岳城	五	二、九〇	二、九〇五	長春	六、四〇〇	三、五〇〇	九、九〇〇
大石橋	—	—	一、三三六	本溪湖	一、〇〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
牛莊	二、五〇〇	九	二、五〇九	橋頭	二、四〇〇	三、三〇〇	五、七〇〇
海城	五	二、六〇〇	二、六〇五	連山關	一、五〇〇	二、四〇〇	三、九〇〇
遼陽	—	—	三、四〇〇	冠山	二	五、五〇	五、五二
奉天	二、二二二	四、〇〇〇	六、二二二	安東	六、二七五	九、九	一六、二七四
新民府	二、九	—	二、九	吉林	五、九	—	五、九
撫順	—	六、〇七	六、〇七	龍井村	二、五	—	二、五
鐵嶺	一、一〇	一、二	二、三二	哈爾濱	二、五	一、一〇	三、六
開原	五	—	五	齊齊哈爾	一、五	—	一、五

更ニ在滿朝鮮人ノ狀態ヲ一瞥スルニ、開放地外ニ於ケル朝鮮人ハ各地ニ散居シ、且時々移動アルヲ以テ、其人口統計ハ固ヨリ正確ヲ保シ難シト雖モ、鴨綠江及豆滿江ヲ渡リテ滿洲ニ移住シ來ルモノ年々多數ニ上リツ、アルハ掩フヘカワサル事實ニシテ、大正三年末ニ於ケル此等鮮人ノ人口數ハ實ニ二十七萬餘人ニ達シ、其内間島地方ニ居住スルモノヲ最多トシ、在滿鮮人ノ約七割強即チ十九萬一千餘人ヲ算シ、安東管内鴨綠江沿岸地方居住者之ニ次キ二割六分弱即チ六萬九千餘人ニ達シ、其他ハ各地ニ散居スルモノトス。

更ニ茲ニ附言ヲ要スルハ、支那人ノ南滿鐵道附屬地内ニ居住スルモノ漸チ以テ増加シツ、アルコトニシテ、大正三年末ニ於テ其數五萬六千餘、關東州内居住者四十七萬三千餘人ヲ加フレハ約五十三萬人ニ達スルノ狀態ニアルハ注目ニ値スヘシ。

最後ニ關東州及滿洲ニ在留スル外國人ノ狀態ヲ一言センニ、大正二年末ニ於テハ其數七萬一千餘人ナリシカ、大正三年末ニ於テハ一萬一千餘人ヲ減シ六萬餘人トナリタルカ、如斯減少ヲ見タルコトハ明治四十一年統計作成以來未ダ嘗テ之ナキトコロニシテ、注目ヲ要スヘシ而シテ、此等外國人ハ殆ント全部露國人ナルコト勿論ニシテ、即チ全數六萬八百六人ノ内五萬九千九百六十八人ヲ占メ、次ア多キハ英國人ナルモ僅ニ四百人ニ滿タス、其他ハ何レモ言フニ足ラス、尙是カ散布狀態ヲ觀ルニ、主トシテ哈爾濱及齊齊哈爾管内即チ滿洲北部ニ居住シ其數五萬九千九百五十九人ニシテ、實ニ全數ノ九割九分弱ヲ占メ、滿洲南部居住者ニ至リテハ其一分強即八百四十七人ヲ算スルニ過キス、而シテ右八百餘人ノ内英國人三百三十八人ニシテ首位ヲ占メ、露國人ノ二百九十六人之ニ次キ、獨佛、米、何レモ五六百人内外ニ止マリ、其他ハ殆ント數フルニ足ラス。



## 備考

- 一、本表ハ大正三年十二月末現在數ニ據ル
- 一、本表中滿洲在留人口ハ在滿洲帝國各領事館管轄區域ヲ開放地、開放地外並鐵道附屬地ノ三種ニ區別シテ之ヲ計上セリ
- 一、開放地外ニ於ケル支那人人口ハ之ヲ計上セス
- 一、開放地外ニ於ケル朝鮮人ハ各地ニ散居シ、且時々移動アルヲ以テ、其人口統計正確ヲ保シ難シト雖モ、出來得ル限り詳細調査ヲ遂ケ計上シタリ、尤モ安東管内ニ於ケルモノハ調査困難ナリシ爲、不得已其一部ハ前々年分ヲ兼用シタリ
- 一、本表中印ハ男女別不明ナルコトヲ示ス

一、關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表

關東州

地區別地名	日 本 人		朝 鮮 人		外 國 人		支 那 人	
	男	女	男	女	男	女	男	女
旅順	五,096	四,147	三	一	二	九	三	四九,044
大連 <small>(奉天省內)</small>	二〇,933	一七,846	二	四	三	四	五七,886	五三,310
金州 <small>(大連市政府管內)</small>	七,271	六,211	—	—	—	—	一六,959	一七,013
總計	三三,300	二八,204	五	五	五	一三	一〇三,889	一〇三,637
總大正二年計末	三三,686	二八,496	五	二	六	七	一〇三,267	一〇三,511
總大正元年計末	三三,010	二八,388	五	三	六	五	一〇三,079	一〇二,861

424

安東

開放地	地區別	地名	日本人		朝鮮人		外國人		支那人		
			男	女	男	女	男	女	男	女	
開放地	安東縣	安東縣	三,007	二,948	六,377	三,999	1,041	五,99	三,011	九,411	三,942
〃	大東溝	大東溝	二二	二六	二七	—	—	—	三,106	1,000	四,106
〃	鳳凰城	鳳凰城	二六	三三	五九	—	—	—	五,021	三,574	八,595
計			三,055	三,007	六,463	三,999	1,041	五,99	三,011	一三,986	三,942
開放地外	三道浪頭	三道浪頭	五	七	一二	—	—	—	—	—	—
〃	五龍背	五龍背	八	二二	三〇	—	—	—	—	—	—
〃	湯山城	湯山城	—	—	—	二五	六	—	—	—	—
〃	龍泉溝	龍泉溝	—	—	—	一八	三	—	—	—	—
〃	沙林子	沙林子	—	—	—	五	—	—	—	—	—
〃	雞冠山	雞冠山	七	五	一二	—	—	—	—	—	—

二







	草	乾	通	其	林	劉	秋	鷄	鷄	長	四	鳳
計	河	草	遠	家	家	家	木	冠	冠	嘴	台	鳳
	口	店	堡	堡	台	家		山	山	子	子	城
一	長	三	三	二	三	三	七	三	二	四	二	香
二	長	二	二	二	二	三	三	一	一	一	九	香
三	一尺	五	五	四	五	五	五	四	三	五	三	香
元												四
八												一
五												五
五	六	三	一	五	七	二	四	八	一	六	二	六
一	三											
二	三											
三	一	五	二	五	一	二	五	八	一	六	二	天

五





開放地外											地區別	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	地名
逕	接	騰	周	古	木	高	高	金	田	湯	熊	日本
家	官	敷	小	城	字	坵	力	變	家	崗	岳	計
園	促	儀	屯	子	保	子	房	店		子	城	
子												
一	一	三	二	二	二	二	五	九	二	一	一	男
八												女
	二	三	二	一	一	一	一	一	一	二	二	計
三								八	三	三	三	
												男
												女
												計
												男
												女
												計
												男
												女
												計



地區別		附屬地		新臺子		甘泉鋪		南臺		中所屯		五道河子		海城		所王山		朱家屯		他山		金山嶺		岳州		分水			
男	日	三	三	二	二	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
女	本	三	三	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
計		六	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
男	朝																												
女	鮮																												
計																													
男	外																												
女	國																												
計																													
男	支	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
女	那																												
計		三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

十

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
唐 家 屯	董 家 屯	西 峪 子	沙 崗	苑 家 屯	王 母 閣 子	董 平	三 塊 石	白 旗	黃 旗 墳	大 平 山	拉 々 山	大 石 橋
	〇		〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇		〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇		〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇





開放地	地區別	遼陽		總計	總大正元年 計末	總大正二年 計末	總計	田家	炸子高	旭村
		遼陽西園	遼陽城內							
元	男	二五	日本	計	二二八	二、八〇	二、〇五	三		
二	女	二〇	朝	計	六、一〇〇	六、二五	三、〇五	二〇		一
亮	男	三	外	計	一、九〇	一、三三	六、五二	三		
	女	二	支	計	一、九〇	一、三三	六、五二	三		
	男	五	支	計	一、九〇	一、三三	六、五二	三		
	女	四	支	計	一、九〇	一、三三	六、五二	三		
	男	九	支	計	一、九〇	一、三三	六、五二	三		
二、三〇	女	二、〇八	支	計	一、九〇	一、三三	六、五二	三		
一、五三	男	三、六六	支	計	一、九〇	一、三三	六、五二	三		
三、七六	女	元、五〇	支	計	一、九〇	一、三三	六、五二	三		





開放地奉天	地區別地名	奉天		總計	總大正元年計末	總大正二年計末	他計	計	東臺	煙臺炭坑	附屬地柳塘溝	地區別地名	
		男	女									男	女
一、〇〇	男	二、〇〇	一、〇〇	三、〇〇	一、八八	二、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	二	二〇〇	七	男	日本
〇、〇二	女	二、二六	一、〇〇	三、二六	一、九七	二、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一	一〇〇	四	女	日本
	計				三、八五	四、〇〇	四、〇〇	二、〇〇	三	三〇〇	二二	計	人
一、〇〇	男	二、〇〇	一、〇〇	三、〇〇	一	三	四	一				男	朝鮮
〇、〇二	女	二、二六	一、〇〇	三、二六		一	二					女	朝鮮
	計				二	四	六	一				計	人
二、九	男	二、九	一、五	四、四	五	六	六					男	外國
〇、〇二	女	二、二六	一、〇〇	三、二六	五	七	四					女	外國
	計				一〇	一三	一〇					計	人
一、〇〇	男	二、〇〇	一、〇〇	三、〇〇				一、〇〇	四	二五	六	男	支那
〇、〇二	女	二、二六	一、〇〇	三、二六				一、〇〇	一	一		女	支那
	計							二、〇〇	五	二六	六	計	人

「	「	「	「	「	「	「	「	「	開放地外	計	「
橋	福	本	火	石	姚	邊	陳	譚	蔡		新
頭	金	溪	連	橋	千	牛	相	河	家		民
古	一	三	一	四	二	一	一	四	屯		府
一	一	一	一	二	一	一	一	三		一, 五〇〇元	一, 五〇〇元
二	一	一	一	六	三	一	一	七		二, 四〇〇元	二, 四〇〇元
一	二	一	七	二	一	八	一	一		一, 四〇〇元	一, 四〇〇元
一	二	一	三	一	一	九	一	一		一, 四〇〇元	一, 四〇〇元
一	四	一	九	三	一	七	一	一		三, 〇〇〇元	三, 〇〇〇元
一	一	一	一	一	一	一	一	一		三, 〇〇〇元	三, 〇〇〇元
一	一	一	一	一	一	一	一	一		六, 〇〇〇元	六, 〇〇〇元
一	一	一	一	一	一	一	一	一		一, 八〇〇元	一, 八〇〇元
										一, 八〇〇元	一, 八〇〇元
										六, 〇〇〇元	六, 〇〇〇元
										三, 〇〇〇元	三, 〇〇〇元
										二, 〇〇〇元	二, 〇〇〇元
										一, 〇〇〇元	一, 〇〇〇元

附屬地道	奉天	開放地外南		地區別地名		日本		朝鮮		外國		支那	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	計	八七	六〇	一四七	二二	九	二	一〇	二				
	北山												
	古家子												
	前公大優子												
	昂那牛策												
	百公大優子												
	那家優	八	八	一六									
	連山園	高	△	一五									
	下馬塘	二	七	八									

十八



地 區 別	地 名	日 本 人		朝鮮人		外國人		支那 人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
附屬地	劉通子屯	三	一						
〃	千金寨	二四七	一八四	八	六	一	一	二九七	二
〃	東那坑	二六	三三	四	四			三三	三三
〃	永安橋驛	五	五					二	二
〃	楊柏堡	三七	一五					三五	二
〃	大山坑	一八	三三	七				一九	八
〃	老虎台	二六	三七					二四	二四
〃	白塔堡	二	一					八	八
〃	陳相屯	二五	一七					二二	二二
〃	田水堡子	五	二					六	六
〃	姚千戶屯	一〇	八					六	六
〃	老命廟	三	三					六	六



計	都家堡	遮山園	下馬塘	南坎	橋頭	福金	木溪湖	火塘灣	石橋子	三家子	姚仙屯	蘇麻堡子
七〇	八	三〇	〇五	吉	一五	九	查	一五	五	四	五	
五	三	一〇	九	查	一〇	八	〇	三	五	四	四	二
三	三	三	五	三	三	七	一	五	五	八	九	三
二									二			
三									二			
一									四			
五												
四												
九												
三	受	受	三	六	受	〇	查	一	四	五	五	八
二	一			八	一		五	一				五
三	五	天	三	六	五	〇	九	二	四	五	五	一

鐵嶺

地區別	地名	總計		朝鮮人		外國人		支那人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
總計		九, 零七	七, 零七	四, 零二	一, 四一	二, 零一	一, 二九	一, 九, 五五	一〇, 六〇
大正二年末		八, 九〇七	六, 三〇二	三, 九七	一, 〇七	一, 三三	一, 五	一, 八, 五五	九, 一〇
大正元年末		七, 三〇	五, 四四	三, 〇五	一, 〇	一〇〇	一	一, 五五	一, 五

地區別	地名	日本人		朝鮮人		外國人		支那人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
開放地	鐵嶺	五, 六	五, 〇	二	七	三	四	一, 九, 五五	一〇, 六〇
法庫門		二	二	一	一	五	三	四, 四七	六, 八〇
通江口		三	一七	一	一	一	一	五, 六五	一, 五〇
計		五, 〇	一, 八〇	三	八	八	七	四, 五七	一八, 五〇

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	開放地外
阿吉	拉馬	大公主	小房	野	大	八	金	昌	李	八	三	開
房	橋	屯	身	登	窟	面	家	興	家	楊	步	原
子	子			樹		城	屯	城	台	樹	壘	城
-	-			-	-	-	-	〇			-	三
-	-	-			-	10	-	〇			-	二
〇	〇	-		-	-	三	-	〇			-	七
				-					〇	〇		四
			-	-					二	〇		三
		-	-	-					六	10		七
												二
												二
												四

二十三



〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
朝 陽 鎮	北 沙 河 子	大 肚 川	老 虎 峪	西 渭 津 河	大 梨 樹 河 子	遠 河 源	大 泥 恆	愛 清 溝	二 道 溝	大 營	双 橋 子	小 城 子
〇	一	三	一	一	二	二	五	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	三	一	一	三	三	三	一	一	一	一	一
一	一	一	八	七	三	一	一	六	三	二	五	二
一	一	一	七	六	一	一	一	一〇	一〇	二	三	六
一	一	一	三	三	四	一	一	三	四	一	五	二
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

附屬地道							地區別		開放地外	
平頂堡	新臺子	亂石山	山頭堡	八里庄	鐵嶺川	得勝臺	計	孤山子	山城子	地名
二五	二五	三三	三三	三三	四四	二二	三三	二	三	日本
三	三	三	三	三	六	二	一	一	二	計
二二	六〇	二四	九	五	一〇	二二	三	三	元	朝鮮
							二六		三	計
							二		六	外國
							三		元	計
							七			支那
							四			計
							二			支那人
一〇	一六	二〇	五	七	一〇	一〇				支那人
	三	二		二	五	一				計
三	一八	二二		八	一四	一〇				計

二十六



地 區 別	地 名	日 本 人			朝 鮮 人			外 國 人			支 那 人		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
附屬地	南揚家	二	四	六									
"	廟子溝	二	二	四									
"	郭家店	五	五	一〇									
"	小哈	四	三	七									
"	蔡家	二	一〇	一二									
"	南山	二	一	三									
計		一、九六六	一、九〇〇	三、八六六	〇	〇	〇						
總計		二、八八八	二、八〇六	五、六九四	二〇〇	二〇	二二〇						
大正二年計末		二、六六〇	二、五五五	五、二一五	一九	一八	三七						
大正元年計末		二、二二二	二、二五〇	四、四七二	...	...	...						

二十八



長 春

計	開放地外						計	開放地								
	二道溝	三道溝	老少溝	卡倫	張家灣	農安縣		伊通縣	長春	地 區 別	地 名	男	女	計	男	女
男 六 一 五	三	一	一	一	九	七	二六	三〇〇	男 本 人 計	地 區 別	男	女	計	男	女	計
女 三 一 五	三	一	九	一	三	三	二六	三二	女 本 人 計	地 區 別	男	女	計	男	女	計
男 一 九	一	一	一	一	一	一	一	七	男 朝 鮮 人 計	地 區 別	男	女	計	男	女	計
女 一 四	一	一	一	一	一	一	一	三	女 朝 鮮 人 計	地 區 別	男	女	計	男	女	計
男 三	一	一	一	一	一	一	一	三	男 外 國 人 計	地 區 別	男	女	計	男	女	計
女 一	一	一	一	一	一	一	一	三	女 外 國 人 計	地 區 別	男	女	計	男	女	計
男 一 一 五	一	一	一	一	一	一	一	三	男 支 那 人 計	地 區 別	男	女	計	男	女	計
女 一 一 五	一	一	一	一	一	一	一	三	女 支 那 人 計	地 區 別	男	女	計	男	女	計
男 三 八 〇 〇	三	一	一	一	九	七	二六	三〇〇	男 計	地 區 別	男	女	計	男	女	計
女 三 八 〇 〇	三	一	九	一	三	三	二六	三二	女 計	地 區 別	男	女	計	男	女	計
男 七 六 〇 〇	六	二	二	二	一	四	三	七	男 計	地 區 別	男	女	計	男	女	計
女 七 六 〇 〇	六	二	九	一	三	三	三	七	女 計	地 區 別	男	女	計	男	女	計

地區別地名	日本		朝鮮		外國		支那人	
	男	女	男	女	男	女	男	女
附屬地長春	一、七〇〇	一、五〇〇	六	六	三	三	七、四七七	六、八二七
公主嶺	一、〇〇〇	一、三三七	八	二	一〇	一	九、〇五五	一、〇〇〇
總計	三、三九九	二、八三七	一四	八	一三	一	一七、〇三三	一、〇〇〇
總計	三、七四九	三、〇一〇	二二	一〇	二三	二	一八、〇八八	一、九一〇
大正二年末計	三、三〇七	二、六四〇	一七	三	一〇	一	一六、七三七	一、七〇七
大正元年末計	三、一八二	二、五二〇	一六	八	九	一	一六、五七三	一、五七三
總計	三、七四九	三、〇一〇	二二	一〇	二三	二	一八、〇八八	一、九一〇
吉	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一
開放地吉林	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一

## 吉林

地區別地名  
開放地吉林

日本  
男  
女  
計

朝鮮  
男  
女  
計

外國  
男  
女  
計

支那人  
男  
女  
計

計

一、〇〇〇

一、〇〇〇

二、〇〇〇

一

一

二

一

一

二

一

二

三

		總計		額程縣	敦化縣	樺甸縣	懷江縣	他處縣	開放地外
總大正元年計末	總大正二年計末	總計	計	縣	縣	縣	縣	縣	吉林府下
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	九
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	一四
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三
:	六	六	六	六	六	六	六	六	一
:	三	三	三	三	三	三	三	三	一
六	六	六	六	六	六	六	六	六	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	三	三	三	三	三	三	三	三	一
六	六	六	六	六	六	六	六	六	一



開放地	姓名	日本人		朝鮮人		外國人		支那人		
		男	女	男	女	男	女	男	女	
哈爾濱 (根據中領事館報告)	哈爾濱	22	12	22	22	1	1	22,900	3,000	25,900
密古塔	密古塔	17	5	17	17	6	4	3,000	8,000	11,000
計	計	39	17	39	39	7	5	25,900	11,000	36,900
總大正元年計	總大正二年計	23	12	23	23	1	1	22,900	3,000	25,900
總大正元年計	總大正二年計	23	12	23	23	1	1	22,900	3,000	25,900
總計	總計	39	17	39	39	7	5	25,900	11,000	36,900
管庫分內館	管庫分內館	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	計	1	1	1	1	1	1	1	1	1

哈爾濱

地區別地名		日本人		朝鮮人		外國人		支那人	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
開放地外	双城堡	量	二						
東京城	城	一	七						
三岔口	口	二	六						
佳木斯	斯	一	五						
沿源縣	縣	一	八						
興東	東	一	二						
大平溝	溝	一	七						
上糧台	台	一	六						
火燒營	營	一	六						
都魯河	河	一	一						
班必富	富	一	二						
嘉蔭河	河	一	四						

三十四

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
同 小採芬附近	近 東基縣高安府附	同 水村	同 白池子	密山縣東村	近 穆稜縣八面屯附	横道河子	一面坡	呼蘭城	湯河鎮	ダ キ ブ	必河口	寶興鎮
								二	五		一	三
									四	三	五	五
								二	四	三	六	六
六七	一〇〇, 一〇〇	八〇〇	四〇〇	一八二	一, 七〇〇	二〇〇	五〇〇					
一〇六	三〇〇	一〇〇	六	五	四三	五	一三					
六七	一〇〇, 二〇〇	一〇〇〇, 一〇〇〇	五八	二二五	二, 一〇〇	二〇〇	七〇					

地 區 別	地 名	日 本 人		朝 鮮 人		外 國 人		支 那 人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
開放地外	三姓附近	—	—	—	—	—	—	—	—
計		支	三	支	五七	支	—	支	—
東清鐵道	哈爾濱	四七	六七	—	—	—	—	—	—
附屬地	(俄家留子等)	—	—	—	—	—	—	—	—
安 速 縣		—	二	—	—	—	—	—	—
宋 縣		—	—	—	—	—	—	—	—
蒙 古 縣		—	—	—	—	—	—	—	—
對 青 山 縣		—	—	—	—	—	—	—	—
阿 什 河 縣		—	—	—	—	—	—	—	—
一 面 坡 縣		—	—	—	—	—	—	—	—
ヤブロニヤ縣		—	—	—	—	—	—	—	—
石 頭 河 子 縣		—	—	—	—	—	—	—	—
計		支	三	支	五七	支	—	支	—
男		—	—	—	—	—	—	—	—
女		—	—	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—	—	—
男		—	—	—	—	—	—	—	—
女		—	—	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—	—	—
男		—	—	—	—	—	—	—	—
女		—	—	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—	—	—
支 那 人		—	—	—	—	—	—	—	—
男		—	—	—	—	—	—	—	—
女		—	—	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—	—	—
支 那 人		—	—	—	—	—	—	—	—
男		—	—	—	—	—	—	—	—
女		—	—	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—	—	—





齊々哈爾

地區別地名		日本		朝鮮		外國		支那人	
地區別	地名	男	女	男	女	男	女	男	女
總計		3,550	2,900	1,100	900	2,450	1,000	3,350	1,900
總大正二年末計		7,000	5,800	2,200	1,800	4,800	2,000	6,800	3,800
總大正元年計		2,500	2,100	800	700	1,700	700	2,500	1,100
開放地	齊々哈爾	2,500	2,100	800	700	1,700	700	2,500	1,100
開放地	海拉爾	2,000	1,500	700	600	1,300	500	2,000	800
開放地	滿洲里	1,000	800	400	300	600	200	1,000	500
開放地	愛琿	1,000	800	400	300	600	200	1,000	500



地區別	地名	日本人		朝鮮人		外國人		支那人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
東清鐵道 附屬地	齊今哈爾	100	314	37	2	3	50	1	2
札蘭屯	札蘭屯	1	2	5	1	3	2	3	5
博克圖	博克圖	1	6	3	1	3	1	2	3
免渡河	免渡河	1	1	3	1	3	1	1	1
海拉爾	海拉爾	2	7	2	1	3	3	1	1
札賚諾爾	札賚諾爾	1	1	3	1	3	1	2	3
滿洲里	滿洲里	3	7	2	1	3	3	2	2
總計	總計	100	314	37	2	3	50	1	2
大正二年 計末	計末	25	64	9	1	3	5	1	2

關東州及各領事館管內通計

		總大正元年 計末		三三	六四四	八六七	六二五	二四	六二九	二〇、八七	一、四九	二、〇〇〇
開放地、開放地 外、鐵道附屬地 及關東州通計	地區別	男	女	計	朝鮮人	計	外國人	計	支那人	計		
	日本	男	女	計	朝鮮人	計	外國人	計	支那人	計		
	高島、豐田、關東州通計	男	女	計	朝鮮人	計	外國人	計	支那人	計		
		男	女	計	朝鮮人	計	外國人	計	支那人	計		

二、關東州並滿洲在留本邦人、外國人及關東都督府  
管內居住支那人人口統計一覽表

管轄區域	日本		朝鮮人		外國人		都督府管內 住支那人計
	開放地	開放地外 附屬地	開放地	開放地外 附屬地	開放地	開放地外 附屬地	
安東	六,五七〇	一〇三	五〇〇	六九,三三六	二六	—	一,一三三
牛莊	二,六六六	二六六	八	—	—	—	三,八六六
遼陽	三,二二二	一六	五	—	九	—	一,四四五
奉天	二,二二二	一,四七七	二〇〇	二〇〇	一八二	—	一五,一五二
鐵嶺	一,三三四	三,九三三	二〇	三〇	二五	—	一五,六六六
長春	六,四四四	二二	一〇	三三	二二	—	一九,一八〇
吉林	五,九九	二二	一八	六六	一七	—	—
開島	五七七	二	三,八八八	一八七,三三三	—	—	—
計	二,三三三	三,七〇〇	四,八八八	三六,二二二	七九	二六	一六,四四四
哈爾濱	四四四	四四四	一,八八〇	二,三三三	二二	—	—

一、本表中都府管内居住支那人ハ關東州及南滿洲鐵道附屬地内居住支那人ヲ云フ

齊々略算	三九	四七	一〇	八六	二八	六五	一九	八三	末	一五	二、六九	二、〇六
計	六五	八五	一、六〇	三、〇〇	二六	七、五〇	二六	八二五	六	一五	五、七八	五、五七
合計	一、〇〇六	三、三〇七	一、〇〇〇	五、〇八〇	四、〇五三	二四、八四六	五、〇三三	三、〇五七	四七	二九	六、八四六	六、〇六
關東州				四、九〇〇			三					四七、〇六
大正三年末計末	一、〇〇六	三、三〇七	一、〇〇〇	五、〇八〇	四、〇五三	二四、八四六	五、〇三三	三、〇五七	四七	二九	六、八四六	六、〇六
大正二年末計末				四、九〇〇			三					四七、〇六
大正元年末計末				四、九〇〇			三					四七、〇六
明治四十四年末計末				八、五〇七			五、五二七				四、九二二	四七、〇三
明治四十三年末計末				七、三三三			三、〇〇〇				三、七、八三三	四七、〇三
明治四十二年末計末				六、〇〇六			未詳				三、七、九〇〇	四七、〇〇
明治四十一年末計末				六、〇〇六			未詳				三、七、九〇〇	四七、〇〇





大正五年四月印刷

關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表 (第八回)

副總裁



長

官



關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表

外務省政務局

467



## 關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表（大正四年末現在）

## 概 說

關東州並滿洲在留本邦人ノ居住状態ヲ通觀スルニ、日露戰後邦人ノ滿洲渡航熱高潮ニ達シ一時非常ノ激増ヲ見タルモ、是全ク一時的現象ニ外ナラスシテ其後急激ノ増加ヲ來サスト雖モ年々堅實ナル發達ヲ遂ケツ、アルハ疑ナキ所ニシテ、之ヲ統計ニ徵スルニ、明治四十一年末ノ五萬八千人ハ四十四年末ニ八萬一千人トナリ、大正三年末ニハ更ニ進ンテ十萬人トナレリ、即明治四十一年末ヨリ大正三年末ニ至ル過去六年間ニ於テ約七割五分ヲ増加シ、一年ノ平均増加率約七千人強ノ割合ナリ、殊ニ大正四年五月締結セラレタル南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約ノ規定ニ因リ、從來條約上認メラレザリシ未開放地、開放地外ト同シ居住ノ權利ヲ享有スルニ至リ、換言スレハ日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ自由ニ居住往來スルヲ得ルニ至リタルヲ以テ、從來未開放地居住者僅々三千五百餘人大正三年末現在數ニ過キサリシモ、今後は等地方居住者ノ増加スヘキハ之ヲ逆睹スルニ難カラズ、然ルニ茲ニ注意スヘキハ大正四年末人口數ヲ前年ノ數ト比較シ增加ヲ見タルハ奉天管內ノ千四百餘人、關東州內ノ千二百餘人ノミニテ、哈爾濱、長春及牛莊管內ノ増加ノ如キハ言フニ足ラス、其他ノ安東、遼陽、鐵嶺、吉林、開島及齊々哈爾管內ハ何レモ多少ノ減少ヲ見

サルモノナク、結局全體ヲ通シテ僅カニ七百五十一人ヲ増加シタルニ過ヤサルコト之ナリ、如斯ハ明治四十一年統計作成以來未ダ嘗テ之ヲヤトコロニシテ、之カ原因ヲ探ヌルニ青島戰役後同地ノ開放セラレ、ヤ在滿邦人ノ同地ニ移住スルモノ一時潮ノ如ク、正確ナル數字ハ固ヨリ不明ナルモ、過少ニ見積リ尙一萬人ヲ超ユル見込ニテ之カ爲前記ノ如キ結果ヲ來シタルニ外ナラス、從テ右ノ如キ一時的現象ヲ以テ直ニ滿洲ノ將來ヲ云爲スルカ如キハ早計ニ失スルヤ管テ俟タス、況ンヤ絃上未開放地ニ於ケル居住權獲得ノ新事實アルニ於テオヤ、次ニ大正四年末ニ於ケル全人口十萬一千五百八十六人ヲ男女別ニスレハ、男五萬四千三百四十九人、女四萬七千二百三十七人ニシテ、男百ニ對シ女八十七人弱ノ割合ナリトス

此等本邦人約十萬一千人ノ居住狀態ヲ察スルニ、大體ニ於テ南ニ偏レ北ニ進ムニ從テ漸次稀薄トナリ、即チ關東州内約五萬人、州外約五萬一千人ニシテ、略ハ相半ハシ、州外ヲ更ニ南北滿洲(元來南北滿洲ノ間ニ截然タル境界アルニアラサルモ、本統計ノ關スル限り便宜上齊々哈爾濱、哈爾濱領事館管轄區域ヲ北滿洲トシ、其以外ノ領事館管轄區域ヲ南滿洲ト假定ス)ニ細別スレハ、南滿洲四萬八千人ニシテ、其九割四分ヲ占メ、北滿洲ハ三千人ニシテ、其六分ニ過キス、而シテ州外ノ内奉天管内ノ一萬七千人ヲ最多トシ、安東管内ノ七千人、長

春管内、六千九百人、牛莊管内ノ六千五百人之ニ次ク、今大正四年末現在ニヨリ關東州及滿洲ニ於ケル主要ナル本邦人集團地ノ人口數ヲ表示スレハ左ノ如シ

地名	領事館管内	鐵道附屬地	計	地名	領事館管内	鐵道附屬地	計
旅順	—	—	八、六〇〇	昌圖	—	—	二、五七〇
大連	—	—	三、〇五〇	四平街	—	—	七、九〇〇
瓦房店	三	一、一〇〇	一、〇〇〇	公主嶺	—	—	一、八三三
熊岳城	八	二、六〇〇	二、五〇〇	長春	五、五〇〇	三、八四〇	三、九、九〇〇
大石橋	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇	本溪湖	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
牛莊	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	橋頭	〇	—	三、三三〇
海城	一〇五	二、五〇〇	一〇五	遼山關	一〇五	—	三、五五〇
遼陽	二、五〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	鶏冠山	—	—	一、四一〇
奉天	二、〇〇〇	四、五〇〇	六、五〇〇	安東	五、一〇〇	—	六、一〇〇
新民府	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	吉林	三、七〇〇	—	三、七〇〇
撫順	—	六、七〇〇	六、七〇〇	龍井村	三、五〇〇	—	三、五〇〇
鐵嶺	一、一〇〇	一、一〇〇	二、二〇〇	哈爾濱	二、五〇〇	一、二七〇	三、七七〇
開原	六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	齊齊哈爾	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇

更ニ在滿朝鮮人ノ狀態ヲ一瞥スニ開放地外ニ於ケル朝鮮人ハ各地ニ散居シ且時々

移動アルヲ以テ、其人口統計ハ固ヨリ正確ヲ保シ難シト雖モ、鴨綠江及豆滿江ヲ渡リテ滿洲ニ移住シ來ルモノ年々多數ニ上リテ、アルハ掩フヘカヲサル事實ニシテ、朝鮮總督府調査ニ依リハ滿洲移住朝鮮人數ハ明治四十四年一萬九千餘人、大正元年一萬七千餘人、大正二年一萬七千餘人、大正三年八千餘人、大正四年一萬一千餘人ナリ、大正四年末ニ於ケル此等鮮人ノ人口數ハ實ニ二十八萬餘人ニ達シ、其内間島地方ニ居住スルモノヲ最多トシ、在滿鮮人全人口ノ約七割強即チ十九萬八千餘人ヲ算シ、安東管内鴨綠江沿岸地方居住者之ニ次キ二割六分弱即チ七萬一千餘人ニ達シ、其他ハ各地ニ散居スルモノトス。

更ニ茲ニ附言ヲ要スルハ、支那人ノ南滿鐵道附屬地内ニ居住スルモノ漸チ以テ増加シツツアルコトニシテ、大正四年末ニ於テ其數五萬九千餘人、關東州内居住者四十九萬ヲ加フンハ約五十五萬人ニ達スルノ状態ニアルハ注目ニ値スヘシ。

最後ニ關東州及滿洲ニ在留スル外國人ノ状態ヲ一言センニ、大正二年末ニ於テハ其數七萬一千餘人ナリシレカ、大正三年末ニ於テハ一萬一千餘人ヲ減シ六萬餘人トナリタルカ、更ニ大正四年末ニハ五萬七千餘人ニ減少シタルハ注目ヲ要ス而シテ、此等外國人ハ殆ント全部露國人ナルコト勿論ニシテ、即チ全數五萬七千八百五十五人ノ内五萬七千四十九人ヲ占メ、次ヲ多キハ英國人ナルモ僅ニ三百餘人ニ過キス、其他ハ何レモ言フニ足ラス、尙

是カ散布状態ヲ觀ルニ、主トシテ哈爾濱及齊々哈爾濱管内即チ北滿洲ニ居住シ其數五萬六千七百十八人ニシテ、實ニ全數ノ九割八分強ヲ占メ、南滿洲居住者ニ至リテハ其一分強即八百三十一人ヲ算スルニ過キス、而シテ右八百餘人ノ内露國人三百三十一人ニシテ首位ヲ占メ、英國人ノ二百八十一人ニシテ之ニ次キ、獨、佛、米何レモ五六十人ニ過キス、其他ニ至リテハ殆ント數フルニ足ラス。



備 考

- 一、本表ハ大正四年十二月末現在數ニ據ル
- 一、滿洲ヲ南北ニ分テ通常南滿洲北滿洲ノ稱呼ヲ與フルコトアルモ、元來其間ニ截然タル境界アルニアラス、只本統計ノ關スル限り便宜上齊々哈爾、哈爾濱領事館管轄區域ヲ北滿洲トシ、其以外ノ領事館管轄區域ヲ南滿洲ト假定ス
- 一、本表中滿洲在留人口ハ在滿洲帝國各領事館管轄區域ヲ開放地、雜居地(北滿洲ニ於テハ開放地外)並鐵道附屬地ノ三種ニ區別シテ之ヲ計上セリ
- 一、雜居地又ハ開放地外ニ於ケル支那人人口ハ之ヲ計上セス
- 一、本表中印ハ男女別不明ナルコトヲ示ス
- 一、本表中雜居地トハ南滿洲ニ於ケル開放地、鐵道附屬地以外ノ土地ヲ指ス



一、關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表（大正四年末現在）

關東州

地區別	地名	日本人		朝鮮人		外國人		支那人			
		男	女	男	女	男	女	男	女		
旅順	順	五,000	四,000	九,500	七	一	七	一八	一八	四九,000	四九,000
大(采撈野)	連	二,000	一八,000	二〇,000	七	九	一六	二〇	四六,000	二六,000	九二,000
金(大連民政廳)	州	支	支	一,000	三	一	一	一	二〇,000	二〇,000	四〇,000
總計		七,000	二二,000	二九,000	一〇	一〇	二四	三八	六六,000	六六,000	一三二,000
大正三年末計		六,七〇〇	二〇,〇〇〇	二六,七〇〇	七	七	二二	二六	六三,〇〇〇	六三,〇〇〇	一二九,〇〇〇
大正二年末計		三,八〇〇	二〇,〇〇〇	二三,八〇〇	三	三	六	一五	二六,〇〇〇	二六,〇〇〇	五二,〇〇〇





附屬地			鐵道			安奉鐵道沿線			東			地區別地名		日本人口計		朝鮮人口計		外國人口計		支那人計		
高力	湯山	五龍	老古	蛤蜊	安	二	二	三	四	三	三	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
子	城	青	湯	塘	東	二	三	三	四	三	三	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	三	七	三	五	二	三	三	四	三	三	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	三	三	六	一〇	四	二	三	三	四	三	三	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	七	五	三	三	九	四	七	五	六	三	三	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	八	二	八	三	五	六	八	二	六	三	五	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	三	一	一	一	六	一	三	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	二	二	八	三	六	一	三	二	六	三	五	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

四

	草	乾	通	其	林	劉	秋	鷄	長	四	鳳	高
計	河口	草店	遠堡	家堡	家台	家河	木莊	冠山	山嘴	台子	鳳城	麗門
一、九〇六	三	三	一八	二	三	三	一五	三五	四	二六	六	二四
八〇	三	三	一五	三	二	二〇	一七	一〇六	二	三	四	九
一、九〇六	九	六	三	五	五	五	三	二四	六	一八	二	三
美												
云												
杏												
一												
一												
五	一、三三九	一、八〇	五	二、九	五	八	三	三〇	七	四	六	七
一、七	四				三		八	二				一
一、三九	三、四	五	二、五	五	二	三	天	三、一	七	四	六	八















地 區 別	地 名	日 本 人		朝 鮮 人		外 國 人		支 那 人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
鐵道 附屬地	許家屯	三	三					三	三
"	萬家嶺	三	三					三	三
"	松樹	三	三					三	三
"	得利寺	元	元					元	元
"	龍王廟	五	九					五	九
"	王家	九	六					九	六
"	瓦房店	六	六					六	六
"	田家	二	八					二	八
計		二二	一八二					三、五七	一、五五
總計		三、五三	三、四三	一〇	四〇	五	四	三、五七	一、五五
大正三年 計末		三、四七	三、〇美	六	三	一〇	八	三、四七	一、五
大正二年 計末		三、五六	二、八〇	一	一	三	三	三、五六	一、七



地區別		地名		日 本 人		朝鮮人		外國人		支 那 人	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計	一九	一	三	三	一	一	一	一	一	三	一
總計	一九	一	三	三	一	一	一	一	一	三	一
附屬地	計	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
鞍山站	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
尤庄子	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
馬驛屯	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
張店堡	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
立山	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
潘家屯	八	二	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
馬伊屯	四	四	八	八	八	八	八	八	八	八	八
張益子	八	八	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
總計	一九	一	三	三	一	一	一	一	一	三	一
總計	一九	一	三	三	一	一	一	一	一	三	一

總計	總計	總計	總計	東	煙臺炭坑	柳塘溝	十里河	沙河	煙臺	太子河	迎水寺	蔚
二、一〇二	二、〇六六	二、〇三三	一、六八二	二	七	五	五	二	五	四	三	三
一、九〇	一、八四	一、八〇	一、六九	二	五	四	五	三	五	三	一	二
三、九四	三、八二	三、八三	三、〇九	四	二二	九	八	六	九	七	四	五
三	四	四	一									
一	二	二										
四	五	五	一									
六	六	五										
七	四	五										
三	二〇	九										
			一、六七	四	二五	六	七	一六	一五	三	八	六
			二五		二			四	四	二		
			一、八〇〇		三三	六	七	二七	二九	五	八	六







地區別		地名		日本人		朝鮮人		外國人		支那人	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
附屬地	道	臺家屯	100	110	100					100	6
〃	〃	老命廟	2	1	2					2	1
〃	〃	文官屯	3	3	3					3	4
〃	〃	虎石臺	3	4	3					3	7
〃	〃	唐三家子	3	3	3					3	1
〃	〃	新城子	5	3	6					110	6
〃	〃	三家子	6	3	9					116	5
〃	〃	遼東支線沿線 元潭河堡	1	1	1					1	3
〃	〃	孤家子	4	4	6					7	1
〃	〃	民家屯	3	3	6					6	1
〃	〃	深井子	2	9	5					5	5
〃	〃	水家屯	4	3	7					4	1
總計			100	110	100					100	6
總計											6
總計											116

姚千戶屯	田水堡子	陳相屯	白塔堡	安奉鐵路 撫安	老虎台	大山坑	楊柏堡	永安橋驛	東鄉坑	撫順城坑用地 千金	李石窰	劉通子屯
三	四	三	三	二七	六二	一八	二六	二二	三六	二、三三	八	二
三	二	二	二	一〇	五七	二六	一〇〇	八	三三	二、〇八	一〇	三
二四	六	五	五	二七	六六	三七	四八	三〇	四〇	四、九〇	一八	五
		—			八				四	二		
					二					二		
		—			元				四	一		
六	五	三	九	二	二七	二、六四	二、〇〇	四	三、六九	三、八五	二四	三
			二	一		二	五		六	三、九	四	
六	五	三	一〇	二	二七	二、五九	二、〇六	四	三、九	四、三三	二八	五

十九

地區別	地名	日本人		朝鮮人		外國人		支那人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
鐵道 附屬地	安奉綏芬線 新廟堡子	二	二					100	5
"	石塘子	二	三						
"	火連寨	二	二					100	100
"	本溪湖	七	六					100	100
"	金	三	七					100	100
"	橋頭	10	10					100	100
"	南坎	五	五					100	100
"	下馬塘	三	九					100	100
"	連山關	10	18					100	100
"	祁家堡	10	10					100	100
總計		77	81	100	100	100	100	100	100
總計		9,600	7,800	1,700	1,700	100	100	100	100







地區別		籍居地	男		女		計		朝鮮人		外國人		支那人	
地	名	區	日	本	人	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三	江	遼寧省 遼源縣 鄭家屯	三	三	六	10								
"	"	大孤家子												
"	"	五家子												
"	"	廣平縣 三家子												
"	"	大卡那堡子												
"	"	丁家房身												
"	"	王爺嶺												
"	"	法庫縣 拉馬橋子												
"	"	舊四平街												
"	"	大												
		昌圖縣 八面城	三	三	六	10								



〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
双 楸 子	小 城 子	大 营 溝	野 鷄 背	楊 木 林 子	四 平 街	二 道 崗	郭 家 店	冷 水 泉 子	高 力 木 子	平 崗	西 陶 縣 鹿	白 香 太 來
五	九	九	四					二	四			
六	二	五	五					二				
四	二	四	七					四	四			







	總大正二年計末	總大正三年計末	總計	計	廟子溝	南楊家	此牛哨	桓勾子	雙廟子	泉頭	滿井
	二,六五	二,八八	二,五〇	一,六二	二	二	二	二	五	二六	八
	二,三五	二,八六	二,五七	一,四六	四	一	二	九	五	八	二
	五,〇〇	五,二六	四,九六	三,〇〇	六	三	二七	二〇	一〇	二四	一九
	一九	二〇	(三三)	二							
	二六	二五	(二四)	三							
	三	四	三	五							
	〇	一	三								
	〇	二	七								
	二	六	一								
				一〇	五	五	三	九	三	六	一〇
				二	一	一	一	三	二	二	一
				二〇	五	五	三	五	六	五	一〇





○增 補

長春似事館管内雜居地ノ備三〇四ノ左記ノ地ヲ訂正増補ス

地區別	地名	日本人		朝鮮人		外國人		支那人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
雜居地	吉林省長春縣 二道溝	四	六	三	三				
"	三邊溝	一	一		八				
"	卡島	四	一		二				
"	伊通縣 州	二	三						
"	雙陽縣 子	四	一						
"	德惠縣 家灣	一	五						
"	老少溝		九						
"	下台	八	一						
"	農安縣	八	三						
"	奉天省 德縣	六							
"	梨樹縣 街	三	一						
"	懷德縣 南	四	一						
計		二九	二〇	三	一〇				

附記 右訂正增補ノ件ニ本統計表掲載ノ時數ニ反映サズ生ケル信使録ヨリス

大正五年九月

編者 關



吉林

地區別地名	日本人		朝鮮人		外國人		支那人	
	男	女	男	女	男	女	男	女
開放地 吉林	一〇一	一〇一	三三	三五	五	六	五二八	二七四
計	二〇二	二〇二	六八	七〇	一一	一二	五八〇	二九〇
雜居地 吉林府下	九	八	一	一	一	一		
舒蘭縣	一	一						
濛江縣			七	七				
樺甸縣			六	五				
敦化縣			二	一				
額爾古納縣			一	一				
總計	一一〇	一一〇	七六	七九	二	二	五八〇	二九〇



地區別	地名	日本人		朝鮮人		外國人		支那人				
		男	女	男	女	男	女	男	女			
雜居地	開島總領事館內	三	三	六	四〇, 五	五九, 〇六	五, 一五	二	五	七		
〃	局子街分館內	四	一	五	二四, 七〇	三三, 四〇	四七, 二七					
〃	頭道溝分館內				三, 一五	九, 六五	三三, 一五					
〃	百草溝出張所內				三, 六九	一〇, 四四	三, 七五					
〃	春分館內	一	一		一〇, 四八	九, 三五	一九, 七五	一	四	五		
〃	計	七	四	一一	一〇, 八三	九, 三〇	一五, 〇三	三	七	一〇		
總計	總計	二四	一五	三九	二〇, 四八	二八, 八四	一六, 四〇	四	一〇	一四		
總計	大正三年計末	二五	一五	四〇	二〇, 四九	二八, 二二	一六, 四〇	五	一〇	一四		
總計	大正二年計末	二五	一五	四〇	二〇, 二六	二八, 六六	一六, 〇〇	五	一〇	一四		

哈爾濱

(△印ハ前年度末ノ數ナリ)

開放地	地區別地名	日 本 人		朝 鮮 人		外 國 人		支 那 人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
吉林省雙城縣	雙城	1	1	1	1				
新賓縣	石叢城子	2	2	1	1				
東寧縣	三岔口	8	5						
楊木縣	楊木	1	3						
楊源縣	楊源	2	3						
黑龍江省東北縣	太平溝	2	3	2	2				
計	廣古塔	13	13	3	3				
開放地	哈爾濱	27	25	2	2				
	(前年度ノノ分)	27	25	2	2				
	計	40	38	5	5				
	男	20,000	18,000	1,000	1,000				
	女	20,000	20,000	1,000	1,000				
	計	40,000	38,000	2,000	2,000				

地區別	地名	日本人		朝鮮人		外國人		支那人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
開放地外	黑龍江省 上糧北縣	—	—	—	—	—	—	—	—
“	火燒營	—	—	—	—	—	—	—	—
“	都魯河	—	—	—	—	—	—	—	—
“	莊必富	—	—	—	—	—	—	—	—
“	寶興鎮	—	—	—	—	—	—	—	—
“	新河口	—	—	—	—	—	—	—	—
“	溫河鎮	—	—	—	—	—	—	—	—
“	吉林省比羅縣 一面坡	—	—	—	—	—	—	—	—
“	寧安縣 橫道河子	—	—	—	—	—	—	—	—
“	程松縣 八面屯附近	—	—	—	—	—	—	—	—
“	密山縣 東山村	—	—	—	—	—	—	—	—
“	白泡子	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	計	計	計	計	計	計	計
		△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇
		△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇
		△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇



地區別	地名	日本人		朝鮮人		外國人		支那人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
東清鐵道 附屬地	幹線沿線 吳古諾電	1	1	1	1	5	3	1	1
"	海拉爾	5	7	3	1	3,044	622	1,222	1,222
"	免渡河	1	1	2	1	222	233	222	222
"	牙克什	1	1	1	1	271	211	222	222
"	札拉木台	1	1	1	1	300	277	222	222
"	哈克	1	1	1	1	222	222	222	222
"	依勒克特	1	1	1	1	300	222	222	222
"	ホルゴ	1	1	1	1	7	5	22	10
"	烏路爾	1	1	1	1	3	8	22	22
"	興安	1	1	1	1	33	28	222	222
"	ペートリヤ	1	1	1	1	3	9	22	22
"	ソルノクナ	1	1	1	1	8	3	22	22

第 ヶ 漢	富 拉 爾 基	庫 勒 庫 勒	ト ル チ ー ハ	環 子 山	成 吉 思 罕	札 爾 屯	哈 拉 蘇	巴 里 木	雅 丹	チ ビ リ ゲ ル	噶 爾 甘 哈	博 支 圖
六	三											八
三	二											三
三	五											五
												二
												二
二	四	五	七	九	三	六	七	三	八	六	八	三
101	五	三	四	六	10	六	六	七	七	四	六	二
四	10	五	二	五	三	一	二	元	二	一	一	六
一	三	四	10	三	九	二	元	元	三	八	一	三
二	三											二
一	四											七
一	四											九



地區別	地名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
東清鐵道 附屬地	幹線沿線 煙筒屯												
"	小窩子												
"	喇嘛甸子												
"	薩勒圖												
"	安達												
"	宋古												
"	聖古												
"	對青山												
"	哈爾濱												
"	阿什河												
"	二層甸子												
"	小窩子												
日本													
朝鮮													
外國													
支那													
計													

高嶺子	六道河子	石頭河子	牙不力	草沙河	サモフワールウオ	西坡	烏吉密河	烏吉密	ノークイ	フンフアスギ	帽兒山	二道河子
		二	二	一		愛						
		七	二			夫						
		九	三	二		二						
		八	三	九		二						
		七	一	二		一						
		五	四	三		二						
七	三	六	五	四	三	二	一	一	八	七	六	七
六	九	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一	八
五	三	二	一	三	四	五	六	七	八	九	一	五
一	六	五	四	三	二	一	一	八	一	二	三	二
一	一	七	六	五	四	三	二	一	八	一	一	一
一	六	五	四	三	二	一	一	八	一	二	三	二







關東州及各領事館管内通計

管轄區域	地區別	口 本 人		朝鮮人		外國人		支那	
		男	女	男	女	男	女	男	女
安 東	開放地、雜居地、 鐵道附屬地計	三,九七七	三,九七七	七,五九四	四,八八二	二六,四六六	七,二五五	三	一四
關 東 州		二七,八〇〇	三三,九七七	五〇,一九七	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇		
環 庫 縣	河	六	三	一					
呼 倫 池 漁 場									
特 發 電									
計		二八	三〇	四三	二	一五	一		
總 計		二九	三三	五九	六八	一〇	二	一	一
總 大 正 三 年 末 計 末		三三	六五	八五	八	一五	八	一	一
總 大 正 二 年 計 末		三三	六五	九〇	三	二	六	一	一

朝鮮人ノ男女計數符合セラルハ男女別不明ノモノ三百六十一名アルニヨル

管轄區域	地區別	日本	朝鮮人	外國人	支那人		
		男	女	計	男	女	計
牛莊	開放地、雜居地、 鐵道附屬地計	三,三三三	三,〇〇〇	六,三三三	二〇〇	〇	二〇〇
遼陽	〃	二〇,二二二	一八,四四四	三八,六六六	〇	一一一	一一一
奉天	〃	九八,八八八	七〇,三三三	一六七,二二二	三三三	一〇〇	四三三
錦嶺	〃	二五,〇〇〇	二二,三三三	四七,三三三	...	...	...
長春	〃	三三,〇〇〇	二二,三三三	五五,三三三	...	...	...
吉林	開放地、雜居地 計	一五,〇〇〇	一〇,三三三	二五,三三三	...	...	...
間島	〃	二四,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三四,〇〇〇	...	...	...
哈爾濱	開放地、開放地 計	九二,三三三	一六,三三三	一〇八,六六六	...	...	...
齊々哈爾	〃	一六,〇〇〇	五,九九九	二一,九九九	...	...	...
計		五〇三,〇〇〇	四七〇,三三三	九七三,三三三	一七,七七七	二,三三三	二〇,一〇〇

二、關東州並滿洲在留外國人國別表

國別	關東州										滿洲										計				
	總計	奉天	遼陽	牛莊	安東	關東州	長春	吉林	青島	計	哈爾濱	齊齊哈爾	總計	奉天	遼陽	牛莊	安東	關東州	長春	吉林		青島	計	哈爾濱	齊齊哈爾
英國	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
美國	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
法國	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
德國	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
朝鮮	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
其他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10



## 三、關東州並滿洲在留本邦人、外國人及關東都督府

## 管内居住支那人人口統計一覽表

管轄區域	本國人		朝鮮人		外國人		合計
	開拓地	附屬地	開拓地	附屬地	開拓地	附屬地	
安東	五,三三三	一,五六一	一,五六一	三,二五五	—	—	一〇,一四九
牛莊	三,三九七	三,六八八	—	—	—	—	七,〇八五
遼陽	二,五五	三,五〇九	—	—	—	—	六,〇六四
奉天	二,一九	一,〇〇〇	—	—	—	—	三,一九九
鐵嶺	—	—	—	—	—	—	—
長春	—	—	—	—	—	—	—
吉林	—	—	—	—	—	—	—
間島	—	—	—	—	—	—	—
南滿洲	—	—	—	—	—	—	—
合計	三,三九七	三,六八八	—	—	—	—	七,〇八五
哈爾濱	—	—	—	—	—	—	—



1981·1

68129



最新  
滿洲地誌  
上編

朝鮮及滿蒙叢書第四輯

旭邦釋尾春 仍監修  
朝鮮及滿洲社編纂

朝鮮及滿洲社出版部發行



今南滿洲に於ける日本人支那人及各國人の最近統計を示せば左表の如し。

(大正七年七月都督官房文書課調査)

地方	日 本 人		支那人	外國人	計	日 本 人		支那人	外國人	合 計	
	内地人	朝鮮人				内地人	朝鮮人				
	南	州	東	關	南	州	東	關	南	州	東
大石橋	七二				二	一、〇六六	七三			一、〇六六	七一
瓦房店	六五					一、四三三				一、四三三	六一
營口	三					三				三	一五七
計	一二、四四八				三	二七、〇〇八	六			二七、〇一四	五、七三三
鏡子窩	一、一七					一、一七				一、一七	一、一七
普蘭店	一七					一、四八二				一、四八二	一、三三
金州	一、〇三					二、九七七				二、九七七	六、〇九九
大連市外	一、七六				一	三、〇五九				三、〇五九	七、〇三二
大連市内	九、七九				七	一七、〇五五	六			一七、〇五五	七、〇三二
旅順市外	七					二、〇〇六				二、〇〇六	七、〇三二
旅順市内	二、三三				三	四、三三四				四、三三四	一、八六五
計	二、三三				三	四、三三四	三			四、三三四	一、八六五
支那人											一、八六五
外國人											一、八六五
計											一、八六五

第二編 人文地理 (戶口)

七一

第二編 人支地理 (月口)

地 方	鐵 道 附 屬 地										地 方
	遼 陽	鞍 山	奉 天	本 溪	撫 順	鐵 嶺	開 原	長 春	四 平	公 主 嶺	
日 本 人	1,008	1,025	1,925	1,127	2,780	6,000	2,500	1,500	4,000	6,000	3,500
	2	7	7	10	3	6	6	6	4	2	3
支那人	255	182	66	110	69	29	1,121	1,133	608	608	875
	1	1	4	1	1	5	1	5	1	1	1
外 國 人	1,000	1,000	2,740	1,370	3,580	6,000	1,000	3,000	1,000	1,000	1,000
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日 本 人	1,000	1,000	2,740	1,370	3,580	6,000	1,000	3,000	1,000	1,000	1,000
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
支那人	255	182	66	110	69	29	1,121	1,133	608	608	875
	1	1	4	1	1	5	1	5	1	1	1
外 國 人	1,000	1,000	2,740	1,370	3,580	6,000	1,000	3,000	1,000	1,000	1,000
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	5,000	4,812	8,670	4,867	11,940	18,000	3,622	8,000	3,000	3,000	3,000
	5,000	4,812	8,670	4,867	11,940	18,000	3,622	8,000	3,000	3,000	3,000

總計	領事館					
	安東	長春	鐵嶺	新民府	奉天	遼陽
三、七五七	一、四七七	二、四六七	二、四六七	三、三	六、七	七、七
三、〇四六	〇、〇	二、七三三	一、五二二	一、	三、〇一	七、
八、五九四	二、五三三	二、六七四				
六、	八、	八、				
三、〇、八、三	四、八、八	九、二、二	三、三、三	二、九、九	三、三、三	六、九、九
女、六、〇、七	男、三、九、九	女、六、三、三	男、三、九、九	女、六、三、三	男、三、九、九	女、六、三、三
八、七、五	二、一、二	七、七、七	二、〇、〇	四、四、四	七、七、七	二、二、二
三、九、九	八、〇、七	三、九、九	一、〇、〇	三、九、九	七、七、七	二、二、二
二、五、〇	三、二、二	六、六、六	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三
三、〇、〇、八	三、二、二	二、六、六	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三
七、七、七	三、三、三	三、九、九	一、〇、〇	八、八、八	四、四、四	二、九、九

一 内地人には陸海軍隊管内居士の軍人を計上せず  
 一 牛莊及安東に於ける領事館管内の支那人並外國人は新市街居住のもののみを計上す  
 一 又朝鮮人は此表以外滿洲奥地の各地に散在する者を擧れば十萬以上に達せん  
 一 此表中奉天初め各地支那人の戸口意外に少きは滿鐵附屬地内居住者のみを擧げればなり

社長

副社長

總務部長 佐佐木 良  
理事部長 野村 浩

外務部長 山田 隆  
庶務部長 山田 隆  
文書部長 山田 隆

吉野三一中隊

大正九年一月二十一日

吉林支隊長 末吉 貞雄

總務部長 理事 杉本 忠治 殿

朝鮮 八會 成立 一 件

昨年未達ニ増加シテ皆在朝鮮各社社長  
領事館、在リ之相當注意ヲ得長タルカ之ヲ取  
締ルニテ指導スルニモ彼等ノ之ヲ団体ヲ組織セ  
テ最モ便トスルノ見地ヨリ這回省城日在位、鮮  
人ヲシテ朝鮮ノ一人會ヲ組織セシムル事トナラセ

印刷部 記  
二十三日 費人會式ヲ舉行シ引續キ總會ヲ開キ

28  
194

役員選挙の結果、全東佐會長に釋  
有基副會長、高選以外、評議員八名、選  
任シタリ。現在會員數人十餘名、ルガ目下會  
員ヲ募集スルニ對シ入會ヲ勧誘セシメ、アクト  
云フ所、高ニ依レハ者、既に在任、朝鮮人ハ約二  
百五十名、ルガ當把總領事館管區に在任  
、朝鮮人ハ其數頗ル多ク、約一萬ヲ下ラサルベシ  
殊ニ樺甸縣附近ヲ最トシ、專ラ水田事業  
ニ從事シ、マアクト云フ

右以參考及報告候



地方庶務三三三號 大正九年四月二十三日

地方部長

朝鮮人僑民待遇ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ別紙写ノ通り通知有之候  
ニ付将来右ニ依リ御取扱相成度候也

別紙(字)

人第三八六號 大正九年四月二十日

人事課長

地方部長殿

滿洲線ニ勤務スル朝鮮人定僑々員ニ對シ  
テハ從來会社ノ方針トシテ別ニ規定アルモノ

外給與其他、待遇ヲ支那人ト同様ニシ内地人  
 ト區別シテ取扱来リ候處近來之ヲ改メテ支  
 那人扱ヨリ離シテ内地人ニ準スル取扱ヲ爲ス  
 採希望ノ向モ有之候一共會社ハ依然後來  
 ノ方針ヲ改メス若シ操業上他人ヲ以テ換ヘ  
 難キ作業ニ服セレノ居ルカ又ハ經濟上之律  
 備スルヲ有利トスルカ或ハ其他ノ事情ノ爲メ  
 所屬長カ認メテ内地人同様ノ待遇ヲ與ヘ置  
 ヲ必要ナル朝鮮人僱員ニ對シテハ左記事  
 項御調査ノ上與ヘントスル給與又ハ待遇ノ  
 種類ヲ見シ其都度各人ニ就キ申請有之

標致度、依常坊段及御廻知候也

左記

- 一、職名及給額
- 二、技倆及勤務成績
- 三、素行及品性
- 四、生活、狀態
- 五、本人ニ對スル同僚支那人、氣受
- 六、日本語ヲ以テスル會話、程度及學歷
- 七、其他參考トナルベキ件



奉地第一〇八三號

大正九年七月廿九日

奉天地方事務司長

地方部長殿

朝鮮人協會義捐金募集一件

別紙ノ通リ奉天<sup>居</sup>留朝鮮人協會ヨリ義

捐金應募方依頼(趣旨書添附)有之矣

狀趣旨書記載ノ通リニテ該協會ノ因封

規則ノ通リ確實ニテ同東ノ廳ヨリ本年額

補助金ノ特許ヲ與テ居ル次第也應募

者ノ二三ヲ申参考トシテ尤記没<sup>理</sup>也

右次第ニテ者也社会ニ相當應募可致

一 司前村長 大正九年七月廿九日

(8)

二月廿九日 星期三

第二候已各自種々ノ失資多ク際ニ有之何  
卒一括社名ヲ以テ於者金額出資員義捐ノ

市議議相仰成此故市預申上候也

過テ募集希望總額金五千元ニシテ既

ニ應募金額截止月ニ達シ居ル趣ニ以テ

lb

左記

東拓 鮮報 各貳百圓

正室 正隆

取引所 東省 各壹百圓

大倉 組織層社

昭和十一年

總領事

岩川會長

等

走百回

五拾圓



拜陪突暑，砌愈。中多祥慶，一至于奉  
 板候陳者奉天附近居留朝鮮人，現狀以別，我  
 義捐金募集，趣旨若，區々減悲慘之境  
 遇。生在政居，候附テ大方諸賢，日義賑  
 金ヲ得之等，新附同胞，ヲ救済改後，候百多ノ  
 二不拘市等，贈袖下度此候御依頼，旁之得貴意  
 候。

大正九年七月

日

奉天居留民會

奉天居留朝鮮人協會

殿

行前州 奉天居留民會



義損金募集趣旨書

奉天附近居住朝鮮人の年々増加を示し、今や奉  
 天總領事館管区内居住者の概算が数に五  
 千人に達し、人口十萬を越すに及ぶ。右の如き奉天附近に  
 於て水田陸田を租借し、農業を從事するものは、  
 五千人に達し、人口十萬を下るが、形勢大に之等朝鮮人の多  
 くの無資力なるが故に、秋收物を擔保し、此地の地主の附近支  
 那人より高利を以て金穀を借入し、僅に百の生命を  
 維持する有様を、常々非心慘たる境遇を、彷徨して、  
 あり然るに、本年は旱天續き、水陸田共に到底完全  
 に耕作を為し得ず、加之、今春以来、急劇に財界不振



了末ニナル為メ地至又ハ附近支那人ヨリ生活資料ヲ  
 得ルノ途杜絶ニ新民村白旗堡居住者貳百餘名本  
 溪湖縣上達貝憐居住者六百七十餘名瀋陽  
 縣高台子居住者三百五拾餘名ヲ首トシ列ル所多  
 數ノ鮮人ハ一棧ノ粟粥スヲ尚ホ嗜ルヲ得ズ野生ノ  
 芹蓬、あかて茅ニ胡麻鹽ヲ振リ掛ケタル如ク極メテ  
 少量ノ高粱粟ヲ混シテ之ヲ常食ト為シテアルヲ以テ  
 多クハ營養不良ニ陥リ疾病ヲ誘發シ徒ラニ餓死ヲ俟  
 フノ慘狀ヲ目至セリ此ノ如キ狀況ハ他國人ト雖モ人道上猶ホ  
 默視スルニ忍ビズ况ヤ新附ノ我が國民タル鮮人ナルニ於テ  
 ハ一日モ之レヲ不問ニ措ク能ハサルハ言ヲ俟ガル所ナリ依

〇

予天下ノ志士仁人ニ訴ヘ義捐金ノ寄贈ヲ乞ヒ  
之等無告ノ新國民ヲ救済セント欲ス此等々ハ御賛同  
ノ榮ヲ賜テハラントス

大正九年七月 日

奉天居留朝鮮人協會

會長 皆川秀孝

副會長 朴昌植

查驗員 鄭明朝

同 鄭民和



奉天居留朝鮮人物會規則

第一章

總則

第一條 本會奉天居留朝鮮人協會ト稱ス

第二條 本會ハ奉天總領事館管轄區域内ニ居

住スル朝鮮人ヲ以テ組織ス

域

第三條 本會ハ奉天總領事館管轄区域内ニ在任

ノ朝鮮人相互間ノ親睦ヲ圖ル共同ノ福

利ヲ増進ス

第四條 本會ハ第三條ノ目的ヲ達スル為メ在任事

業ヲ經營ス但シ各部細則別ニ之ヲ定ム

第一部

不 庶務 會計

以 小學校被備校、經營

以 慈惠病院、經營

第三部

不 授產場、經營

以 職業紹介

以 農業、經營 (年々青田代)

第五條 本會本部ヲ奉去ニ置ク

役員會ノ決議ニ依リ總領事ヲ認可シ

必要他實ニ支部ヲ置ク事ヲ得

支部規則ハ總領事ヲ認可シ要ス

## 第二章

## 會員

## 第六條

本會會員一家ノ成ニ一定ノ職業ヲ有スル青年以上ノ男子ナルモノトス

## 第七條

本會會員ハ本會ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナル經費ヲ負擔ス

## 第三章

## 役員

## 第八條

本會ニ評議員十名ヲ置キ其任期ヲ一擧ケ年トス

## 第九條

評議員ハ會員ノ互選トス但シ當分、中務總事之ヲ指名ス評議員ハ名譽

職ニシテ中務總事ヲ於テ正當ナル理由アリト

④

一百一十條 會社章程

認合場合外辭任之ハ下ヲ得ス

第一條 會長ハ總領事之ヲ指名ス

第二條 副會長ハ詳譯算中ヨリ一名ヲ互選シ

總領事ノ認可ヲ受クヤシ

第三條 會長ハ本會ヲ代表シ會社ニ課長ト

ナリ會務一切ヲ處理ス

第四條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長ニ事故ヲ

ル時ハ之ヲ代理ス

第五條 本會ヲ監督顧問若キハ相談役若キ

名ヲ置ク

第六條 本會ニ有給ノ理事ノ書記長書記若キハ

ヲ置ク

茅四章

會議

茅拔六條 會議ニ總會及役員會ノ二種トス

茅拔七條 總會ハ毎年十月之ヲ開キ會務ニ関

スニ重要事故ノ經過及會計ノ狀況ヲ報告ス

臨時總會ノ命令又ハ役員會ノ決議ニ至ク

臨時總會ヲ開クヲ得

茅拔八條 役員會ハ決議實ヲ以テ組織ニ本會

諸般ノ事務ヲ當理ス

茅拔九條 總會及役員會ニ於テ決議シタル事項ハ

總會ノ認可ヲ受ク

第廿七條 本簿

第廿五章

會計

第廿七條 本簿ノ會計年度ハ一月二拾ニ十二

月ニテ一月ヲ以テ終ルモノトス

第廿八條 會員ノ負擔額ハ役員ニ於テ之ヲ議決シ

總領事ノ認可ヲ經テ毎月之ヲ徵收ス

第廿九條 會長ハ毎年十月收支豫算ヲ調製シ

役員會ノ議決ヲ經テ其年適用妨碍ニ

總領事認可ヲ受クベシ

第三十條 既定豫算追加又ハ更正ノ必要アリタル時ハ

役員會ノ議決ヲ經テ總領事ノ認可ヲ受クベシ



第三十四條 會計ニ関スル切事務ニ付キハ總領事監

督ヲ委スル

第三十五條 唐負ハ何時タリモ會計帳簿ノ檢閲ヲ

求ルコトヲ得

第三十六章

雜則

第三十七條 使領事會ハ總領事ノ認可ヲ得テ本規

則施行スルニ細則ヲ定ム

第三十八條 本規則ハ總領事ノ認可ヲ受クルニアラザレバ

之ヲ變更スルコトヲ得ズ

回 議 箋

(乙 號) 記事本紙面以上ニ涉ルトキハ丙號同議箋ヲ連續スベシ

(大正九年二月地裁時)

番 號

六九七號

大正九年八月五日發送

主任 公費係

庶務課長



件 名

奉天居留朝鮮人協會義捐金募集件



案

地方部庶務課長

奉天地方中學校校長宛

件名

七月二十日奉地第一〇八号ノ函ヲ以テ發出

(内渡)

俾之首題ノ件ヲ議テ其ノ方ニ對シテ其  
各頂上ノ調トシテ其ノ方ニ對シテ其

記

一 換取ノ法ニ對シテ其ノ方ニ對シテ其

其ノ方ニ對シテ其ノ方ニ對シテ其

二 右義指シテ其ノ方ニ對シテ其

其ノ方ニ對シテ其ノ方ニ對シテ其

其ノ方ニ對シテ其ノ方ニ對シテ其

其ノ方ニ對シテ其ノ方ニ對シテ其

其ノ方ニ對シテ其ノ方ニ對シテ其

南滿洲鐵道株式會社

## 回 議 箋

(丙號)

三 右故滿方に付テハ右實に於テ利に拖設  
 セラレルモノ又ハ其ノ見込ナキヤ

四 貴地に於テ義捐をテ 賑出せん故に  
 會社ノ托手負 賑包ノ有らん

五 本會社ノ托手付ヲ為ストセハ 其ノ程有申  
 備程位が程有らん



奉地第 三八號 大正九年八月九日

奉天地方事務局長

地方部庶務課長殿

朝鮮人協会の協定書を呈する事案一件

八月五日附地方部第一九二七號 乙式照会  
一件、左記通り存せら

記

一、協定書及び関係書類を呈する事案一件

照会より受けたしり

二、故済申出之呈申協会の民房及民

察共同調査、上領事ノ認可ヲ受  
ケテ先上法定ルモノナリトシテ

三、朝鮮海防及國庫廳長官ニ其時任  
ヲ待テ協合ヲ出向事情ヲ具陳シ收  
濟施設方ヲ出ルモノナリ

四、銀行及私業ニ從事者ニ對シテ、常  
集會スル見込ナリトシテ

五、三百圓以上ノ額トシテ、七月廿六日  
奉批一〇八三號、追付付テ、酌量

送

回 議 箋

(乙 號) 記事本紙面以上ニ涉ルトキハ丙號同議案ヲ連取スベシ

(大正九年二月紀要欄)

番 號

地方庶務第二二六號

大正九年八月五日 起案  
大正九年八月三日 發給

公 費 係  
主 任

庶務課長

本件ハ文書課ニ於テ(月)于(日)立案セリ  
會社名ニテ(三)日(昨分)文書一書

名 件

朝鮮人協會義捐色券集一件

葉

地方部庶務課

總務部文書課宛

件名

首魁一人宛シ奉天地方手紙等書

南滿洲鐵道株式會社

(丙號)

別冊中出、次第モ有、一、商標ニ於テ、  
 現下ノ、恐、右ノ、商標ニ、  
 商標及、  
 方、

備考

本件、  
 且、  
 二、

(紀元洋行)





南滿洲鐵道株式會社

文雅二〇第二一號ノ二

大正九年八月三十日

總務部文書課長 竹中 一

奉天 地方事務所 殿

七月廿九日附奉地第一〇八三號ヲ以テ地方部長宛御申出有之  
 医賈地朝鮮人協會義捐金ノ件金叁百圓支出ノコトニ詮議相成  
 医條貸所ニテ御支拂ノ上當課へ御可符相成辰医也

科目、 總体費、 本社費、 臨時費、

Handwritten signature or initials.





修其包支修 一頁 扱方ハ特ニ 宜メタムモノヲ 除キ  
支那人 儲蓄ニ 宜メタム 惣全ヲ 支那ニ 充テトシ  
宜メラシムニ 付 共ニ 及 運 傳 上 行

# 在滿鮮人問題ニ對スル意見

## 緒論

晚近滿洲ニ於ケル朝鮮人問題ハ世人ノ注意ヲ惹キ各方面ニ於テ研究ヲ重ネラレツ、アル状態デアルガ吾人モ亦此研究者ノ一人トシテ茲ニ所見ヲ披瀝シ以テ諸賢ノ批判ヲ仰グコトモ徒事ニアラザルコトヲ信ズルノデアアル。

近年朝鮮人ハ滿洲ニ入り込ム者非常ニ多イガ今年ノ早魃ト早霜トハ彼等唯一ノ生業タル水田ヲシテ甚シキ凶作ニ終ラシメ爲ニ幾多ノ鮮人ハ生活ノ資ニ窮シ路頭ニ迷フ者モ算ナキ有様デアル、此等ノ貧民ハ最近ニ至リ滿洲ニ於テ乞食ヲスルヨリモ一層朝鮮内ニ歸リ何トカ方法ヲ講シ様トノ見解ノ下ニ結々引揚ゲツ、アル狀況デアアル、是ハ實ニ困ツタモノデ心アル者ノ大イニ深慮スヘキモノデアアルマイカト思フ。

昨年迄ハ在滿鮮人問題ハ母國ノ食料問題ニ關連シテ識者ノ間ニ研究セラレテ居ツタノデアアルカ今日デハ寧ロ此問題ノ外ニ彼等ノ救済問題ヲ主トシテ考ヘナケレハナラヌ機運ニ變シタノデアアル、昨今世人ハ北支那ニ於ケル飢民ニハ相當ノ援助ヲナスベク提案セラレツ、アルガ目前ニ横ハル我新附ノ民ノ慘狀ニ對シテハ甚シク無關心デアアルカノ様ニ見ラル、此際吾人ハ彼等可憐ナ者ノ救済ヲ高唱スルト同時ニ識者ト共ニ彼等民族將來ノ爲ニ遠大ノ計ヲ立テ、ヤリタイト切ニ考ヘル者デアアル。

## 本論

### 一、在滿鮮人移住ノ由來

朝鮮人問題ヲ論スルニ當リ順序トシテ彼等移住ノ由來ヲ簡單ニ述ブル要アルト思フ、彼等移住ノ由來ハ比較的新ラシキ歴史デ今日ヨリ約五六十年前鴨綠江上流ノ國境ヲ越ヘテ通化縣與京縣等ノ低濕地ヲ開拓シテ水田ニ從事シタル者カ嚆矢デアアル、爾來年々江ヲ越ヘテ移住スル者増加シタルノデアアルガ、殊ニ日露戰爭後直接安奉線ヨリ滿洲各地ニ移住スル者益多キヲ加ヘ就中昨年一昨年ハ最高潮デアツタ、今日ハ滿洲到ル處ニ白衣ノ彼等ヲ見ルニ至ツタノデアアル。

### 一、朝鮮人移住原因及將來ノ形勢

斯ノ如ク滿洲移住ノ鮮人ハ澎湃トシテ底止スル所ヲ知ラザルノデアアルガ然ラハ是等ノ鮮人ハ何ガ故ニ滿洲ニ移住ヲ企ツルニ至ツタノデアアルカヲ考察スルニ之ハ矢張り各國ニ就ケル移住現象ニ見ルガ如ク經濟上ノ原因デアツテ朝鮮内地ニ於テ瘠薄狹隘ノ土地ヲ耕シテ日夜生活ノ不安ニ驅ラル、ヨリモ寧ロ地味音戾ニシテヨク天下ノ大農場タル實質ヲ有スル滿洲ニ渡リテ種々タル美田ヲ開拓シ以テ生活ノ向上發展ヲ圖ラント決意シタ者ガ多カラウ、此外日韓合併ニ不平ノ徒ガ海龍柳河方面ニ入り込メルガ如キ又昨年ノ暴動以來多少排日的不平ノ徒輩カ滿洲ニ入り込メルカ如キ政治上ノ原因ニ依ル者モアラウ、又中ニハ滿

洲に於テ成效セル或者ヲ見預望ノ餘リ一攫千金ノ夢ヲ見テ渡來シタル者モアラウ。

然シ乍ラ一方ヨリ之ヲ見ルニ近年我國人ノ多クガ朝鮮内地ニ入り込メルハ確カニ彼等ノ生活ヲ脅カシテ居ル事實モ見逃スコトカ出來スト思フ、吾人ハ彼等ガ滿洲ニ押寄ル原因ハ一面ヨリ觀察シテ大勢上我國人ニ對スル生存競争上ノ敗者トシテ自然餘義ナク新住地ヲ見出スヘク渡來スルモノトモ見ラル、ノデア。兎ニ角近來ノ鮮人移住傾向ハ實ニ激浪滔々タルノ觀ヲ呈シテ居ル。

然リ而シテ此傾向ハ果シテ一時的ノモノナリヤ將又將來益々盛ナルニ至ルモノナリヤ是大ニ考究ヲ要スベキ問題デアアルガ吾人ハ決シテ一時的ノ傾向ニアラズシテ將來益々盛ニ滿洲ニ流レ込ムモノト信ズル者デアアル。

### 二、我官民ノ在滿鮮人問題ニ對スル態度

如斯鮮人ハ益々盛ニ滿洲ニ押寄セ來ルモノトセハ此問題ハ確カニ滿洲ニ於ケル重大問題デアリ我國當面ノ問題デアアル、然ルニ我官民ハ此問題ニ關シテハ九デ風馬牛ノ感ガアツタ、最近不逞鮮人ノ暴動以來在滿鮮人問題モ世人ノ注意ヲ喚起シ當局者モ或種ノ施設ニヨリテ此ノ問題ヲ解決セント努力スルニ至ツタノデアアル、仮令後レ走セニモセヨ此等ノ企テヲ爲スニ到ツタ事ハ確カニ一ツノ進歩デアアルガ併シ未ダ徹底シタ案ノ生レタノヲ聞カヌ、之ハ全ク滿洲各地ノ田舎ニ在住スル鮮人ノ實情ヲ具サニ研究シ其真相ヲ

知ツテ居ル人物ガ少ナイ結果デアルト思フ、從來計劃セラレタル諸案モアルガ異ニ鮮人ニ同情ト救済トノ觀念カラ割出シタモノハ少ク何レモ姑息デアリ不徹底デ鮮人救済ノ根本ニ觸レテ居ラヌカラ吾人ノ意ヲ得タモノハナイ。

#### 四、所謂在滿鮮人問題ノ性質

惟フニ在滿鮮人問題ハ大體カラ區別スルト政治上ト經濟上トノ二問題デアル、前者ハ今日所謂不逞ノ徒ト稱スル一派ヲシテ如何ニ我王化ニ浴セシムヘキカ、滿洲ニ於ケル鮮人ヲ如何ニ統治スヘキカト云フ問題デアル。後者ハ今日ノ如ク疲弊困憊セル鮮人ヲシテ如何ニ救済シ指導シ以テ生活ノ安定ヲ得セシムルカ又如何ニシテ彼等ノ向上發達ヲ助成セシムヘキカト謂フ問題デアル。

前二者何レモ重大ナル問題デアアルガ滿洲ニ於テハ第一ノ問題ハ第二ノ問題ニ從タル問題デアルト思ハル、ノデアアル、如何トナレバ所謂不逞鮮人ト稱スル頑迷不遜ノ徒輩ハ概シテ智識階級ノ不浪者デ彼等ハ獨立ヲ爲シ得ベキコトヲ誤信シ迷想シテ居ル極メテ少數ノ者ニ過ギヌノデアアルガ在滿大多數ノ鮮人ハ正直勉勵ノ者デ今日殆ンド凡テノ鮮人ハ支那官民ノ間ニ介在シテ不安極マル生活ヲ營ンデ居ルノデアアル、此經濟的不逞ニ陥リフ、アル大多數ノ鮮人ガ舉ツテ排日的運動ヲ起シタナラバ其影響ヤ如何、是實ニ我國對滿政策ノ一大危機デアリ一大困難ガ生ル、ノデアアル、若シモ此大多數ノ鮮人ヲシテ今日ノ經濟的不

遇ノ立場ヲ脱セシメ生活ノ安定ヲ得セシメタラバ如何ニ一部不逞ノ輩ガ騒キ廻シテモ決シテ彼等ハ密  
同シ悪化ハセヌモノト信ズルノデアアル、即チ第一ノ問題ハ第二ノ問題ニ從トスル所以デアアル。

茲ニ在滿鮮人問題ハ第一ノ問題ハ第二ノ問題ニ從タルモノデアアルコトヲ述ベタガ併シ乍ラ吾人ハ決シテ  
第一ノ問題ヲ閉却スルノ意味デハナイ彼等不逞ノ徒ニ對シテハ取締ヲ嚴重ニスルト同時ニ彼等ニ其誤レ  
ル思想デアアルコトヲ何處迄モ了解セシメ迷夢ヲ覺醒セシメナケレバナラス、尙在滿大多數ノ鮮人ニ對シ  
テハ經濟的方面ノミナラス精神的方面ノ指導發達ニモ充分力ヲ注ガナケレバナラスノデアアル。

## 五、在滿鮮人ノ實狀

然ラハ此焦眉ノ急タル在滿鮮人問題ハ如何ニスベキヤト云フ事ニナルノデアアルガ此問題ヲ論究スルニ先  
チ今日滿洲ニ於ケル鮮人ノ眞狀ヲ具サニ説明スルノ要アルト思フ。

在滿鮮人數——現今滿洲ニ於ケル鮮人數ニ關シテ或ハ五十萬トモ云ヒ或ハ百五十萬トモ云ハレテ居ル  
ガ今日正確ナル統計ナク明示スルコト困難ナリト雖モ吾人ノ推定ヲ以テシレハ約十萬人内外ヲ有ト思フ  
在滿鮮人ノ生業——而シテ是等ノ鮮人ハ滿洲ニ於テ何ヲ生業トシテ居ルカト云フニ十中九分迄ハ農業

デアアル、縱ヒ農業デナクとも農業ニ伴フ商工業デアフテ大體全部農業者デアアルト言フテモ決シテ過言デ  
ハナイ、而シテ此農業ノ中約十中ノ九分ハ水田ノ耕作者デ殘一分ハ畑地ノ耕作者クハ山林伐採ニ從事シ



ヲ居ル者デアル、前述ノ如ク滿洲ニ於ケル鮮人ハ殆ンド凡テガ水田耕作者デアツテ滿洲ノ水田ト鮮人トハ密接ナル關係ヲ有スルモノデアル。

移住農民ノ區別——然ラハ如何ニシテ彼等ガ滿洲ノ地ニ落付タカト云フニ或ハ鮮人資本家ノ勸誘ニ依リ其部下ニ小作者トシテ住ミ込ム者或ハ親族知友ヲ頼リテ渡來シ耕地ヲ見出シテ其地ニ居住ヲ定ムル者等デアルガ之等移住滿人ヲ大體カラ區別スルト四ツニ分レル。

一ハ資本家即チ朝鮮ヨリ資本家ヲ携帶シテ之ヲ滿洲ノ土地ニ放資スル者デアルガ之等ハ寔ニ寥々タルモノデアル。

二ハ自作農即チ朝鮮ニ於ケル自己ノ財産ノ一部若クハ全部ヲ賣却シテ妻子眷族ヲ引連レテ滿洲ニ來リ支那人ヨリ直接ニ耕地ヲ賃借シ或ハ租借ヲシテ自作農ヲ行フ者デアル但シ支那人ヨリ見レハ彼等ハ小作者デアル、此種ニ屬スル者モ極メテ稀デアル。

三ハ小作農即チ純然タル小作人デ我國人若クハ鮮支人ヨリ小面積ノ耕地ヲ小作シ秋收ノ後收穫物ヲ折半シ或ハ冬期小作料ヲ金錢ヲ以テ前納スルモノデ此種ノ鮮人ハ凡テ無資力者デ農耕ニ要スル資金ハ勿論衣食ノ資迄モ地主ヨリ借受ケテ耕作ニ従事スル者デアル、滿洲ニ於ケル農業者中是等カ最も多クヲ占メテ居ルノデアル

四ハ農業労働者即チ農期間日雇月雇等一定ノ賃銀ノ支給ヲ受ケテ鮮人自作農若クハ小作農ノ家ニ働ク者

テ此種ニ屬スル者モ決シテ少クハナイノデアアル。

小作状況——斯クシテ滿洲移住鮮人ハ落付クノデアアルガ我國人ヨリ土地ヲ借受ケテ居ル者ハ皆満足ナル狀態デアアル、然シ乍ラ支那人ヨリ土地ヲ借受ケテ居ル者及支那人ヨリ鮮人ガ借受ケ其鮮人ヨリ又小作ヲシテ居ル者等ハ實ニ同情ニ値スルモノガアル即チ彼等ノ小作期限ナルモノハ極メテ短期デアアル、土地借受方法ハ主トシテ租借及年租朝鮮人ニ於テ商租ノ形式ニヨレル者等ハ稀デアアル。

茲ニ租借ト稱スルハ普通三四年乃至五六年ヲ期限トスル小作契約デアツテ從前ハ此方法ニ依ルモノ多カツタノデアアルガ最近支那官憲ノ壓迫ノ結果年租ニ變リツ、アル傾向デアアル。

此年租ト稱スルハ期限一ケ年ノ小作契約ヲ小面積ノ耕地ヲ借り一定ノ金銭若クハ一定ノ收穫物ヲ地主ニ支拂フモノト收穫物ヲ或割合ニ分配スルモノトノ二方法ガアル。

而シテ普通ハ收穫物ヲ折半トスルノデアアルガ近來ハ次第ニ金納ニ變ツテ來タノデアアル金納ハ近頃移住鮮人激增ノ爲自然小作地ニ不足ヲ告ゲ彼等ハ爭ヒテ水田ヲ小作セントスル結果小作料ヲ競リ上ゲテ一天地(我約六反步)小洋七八十元ヲ支拂ヒツ、アル様ナ事實ハ決シテ珍シクハナイ。

畑地ノ小作料ガ普通小洋二三十元ナルニ水田ノ小作料ハ正ニ三四倍デアアル、今日鮮人ノ小作スル水田ハ彼等支那人カ最近迄委棄シテ顧ナカツタ無價值ノ土地ヲ鮮人カ開拓シタモノデアアルニモ係ラス甚以テ高率ノ料金ヲ強要シテ居ル即チ土地價格ノ二分ノ一乃至三分ノ一ニ相當スル小作料ヲ納メサセテ居ル。

如斯高率ノ小作料デモ豊作ヲ米價ノ騰貴セル年デアラヤ多少小作人モ利益ヲ見ラレトシテ不ラヤ併シ一朝凶作ニ際臨シタラ實ニ悲愴ナモノ云アル。借問ス天下何レノ處ニ斯カル不當横暴ナル地主アリヤ。此ノ如ク横暴極マル支那人地主ニ對シテモ土地ヲ得ルニ汲々タル鮮人ハ尙甘ジテ小作料ヲ納付スルノデアル。尙高率ノ小作料ヲ支拂フヲモ其水田ヲ永ク小作シ得レハ結構デアアルガ小作ハ一ケ年ノ期限ニアラズシハ三四年デアアル奮闘努力シテ辛クジテ草生地ヲ開拓シ稻ヲ植付ケ秋收ノ曉ニハ最後デアアル支那人地主ハ期限到來ヲ理由トシ或ハ契約條項ヲ違奉セザルヲ楯トシテ無慘ニモ土地ヲ引上ゲントスル尙モ繼續シテ其土地ヲ小作セント欲セハ亦非常ニ不利ナル條件ヲモ忍バナケレバナラヌ。

安奉線ニ帶ニ散在セル鮮人ハ支那人ヨリ次第ニ追拂ハレ水田耕作者ノ減少ヲ來シテ居ルノハ事實デアアル。斯クシテ彼等ハ漸次荒地ニ流浪シ移住地ヲ見出サントシテ居ルノデアアル。

水利狀況——尙此外ニ鮮人水田事業ニトリテ不安ナノハ水稻作ノ生命タル灌漑用水ノ安定ヲ缺クト云フコトデアアル。多クノ鮮人ハ水田開拓上自ラ少ナカラザル資本ト勞力トヲ費シテ河水引用ノ施設ヲナサネバナラヌ。資力ニ乏シキ鮮人ニ完全ナル灌漑設備ヲ望ムハ到底不可能デアアル。勢ヒ彼等ハ間ニ合セノ頗ル姑息ナル灌漑施設ニ依ルガ故ニ春期旱魃ニ遇ヒテハ灌水ノ杜絶トナリ雨期ニ豪雨ヲ見ヤハ折角苦心ニ成レル灌漑設備モ忽チ洗ヒ流アレテ可惜水田モ龜裂ヲ生ゼシメ其シキハ枯死ニ至ラシムルカ如キ各所ト見ラル、事實デアアル。

奉天西方ニ於ケル水田ハ世人モ知ル如ク支那側水利局ノアルアリテ他地方ニ比シ水利ノ点ニ於テ安全ナルカ如ク想像セラル、モ事實ハ全ク此豫想ヲ裏切ルモノデアル。今春水利局ハ水源タル渾河ノ水量ヲ度外視シテ無暗ニ開田ヲ奨励シテ結果新開田ハ勿論古田迄モ灌溉水ヲ得ルコト能ハス各地ノ水田ヲ荒廢ニ歸セシメタノデアル之等ハ渾河ノ濁水ニ基因シ致方ナシト稱スルモ此事タルヤ全然水利局ノ無能無定見ニ基クモノニシテ支那側ノ水利局ナルモノ實ニ頼ムニ足ラサルノデアル。

元來水利施設ノ如キハ國家の事業トシテ又團體の事業トシテ初メテ完備セラルヘキモノニシテ個人的施設ノ如キ到底満足ナル結果ヲ擧ゲ得ラルヘキモノニアラズ、然ルニ滿洲ノ水利狀態ハ本末ヲ轉到シ居ルノミナラズ彼ノ橫暴極マル支那人地主ハ之ヲ無資力ナル鮮人ニ負担セシメテ居ル實ニ沙汰ノ限リデアル是等ハ少クトモ地主タル彼等支那人カ施設ヲナシテ後小作ニ附スルノカ當然デアル。

同シ支那デモ直隸省小站地方ノ水田ノ如キハ營田局ト稱スル官憲或ハ地主ハ此水利施設ヲ完成シ水田ヲ區劃迄モ整ヘテ後小作ニ附スルノデアルカラ其施設ガ徹底的テ水ノ点ニ對シテハ頗ル安全デアリ彼地ノ水田ヲ見ルト實ニ氣持ガヨイ、小站地方ノ水田ハ日本ノ水田ニ比シ其施設ノ点ニ於テバ決シテ遜色ガナイ、滿洲ノ水田トハ霄壤ノ差アルノデアル。

滿洲ニ於ケル水田事業ハ是非共此水利事業即チ灌溉用水ノ安定ヲ確保セシムル事ガ絕對的ニ必要デナル世人或ハ謂フ「滿洲ノ水田事業ハ賭博ニ等シト」蓋シ現在ノ如キ水利狀態ニ於テハ此言モ一面ヨリ見テ

面白キ諷刺デアルト思フ。

農耕資金缺乏ノ狀況——次ニハ鮮人水田業者ノ大多數ハ農耕上ノ資本ニ缺乏シテ居ルコトデアル、勿論鮮人ト雖モ中ニハ相當ノ資力アル者モ居ルガ十中ノ七八ハ無資力者デアル。

多大ノ希望ヲ抱キテ朝鮮内地ノ財産ヲ賣拂ヒ滿洲ニ渡リタル者モ土地ノ事情ニ精通セサル結果ハ彼等獨特ノ水田事業モ美事失敗ニ歸シテ忽チニシテ携帶シ來レル可憐資本ヲ失フノデアル、吾人ノ調査スル處ニ依レハ今日水田小作鮮人ニ秋期脱穀ノ期迄ノ資本ヲ有スル者ハ極メテ少イ、彼等ハ耕種上ニ要スル資金ハ勿論土地借受料乃至ハ衣食ニ關スル生活ノ資迄モ支那人或ハ鮮人我國人ヨリ借入ル、ノデアル、然モ低利ノ資金デアルナラバ問題デハナイガ最底ガ三割デ最高カ五割若クハ是以上デアル、如斯高利デモ借り入ル、コトガ出來得レハヨイガ中ニハ資金ヲ借入ル、ニ由ナク播種シタル儘他人ニ賣却シ自ラハ日雇ニ落チ果テ、其日ノ糊口ヲ凌ガネハナラヌ非慘ナ者モ應々見受ケラル、或ハ除草期ニ至リ資本絶エテ致方ナク青田ヲ抵當トシテ不利ナル條件ノ下ニ資金ノ融通ヲ乞フ等彼等ハ資金ヲ得ル爲ニハ殆んど手段ヲ撰ハザル有様デアルガ故ニ支那人或ハ一部ノ鮮人ニ乘ゼラレ秋收ノ曉ニハ彼等ノ收得ハ皆無トナリ却テ借金ヲ殘シテ生活ニ逐ハル、可憐ノ狀況デアル。

鮮人子弟ノ教育狀況——次ニハ彼等田舎ニ居住スル農民子弟ノ教育狀況デアル、奉天鐵嶺其他ノ主要市街地ニ於テハ相當ノ教育機關ガアツテ教育ニ對シテ不自由デハナイガ一朝田舎ニ入レハ全然教育ヲ受

タル機關ガナイ、考ヘテ居ル鮮人中ニハ其部落共同テ教師ヲ雇入レ不完全ナカラ讀書ヲ教スル所モ見受ケラル、ガ之等ハ極メテ稀デアツテ多クノ子弟ハ教育ヲ受ケテ居ナイノデアアル。

吾人ノ推定ニ依レハ在滿鮮人中ノ約一割ハ學令ニ達シテ居ル兒童ガアル即チ平均二戸ニ對シテ約一人宛アルト思ハル、現今滿洲ノ田舎ニ居住スル鮮人數ガ假リニ十萬人アリトセバ約一萬人ハ學齡兒童デアアル計算トナル。世ハ文化生活ヲ夢見テ居ル今日在滿鮮人ノ子弟ハ斯クシテ時世ニ後レ退化シテ行クノデハアルマイカ、是等ハ我國鮮人政策ノ大欠陥デ半島民族ニ對スレ大問題デアラチハナラヌ、當局者タル者敢テ深慮ヲ要スベキ問題デハアルマイカ。

水田經營ノ實狀——前述ノ如ク鮮人ハ猶額大ノ土地ヲ借受ケ頗ル不安ナル基礎ノ下ニ農業ヲ營ンデ居ルノデアアル、不安デアアルカラ從ツテ耕種方法モ粗放ニ流レ易ク滿洲ノ如キ灌溉水ニ不足勝ナル所ニアリテハ水路勾配ノ完全ヲ要スルコト、ハ知リ乍ラ之ヲ放任シ配水ヲ圓滑ナラシムルニハ完全ニ田面ノ均平ヲ要スルコト、ハ知リ乍ラ可成其地均工事ヲ放置ス其他整地除草作業ノ如キモ間ニ合セ主義デアアル、是等ハ全ク小作期限ノ短期ナルヲ最大原因トスルノデアアル、右ノ如キ姑息ナル經營ハ難ク秋收ノ結果満足ナルコトガ出來ナイ、我國人ノ水田ニ比シ收量ニ於テ遙カニ劣等ナルハ蓋シ止ムヲ得サル事情アルノデアアル。

鮮人水田業者ノ收支計算——今參考ノ爲ニ支那人ヨリ直接土地ヲ借受ケテ居ル所謂自作農ノ實際的ノ

收支計算ヲ奉ケルト次ノ様デアル。

收支計算 (面積參天地我六反步)

支出大部

一、小洋五百參拾七元九角也

内 譯

總支出 高

種 粃 代 二四〇〇

一 天地當奉天支那樹四斗三天地分一石二斗④二十元

整 地 費 一八、五〇

一 天地當整地費五元五〇 一 天地自家整地殘二天地人整地(第一回)  
(第二回)馬糞三日開墾入④二元五〇

下 種 費 一、五〇

雇人夫三人④元、五〇

除 草 費 三七、五〇

雇人夫一 天地支那女人夫五十人三 天地分百五十人④元、二五

刈 取 費 六、〇〇

雇人夫一 天地四人三 天地分十二人④元、五〇

脱穀調製費 六、〇〇

雇人夫一 天地四人三 天地分十二人④元、五〇

運 搬 賃 一八、〇〇

粃三十石奉天マテ④元、六〇

小 作 料 一三五、〇〇

支那人地主ニ納付二 天地四十五元三 天地分(前年冬期前納)

食 糧 代 一二五、二〇

三人家族ニシテ一ヶ月粟二斗高糞米一斗五升食鹽其他納賃代月一元粟④二八元〇〇  
高糞米④二〇元〇〇壹ケ年分

衣 服 代 一五、〇〇

木綿二匹代十元綿其他五元

借家賃 一五、〇〇 支那家屋一間房子一ヶ年借受賃

燃料代 …… 普通農閑期ニ於テ雜草ヲ刈集メ一ヶ年發ヲ準備スルニヨリ計上セス

水利稅其他 三五、二〇 水利稅一天地當八元看地錢一天地當四角

農具修繕費 二、五〇 唐鐵其他修繕費

借入金利息 九四、五〇 借地料百三十五元借入月三割ノ利率十ヶ月分  
食糧代其他耕作資金百八十元借入月五割ノ利率平、地六ヶ月分

雜費 二四、〇〇 石油代、通信費、交際費、煙草代等月二元ノ割一ヶ年分

計 五三七、九〇

收入ノ部

一、小洋四百八拾元也

内 譯

租 四五〇、〇〇 一天地當收量奉天樹拾石三天地分奉十石代@十五元(平均)

麥 三〇、〇〇 三天地分一萬斤@三元但シ田舎ニテ賣却相場

計 四八〇、〇〇

差引不足額小洋五拾七元九角也

此計算ハ奉天西方六十支里ノ田舎カ、西公太堡附近ノ自作農(平年作)ノ正確ナル計算表



ヲ見ルト第一ニ驚クハ借入金ニ對スル金利ノ多額ナル事ナル次ニ日本人ノ目ヨリ見テ收量ノ少イ事デアリガ彼等ノ粗笨ナル經營法デハ一田地當平均十石以上ハ見ラレズ、租ノ値段モ中ニハ石十七八元ニ賣却セラル、モノモアルカ又品質ノ劣レルモノアルガ故ニ平均石十五元ハ至當ト認メラル、差引不足額五十七元九角ト云フ結果デアルガ而モ此計算ハ鮮人自家ノ勞役賃ヲ計上シテハナイ、自作農ト云ヘバ田舎ノ鮮人中デハ威張ツタモノデアル年中營々役々トシテ働イテ尙且ツ此通りデアル實ニ同情ニ堪ヘヌ次第デアル。

我々農場鮮人ノ狀況ト——余ハ前年來奉天西方西公太堡子ノ隣村孤家子ニ於テ朝鮮人ノ農學校出身者ヲ指導スル鮮人小作人ヲ督勵シテ小規模ナガラ水田ヲ經營シテ居ルノデアルガ鮮人小作戶數十七戶人口七十人内勞働能力アル者男女併セテ四十八人子供二十九人此中學齡ニ達シタル兒童十七名アリ小サ乍ラ一部落ヲ形成シテ居ル、此等ノ鮮人ハ七棟九十六坪ノ家屋ニ收容シテ正味八十天地ノ水田ヲ各戶家族ノ數ニ鑑ミ夫々面積ヲ配當シ耕作セシメ不都合ナキ限リハ可成小作人ヲ永年繼續セシムル方針ヲ執リツ、アルノデアル、面積ハ一戶當最少三天地多キモ十天地内外デアツテ一戶當トシテ決シテ大面積デハナイガ皆相當ノ利益ヲ擧ゲ昨年度ハ小作人十八戶純益總計貳千四拾九圓六拾六錢デ一戶當百拾參圓餘ノ利益トナル比較的好成績ヲ擧ケテ居ル、本年ノ如キ凶作ノ年ト雖モ充分ナル指導ヲ爲シ耕種方法ヲ過ラザリシヲ以テ殆ンド豫期ノ成績ヲ得テ居ル。

余ハ小作人ニ對シテハ食糧乃至衣服ニ要スル綿糸布類其他彼等ノ必需品ハ安價ナルモノヲ農耕開始期前ニ一ク年分ヲ推定シテ糶メテ買込ミ彼等ニ與ヘテアル、農耕資金モ低利ヲ以テ貸付ケル農繁シ時期ニ於テ彼等カ金策ノ爲ニ貴重ナル暇ヲ取スガ如キ愚ナコトハ決シテヤラセヌ必要ノ都度農場管理人ヨリ直ニ支給シテアル、如斯小作人ハ充分業務ニ精勵シ得ル様ニシテアルカラ割合ニ雇入人夫ガ少クテ出費ガナイ從テ余ノ小作人ハ皆揃フテ利益ヲ擧ケテ居ルノデアルト思フ、即チ彼等ハ安心シテ耕作ニ從事シ思フ存分ニ働クコトカ出來ル結果デアルト思フ、尙鮮人ノ兒童中學齡ニ達シタル者ニ對シテハ教師ヲ聘シテ教育ヲ施シテアルカラ父兄ハ皆喜ンデ居ル様子デアル。

彼等ハ我農場ニ永住スル覺悟ヲ定メ安心シテ業務ヲ精勵スルニ至レルガ故ニ農場モ次第ニ整備ノ域ニ達シ小作人タル彼等モ地主タル吾人モ確實ニ安全ニ利益ヲ擧ゲ得タルノデ水田ノ價值モ定マリ自然落致ノ改良ニモ努力シ得ラル、ノデアル。

## 六、在滿鮮人問題解決策

以上ハ滿洲ニ於ケル鮮人ノ真相ヲ説明シ盡シタ、此説明デ所謂在滿鮮人問題ハ如何ニ解決スベキモノナルカヲ略了解セラル、事ト思フ在滿鮮人問題ハ畢竟在滿鮮人農業問題デ之ヲ換言スレハ在滿鮮人ノ水田問題デアル。

土地商租問題——即チ解決策ノ第一ハ水田經營上必要ナル土地問題デアル、現在ノ如ク支那人ノ土地ヲ以テ彼等ガ農業ヲ經營スルハ余リニ不安デアル農業經營上安定ヲ得ント欲セハ須ラク必要ナル土地ヲ商租スルコトデアル土地ヲ商租シテ始メテ鮮人ハ長期ノ耕作ヲ爲スコトヲ得安定ヲ得ル。

我國人ハ公然土地ノ商租ヲ爲シ得ルニモ係ラズ今日ノ狀態ハ實際困難ナル事デ日支協約ニヨリテ折角得タル商租權モ空文ト同様ニシテ乍遺憾之ヲ活用スルコトカ出來ヌ。我當局者ハ土地ノ商租ハ爲シ能フ事ヲ聲明シテモ茲ニ「支那側ノ豫定セル商租規定即チ商租地畝須知」ナル一種ノ妨害ヲ加フヘキ意味ニ於テ編定セラレタル内規ノアル以上前後ノ手續極メテ繁雜ニシテ事實上商租ハ不可能デアル、商租ノ手續カ單ニ繁雜ナルカ如キハ吾人ノ意トスル處デナイガ其手續ヲ繁雜トセル裏面ハ支那官憲ガ此商租ヲ妨害スル目的デアルコトハ商租地畝須知ヲ熟讀セハ判明スルノデアル。

吾人ハ茲ニ我國民ノ發展上又鮮人ノ生存上速カニ此商租問題否商租ニ關スル細則ノ協定ヲ進行セラレン事ヲ當局ニ要望シナ止マナイ者デアル、此商租細則カ協定セラレテ始テ鮮人ハ水田經營ノ安全ヲ得ラルノデアル。

尙土地問題ニ就テハ此商租問題以外ニ我國人ノ智識及財力ヲ注入セル日支合辦農業團體乃至大規模ナル勸業會社ノ如キ有力ナルモノヲ設立シ鮮人問題ノ解決ニ資シタイ、此種ノ團體ハ固ヨリ鮮人問題ノ解決上甚大ナル効果ガナルガ根本的鮮人問題解決策ハ矢張り商租問題デアル商租問題ヲ速カニ解決シテ以テ

我國人大小ノ資本家農業者ノ奮起ヲ促シ鮮人ヲ後援シ指導シ啓發セシメ度イト思フノデアル。

水利問題——第二ハ水利ノ問題デアル、由來滿洲ノ河川ハ多年治水ノ法ヲ講セス自然ノ荒廢ニ任セアリト雖モ尙到ル處ニ滾タトシテ盡キザル大小ノ水流アリテ水田經營ニ好適ノ地少シトセス、只滿洲ノ河川ハ概シテ水量ニ安定ナク春季旱魃ノ候ニハ流水量著シク減少シ雨期ニ至レハ河水激増シテ河身ニ溢レ洋々海ノ如ク水害ノ慘狀ヲ呈ス、斯カル河川ヲ以テ姑息ノ灌溉設備ヲ行フノ危險ナルハ三才ノ兒童モ尙之ヲ知ル、故ニ此水利事業ハ國家的團體的の事業トシテ完全ニ施行セナクテハナラスノデアル。

滿洲ノ河川如何ニ河水ノ安定ヲ欠クト雖モ國家的團體的の事業トシテ之カ施設ヲ行ヘハ灌溉ノ安定ヲ得ラレヌ事ハ決シテナイ。

然ラハ此事業ハ支那側ニ托スベキヤ將又我國人ニ於テ成シ遂グベキヤ、現今ニ於テハ此事業ヲ支那側ニ委ヌルハ困難デアル、支那側ニ於ケル滿洲唯一ノ水利事業タル奉天水利局ノ事業狀態ハ如何、此事業ハ必スヤ我國人ノ力ヲ以テ成就スヘキモノデ支那側ニ委ヌルノ危險デアル事ヲ信スルノデアル。吾人ハ茲ニ水田ノ發達上鮮人問題ノ解決上日支合辦組織ノ下ニ水利事業ヲ起スノ急務ナル事ヲ高唱シテ止マナイ者デアル、此水利事業ノ完成ヲ見テ初メテ滿洲ノ水田ノ價值モ定マリ鮮人ノ向上發展ノ機運カ熟スルノテアル。

現ニ日先ニアル遼陽太子河ノ如キハ水量ニ於テ確カニ渾河ノ倍以上ノ流量ハアル此等ハ日支了解ノ上ニ

水利計畫ヲ行フニ於テハ優ニ二千町歩ノ稜々タル美田ヲ就スコトカ出來得ル遼陽西方ノ兩年ニ困ル畑地ハ斯クシテ最適ニ利用セラレ生レ變ルノデアル。滿洲ノ地廣ク到ル處ニ此種ノ開田適地ヲ見受クルノデアル。

金融問題——第三ハ金融問題デアル、即チ低利資金ノ融通機關デアル、元來農業ハ商工業ノ如ク利益ノ大ナルモノデナイ鮮人ノ如ク三割乃至五割ノ高利資本ヲ利用シテハ到底利益ヲ收ムル事ガ不可能デアル、現今鮮人ノ多クハ只高利貸ニ奉公シテ居ルカノ觀ガアル、確カニ鮮人ハ耕作資金ニ窮シテ居ルカ今日ノ様ニ支那人ヨリ年租契約ノ如キ薄弱ナル基礎ヲ有スル農業者ニ對シテ資金ヲ融通スルノハ不安ヲ堪ラヌ、假リニ低利資金ノ放資機關カ生レタトシテモ擔保物件カナイカラ問題ハ六ツケシイ、故ニ此問題ハ商租問題ト關連シ商租問題解決ノ後彼等カ大小ノ土地ヲ商租シ基礎ヲ固メテ初メテ低利資金ハ融通セラレ救済セラルベキモノデアル。

教育教化問題——第四ハ教育教化問題デアル、前項鮮人ノ實情ノ處ニ於テ述ベタル如ク在滿鮮人ノ兒童數ハ決シテ少クハナイガ今日彼等ハ全ク教育ヲ受ケテ居ナイ、將來彼等ハ無學文盲ノ徒トナルノデアル、朝鮮人モ我國新附ノ民タル以上ハ都會ニ居ラウガ田舎ニ居ラウガ之ヲ教育シテヤル義務ガアル、田舎ニ散在スル兒童ノ教育ハ確カニ困難デアルカ併シ困難デアルカラトテ捨テ置クヘキ筈ノモノデナイ。米國人ノ如キハ鮮人相手ニ何カト田舎ニ於テ活動シテ居ル、大農場經營ノ傍ラ學校ヲ設ケ病院ヲ設ケ教

會ヲ設ケテ彼等ヲ指導シテ居ル我國人ハ射利的方面ニハ到ル處ニ活動シテ遺憾ナイガ精神的教化の方面ニ對シテハ無關心テアル當局者モ亦放任主義デアアル無方針デアアル、如斯狀態デアルカラ彼等ハ自然親米の傾向ヲ帶ヒテ來ルノモ當然テ排日運動ノ起ル一半ハ確カニ我國人自身ノ不心得ニアルト云フモ過言ヲナイト思フ。

吾人ハ田舎ノ鮮人兒童ヲ教育スルト共ニ彼等ヲ精神的ニ救済シ教化シ以テ我王化ニ浴セシメタイ敢テ我教育家宗教家乃至經世家ノ反省ヲ促シ此解決ニ勉メラレンコトヲ望ムノデアアル。

## 七、積極的鮮人移民策

以上ハ滿洲ニ在住スル鮮人問題解決策ニ就テノ所見ヲ披瀝シタガ吾人ハ尙百尺竿頭一步ヲ進メタイ、夫ハ何デアアルカト云フニ今日ノ鮮人移住放任主義ヲ排シテ更ニ組織的ニ積極的ニ彼等ノ移住ヲ獎勵シタイト考ヘル者デアアル。

今ヤ我國移民ハ世界到ル處ニ排斥ヲ受ケテ居ル今日彼等ノ遣リ場カナイカラ滿洲ニ移住セシムルト云フ一部ノ論者モ生レタノテアルガ吾人ハ勿論在滿ノ識者ハ恐ラク此說ニ首肯セヌデアラウ、成程我國人ハ理解力ニ富ンデ居ルカ故ニ寒地農法デアリ且乾燥地農法デアアル滿洲ノ農耕法ヲ直ニ會得シ支那人ト競争シ得ルト云フモ現今都會附近ノ便利ナル處ニ移住ノ餘地ハ無イ自然遠隔ノ地トナルガラ此不自由極マル

奥地ニ於テノ生活ニ堪ヘ得ルカヤ問題デアル、次ニハ生活程度ノ低キ勤勉ニシテ何ゾモ利用ノ巧ミヲ以テ支那農民ト競争シテ之ニ打勝ツ事ガ出来ルカ之カ問題デアル、先年關東都督府ガ試ミタ愛川村ト稱スル我移民ハ勿論最初ノ計畫テ土地ノ撰定移民ノ選擇等ニ欠点アリシトハ云ヘ一而ヨリ觀察シタラ確カニ失敗デ日本人ノ移民ハ困難テアル事ヲ證據立テラル、モノト思フ關東州ノ如キ我行政權ノ行届ク愛川村デ尙且失敗ヲ繰返シテアル况ンヤ奥地不便ノ地ニ於テオヤ

之ニ反シ朝鮮人ハ如何ナル遠隔ノ地モ又如何ナル不自由ヲモ敢テ意トセス平氣ヲ農耕ニ従事シテ居ル、生活程度モ支那人ト同等若クハ低級デアツテ彼等ハ水田耕作ト云フ獨特ノ技能ヲ有シ到ル處ノ不毛地ヲ美田ニ仕上グル力ヲ持ツテ居ル、故ニ滿洲ノ殖民ハ日本人ヨリモ適當デアリ可能性ヲ有シテ居ル日本人ハ滿洲移住ヲ喜バナイテアラウガ鮮人ハ朝鮮内地ノ瘠薄狹隘ノ土地ヲ耕スヨリモ豊沃ナル滿洲ノ地ニ於テ一家ヲ樹ツルノヲ喜ンデ居ル。

故ニ吾人ハ此際積極の方針ノ下ニ鮮人ノ移住ヲ獎勵シテ滿蒙ノ地ニ移シ植エ其空所ニ日本人ヲ移スト云フ事ハ最モ策ノ得タルモルデアルト思フノデアル。

滿洲ノ水田可耕地積——滿洲ニ積極的ニ鮮人ヲ移住セシムルコトハ彼等ニ水田ヲ開拓セシムルコトデアル、然ラハ滿洲ニハ水田ノ可耕地幾何アルカト云フ問題トナルガ此問題ニ就テハ先年農商務省木下技師ハ實地踏査ノ結果遼河流域ノ各支流松花江鴨綠江支流ノ一部其他ニ於テ將來滿洲ノ水田開墾可能地積

ヲ五十八萬町歩餘アリト推論シ尙地下水灌溉法ニ依ルトキハ現在ノ高粱圃全部ハ水田ト爲スコトカ出來ルト斷定シタノデアル。

又某技師ハ木下氏ノ推論ヲ駁シ甚シキ悲觀論ヲナセリト云フ。

此兩者ノ推論ハ相當權威アルモノト思フガ由來滿洲ノ水利ハ未タ何人モ調査セルモノナク全ク不明ニシテ只一回ノ視察ノミヲ以テ輕々ニ判斷ヲ下スハ當ヲ得タモノデナイト思フ、吾人ノ見解ニ依レバ兩者共極端ナル推論デハナイカト信スル。

元來滿洲ノ河川ハ灌溉水ノ最モ必要ナル期間ハ洪水ヲ來スカ故ニ無條件ニ水田ヲ開拓スルコトカ困難ナル、又溜貯水池ヲ設クル方法アリト雖モ降雨ノ時間的分布及蒸發量ノ大ナル滿洲ニアリテハ不利ナルヲ免レヌ、地下水灌溉法ハ首山奉天鐵嶺地方ニ於テコソ豐富ナル湧水量アルカ滿洲ノ地至ル處ニ斯カル天惠ノ水流アルカハ地質研究ノ後ニアラサレハ判明セヌ滿洲ノ稻作ハ此地下水ヲ利用シ得ル特点アリト雖モ吾人ハ地下水萬能論ノ暴タルヲ知ル者デアル。

以上各種ノ事情ヲ綜合シテ判斷シ果シテ幾何ノ水田可耕地アルカ吾人ハ茲ニ數字のニ水田可耕地ヲ憶斷スルノ勇カナイ、之等ハ全然水利調査ノ後ニ於テ始メテ斷定セラルヘキモノデアル。

然シ數字のニ水田可耕地ヲ擧グルハ暴テアルカ現在南滿洲ノ包藏スル未開地ハ六百萬町歩ト稱セラレテ居ル此中デ水田トセラルベキ面積ハ蓋シ鮮少デハ無イト思ハル、ノデアル、今假リニ未開地六百萬町歩



ノ五分ヲ水田ト爲スコトヲ得ハ參拾萬町歩アル譯デアル  
若シ貳町歩ニ對シ一家五口ヲ收容スルトシタナラハ十五萬戶人口ニ於テ七十五萬人ノ移住ヲサスル事カ  
出來ル。

前項ノ如ク今後朝鮮ヨリ七十五萬人ヲ獎勵シテ移住セシメ其空所ニ日本人ヲ移シタナラハ朝鮮ニ於テハ  
日本人勢力ノ扶殖トナリ滿洲ニ於テハ一町歩十石ト見テ參百萬石ノ米ヲ得テ支那ノ利源開發トナリ我國  
食糧問題解決ノ一助トモナルノデアアル吾人ハ國家百年ノ計ヨリ見テ此積極的鮮人移民政策ヲ提唱スル者  
デアアル。

## 結 論

以上論シ來リタル所ニヨリ結論ハ既ニ明白デアアル、即チ一ハ商租問題ノ解決ニアリ一ハ水利問題ノ解決  
ニアリ一ハ金融問題ノ解決ニアリ一ハ教育教化問題ノ解決ニアアル、此四項目ヲ解決シ我官民ノ保護指導  
ノモトニ滿洲到ル處ニ放棄シテ顧ミサル天惠肥沃ノ低濕地ヲ安定的基礎ノモトニ彼等ニ自由ニ開拓セシ  
メ彼等ノ向上發展ヲ圖ルコト之即チ在滿鮮人ノ救済策デアリ根本的徹底的ノ救済策デアルト思フノデア  
ル。尙此問題解決ノ曉ニ於テ一定ノ方針ヲ定メ茲ニ積極的ニ鮮人植民計畫ヲ進メ母國食糧問題ノ解決ニ  
資シ度イ、積極的ニ鮮人ヲ移住セシムルニハ大々的の水利事業カ必要デアアル此水利事業完成ニ就テハ我國

ハ行本始終其意ヲアル事ニ違シテ此行金ヲ支那獨ニ寄附シテヨイト思フ者國民ハ高位ノ位階カナク  
クハナラズ。

(終)

在 奉 天

大正九年十二月

北 悟 一 識

## 回 議 箋

(乙號) 記事本紙面以上ニ抄ルトキハ丙號回議箋ヲ連續スベシ

大正九年十二月松浦局附

番 號

支控言及一五等ノ二

大正 九年 一月 26 日 起案  
大正 年 月 日 發送

主任

(印)

記 長

記 長

支居澤島(印)

記 長

支居澤島

支居澤島

(印)

名 件

朝鮮人救傷案附在ノ件

控傷案在朝鮮人救傷案ノ件ニ指吹出テ研長  
 別紙ニ向申上ルルノ事後等日根民ノ所  
 早水両書ヲ被付底ニ所立之悲慘ノ状爲  
 居ニ趣 存心博愛ノ心ヲ示シ上 救傷  
 高倉一千日也而業附在ノ件此ノ如ク

南滿洲鐵道株式會社

(丙號)

本月初日、信作書、本、此書、臨時書、

本、此書、臨時書、本、此書、臨時書、

本、此書、臨時書、

文書臨時書

臨時書臨時書

本月初日、信作書、本、此書、臨時書、

本、此書、臨時書、本、此書、臨時書、

本、此書、臨時書、本、此書、臨時書、

本、此書、臨時書、本、此書、臨時書、

本、此書、臨時書、本、此書、臨時書、

謹啓

益々清福ノ段奉慶賀候

陳者私儀水田ノ經營ニ就キテハ昨春以來種々清高配  
ヲ忝フシ味甚様ニテ誠ニ便耳ヲ得申候段感謝ニ不  
堪候

扱テ昨年ハ諸種ノ障害ヲ蒙リ申候先ツ早春以  
来ノ經濟界ノ落莫ニヨリ資本ノ運轉閉塞シ  
テ第一ノ打撃ヲ蒙リ加ヘテ事業着午初年度  
ノ事トテ午不足ノ為メ水稻ノ作付其他ノ準備モ意  
ニ任セズ遂ニ豫期ノ結果ヲ收ケル能ハス候ヒキ

是レニ私ノ不注意ノ結果ニハ候トモ又人カノ及ハ  
サル大自然ノ携シタル運命ニ有之候若シ昨春来ノ

不景氣無カリセハ今日ノ如キ困窮ハ見ザリサリシ  
事ナラント存シ候現在ノ私ハ資金缺乏ノ爲事  
業頓坐ノ止ムナキニ到達致シ居リ候今日迄テ絶  
望ヲ講シ候ヒシカ今キ絶体絶命ト相成リ此  
ノ上ハ貴社ノ力をニ繼ルヨリ外ナキ次第ニテ候

私カ永年ノ間蒙古ノ僻地ニ支那甚力全様ノ生  
活ヲ營ミ日本人ノミナラス支那人ヨリモ種々の悪罵  
ヲ浴ヒテ尙堪忍シ居タルハ今日ノ如キ土地ヲ獲得テ農  
業ヲ經營セントスル一念ヲ全フセシカ爲ニテ候ヒキ

續年ノ目的ヲ達シテ昨年正月内蒙古自齊大素ノ  
西南約十海里アル哈爾濱營子ニ六百八拾余町歩ノ水  
田哈爾濱地ヲ獲得シ茲ニ始メテ過去九年間ノ苦心

ノ切ヲ喜ヒタル甲斐モナリ今之ヲ一實ニ缺力カニ事ハ  
實ニ私トシテ死以上ニ堪ハ難キ處ニ有之候

此ノ土地ノ水田地トシテ最モ恰適セル事ハ貴社  
員横瀬農學士殿ノ實地視察查ノ結果該証  
明被下タル處ニシテ今更私ノ改々ヲ要セサル義  
ニ有之候

右ノ事情該視察ノ上何卒多大ノ該援助賜リ度  
ク此段奉懇心願候也

大正拾年三月十六日

在內蒙古白音太来

南滿洲鐵道株式會社

自在九金市

社長工學博士野村龍太郎殿

拜啓

時下春暖相催候折極益々清福ノ段奉  
慶賀候

陳者昨春以素種々一方ナラ又世話ヲ蒙  
リ居リ候慶又々此ノ度ハ宗光彦殿ヲ經  
テ色々清危ナリ清依頼ヲ申上ケ誠ニ恐縮  
ニ堪上ナル次第ニ座座候

宗殿ヨリ既ニ清聞キ及ヒノ通り私ノ現在ハ  
絶体絶命ノ状態ニ有之候間憐レナル者  
卜味同情被下何卒清助力被下度奉



懇心願候也

早々

大正十年三月十六日

車波形古自音天来

自在丸金市

榜内敷

別紙貴社長殿宛送申上四返キ候モ万々

五不在甚為ノ貴課頭送後ノ一大事ト思ヒ

書一部送送申上候次ノ絶体絶命ノ窮ニ

居ル次第一日ヲ早ク金融少執テテ神下様仕テ候

願申上候今ヤ開報ニ使用ル農馬ヲ賣テ其日ノ資ニ滿

テ云レバ加窮極ニ候

字無一

拝啓

春暖ニ仰リ新芽ニ榮芽セント農業者  
腕ヲ休メ脳力ヲ絞リタル大沈黙ノ時期也  
貴官殿益々強健有長祥ノ由大加具  
事ニ成座候

信而私農場金融ノ伴並ニ技術者派遣  
者。總テ宗克彦殿ヨリ陳述ニタル現化ニ  
私ニ於テハ皆無ノ條件ニテ唯々水田ヲ興ス  
ノ意思アルノニ是期迫セハ鮮人甚百有各  
ノ私農場ニ入ル事ハ飢ヲ訴ハ救ヲ求ム

ル者其ヲ如何ニシテ母国人トシテ生活ノ道  
ヲ與ヘレトノ事焉ヲ全クセシテ爲貴社ニ向テ  
金融ヲ計ルノ外方不止得絶對絶命ノ秋  
ニ有之候故何卒一日ヲ早クテ援助被下  
度事業業東蒙古ノ一隅ニ位シ金融道絶  
エタル際ノ窮境ハ全線各地ニ於ケル状態  
一ニアツタル般法推量アラセラレシ親心願  
奉候併シ全ク本年ノ農作ヲ中止セシエハ  
又方法ヲアラシカシレ凡モ百余名ノ鮮人ニ對  
スル耕作地食料家屋農具等日々所

用<sup>レ</sup>追<sup>ル</sup>ル<sup>レ</sup>所<sup>ノ</sup>解<sup>ル</sup>狀<sup>ハ</sup>甚<sup>ク</sup>如<sup>シ</sup>且<sup>ニ</sup>近<sup>ク</sup>水<sup>ノ</sup>田<sup>ノ</sup>耕<sup>ム</sup>  
作<sup>ル</sup>着<sup>ル</sup>年<sup>セ</sup>ト<sup>ル</sup>之<sup>レ</sup>矢<sup>ハ</sup>先<sup>ノ</sup>場<sup>ノ</sup>合<sup>ハ</sup>諸<sup>ノ</sup>同<sup>ク</sup>情<sup>ナ</sup>  
被<sup>レ</sup>下<sup>ル</sup>度<sup>ハ</sup>仕<sup>テ</sup>報<sup>ル</sup>願<sup>ハ</sup>奉<sup>ル</sup>候

白喜太来

大正十年三月二十日

自在瓦金市

枋外生五郎殿

謹啓

春暖桑芽、好氣節益々清福之殿在

慶賀候

私水田、調査報告書寫二部、  
忙中、元不拘、至急、  
調製衣、送付、  
御下、誠、  
難有、在、感謝候

借下、過日、毛、  
願申上候、  
願、  
宗、  
先、  
慶、  
殿、  
于、  
經、  
三、  
枚、  
水、  
田、  
事、  
業、  
の、  
窮、  
状、  
ヲ、  
陳、  
述、  
シ、  
救、  
濟、  
方、  
ヲ、  
願、  
出、  
下、  
候、  
件、  
一、  
日、  
毛、  
早、  
ク、  
毛、  
救、  
セ、  
被、  
下、  
度、  
只、  
今、  
、  
本、  
年、  
、  
開、  
籠、  
ニ、  
着、  
午、  
、  
三、  
時、

二期<sup>二</sup>迫リ一日毛猶豫出来難キ際一<sup>二</sup>軍  
業ノ安危ノ分ル所絶對絶余ノ此新  
境<sup>一</sup>情懷案ノ上西救助被成下度奉懇  
願候

私水田ノ好適地ナル水量絶對豊富ナルヲ知リ  
彰西果一帯ニテ食ニ飢ハ薄衣漸ク飢寒  
ヲ凌キ四百余里妻子ヲ連レ無断ニ奉増スル  
鮮人ノ佐人ヲ断ルニ辞シ今ヤ巷百余名ニ連  
レ居レリ何卒幸同情被下度候

大正十年三月三十日 自在丸金市

社長工学博士野村龍太郎殿

# 在北滿及露領朝鮮人の一般状態

在外朝鮮人事情研究会  
哈爾濱支部副支部長

李 昌 林

予は大正十年十一月末、自ら掃らすして乏きを在外朝鮮人事情研究会哈爾濱支部副支部長に承け次いで新春一月末、氷雪を冒して北滿洲及露領沿海州鐵道沿線の在任朝鮮人訪問と本會の趣旨及支部設立の宣傳を兼ねて哈爾濱を出で到處嚴寒將軍と闘ひつゝ、同胞朝鮮人と手を把つて其生活及地方の一般状態を聴取して二月中旬返哈せり顧みれば哈爾濱、浦鹽間に於ける月半餘日の旅行は其都市邑里各界の先輩及有志者の後盾と指導とに依りて多大の收穫を齎し歸來、其報告を草して社を投ずれば真然問を成すに到れり今本會會報の臨時増刊を出すに際し茲に其概要を抄録する事となしぬ素より之れ走車の瞥見に過ぎざれば豈敢て視察實記を以て目するものならん更に調査報告と見るべきものならんや。

在外朝鮮人の實數に就ては未だ正確なる統計に接する能はざれば従つて滿洲、露領、西伯利在任朝鮮人の戸口も確知するを得ず既に然り北滿及露領朝鮮人の實際的計數の未だ不明なるは蓋し其處なるべしされど予が今次旅行したる哈爾濱、浦鹽間各地方の在任者は尠くも十三四萬人を下らざるべく最も遠は予の旅行の隙に成れる推算なれば其正強を誇り難きか亦當らずと雖も遠からざるものあらん併も移住の最古のものは約七十年前にありて戦近二三年來の移住盛觀は眞に驚異に値ひすべきものあり若し此傾勢趨向にして底止する所なくんば今後五年更に十年間に於ける増加率は蓋し想料に餘りあるべし。

惟ふに北滿及露領朝鮮人の最初の移住は露領方面に其端を發したるなるべく之れ北朝鮮と露領と境接近の關係は恰も隣里の如くなるに依るべし現に北滿及露領在任者には威鏡南北道のもの最巨數を占め居るにても知悉するに足らんか蓋し境接近の關係より生ずる兩國民族の交通往來は水の低きに就くが如く自然の約

東なれば國禁夫れ何者ぞ北朝鮮より露領に移住者を出せるは何等不可思議の事象にあらす特に天災地殃に依りて生活の安定を破壊されたるものは相率ゐて隣里の異郷に安住の新世界を造くるは必至の理歟となすべく況んや當時の露國は極東政策の經營に之を利用すべく移住朝鮮人を數待優遇したるに於てをや彼等か原を倒戈にし馳せて相逼れざらん事を憂ひたるは設想に難からざる所也斯くして春風秋雨、花發し花落ちて幾星霜、露領移住民は漸く其壤土里進の北滿地方に轉移し難かて獨り成鏡南北道と言はず朝鮮内地の經濟的壓迫に耐へ兼ね或は母國の進進に伴ふ文化的生活に順應する能はざるもの並に國法に觸れたる刑餘者若くは刑辟の身に及ばんとせるもの更に進んで政治的母國否認心を持ち或は其政治的反抗を具體的せんとするも當所官憲の嚴正なる取締に身を措く所なきもの、道外特に東南滿及吉林間島移住熱勃興したれば惟ふに朝鮮人の北滿移住は茲に端緒を發し爾來今日の大發展を爲せるなるべし併も最近兩三年來、東南滿及吉林間島地方の朝鮮人は更に移住、移住を重ねて北滿地方に集中するの趨勢あるは視目すべき問題なりとす。

移住朝鮮人が漸く北滿桑中の傾向あるは我軍の西伯利出兵以來の現象なるが如し則ち北滿地方に於ける水田耕作の最も可能を確認されたるより其發展進歩は實に一日千里の勢ひあり加之支那人は未だ水田耕作の道を知らず幾んど朝鮮人營農者の獨占事業なると興に天恵地福に富む無涯の沃野は營農經濟上頗る有利にして且つ南北滿洲の支那人米食の進歩は多大の將來あるを看取し他面には前顧の我軍隊の各地方駐屯は直接に其生命財産の安全保護を寄托するに足るものあるも亦其一因たるべきか。

遼莫、哈爾濱浦鹽間各地方十三四萬の朝鮮人は寧や其小部分を外にしては幾んど農を以て生計とする眞純の農民と云ふも多譯にあらす最も大正九年前には政治的反抗者もありて到處に各種團體を樹立し所謂不逞の書動を放てし就中過激主義に共鳴するものもありしが彼の武裝解除と同時に是等團體は四分五裂し北滿及露領に其痕跡を絶てり這は又一般農民に頗る好影響を與へ爾來自治的機關として民會若くは戸會、懇話會等を組織し所在闔里穩重の裡、異郷の風物に親しみ極めて低級生活に甘んじ孜孜として子孫の計を成すに到れるは農業移民としては先づ上乘に近かるべし。



北滿及露領移住の朝鮮人特に營農者は何れも一たびは母國の火田的生活を嘗嘗せざるべからざるが既に移住史として約七十年の星霜を閲みしたる事なれば其火田的生活より幾多の生活階級を経過して今や成效を贏ち得たる者なきに非らざれど之れ眞に寥々晨星の如く幾んど在住者を擧げて生活難に墮し居るは一に農資薄乏に伴ふ營農經營の缺陷に存する也實に北滿及露領の朝鮮人に關して今後有利の解決を與へ彼等を安心立命の地位に置かざるべからざる問題は一にして足らずと雖も農資供給を以て焦眉爛頭の急務と爲さざるべからず特に最近兩三年來の移住者か幾に月餘の生計さへ支持するに足らざる用意なくして移住するもの比々皆然らざるものあるを見て更に之を痛感せざるを得ず。

## 一面坡及其附近

一面坡及其附近在住の朝鮮人は約六百名にして就中支那に歸化せるは八十名なり今を距る七年前即ち大正五年中、全敏赫氏か料理店開業の爲め鎮南浦より移住したるは此地に朝鮮人措戸の嚆矢にして爾來南滿洲、間島及西伯利地方の朝鮮人は相隨いて轉住し來り今後益々増加の趨勢にあるは要するに一面坡及其附近は農業特に水田耕作に適し其前途有利なるを聞知して先天的才能たる營農の手腕を發揮せんとするにあるべく現戸口の職業か幾んど擧げて農業に在るを見ても之を知悉するに餘りあるべし左に其の戸口數並歸化非歸化職業別を掲ぐ。

### 戸口數並歸化非歸化職業別

(大正十一年二月十五日現在)

所在地	戸數		人口		歸化		非歸化		職業	
	男	女	計	計	計	計	農業	其他	計	計
一面坡	157	115	272	272	1	271	157	115	1	1
周家堡	18	22	40	40	1	39	18	22	1	1

一 姑 娘	一八	三五	三〇	六五	一	六五	一八
馬 家 店	一七	三一	二八	五九	一	五九	一七
偉 沙 河	二〇	三四	三二	四九	一	四九	二〇
石 頭 河 子	四九	一六〇	一四三	二〇一	〇	二〇一	四九
計	一三三	三二七	二六六	五〇三	〇	五〇三	一三三

既に戸數百二十七、人口五百八十三を算するに付き其自治的機關として民會を設置して即ち一面坡朝鮮人在留民會と稱し又其附近の石頭河子は戸數約五十を有する此方面唯一の密集地なれば茲に教育機關として小學校を設立し民會の附屬事業となし居るが現在の收容兒童は約四十名にして學校經營費は在住朝鮮人各戸の負擔する所なり在留民會役員は左の如し

### 在 留 民 會 役 員

氏 名	年 齡	原 籍	職 業
會 長 全 敏 赫	三四	黃海道沙里院	質屋兼農
副 會 長 金 仲 泰	四三	平安北道義州郡	旅館兼農
書 記 金 仁 正	三三	京畿道仁川府	質屋兼農

農業は朝鮮人の増加に伴ひ年を逐うて發展し特に水田事業を以て最とすべく既に昨大正十年の生産額は粳八百石、粟五百石、大豆二百石に達したるが本年は其倍額の生産を見るべき豫想なり右の生産中、粳米調製は朝鮮在來の方法を襲用して玄米と爲し更に石造舂米機によりて精白し居るが這は此地方及び哈爾濱にも未だ精米所の設立なければ蓋し是等の舊式製法に依るは事實餘儀なきものと云ふべく其生産米は目下全部を擧げて地元市場にて消化し未だ他地方輸出の餘裕なきが如し。

此地方に於て朝鮮人が農業を營せんとするには必然の結果として支那人より其所有荒地を四年若は五年間無料にて借入れ右契約期限の経過せるに於ては更に繼續耕作するを得べきも以後は熟地定租として每一日耕(約我が二千坪)に對し大豆、粟若しくは粳一石乃至三石宛納入すべき安價の契約なるが又前記の無料耕作期間は荒地借入れの仲介周旋を爲したるものに對し每一日耕に對し粳四斗宛交附すべき慣例となり居りて其營農状態は特種の小作制度なるかの觀あり。

更に其水田耕作法に到りては北滿地方の特色として見るべく即ち一たび水田を耕耘し之に播種したるまゝ僅に灌水にのみ注意を拂へば施肥の必要もなく又除草の如きも朝鮮及内地の煩を繰返すに到らず斯くて自然的に收穫期に達すべく甚だ簡易なるが水利問題に就ては廣漠雄渾の大平野に當地方著聞の天然良質の開わある流水の便ある最も優良にして肥沃の土地を選択耕作するが爲め何等相憂する處なし。

此地方の既成水田面積は約二百日耕なりしが本年新耕作地増加豫想及可能水田面積は概ね左の如くなるべきか。

### 既成水田及本年豫想増加並可能水田面積調

地名	面積		所有者
	既成	本年増加豫想	
一面坡附近	100 日耕	100 日耕	支那人
石頭河子附近	100	100	同
計	200	200	

右の増加豫想にして大過なからんか前記の生産額倍加説は決して空料に非らざるを知るべし併も尙ほ水田可能を有するもの二千四十日耕ありとせば此地方に於ける水田事業の將來は益々多望にして營農朝鮮人の移住は

是等天恵地福の彌々歡迎する所なるべし。

されど茲に一の關心問題あり何ぞや營農を目的として移住する朝鮮人は從來の事例に徴すれば幾んど無資産階級にして甚しくは移住行旅中、所持の乏しきを告ぐるが如き始末なれば農業を營むに際しても僅々一年計畫にて支那人地主の土地を商租し併も之に止まらずして農作資金までも支那人地主より融通を仰ぎ居るが其融通資金の辨償方法ども云ふべきを見るに例年三四月の交、秋成後に於ける粃一石を大洋三圓乃至四圓の途方もなき相場にて豫賣を爲し之を以て農具及種子食糧等を購入し居る状なれば彼等か春來の粒々辛苦も秋成後に於て其生産の受渡を了せば結局何等の餘存もなきに至り所謂勞して教なきに歸すべしされば此地在留民會長全敬赫氏は同胞民族か支那人地主の暴利的魔手の餌食とならざるべく昨大正十年に於て月利六分にて資金の融通を爲したるもの無制限に其需要を充たす能はず約三千圓内外にて打切りし事實もありて營農資金問題は獨り此地方のみならず北滿及露領沿海州在住の朝鮮人の爲に最も眞面目に且つ誠實に研究し妥善の解決を與へざるべからざる緊急事なりとす。

茲に一面坡在留民會は隣驛の横道河子在留民會と相提掣して産業組合を組織し朝鮮移民中、盡行善良にして營農力勤の者に農具或は種子食料等を低利資金にて供給し其發展を助長すべく計畫したる茲に年あれど如何せん兩地朝鮮人は前記の如く是等事業に投資の儲存あるもの甚だ尠なく其計畫案は疾くに成立し居れど只々資金關係上、今に實現するを得ず又近き將來に於ても實現困難の狀にあるは遺憾に耐へざる所なり。

此地方に於ける朝鮮人の移住營農は日未だ淺く僅々七八年の星霜を経たるに過ぎず併も豊富なる營農資金を擁し來るに非らざれば之に對して其成效者を物色せんとするは甚だ早計に失するのみならず至極無理なる註文と言はざるべからずされど在留民會長全敬赫氏は大正五年中移住し爾來商業に従事し傍ら農事を營みて漸次家産を造り在留民會組織と與に會長に選舉されて今日に迫り現在資産は約三萬餘を算し其他民會副會長金仲泰氏は營農と旅館業を兼ね崔錫祺氏は醫術を開業して何れも在住朝鮮人中、有力の地位にあるは先づ土地の成效者を以て擬すべきか。

一面坡は哈爾濱總領事館の管轄區域なるが由來吏員の少數なるに遠隔の一村邑たる關係上、總領事館の直接的保護不及の點も尠からざりしが往年我軍の西伯利出兵に伴ひ北滿憲兵隊の哈爾濱駐屯と同時に一面坡に軍隊の駐屯及憲兵分遣所の設置ありて直接其指導保護の惠に浴し茲に初めて孤立無援の状態を脱して彼の支那官吏の壓迫、馬賊の被害等も漸減し來れるは在任朝鮮人の營農生活に一光明を與へたるものと云ふべし。

### 横道河子及其附近

横道河子及其附近の在任朝鮮人は百十二名にして支那歸化一戸なり一面坡地方に對比し甚だ少數なるは一面坡の如く氣候風土佳からず又營農耕地の多大ならざるにも依るならんか朝鮮人の初めて此地方に來住したるは今を距る二十九年前即ち露國が東支鐵道東部線の建設に際し偶々平安北道楚山郡の皮相俊氏が労働者として入ら込みたるにあり同人は逸早くも此地方の農業に恰適し居るを看取し驕然として鐵道工事の出稼を思ひ止まり、若干の資を投じて家屋を購ひ同時に露領沿海州方面にある妻子を呼び寄せ爾來春夏兩季は農業を營み冬季山中深く入りて伐木をなし所謂火田の生活を營み居たるが茲に初めて水田耕作の可能を確認するに到りたれば地方の水田事業は實に同人を以て開山とすべし爾來間島或は南滿洲地方在任朝鮮人は新に此水田世界の發見されたるを聞知し移住するもの相繼ぎ遂に今日の一小村落を現出したり此地方の戸口數並歸化非歸化職業別を左の如し。

#### 戸口數並歸化非歸化職業別

(大正十一年二月十五日現在)

所在地	戸數		人口		歸化	非歸化	職業	
	男	女	男	女			農業	其他
横道河子	10	10	20	20	1	1	16	2
北洞	1	1	2	2	1	1	1	1

三道寓集

計

三	二	三	一	三	二
四	七	五	二	三	二
六	三	一	三	三	一
三〇	二	一	三	三	一

大正八年三月、横道河子朝鮮人在留民會を組織し自治的機關を設立せり現在の民會役員は

氏名	年 齡	原 籍	職 業
----	-----	-----	-----

會長	皮 相	俊	五八	平安北道楚山郡	農 業
----	-----	---	----	---------	-----

副會長	金 鼎	淵	四五	黃海道載寧郡	質屋業
-----	-----	---	----	--------	-----

總 務	李 龍	浩	三四	平安北道龍川郡	同 上
-----	-----	---	----	---------	-----

の諸氏なるが在住民少數なる關係、未だ教育機關の設備を見ず。

昨大正十年に於ける此地方朝鮮人の手に成れる農産物は粳三百石、其他雜穀二百石なれば就中水田耕作は最も發展し居るを知るべく生産物は悉く地元の消化する所となるも逐年支那人及内鮮人の増加に伴ひ地元生産にては其需要を充たすに足らず最近隣驛海林地方より多大の輸入を仰きつゝ、ある始末なれば將來農業特に水田事業の發展は綽々として其餘地なりと云ふべし尙ほ此地方の既成水田は總計九十日耕なるが今後其可能性を有するは九百日耕なりと即ち左表の如し。

### 既成水田及可能水田面積所有者調

地名	面積		所有者
	既成水田 日耕	可能水田 日耕	
横道河子	一〇	一〇	支那人
站北洞	三〇	五〇	同
三道寓集	三〇	五〇	同
計	九〇	九〇	

此地方即ち横道河子には帝國軍隊の駐屯及北滿憲兵隊の憲兵分遣所あり現在分遣所長の朝鮮人に對する特別保護は一般の心から感銘し居る處にして安住の新天地を得たるの觀なきに非らず。

## 海林、寧古塔及其附近

大正五年中、慶尙南道の具卿淑氏が海林の東南約三十支里の磨刀石に於て阿片罂粟栽培を主要物とせる農業を營み之と相前後して同道の崔桂華氏か寧古塔に於て支那人より土地を買收し水稻農業を試作したるは此地方に於ける朝鮮人移住の最初なるべし前記兩氏の農業耕作と云ふも漸く水田耕作を主とせるは勿論なるが土地肥沃、水利多富なれば何れも優良なる秋成を收め加之此地方は寧古塔なる開城三百餘年の歴史を有する古都を控へ朝鮮民族とは特別の史的關係あり且つ東西交通の要衝なれば生産物の消費運輸等も亦其機關設備の間然する所なく此方面に於ける水田事業大成效の報、一たび四開するや爾來朝鮮内地を始め南滿洲及間島、吉林地方在住の朝鮮人は史的憧憬を經とし營農的新安住を緯とする遠征心に鼓られて年と與に蝟集麀至し今や其數は約一萬人に達せんとして益々激增の趨勢にありされば附近約六十支里内外の海林、山石、石谿、牧丹江、鐵領河、七河、四道、四道嶺子、張國泰、磨刀石、寧古塔等には各々家屋を建築して永住の計を爲し所謂異郷を第二の故郷とし居るの觀あるは大に偉とすべし惟ふに東支鐵道東部沿線中、朝鮮人の濃密は蓋し此地方を以て最とすべく既に一大農村を形成したれば應がて朝鮮人の小都會を現出するも遠きにあらざらん予は哈爾濱より旅行し海林驛に於て下車し此地方を踏査するや到處朝鮮人の風姿を見受けざるなく恰も朝鮮内地の大里邑を過ぎるの感に耐へざりしもの亦所以なきに非らざるべし實に此地方在住の朝鮮人は九千八百名にして支那歸化六百名なり其戸口數並歸化非歸化職業別は左の如し。

### 戸口數並歸化非歸化職業別

(大正十一年二月十五日現在)

地名	戸數	人口		計	歸化	非歸化	職業	
		男	女				農業	其他
海林附近	五九〇	二九〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	一	五九〇	五八五	五
寧古塔附近	六七五	二八〇〇	二、二〇〇	五、一〇〇	六〇〇	七五	六九〇	五
計	一二六五	五、〇〇〇	四、一〇〇	九、八〇〇	六〇〇	六六五	一、三三五	一〇

氏名	年齢	原籍	職業
會長 金興元	五六	平安北道江界郡	農業
副會長 權重仁	四〇	慶尙南道	農業
總務 元豐	三二	平安北道龍川郡	農業
書記 韓炳武	三一	平安南道平原郡	農業

寧古塔の所謂民會は寧古塔戸會と稱し大正七年頃設立したるが未だ總領事館の認定なきもの、如し現任役員は

會 長 崔 桂 華 三五 慶尙南道密陽郡 農業  
 副會長 崔 忠 浩 三二 慶尙北道 農業

の兩氏にして前後の民、戸會とも其主たる目的は共同的利益の増進を計圖するに在るは言ふまでもなし。

右民、古會附屬の教育機關としては寧古塔に於て普通學校程度の一小學校を經營し居るが目下收容の生徒は約五十名なり海林に於ては移住朝鮮人の増殖に順應し子弟の教育機關設置の計畫中なれど未だ實現を見ざるは



恨事と云ふべし。

海林方面に於ける水田耕作の状況及び地主資本家と小作人との關係は一面坡地方と大差なけれど茲に一の視目に値ひすべきは昨年來、朝鮮人にして資金を有するものは支那人より廉價なる土地を買収し朝鮮人に小作せしめ宛然として地主及資本家然たる觀を爲し居るものあるなり寧古塔附近にありては崔桂華氏か千餘日耕の水田を所有して崔農場を経營し居るが同氏は此地方の所謂大地主にして恐らく東支鐵道東部沿線中、之に匹敵し若くは追従する水田所有者あらざるべく蓋し其白眉とすべし本年三月上旬、同氏か哈爾濱總領事館の參考に提出したる農地調査表及本年度經營收支豫算表は左の如く之に依れば本年農作は天候其他の障礙なく至極順調なる收穫を得るものとせば純益金約六萬圓に達する採算なり。

### 崔桂華農地調査表

(大正十一年三月現在)

地名	數量	所有又は租借別	所要資本	現在見價格	備考
密江大屯	一九九畝	所有		三五八九二〇	官
同	三二〇畝	所有		五〇〇七〇〇	官
同	三二〇畝	所有		四七五〇〇〇	官
同	三二〇畝	所有		六八〇〇〇	官
同	三二〇畝	所有		一〇,〇〇〇,〇〇	官
同	三二〇畝	所有		一,〇〇〇,〇〇	官
同	三二〇畝	所有		三,四四〇,〇〇	官
同	三二〇畝	所有		五九八〇〇	官
同	三二〇畝	所有		八五〇〇〇	官
張家屯	三二〇畝	所有		五〇	官

缸 寮 溝 屯  
干 溝 子  
密 江 二 窪  
南 馬 厰

計

官 民  
一七六三〇  
九〇〇〇〇  
一〇六六三〇

一〇六二  
三〇二〇  
五〇〇〇〇  
四〇〇〇〇

二十年租  
十五年租

二五〇〇〇  
二一〇〇〇  
四六〇〇〇

一九二六〇  
三〇〇〇〇〇

九〇  
五〇  
五  
?

二一、四〇九八〇

### 經營收支豫算表

(大正十一年)

收 入  
一金拾萬壹千五百貳拾圓也

內 譯

金七萬六千參百貳拾圓

金貳萬壹千圓

金四千貳百圓

支 出

一金四萬貳千五百四圓也

內 譯

金四千六百圓

金六千圓

金貳萬壹千圓

收穫物糶九千五百四十石代價(一石付八圓)  
一畝地十五石平均一二・七二畝地半分  
農夫貸付回收元金  
同上利息(年二割平均)

借地料九百貳拾畝分(一畝五圓)  
種子糶六百石代(一石付拾圓)  
農夫三百名生活費八箇月間貸付金(一人平均七拾圓)

金八千九百四圓

金貳千圓

農場灌溉工事農具其他一切(一畝地七圓)

其他雜費

差引純益金五萬九千拾六圓也

されど是等土地所有者は朝鮮人中、僅々一二に止まりて多數否幾んど其全部は營農資金の用意なきが爲め餘儀なく支那人より高利極まりなき資金の融通を脱するを得ざるは各地方共通の状態なれば此地方の昨大正十年の農産物は概五萬石、其他雜穀五千石の巨額に達し此見積價格約七十餘萬圓と稱するも其大部分は支那人地主及資本家に吸收されたれば營農者の實所得は蓋し想料に餘りあるべく之れ朝鮮人營農者の大苦痛とする處たらすんばあらず。

此地方に於ける既成水田は總計五千二百畝地なるが昨年末よりの趨勢に依れば本年は尠くとも概七萬石の生産を見るべき豫想なればそれ丈け新に耕作面積の増加を來たすは論なく併も此地方の水田可能地は約九萬四千八百畝地の見込なれば斯くして今後三四年間に於ける水田耕作の發展は眞に驚異に値ひすべきものあらん今茲に既成水田及可能水田面積所有者調を掲ぐべし。

### 既成水田及可能水田面積所有者調

地名	面積		所有者
	既成水田 畝	可能水田 畝	
海林附近	11,000	4,750	支那人
同	500	500	朝鮮人
寒古塔附近	700	4,000	支那人
同	11,000	1,000	朝鮮人
計	15,100	10,000	

尙ほ此地方に於ては水田事業の發展に伴ひ重立者は一の組合を設立して(一)農具改良及共同購入(二)種子種苗の選擇(三)精米機械設備(四)金融機關設置(五)日用品共同購入等各事項の施設をなすべき研究考慮中なるも之れ又資金關係より今に其實現を見る能はざるは痛恨事とすべし最も前記各事項中の精米機械設備に就ては哈爾濱に於て朝鮮旅館を營み居る趙永澈氏は逸早くも同胞朝鮮人の水田事業發展を助長し兼て其生産物處理を有利ならしむべきに起見し海林に精米事業を計畫し前後約九千圓を投じて最新式の精米機械を日本内地より購入し既に据付けを了したるも同機械に種々の缺陷あるを發見し今尙ほ試運轉をなすに至らず兎角の間に運轉資金にも缺乏し約一萬圓に近き巨資を投せるにも拘はらず可惜、工場の立腐れとなるの狀は同氏の爲には勿論、海林地方の水田生産米處理上、一大損失と爲さざるべからず。

海林には帝國軍隊の駐屯及北滿憲兵隊の憲兵分遣所あり此地方在住朝鮮人の對日感想は前記の各地方と等しく甚だ善良なれど寧古塔方面は土地柄丈けに同方面在住朝鮮人は未だ總督府の文化統治に徹底を缺き居る嫌ひなきに非らずされど最近諒解の傾向卓著なるものは慶かべく兎角寧古塔は間島、吉林方面より露領沿海州及西伯利方面への通過經路なれば從來政治的不平の徒か隠現出沒し之か他に及ぼす響流も尠からざりしが昨年來漸く其事なきに到れるが如し。

## 穆稜及其附近

穆稜に新韓村と稱するあり此一事は正に以て穆稜地方の空氣を直感するに餘師あるべし今を距る二十五年前露領方面より更に轉移し來れる朝鮮人は此地方を相して農業を經營する事とし穆稜驛より約二十支里の地域に朝鮮人部落を形成し之に新韓村と云ふ政治的意味を有するらしき名稱を附したるが次いで又各地方より團體的或は個人的に移住し來れるものは穆稜驛の東北八十支里なる八面屯を居村とし斯くて新韓村八面屯兩々相對立し營農に依りて生活し居れるが其農績頗る見るべきものあるより漸く朝鮮戸口の増加を來たしたるは慶ぶべきも移任者中には全然營農に志なきものも尠からず又新韓村の名に憧憬したる政治的移住もあり否之れ必至の約

東たるべく則ち當初露領沿海州方面より移住したる新韓村組は概して當時の政局に縁焉たらずして露領方面に脱奔し更に稷に轉移したるに外ならざれば友は頼を以て聚るもの其政治的移住を見るは蓋し其處なるべしされば日韓歸併後に到りても政治的不平の徒は陸續相率ひて朝鮮内地より移住し來れば年を遷うて戸口銳増し加之種々の政治的團體や結社もありて他か純真なる農業移住地なるに對比して此地方は全然政治的移住地の如く化し斯くして諸多の黨派流別紛生し實に複雑極まる處なく四五年前までもそれぞれ其根據を堅持し口を擧げて喧嘩騒動する處ありしも時代の大勢は常に彼等に非なるものあり遂に土崩瓦解を餘儀なくされ或者は西に散じ或者は東に走りて今や蛛絲馬跡、其片影をも止めず只新韓村の名のみ残りて稷一帯は政治的移民を排除して純然たる農業移住地と化し去れりとは言へ一時彼れか如き盛名を誇りしもの尙ほ地に餘孽の潜在するなきを保せずともわれ此地方の戸口數並歸化非歸化職業別は左の如し。

## 戸口數並歸化非歸化職業別

(大正十一年二月十五日現在)

地名	戸數	人口		計	歸化		非歸化		職業	
		男	女		計	歸化	非歸化	農業	其他	
稷 稷 站	15戸	33人	22人	55人	15戸	1戸	10戸	5戸		
新 韓 村	30戸	70人	60人	130人	30戸	1戸	29戸	1戸		
八 面 屯	6戸	17人	15人	32人	6戸	1戸	5戸	0戸		
計	15戸	120人	107人	227人	51戸	3戸	48戸	5戸		

茲に注意すべきは此地方在留朝鮮人の戸口百三十五戸、五百七名は其全部を擧げて支那及露國に歸化し居るの一事なり蓋し東支鐵道東部沿線中、罕親の事象たり。

此地方には未だ在留民會の設置なきも基督教會堂は到處にあり以て又在住朝鮮人の宗教と其信仰の程度を卜知するに足るべく稷稷站的傳道師は朝鮮人朴鎭順、姜秀學二氏なり。

教育機關としては穩穩に所謂朝鮮式の一書堂あるのみにて生徒十五名を收容し居れり教師は黃生員氏と呼ぶ知命を過ぐる五の老先生なるが本年よりは書卷を擲ちて犁鋤を手に歸農すべく辭職を申出たる由なるも未だ繼任者の確定せるを聞かず。

水田耕作状況及地主資本家と小作人との關係は敢て他地方と大差なきも比較的他地方に比して營農朝鮮人は各自水田及土地を所有するもの多きは異とすべく更に地方の有力者、淺き意味に於ける成效者を擧げんには左の諸氏を僂指すべきか。

氏名	年 齡	原 籍	職 業
安 賢 植	四五	咸鏡北道麗源郡	雜貨商
金 泰 仙	三五	同上	旅館業
金 仁 俊	三五	咸鏡北道	周旋業
金 奉 連	三〇	同上	農 業

帝國の駐屯軍隊に對する在在朝鮮人の感想は未だ到らざるものあれど這是主として相互の言語不通等の理由に基因するならんも一面に在在朝鮮人間に中心的人物を有せざるにもあるべし其感想の變化を見るまでは又多少の時日を要すべく思料せざる能はず。

### ボグラニチナヤ及其附近

ボグラニチナヤは東支鐵道東部線の終點、即ち露支國境にして兩國物産の仲繼的貿易市場なり此地方に初めて朝鮮人の移住せる年代に就ては今之を詳かにする能はざれど現在戸數九十、人口三百七十にして在留民會は一昨大正九年中設置したるに徴すれば近く數年前にあらざるなきか最も此地は國境貿易市場と云ふも市街地附近は悉く農村なれば團體的或は個人的に於て農事經營を目的に農村に入り込みたるは今を距る十年或は二十年前の昔時に屬するやも知るべからず併も其人口は今尙ほ四百未滿に過ぎざるを見れば之を前掲の東支鐵道東部

沿線の各地方に對比し土地柄にも似氣もなく朝鮮人の發展が餘りに微々たるを疑はざるべからず惟ふに此方面は朝鮮人安住の世界にあらざるが左なくば子の得たる統計は事實を裏切りて在住實數は其二倍或は三倍を示し居るが這是再考に委し置くべし今其戸口數並歸化非歸化職業調を示せば左の如し。

戸口數並歸化非歸化職業別

(大正十一年二月十五日現在)

地名	人口		計	歸化	非歸化	職業	
	男	女				農業	其他
ボグラニチナヤ	八〇	九八	一七八	一	八	一	八
ソホツカ	四〇	四六	八六	一	〇	〇	一
八道河子	二〇	四四	六四	一	〇	〇	一
塞登河	三三	六〇	九三	〇	三	三	一
計	九〇	一九一	二八〇	二〇	八	三	八

前掲の職業別に依ればボグラニチナヤを除くの外は舉げて農業經營者なり併も此營農は水稻や大豆や粟の耕作に非らずして彼の世界的禁制品たる阿片罂粟の栽培なりとすされば此地方に於ては水田耕作として注目し値すべきものなく又ボグラニチナヤ在住朝鮮人は何れも地元産又は露領沿海州方面の阿片密輸出若くは其仲介業のみを事とするの外、僅に旅館業を營むものあるに過ぎず最も表面上は物産仲介業など、標榜し居るも其實は土地の物産たる阿片取引の仲介に外ならず斯の如き始末なれば此地方は一方仲繼貿易市場たると與に他方には農村たる關係上、在住朝鮮人の職業も半商半農の觀あるは實に面白き相對的事象にして地人の關涉は眞に人を欺かざるを知るべし。

此地方の在留民會は大正九年中設立しボグラニチナヤ朝鮮人在留民會と稱せり其役員は

氏名	年齢	原籍	職業
會長 朴成道	1	平安北道義州郡	旅館業
副會長 金順八	1	平安北道安州郡	農業
總務 金吉星	40	平安北道安州郡	農業
書記 朴溶夏	45	平安北道安州郡	農業

にして之は昨大正十年十二月末の現在なりしが本年一月、副會長金順八氏は強盜の爲に殺害されたる構事あり併も會長朴成道氏は其強盜殺人事件の嫌疑者として其筋に引致收監の身となりたれば其後同民會に於ては正副會長の補缺選舉を行ひたるかも知れず。

駐屯軍隊及北滿洲憲兵隊派遣所に對する在住朝鮮人の感想は太だ妥善なり。

## グロデコオ及其附近

今を距る三十二年前、咸鏡北道吉州明川二郡の孫、許某の兩人が露領グロデコオのモシルナノフスカヤに移住したるは此地方に朝鮮人か一步を踏み入れたるの嚆矢とすべし當年の北朝鮮は彼の有名なる辛卯、壬辰の凶作連續したれば一般民衆特に農民階級の疲弊困憊の狀は酸鼻の極に達し遂に古來の國禁を犯すを敢て辭せず國境を越えて遠く異郷の天地に移住し安住の世界を覺むるもの多かりし也實に生活問題の前には何者もなし何等の脅威も亦意とする處にあらず惟かに前肥の孫、許某兩人は是等國禁破壞者、國境出越者の先驅たりしならん爾來歲月を重ねると與に國境出越者か異郷に於ける安住の好消息を附知し朝鮮内地にありても其生活の安定を得ず或は當時の政局に平かならざるもの若くは國法に觸れたる徒輩は相率ゐて移住を企つるもの年々相隨き遂に木花村を中心として漸次其四圍に發展を試み現在三十七箇村の部落を構成し戸數二千、人口八千二百を算する朝鮮人の所謂一面里を現出するに到れり又盛んなりとせずや今其戸口並歸化非歸化職業別を擧ぐれば左の如し。



戸口並歸化非歸化職業別

(大正十一年二月十五日現在)

所在地	戸数		計	歸化	非歸化	職業別		
	男	女				農	業	其他
グロデゴオ附近	11,000	8,100	19,100	11,000	4,000	9,100	1,000	

備考 本表は附近二十郷里内外に亘る三十九箇村落の在住を示す

既に人口八千二百名を算するもの其自治的機關なくして可ならんや即ち大正九年中グロデゴオ朝鮮人在留民會設立されたり朝鮮人最初の移住は三十二年前にして併も在住者八千二百を算するにも均はらず一昨大正九年中、漸く民會を組織するに到りては甚だ遲暮に失するの感なきにあらずされど民會設立前は民會の代理機關とも稱すべき各階級の利益保護の目的を以て組織したる所謂同業組合若くは他の意味に於ける政治的學術的團體ありし素より是等の組合若くは團體か直に民會の使命たる自治的代理機關にあらずされど其設立目的の或一角に於ては聲息相通の點ありしは疑ふべからず試みに之を擧示せんが左の如し。

(一)色荷 商人及労働者を以て組織したる團體なり其目的は相互提擧して各業務の利益を擁護すると共に會員が莫害其他に依りて悲境に陥りたる場合は相互扶助をなすにあり。

(二)老爺 支那側の村制に準據し組織せるものなり則ち朝鮮人移住の増加に伴ひ露國官憲は朝鮮人監理の必要より朝鮮人に對し老爺なるものを置くことし都老爺、村老爺等之れなるが都老爺は朝鮮人全體に對する懲罰の權利を露國官府より許容され村老爺は都老爺指揮監督の下に村民に對し懲罰の執行を許容されたるものにて要するに移住民の統治機關にして又兼て露國官府の命令指示其他を朝鮮人に傳達する職務と云ふべく朝鮮人は露國官憲の命令に獎勵し其職名を直に移して團體の名稱となせり。

(三)勸業會 李種浩氏か浦鹽に據りたる時に於て附近各地方に本會を組織せり其目的は名稱の能く説明するが如し。

(四)韓族會 有名なる李東珮氏の發起にかゝるものにて其政治的結社なるは言ふまでもなし。

(五)開拓里青年會 (六)南浦里青年會 (七)新齋隣青年會 新開地に於ける一般的青年の團體なれど又或特種の色彩を有せるもの、如し。

(五)の會員 五十四名 (六)の會員 三十七名 (七)の會員 三十五名。

右の組合及團體は露國の失勢、時代の變遷、商工業及勞働界の改造等によりて全く存在の意義を失して遂に解散の已むなきに到り只青年會のみは今に現存せるか之れ又時勢の脅威によりて特種の色彩も漸く剝落しつゝあるを見る斯く組合團體の解散の後を承け當初の一角共通の點を繼續して大正九年中、純真なる一般の自治的機關の在留民會の生出を見るに到れり民會の現在會員は八百八十六戸、五千三百三十二名にして未だ在住朝鮮人全體の加入に迷せざるは頗る異とすべきも之れ何等かの事情の存するなるべく又二百名の露國歸化人あるも其一理由たるべきか在住者の職業は營農大部分を占め之に亞くは勞働者、商業、醫師、教師等なり在留民會役員は左の如し。

氏名	年 齡	原 籍	職 業
會長 朴 基	五九	咸鏡北道明川郡	農 業
副會長 金 賢	二八	咸鏡北道吉州郡	—
總 務 柳 雨	三二	咸鏡北道明川郡	—
書 記	—	—	—

朝鮮人教育事業は他地方に比して最も振興し居るは大に注意を拂ふべく現に民會附屬として經營しつゝある教育機關即ち普通學校は七校にして各部落に設立し收容兒童二百六十七名なり其校名以下を表示すれば左の如し。

### 普通學校教員兒童學級調

名稱	教員數	兒童數	學級數	十年度經費
英進	八	三三	二	一、二〇〇
緊英	三	四九	三	一、三〇〇
和興	三	五二	三	一、三〇〇
基聖	一	二八	一	四〇〇
廣進	一	三三	一	四〇〇
進興	二	四七	二	一、〇〇〇
誠興	二	五六	二	一、五〇〇
計	二四	二六七	一四	八、六〇〇

此地方の農業と稱するは當初より主として阿片罌粟の栽培なり雜穀を始め水田耕作には充分の可能性を有するにも拘はらず營農者の大部分が咸鏡南北道の産にして畑作のみに長じ且つ阿片罌粟の栽培は他の農事に對比して收穫上の利益多富なる爲り専心之にのみ努力し水稻耕作は不熟練の關係もあり自家料の需要を充たす範圍内に於て纔に耕作するに過ぎざれば朝鮮人の移住以來既に三十餘年の星霜を閱みし且つ其人口八千八百餘の多きを算すながら阿片罌粟栽培以外の農業特に水田事業の遅々として發展せざるは其原因一として茲に存せざんばあらずされど阿片は世界的禁制品にして勿論其原料たる罌粟の栽培も其土地所管官憲の嚴禁し居る處なれば要するに之か栽培も收作も將又販賣も輸出も等しく國禁違反たらざるを得ず夫れ斯の如く阿片栽培は私密的不正事にて所謂社會の暗黒面的職業なれば時勢の進運に示唆されて朝鮮人營農者も漸く覺醒し來るものある折柄、近年其政府は禁止稅の方針か或は財政增收の計畫に坐するか明知するを得ざれども阿片罌粟栽培に重稅を賦課し加之不正官憲及支那馬賊は彼等の弱點に乗じて横暴なる財物要求を敢行して徳く所を知らず時には危害を意とせずして征收誅奪を行ふもの多く併も一面には官憲の栽培及私賣に關する取締日一日嚴厲を加へ來り是等の苛求誅奪と沒收損害若くは不正官憲及馬賊に對する賄賂買收等を積算すれば左しもの阿片罌粟栽培も私

買も幾んど収益の全部を擧げて其犠牲に供せざるべからずして結局營農經濟上何等の儲利を見ざるのみならず或は却つて意外の缺積を招致する事なきに非らざれば遂に其栽培の不採算に想到せるもの候出し他方最近大に勃興し來れる水田耕作は相延いて露支人を米食人種に變化せんす傾向なきに非らずされば自然米價の昂騰を促進したる爲め元來水上農業を嫌厭し水稻耕作法に通せぬ支那人の如きも大豆や小麦栽培を打棄て、不熟練ながら之に染指するに到れるより朝鮮人營農者も是等の事象に激成され奮然厥起して兩三年前より不正業の阿片栽培を唾棄して正業農事特に採算上有利なる水田耕作に就くもの恰も水の低きに流るゝが如き觀あるは太甚だ嘉すべき營農的變化否善化とすべく予は之れ北滿及露領方面に於ける朝鮮人農界の一大進運として推奨するを辭せず既に然り此地方に於ける朝鮮人耕作の水田面積及收穫高も漸く銳増を示しつゝ、曩日盛觀を誇りし阿片罌粟栽培の如き極度の凋落を呈したるは左の大正十年年度農產物收穫高調は最も之を雄辯に説明し居るを見よ。

### 大正十年年度農產物收穫狀況

種 類	面 積	收 穫 高	同 上 價 格	小 作 料	實 收 高
粟	1,012.11	9,174.9	4,444.8	—	—
燕 麥	58.9	2,119.6	1,587.3	—	—
其 他	10.8	65.905	32.933	—	—
阿 片	800	2,997	1,048.5	—	—
計	1,861.8	12,357.0	7,111.00	4,444.8	2,683.9

さもあれ此地方にては古來露國に歸化したる者にあらざれば土地所有權を附與せざるの規定にて道は今尙ほ然るものあれば非歸化朝鮮人は一般に露國人の小作的契約の下に土地を租借し或は事實小作人營農を爲し居れり。

## ニコリスク及浦鹽其附近

ニコリスク及浦鹽、此地方に初めて朝鮮人の移住したるは今を距る五十二年前に属し前頭のコロデオに咸鏡北道の孫、許某兩人が移住の先達をなせる同一の理由に基く則ち當年咸鏡北の大凶作に伴ふ生活難の脅威より脱して安住を他を索めんさせば北朝鮮と露領沿海州、異郷の天地とは言へながら恰も比隣的關係ある境壤の毗連せる浦鹽、之に近接し居るニコリスクに向け營農或は勞働若くは漁業等を目標に容族家財を提げて移住するは蓋し遠きより近きに就く人情の必至にして旅費及征旅の行程に見ても必らず然らざるを得ず斯くの如くして彼等は團體的或は個人的に於て先づニコリスク方面を中心として押寄せたるが爾來是等住民の漸く増加するに際し當時の極東總督にして今や革命直後の國情不定を冷眼視し機に東支鐵道土地課長の一席に離伏し居るゴングツチ氏は露集潮來の觀ある朝鮮人移住を極東政策の遂成に利用すべく計畫し之か前提として先づ朝鮮人懐柔の方策を取る事とし一千八百八十四年の交、朝鮮人の露國歸化を許容し且つ其歸化人に對しては露本國人と均等の待遇を以てすべく宣明し又一面に於ては毎戸に土地十五、デシャーチン（一デシャーチンは七尺平方を單位とする二、四〇〇平方）を無償附與し加之朝鮮人教育機關として各地方に學校を設立し其教育を力奨したれば茲に幾んど無資産階級の移住朝鮮人は露國に歸化すればさへ一舉にして肥沃なる處女地十五、デシャーチンを無償にて與へられ且つ教育機關設備の恩恵に浴するのみならず阿片罌粟の栽培自由にして農收の有利なる其生活も甚だ容易なるものあれば眞に此地方を安住の世界と定め欣然、生を樂むに到れり一たび是等移住の先達に關する好消息の四開するや如何にして朝鮮を始め在外各地方細農者か心を動かさざるべきものぞ諸多の事情によりて常に移住の志を懐くものは乍ち相率ゐて露領行を企てたれば見る／＼夥しき移住増加を來し併も其營農的教育的恩恵に漏れざらんとして歸化を顯出づるもの多く遂に移住朝鮮人の各部落を形成し爾來年と與に益々稻麻竹葦の如く増殖激加を見るのみにて今や現に此地方は到處朝鮮人の營農部落の鱗比連亘に達せざるはなく宛然として朝鮮内地の農村を踏査するの感に耐へず左にニコリスク、浦鹽及其附近の戸口數並歸化非歸化

職業別を掲ぐべし。

## 戸口數並歸化非歸化職業別

(大正十一年二月十五日現在)

地名	戸口	人		計	歸化非歸化		職業	
		男	女		計	農	業	其他
ニコリスタ附近	二、四四五	一、五三五	一、三〇〇	二、八三五	六四四	二、二七四	一九〇八	八三三七
浦鹽附近	一、七七七	五〇八	三九八	八九六	八四七	八〇九	四〇〇〇	四九三六
計	三、五三三	二、〇四三	一、六九八	三、七四一	七九一	二、九八三	二、三〇八	一三、三六三

見よニコリスタ及其附近は既に朝鮮人戸數二千三百四十五、人口二萬八千二百三十五を算し浦鹽及其附近は戸數一千百七十七、人口八千九百三十六を示し右兩者を共計すれば戸數三千五百二十二、人口三萬七千七百七十一なりニコリスタの如き之を或一定區域内の集團とせば日本内地ならんか優に市制施行の資格を有するものと云ふべく更にニコリスタ、浦鹽を併合すれば有数の都會を現出すべく惟ふにニコリスタ及其附近に於ける朝鮮人移住の發展は哈爾濱、浦鹽間の東支、烏蘇里沿線中の唯一擅長とする處なるべし否確實に然りとす浦鹽及其附近の八千九百餘名は海林、寧古塔及其附近の九千八百餘名に及はず僅にグロヂョオ及其附近の八千二百餘名に勝るものあるに過ぎずとすべし併も又ニコリスタ及其附近在住朝鮮人の露國歸化の六千四百四十四名の多きを算するも亦兩鐵道沿線の異數とする所なるべく最も這は在住者巨數の割合に正比例せるものなりと云へ當時のゴンダツチ總督懷柔策の懸念に因はれたるの結果たるべし何は兎もあれ此地方朝鮮人在住の雄厚なるは眞に驚異に値ひすべし。

更にニコリスタ、浦鹽及其附近朝鮮人の職業別を見るにニコリスタ方面は農業多く浦鹽方面は之に相反して農業以外の多數を占り居るは兩者の土地的使命に支配され居るを知るべきか尙ほ聞くが如くんば前表中の農業以外の其他職業を内列すれば労働者、商業、雜業、無職、醫師等の計數的程序なりと云ふ。

ニコリスタク附近には未だ自治機關の在留民會なけれど此代理機關とも目すべきニ市朝鮮人懇話會の設立あり  
 一昨大正九年四月中組織したるものにして正副會長は

會 長	安 俊 鉉	原 籍	咸鏡北道慶興郡	職 業	農 業
副會長	朴 南 玉	原 籍	咸鏡北道富寧郡	職 業	商 業

にして安會長は露領に生れ露國式の教育を受けて某學校を卒業し身を農事に委ねて家産を成し今や此地方唯一の資産家を以て稱せられ尙ほ同氏に就て一事の特筆大書せざるべからざるは沿海州に於ける桑樹栽培は同氏か初めて試みたる事業にして今日桑園經營の成功せるは實に其賜資たらすんばあらず又朴副會長は郷里の小学校を卒へ此地方に移住して商業を営みあらゆる辛酸を嘗め遂に現在の地位と資産を贏ち得たる所謂奮闘的人物也ニコリスタクに於ける朝鮮人子弟教育機關としては同地管内に永信學校外二十七校を有せり這は普通學校乃至高等小學校程度のものにして何れも學校所在地の村里的獨立經營に屬し居るが在住民二萬八千餘名を有する丈に教育機關も二十八校の多きを算するは東支鐵道東部沿線及露領中、第一位に列する所なるべし。

子弟教育機關の充裕を以て誇るニコリスタクは又朝鮮人の新聞紙發行を第二の誇りとせざるべからず即ちニコリスタク在住の朝鮮人首腦は帝國の駐屯軍隊の後盾により其機關報として「新時民報」なる謄文の日刊新聞を發行し同地管内の朝鮮人には無料頒布し居れり南滿地方は姑ら置き今日北滿及露領に於て朝鮮人か新聞紙を發行し居るは恐らく之れニコリスタクのみなるべし哈爾濱に於ても一昨年朝鮮人か「北滿新報」なる謄文新聞を發刊し漸く其發展を見んとして六七個月ならざるに突如廢刊の已むなきに到れり其原因は一にして足らざれど經營難を主として擧ぐすべく爾來其再興を計畫せるものあれど遂に成らざりしは痛恨に耐へず惟ふに「新時民報」の如き在外朝鮮人の文化的奉仕として其同胞に對する社會的教化の偉力も亦蓋し意料の外にあるならん切に健全なる發展を希求せざるを得ず。

浦鹽には朝鮮人居留民會の設立あり一昨大正九年四月の組織にして正副會長は

會 長	趙 永 晉	原 籍	江原道通川郡	職 業	農 業
-----	-------	-----	--------	-----	-----

副會長 朴炳一 京畿道廣州郡 商業

にして趙會長は過ぐる明治三十九年より移住し商業に兼ねて農事經營を爲し朴副會長は會て朝鮮に於て内部主事奉職の閱歷を有する人なり大正五年中移住し爾來仕祿仕生活より脱して牙齶を手にし商業界に身を投じ今日に及ぶ。

教育機關としては浦鹽管内に韓民學校、三一女學校、内山學校、海光學校等ありて朝鮮人居留民會の附屬事業にかゝるが極東の大貿易港たる土地柄丈けに其教育的設備も整齊し各學校生徒の成績も亦斐然として觀るに足るものあり。

浦鹽政府が浦鹽、ニコリスタ等に於て昨冬阿片專賣法を實施したり由來阿片は北滿及露領在住の朝鮮人と密接の關係を有する問題なるが聞く處に依れば浦鹽政府も確實なる成竹あり計畫せるに非らずして言はば試驗的施設に過ぎずと併も兩地方とも表面的なるにせよ朝鮮人の關係尠らざるもの、如きも其業績は豫想を裏切るもの夥しく甚だ妙ならずと云ふものあり兎に角其實施日尙ほ淺きものあれば此世界的禁制品專賣法の運命は未だ猝に判知すべからざる也。

▲備考 本篇中の(一)一畝は我が約二千坪乃至二千三百坪一附朝鮮の一斗落は内地の約二百坪一、一畝は我が約四反六畝乃至六反七畝、一畝は我が約百八十五坪八合五勺一十畝を以て一畝とす、支那樹一石は我が約二石三斗なり。

(二)一畝地收穫粟支那樹四石乃至十五石一平均六石、反當り收穫粟は我が約一石四斗二升乃至一石五斗五升七合一平均二石三斗六升、耕地商租代は一畝地支那樹三斗乃至一石一平均五斗五升なれど北滿及露領は各地方の習慣に依りて相異し又土地の良否は生産額に著大の多寡を生じ從つて耕地代にも差違も來し到處計數の一定するなきも先づ其最大小限の程度は以上の如く見做さば大過なかるべし。

(三)各地方の戸口並歸化非歸化職業別表示の歸化、非歸化の計數は其地方に依りて戸數及人員を計上したるの二種あり這は例せば一戸五人とし五名を擧げて悉く歸化したる者あり又一戸五人中、二名の歸化に過ぎざるもあれば其の情形に應じ全戸歸化の地方は戸數を以て示めし然らざるものは人員にて計上せり。



# 蒙古に於ける朝鮮人

鄭家屯 菊竹健秋

蒙古は、長城及長棚外全部を指すものにして、昌圖梨樹等、滿鐵沿線の諸縣も、之を蒙古の地と言はざるべからず。斯くては、古來如今、何等行政的區域を意義せざる滿洲の漠たる名目との關連に、餘りの多くの解説を必要とすべし。されば茲に所謂蒙古とは、極め

て狭く、我在鄭家屯帝國領事館管區に屬する、遼源縣の舊開放地及雙山、通遼並に洮南其他七個縣にして奉天省洮昌道下の新開放諸縣を指すものとす。此地域内に在住する朝鮮人、大正十年九月末現在左の如し。但し參考の爲め邦人在住數も示す。

## 在留邦人々口統計表

(帝國領事館調)

地名	内地人			朝鮮人				
	戸數	男	女	計	戸數	男	女	計
鄭家屯	100	160	108	332	8	36	18	54
三江口	4	5	4	9	1	1	1	3
雙山縣	2	2	1	5	4	8	5	13
白音太來	7	26	6	33	23	347	27	564
洮南	4	5	4	9	1	1	1	3
馬園子	1	1	1	3	7	18	15	33
達蘭	1	1	1	3	3	6	7	16



之を或る理想家は、衛生、教育の設備の未整を以て攻撃せるを聞けども、それは更らに一歩を進め、經營者側内地人の奮闘状態に想到せば、思ひ半ばに過ぎざるべし。

内地人、鮮人間は、圓滿なりと言ふを得べし。嘗つて特産商某が、倒れたる時、邦人側の之を援助せる。又支那地主に欺かれて、安東縣より來れる三十餘名が白音太來に漂泊せる時、之を正志農場に收容せるが如き、特殊の場合以外、平常も、極めて親和也。

是は、相互在住者の數少く、且つ職業上反目するが如き事端生ぜざるにも起因せんも、一つの強い國力をバックとして、支那蒙古兩族を相對とし、平行的に進みつゝあるが故に、小兒等は好んで、不便の和服を着る等、自然の親和を齎すものなるべし。

茲に在り、今日、吾等兩者の結合を、現實的に固め置かんか、將來、幾何の増加なすとも、蒙古に於て内鮮兩者の相離るゝことなしと信す。

# 寧安縣の水田現狀

寧古塔 横地信果

(上)

大正六七年には寧安縣内の朝鮮人總て百内外を數へ寧古塔市中僅に醫師の一族數人が居住せしに過ぎざりしものが七年度に縣の北部蓮花泡に於て一朝鮮人が水田試作の結果最も懸念せられたる氣温も案するに足らず植付、精米の方法改良の曉には朝鮮内地の特等米に遜色なきものを得る見込確實となり且小作の有利なる事一般朝鮮人に周知さるゝに至り先を競うて鮮地若くは間島、更に露領南滿洲方面より移住を見るに至つた結果最近に於ける朝鮮人戸口及昨年度作付畝實に左の如く之を二三年前に比すれば眞に隔世の感がある。

## 一、縣内要地朝鮮人戸口

(大正十年十月末調)

地名	戸數	人		合計
		男	女	
寧古塔	110	140	110	250

黃旗屯	六七	三六	一〇	五六
海林	三八	八六	六〇	一四八
掛完子	二四	三五	一五	五九
顏家屯	一八	二八	三三	五一
紅甸子	三五	七八	三七	一一二
拉口屯	一三	二四	一三	三七
牡丹江	四三	九二	七三	一六五
南溝	四四	七〇	二八	九八
東溝	三二	五三	二七	八〇
西溝	一四	二七	二四	五一
鐵嶺河	三〇	六四	五三	一一七
四道嶺子	三六	一〇	六	一六一
張國泰	一七	四九	二六	七二
橋下村	二七	五三	三六	八六
磨刀石	三五	八四	七七	一六一
磨車場	三三	五二	三九	九〇
上磨刀石	一〇	二〇	三一	五一

石 裕 九 一五 一三 一六  
 東 山 石 四三 五九 三〇 八九  
 山 石 三九 五九 三三 七九  
 合 計 六二五 一五三八 一〇一〇 二五七八

▲備考 (一)右の外横道河子、七河、七河南溝、東京城、花臉溝、嘎斯溝、腰嶺子南溝街、及以外  
 の小部落に多数在住耕作するも戸口共に詳ならず  
 (二)戸數に比し人口少きは耕作に従事する青年  
 多く將來衣食住の安定と共に家族の増加ある  
 可し。

### 二、縣要地耕作面積

(大正十年末調)

地名	耕作地	收穫豫想
黃旗屯	一五〇	七五〇石
蜜江屯	一五〇	一五〇〇
密地街	一〇〇	五〇〇
海屯	四〇	一〇〇
海林	三三	五〇
掛完子	五	一四八
紅甸子	一〇五	一五〇

顏家屯	二七四	一、一八四
拉口屯	四三	六九〇
南溝	一〇〇	一、五八七
東溝	八二	一、二五八
西溝	四四	六七四
杜丹江	三四	四三五
鐵嶺河	七五	八三三
四道嶺子	九	一、〇五七
張國泰	五〇	六四三
橋下村	五	七五九
磨刀石	一〇三	一、一〇四
停車場	六五	七六三
上磨刀石	三九	四七五
象山屯	五	七八四
石裕	三〇	四八七
東山	一〇三	一、六四二
山石	八七	一、三九二
蜜江	六五	八四五
合 計	一、八五二	二五、二六三

▲備考(一)石は支那樹にて我二石三斗(二)畝は六段  
 七畝(三)收穫豫想は處女地、熟地あり眞の概算

を擧げたり。

(下)

### 三、土地及地價

東支沿線の地帯中寧安縣が水田の最適地なるは實地耕作に従事せる朝鮮人の等しく明言する所で牡丹江の流域到る所の土地は行くとして水田に可ならざる無く水利の便は申分なく殊に南湖頭、東京城、寧古塔、舊街牡丹江站一帶の地は將來數千乃至數萬畝地の適地を有し將來に富んで居る。

現在の地價は遠近と水利土質に依り無論一定せざるも大體に於て吉林官吊一畝地(我六段七畝)に付二千吊文より二萬吊文までの高低である。(千吊文は約我十二圓五十錢)

### 四、現植付及精米法

耕作、精米何れも未だ原始的で水田適地に水を通し種子を撒布するに過ぎない昨年某朝鮮人の如きは雜草手入の煩を除く爲め延びたる稻諸其雜草を刈り拂ひて失敗せる例もある精米器の完全せる無き爲め砂り粉米多き等改良の必要に迫られあるも未だ其時期に達し

ない。

### 五、農場の經營者

特に有力なる農場經營者なきも強て擧ぐれば寧古塔の崔桂華氏で大正八年渡來し現在寧江屯に約百五十畝舊街に五十畝、乾溝子に五十畝の土地を所有し直接又は小作に經營させて居る右の外二三十畝乃至五畝地以上の經營者は沿線各地に多數あり何れも皆相應の成績を擧げて居る。

### 六、經營法

一昨年來試驗的に投資せる者あるも何れも投機的で眞面目に着手せる者無し投資の最も安全確實を期するには邦人が直接土地買収名義變更不可なるを以て支那人名義の下に買収するか一定の年限を租借し此土地を直營又は小作に附すのである水田經營には先づ右の如く土地使用權を確實にし然る後、小作、青田貸附、資金貸與を併せ實行せざれば利益少く併して青田貸附、資金貸與にも土着の支那人と聯絡を取り小作の實情に照し責任は部落朝鮮人の連帶とし且つ現金より必要品假へば粟、味噌、鹽、布疋等の現品を供給するが最も

安全にて右の現品を必要と實情に應じ支給すれば高遣算なしとする。

## 七、水田一畝地の收支豫算

(大正十年末崔農場調)

收穫量の多少、米價の高下、通貨の異動に準じ一定せざるも極めて内輪に見積りたる收支左の如し。

(收入)金一百四十四圓也、一畝地よりの平均收入粗六石(支出)金三十三圓八十錢也、内譯十二圓也土地代、四圓八十錢也一畝地種子代十七圓也一畝地耕作費

種子は親作と半持故土地を有し農夫費用を貸與し得

る經營者の利は實に多額に達す尙ほ左記を參考とするを便とす。

▲備考(一)一畝地に付收穫支那樹穀四石乃至十五石なるも平均六石(二)土地代一畝地支那樹三斗乃至一石なるも五斗平均と見る(三)種子一畝地支那樹二斗(四)小作農夫一年費用一人五十一圓と見る(第一年三畝地第二年より四畝地)(五)支那一畝地は我六段七畝(六)支那一石は我二石三斗(七)一石の穀は精米すれば約四斗(八)邦貨一圓は現在平均吉林官帖八十吊文と見て支那一斗時價六圓

# 間島朝鮮人の宗教及教育

間島 渡部 薫 太郎

## 第一

間島に於ける我が同胞朝鮮人は近年大に増加し或は三十萬と云ひ或は四十萬と稱するも正確なる統計に到りては得て知ること難い然し日に月に増殖の一方であるから何時までも現在の儘でなく聽かでは六七十萬の巨數に達するであらう假りに最少限度の三十萬として其人々は間島一千二十方里間の平野山谷、便不便の嫌なく住居しつゝある移住の原因に就ては種々あらんも茲には間島朝鮮人の宗教と其子弟教育の状況を述べて見たいと思ふ。

先づ其順序として述べ度きは予が朝鮮人の宗教と其教育に意を注ぐやうになれを動機である予は二十歳前後に際し英國聖公會宣教師より洗禮を領け信徒の列に加はり神學生となつた一夕、同窓學生が相集つて卒業後に於ける傳道地を選定する事となつた或者は北海道

を選び或者は臺灣を希望し又或者は支那を好み或者は日本内地と定めたが予は朝鮮には天主教あれど新教は其派別を問はず未だ傳道に着手せぬ爲め朝鮮傳道の希望を懐いた之は今を距る約四十年前即ちメソヂスト宣教師アンダーウツト氏の渡來に先んずること四年であつたと思ふ當時學校にては日々學科を修めると云ふものゝ予は朝鮮の現状に暗らく又朝鮮人には一人の知己も有せず且つ朝鮮語に就ては全く盲目的であつたから其際釜山領事前田獻吉氏に書を寄せ英佛日文を論せず朝鮮語を學ぶに必要なる書籍の周旋を求めて早速「交隣須知」と云ふ書籍を手に入れたが借て大阪には之を教授し呉るゝ人がないので時々前田氏に書を致して不審の點に付き教を乞ひ所謂通信教授によりて研究した實に當時朝鮮語を學ぶには書籍もなく又朝鮮人に接するにも今日の如く自由を得なかつたのである然るに突然として予か前途に蹉跌を生じ當初の目的を到達し得ざ



る悲しい運命に陥つた、けれども予か履裡よりは斷じて朝鮮傳道と云ふ四文字を抹殺することは出来ない其後明治三十五年中公用にて馬山浦に上陸したるは予か朝鮮に足跡を印する最初であつて其際は釜山在留の宣教師ロツス氏と相識り日夕往來し初めて朝鮮傳道の難易を知つたのである當時予には他の業務ありし爲め一身を宗教運動に委すること出来なかつたか二回目の渡鮮は三十七年四月、三回目は三十八年五月で會寧の地を踏みたるは同年九月二日即ち日露戦役の終期であつた然れども戦争終熄直後の折柄、布教傳道の時機にあらざる爲め單に圖滿江附近朝鮮人の實生活を見學したに過ぎぬけれど予に取つては實に又得難い印象を收めた豫備時代であつた難がて同行の友人は日本内地に歸りしも予は年來朝鮮人間の傳道を希望し居れる事とて更に進んで朝鮮の極北穩城に赴き日鮮官民の援助の下に日語學校を創設し日本語の教授を開始したのは實に明治三十八年十二月二十一日で當時元山大韓教會の教役者は巡回傳道を試みつゝあり予も時々其教會に出入したのであるそれより明治四十年六月穩城を去りて會寧に出で四十一年二月間島に入り今日に及んで居る勿論此長歲月の間、何等爲す所なく碌々として経過せる

には相違ないが十數年間、朝鮮人と往來し深く其心理状態や若くは外國宣教師の傳道方法を實地に研究して大に得る所あつた、のみならず此十數年間は決して傳道を忘却せるにあらず職業の爲め村落に出入したる際なども必らず餘暇を以て福音を傳へつゝあつたが寧ろ専門的に宗教運動に身を投せん希望は日に日に切なるものあつた、けれども悲しい事には此福音布教に就ても誰一人の後援者なく全く孤立の状態なれば彼の保羅か天幕を造りながら傳道せる如く一の職業を提げてパンを得つゝ生命を繋ぎ傳道したのである元來間島に於ける日本人には耶蘇教徒も居るならんが誰れ一人として其信仰を公言するものなく予は全く四面楚歌の歎に堪へず従つて日本人の信者と交際する機會もなく支那人及朝鮮人の信徒を交友として暫く時機の到來を俟つて居た然るに例の高麗運動以來は胸に一物ある朝鮮人か四方より間島を目蒐けて翹集し來りいづしか間島は擧げて不逞徒輩の巢窟と化したので遂に我が軍隊の出動討伐とあつた其不逞徒輩中には純然たる耶蘇教もあれば求道者もあり又教義に暗らき信徒もあつたには相違ないが之が爲に耶蘇教其者を目して直に國賊とか將又邪教と稱するに到つては耶蘇教の爲めに大に辯護の

地位に立つの必要を認め同時に布教傳道の方法を講究するの急務を痛感せざるを得ぬのである一體布教とか傳道と一口に云へば甚だ容易のやうに思はるゝが其實際は仲々の大事業にして到底一朝一夕に其効果を收めんとするは至難である朝鮮人布教者にしても斯點に留意するなきは勿論、内地人にありても徒らに批判論難のみを事とし又此重任に當るべき熱心の教役者もないのである斯くて一日を経過すれば一日の損失あり宿年の志望に向つて第一歩を踏み出すは正に此時機を描いて他にあらずと信じいよ／＼其決心を堅め何事をも打棄て遂に大正二年一月第一日曜日を以て予か目的に對し前進を開始したのである併しながら素より相談相手とてはなく又後援者即ち信徒の援助もなく全く單身獨歩なる爲め萬事に於て進歩の遅々たるは覺悟の前であるが若し手に大能の手の加はるに於ては又何の難き事かあるべき實に此確信を持って居たのである。

## 第二

我が四國大の間島の地に住する朝鮮人は約三十萬、支那人十萬内外、日本人は僅に千五百位で鮮支人は共に逐年其増加を見るのである顧みれば朝鮮人に貧富の

別あるは勿論、常民兩班もあれば得意もあり失落者もあり又所謂親日派もあり排日派もある就中、中華民國人と自稱し又露西亞人と吹聴し居る一味黨徒もありて其種類の複雑なるは實に意表の外に出づるか要之、満足派と不満足派の二者に外ならない前者は大に遠觀せるもの、如く只管自己の境遇に満足し一身生活の安定のみ希望し後者に到りては回天の事業、我が雙肩に在りと豪語し所謂志士を以て自ら處り現生活に満足せざるものにて之は間島一圓の朝鮮人を色別したのである併も翻つて其信仰する處の宗教は如何、天か佛か將又た宇宙の大靈かと云ふに素より人々によりて其信仰を異にし又其宗教に乗じて信仰を利用せんとする無宗教の野心家もあり又耶蘇教徒も居る予は前述の如く耶蘇教徒なるは勿論であるが某新聞社通信員たる關係もあり又朝鮮人の宗教に對する態度を記述するに就ては決して偏頗に陥らず極めて公平に批判の筆を揮ふ考へである今間島朝鮮人の宗教別を舉ぐれば朝鮮教、東學教、檀君教、儒教、新舊耶蘇教等に分つべく此東學教と云ふは予か假りに命名したるもので彼の東學黨首領崔濟愚か提唱せるもの即ち天教、天道教、青松教、濟愚教等の分派を有する所謂儒佛仙耶の混合教である

聞くが如くんば崔濟愚は元來天主教求道者の一人でありし由なれば其信仰や教理に耶蘇教趣味の帶色を見るは決して無理からぬ寧ろ當然の歸趨と信する。

(一) 侍天教 侍天教は舊一進會と深き關係あり數年前移住の會員によりて輸入されたが當時は破竹の勢ひを以て宏壯麗美なる五層堂や其他數棟の建築物を爲し毎月供納の試米も尠ならず且つ信徒は大に活動したので間島の宗教は耶蘇教か侍天教かとまで言囃され教勢の進張見るべきものありしもの、雖がて内部に幾多の事情を生じたので中途一頓挫を來たし當初豫想の如き發展を爲さざるのみならず教徒の信仰を培養する者其人にも乏しくなつたが其後京城より相當の指導者が來りて布教に努力し辛らくも今日に及んだのである元來一進會と云へば親日派のチャキ／＼である爲め彼の萬歳騒ぎに際し從來の主義方針を打棄て、之に加擔すると云ふ次第にも行かず只傍觀の態度を取りたれば間島に於ても侍天教徒として萬歳運動に參加せるは一進會の脱退者に過ぎなかつた萬歳騒ぎに對しては前顧の如くであるが侍天教其者が果して朝鮮人感化の實力を有するや否に就ては大に研究の餘地あると思ふ元來東學黨は西學即ち天主教に反對して起れるものから東

洋は東洋人の東洋と云ふが如き思想は果して今日の世界の大勢に適合するや否や崔濟愚か其信仰主張を公表したるは朝鮮か未だ鎖國夢裡の時代なれば東洋の眞價を發揚すべき手段とせんか多少買ふべき餘地もあるが併も其見識と眼孔とを批判すれば寔に井底の蛙たるを免かれぬを如何せんや若し彼を今日に生存せしめば惟かに其信仰を改善するか或は其主義を廢棄せしやも知れぬ彼の所謂東洋主義は事大主義と相反すと見ゆるも信徒は教儀外の信徒の如く奉じ居るもの、這は今日の大勢に背反するものにあらざるかを信せらる間島には斯派に屬する信徒は數萬人ありと云ふも之を統轄するには第一に人徳即ち人を感化する徳望の所有者が必要である若し斯人ないとすれば教勢を發展せしむる事は蓋し容易でなく寧ろ退歩の氣味となれば之を挽回せんには相當の人物を必要とする次第と思ふ。

(二) 天道教 天道教と侍天教とは元來兄弟の如き間柄で侍天教と相前後して間島に輸入された當初は其教勢萎靡として振はざりしも近年稍々活氣を帯び來る箭先き、京城に於ける同教の政治的色彩の濃厚となるに伴ひ漸次教勢は振張して終に同島の萬歳騒ぎに多く、の加擔者を出したので爾來衆人環視の標的となつた、

さるにても教義の解釋に原因する、か其教徒間には大に新思想の漲溢を見、同一教義を二様に解釋し本來の宗教團體を政治的圈内に投入するかの傾向あつて集會の如き少しも宗教家らしき所なく恰も政黨政社の觀がある要するに信徒は天の本意を諒解するよりも先づ天道の二字に眩惑されて居るかの如く予の眼に映じつゝある既に高級階級が然りとせば下流の之に倣ふは當然の次第でされば政教の分離を斷行して有徳の人物即ち天を已に實現し得るものを必然要求するは待天教と異なる所ない尙ほ若し同教にして政治的色彩の濁穢を見ざるからは神聖なる宗教界の一隅に永く割據するに就ては多少の非議は通るゝ能はざる所であらう。

(三)青林教 青林教は世人の既に知悉する如く濟愚の字を取りて教派の名稱とせるもので前顯侍天、天道二教とは切れぬ關係がある一昨年の不逞鮮人討伐以前には此教派の名を耳にしたる事ないが併も討伐の眞最中に青林教は親日の大義を標榜して起りたるものなれば此教派に歸依し信徒とならんか則ち我々親日派は銃丸の見舞を受けずとの迷信から日々相説うて我れ勝に其門に伺候し名簿に姓名の登録を乞ひ同時に門牌の分配を受くるもの多く約二十萬に達したさうで

ある斯ては青林教を借するご云ふよりも寧ろ青林教は利用されたる觀ありて取りも直さず劍難除の旗符となつたのでは是等の迷信は姑らく恕すとすも一たび此教派に歸依せるものは恒久的に其信仰を持續し又其指導の任にあるものは永遠に其信仰を培養すべく努力せざるべからざるに毫も去る事ないされば不逞鮮人討伐の終了と與に遽然として教勢衰頽し乍ら門前雀巢を張るの觀を呈せるは蓋し當然の始末にして折角の努力も悉く水泡に歸したのである宗教は特に其人を得るご得ざるごは其盛衰消長に關するごころ頗る多大なれば相當の人物を得て紛議を醸さるるからは信徒の歸依を緊き止めるは左程の難事ではあるまい今假りに青林教の信者を十五萬ご目算し之を我か陸軍編制に擬すれば幾師團ごもなるが由來軍隊は絶對的の命令を以て應ひにしてもソレ相當の人物を要するは論を俟たざるに軍隊ごは其赴きを異にし信仰ご徳ごを以て成る宗教團體を統治するには如何なる人物が克く此大なる群れを治理し得るか否は問はずして知るべし然るに同教派には其人物なく加之間島の狀勢の變化ご與に教勢の次第に不振に陥れるは蓋し當然の歸趨で如何に蔽はんとするも蔽ふべからざる事實である。

(四) 濟愚教 濟愚教は一昨年不逞鮮人討伐の際、保民會と共に間島に入り込み朝鮮人間に活動を試み一方親日を宣傳したが教理の根本義か天道教、侍天教、青林教と同一なるのみか青林教が既に親日を唱道し着々其効果を収め居る時代であるから同教派に歸依するもの案外に少なく教勢大に振はず今後は得て知るべからざれど現在は幾んど其存在を疑はるゝの状にある。

右は間島に於ける東學教的系の現勢で之を公平に批判すれば教儀外の教儀より政治的又は政社的色彩を全然排除して尙ほ一層宗教的信仰を復興するのみか小異を捨て、大同に就き一の東學教として世に立たざる限りは充分に其宗教的使命を到達するは困難であらう實に是等の宗教は佛教の復興、耶蘇教の活動に對しては確實に之と角逐するの成算なきもの、如く既に朝鮮の創始特に東洋の宗教として其命脈を保つべきは現代の世界的進歩に徹し幾んど累卵の危に等しく併も其間に於て常に暗闘の絶へざるものある到底多數の同胞兄弟を教化するは至難であるされば此際兎に角、外に教勢を張らんとするよりも先づ内に一致和合を求むるは最大の急務であるまいか。

(五) 檀君教、大倅教、檀君教、大倅教もあるが

之は他の宗教の如く宏壯の殿堂を構へ日曜日には宗旗を翻して布教などをなまぬ静に時々宗教上の書籍を各方面に配布し所謂文書宣教の方法を講じ居れば其外觀の不振に似氣なく意外の潛勢力を有するの觀ある其原因の一とも見るは檀君の二字に憧憬を有して朝鮮の國粹に隨喜するものが多く其信徒となるもの、如くされば這は宗教と云ふよりも寧ろ一の學派と見做すべきであると思ふ。

(六) 大成儒教 最近大成儒教と稱して儒道に宗教味を混和したるが如きもの出現したが之を宗教的方面より觀察するものもあれば又單に儒教と見做すものもある此教派否學派か崔濟愚の東學教と聯絡して一方新舊耶蘇教に對抗し又他方には新進の佛教に突撃せんとする傾向あるも子怪力亂神を語らずこの宗旨を以てすれば由來大成儒教は宗教か將又學派かその何れに屬するものか。

上述は朝鮮人創始に係る宗教にして間島に輸入し居るもの、概況で未だ充分悉さざる所あるは勿論なれど事實を赤裸々に記述し且つ批判したものである實に或者は是等を唯一無二の宗教と信じ又或者は何等か爲にする所あるべく歸依せるもの、如きが併し數十萬の朝鮮人に宗教的慰安を與へ轉迷開悟の妙境に入らしむる

には此朝鮮的宗教に身を托するを可とすべきか將又其權威を有すべきか大に研究を要する問題と思ふ這是世人と與に永く研究を繼續するの要あり則ち過去、現在の觀察を以て將來に想及する時は大に意見なきにあらぬが并は別に論出する事とせん。

(七) 耶蘇教 茲に筆を一轉して基督教即ち新舊耶蘇教に移るべし予か明治四十年夏、間島の龍井に足跡を印した時は朝鮮人家屋は僅々二十三十戸位に過ぎぬが既に矮小なる藁葺の天主堂が儼存し白耳義人の神父が居りて支那人の信者も打集ひ朝鮮人の教徒も來り禮拜する始末で要するに支那人の教會堂であつた併も支那人は此教會堂の所在地を龍井とも將又六道溝とも云はず朝鮮人は「ヨソツレ」村と稱し支那人は天主堂の所在干係より使宜上、天主堂子と呼んで居た當時の龍井は實に見る形もなき寒村にして旅人宿もなければ飲食店もなく勿論郵便電信の機關もあらず加之會亭と龍井間を往來するものは幾んど皆無と云ふも差支なき狀なるにも拘はらず神父は藁葺の陋屋に晏然として居住し其使命に努力しつゝあるを見て神の道に忠實なる將又其耐忍と希望の偉大なるを痛切に感銘せざるを得なかつた最も是等の宗教的實生活は朝鮮内地若くは伊犁、新

疆及外蒙古に於ても往々見受くる所である斯て龍井も朝鮮人戸口の増加に伴ひ佛國人南神父の來住するありて聖堂を改築し教勢を擴充して現在の發展を打開し既に間島に於て八千の信徒を得、昨年六月中龍井を去つて黃海道に轉任したのである元來此舊教は昔より今日に到るまで上に法王ありて絶對的教儀の變革を許さざるのみならず信徒の言論出版も其教儀に抵觸せざるものゝみ之を承認し又學說に到りても右同様の拘束あつて信徒の言論出版に就ても自由を有せず種々の限定あれど教徒の信仰は彼の新教徒に比し甚だ堅固である是等の原因か朝鮮内地に於ける例の萬端騒ぎには舊教徒の加擔したるものながつたこの事である最も間島には天主教の韓國義民團なるものあり他の團體と同しく萬歳騒ぎに参加せしが當時其神父は全く是等の事實を承知し居らぬさうであつた并は兎もあれ間島に於ける舊教布教の歴史は支那人兩方面を通じて二十餘年に過ぎぬが現在に於ては天主教の支那人司配は兩系に相分れ即ち朝鮮系の神父は朝鮮人の指導に任じ吉林系の神父は支那人側の布教に當り居るので朝鮮の天主教歴史と間島朝鮮人の天主教とは深き關係あれば到底分離することが出来ぬ、ざるにても前記の如く間島に於て十餘

年間、布教の任にありし神父は黃海道に去り其後繼者として最近獨逸修道院の神父が來任傳道して居るが同神父は頗る考慮する所ありと見ゆ大に面目を一新して着々布教方針に改善を加へ言論の自由出版を許容するのみならず朝鮮人教育に特別の力を致さんとしつゝあるので今後の活動即ち教勢の振作は恐らく刮目に値ひすべく思はる一體獨逸神父の主義方針の一要諦は「十分に爲政者の諒解を求む」と云ふにあるがさればこそ間島着任早々先づ我が官憲の諒解を求めたるのみか或時は兩者商議妥善の上、事に當るの行動を取つたのである之は相互間の誤解を防ぐの最良法と云ふべく神父にして既に此覺悟あれば蓋し信徒も亦範を茲に取るは云ふ迄もなき事である此主義方針を以て一要諦とするは何れの牧師、傳道者にも希望して已まざる處也。

次に新教即ち加奈太長老派の教勢に就て述べんとする先づ劈頭第一に言はざるべからざるは世俗の所謂繩張り即ち傳道區域である朝鮮にも正統派即ちオルソドツク派もあればレベラルクリスチヤニチ即ち自由派もあるが就中天主教、希臘教、英國聖公會、救世軍其他一二派を除き南北メソヂスト、南北濠加の四長老派が聯合會議を組織して各派の専有傳道區域を定めて侵略

傳道を防止せる結果として間島は加奈太派の手に歸したる爲め他派は之か傳道に指を深することが出来ぬ事となつた若し萬一他教派のものが移住し來る場合には長老派に轉屬するか然らずんば自身一人孤城を嬰守するより他に方策がない、されば間島に於ける加奈太派の教勢偉大となれるは當然の歸結だ併し此専有傳道には一利一害の伴ふを見通すことならねば大に考慮を要すべく同時に信徒の宗教上の見識も勢ひ博大を缺き加之常に一定の範圍に隨して進歩向上は到底希求すべからざる弊がある又信者の信仰其者に就て考ふるも眞に耶蘇の救ひの極致を理解し其信仰の基礎たる十字架を負ひて耶蘇に隨從する勇膽あるか否は之を外面より批判するは少しく早計たるを遁かれざるべきも信者以外の批判を聞くに耶蘇信者は自身一人を文化の極致のやうに心得、他の朝鮮人を輕侮して耶蘇教徒となれる上は何人の束縛をも受けず自由自在に濶歩し得るものゝ如く高く標置し居りて天主教徒と新教徒の信仰は實に天淵の差ありと其當否は姑らく措いて論ぜざるも要するに舊教は胡椒丸呑を尊重し新教は理智的信仰の如く何れか神旨に適するか鬼に角造は教役者の如何より來るもので決して信徒の罪にあらず寧ろ最初に傳道し

或は之を牧し之を培ひたる人の責任であると思ふ茲に翻つて間島の新教信徒は數千名あり宏大なる教會は十數個を算するも異に十字架の教の神髓に頭を垂れ有難涙に咽ぶものそれ幾人あるか毎日曜日には満堂立錫の餘地なきを見ては如何に耶蘇教の盛大なるかに驚くの外ないが其實、眞の信者即ち洗禮を受けたるものは大畧十分の一二に過ぎず他は悉く教會の教籍に其氏名を登録せざる未信者所謂信仰埒外の人である云ふに到りては再び驚くの外はない斯く言はば教師若くは宣教師に對しては誠に氣の毒千萬ながら傳道に際して希くは御國氣質を抜きにして天上の天國を地上に現出すべく耶蘇の心を以て我か心として人の子を愛すべきことを、さては又何人も其傳道振りを非難するの餘地ないと思ふ朝鮮内地に於ては勿論、朝鮮人にして何れの地方にあるも既に朝鮮人たるに在りては假令間島に居住すとするも日本とは切ても切れぬ關係あれば其日本を本位としての傳道布教を爲さんことを切望するのである今予か朝鮮傳道を決心したる時の心理の如何を想到するに主の福音を宣傳し其靈魂を救済すと云ふに在りて其間に何等の野心、何等の慾望を有せぬ要するに人の子を善良化せば即ち我か目的到達せるので其他何者

も無い恐らく今日の各宣教師も予の告白を目して誤解と爲さざるであらう然るに間島にては往々宣教師非難の聲を耳にするは誠に氣の毒に耐へぬ所たるのみならず又耶蘇教其者の爲に迷惑至極であるから時々宣教師諸氏に代りて釋明し若くは辯護し一方耶蘇教宣教師の政治的運動特に布教兩の内政に容喙せず却つて其政府に獎勵すべく時の如何に論なく等しく人を教化すべく慫慂すれど毎々之を裏切るの行爲多く其辨明に困惑したること尠なくながつた間島に於て萬歲願き若くは獨立運動に加擔したるものは其教派に新舊の別なく何れも朝鮮内地より移住し間島にて信者となつたもの多く且つは彼の受洗者よりも未だ洗禮を受けざるもの多數を占めて居た自ら耶蘇教信徒と稱し一方世人より信者と見做さるゝ以上は耶蘇教徒か其主動者と目さるゝは蓋し已むを得ぬ次第で併も亦之れ見當違ひも甚しく信徒か信仰心の發露と心得居るものゝ如く則ち其後援者に某々國あり又宣教師は我等の相談役なりなど云ふをも耳にしたか之は畢竟、空威虚勢を張るの方便かも知らぬが兎に角耶蘇教其者の爲には實に忌々しき申分である。

間島の加奈太派のミツシヨンと信徒の各教會とは其



經營の上より觀察すれば悉く獨立自給である就中朝鮮に於ける各長老の老會より派遣の傳道者にして布教に従事するもありて外國宣教師か教會統治に關しては幾んど其機能なきものゝ如く言はゞ客分にして曾教儀の保護者である然るに最近信徒は近代的否現代的思想に染化し「何んで新きもの、蚊んでも新しき者か善く舊いものは善くない」と稱し吾自己の身體に新き思想を注入せんとしつゝあるされば信徒は某宣教師か公然自分を罪人扱ひにし教義一點張りにて束縛せんとするは時代後れと評し又或者は宣教師の驅逐説を高唱し更に或者は長老政治は前世期の遺物なり長老政治にして若し善政なりとせば壯年を擧げて悉く長老と爲し我等に宗教を讓するの權能を與へよと絶叫するを見るに倒つたが折角幾多の宣教師か萬里の波瀾を越えて異邦に來り熱心に傳道する勇氣と其教旨に忠實なるに想到せば眞に氣の毒千萬であつて恰も飼犬に足を噛むられたるの觀に耐へない之れ日韓併合と同時に宣教師諸氏か其傳道方針を一變せず又彼の米國ウイムソン氏の民族自決説を布教の方便に供したる結果に外ならねば今日信徒か其母たるミッシンに對して云爲するは當初より傳道方法に注意せざるの失誤に原因するのである

いか加奈太は我國と特種關係ある英國の屬領にして所謂異心同體の間柄なれば異逆に排日を主張し又之を信徒に鼓吹したる次第でもあるまいと思ふが一體米國生の宣教師間には米國氣質を全然露骨に發揮し時にはフシントンやリムソンを事例に引張を出し或は清教徒の勇氣を艶説するより自然的に之か感化を蒙りて不逞徒輩の汚名を受けたるの信徒も尠なくない若し予か宣教師諸氏の地位に立ちつゝありとすれば予は信徒に對して政治的運動より生ずる諸多の誤解を避くべく努力せしめ且つ平和の裡に信仰を持續し相延いて生活狀態の向上を促進せしめたであらう斯點に於て予の思想は陳腐なるやも知れざれど這は確實に耶蘇の御心であると信する一言にして之を掩へば耶蘇即ち救主を宣傳すればソレで足れりとする。

間島の耶蘇教徒間に頒布されて居る宗教的新聞雜誌を見るに天主教には京郷雜誌あり之は信徒の信仰を堅固となすの外は何物をも語る文字なく次には半宗半政觀の基督申報と神學指南か主なるものにて其購讀者は間島幾千の信者中、僅に數十の上に出ぬらしい又往々内村鑑造氏主宰の雜誌或は東京に於ける朝鮮人發行の宗教雜誌を見受くる事もあるが新聞雜誌及著書より享

くる知識の程度は凡そ斯の如きに止まつて知名宣教師及牧師の高論卓説に接する機會は極めて尠ない之は一而經濟關係にも依るならんが餘りに見聞貧弱なれば要するに井底の痴蛙となるも無理ならぬ次第である何れにしても新舊耶蘇教徒の爲に眞面目なる新聞若くは雜誌の刊行は現下の急務であるさもあれ其他東學教に相當の新聞及雜誌を有すれど發行部數は甚だ多からず従つて信徒の全體に普及し居らぬが何れの宗教にしても中央機關と離隔せる地方生活の信徒と連絡を訂し相互間の宗教的良心を溫め且つ其信仰を維持すべき楔子として雜誌及新聞を閱讀せしむるの必要あれば此點に最善の努力を拂ふは中央機關の義務であると信ずる。

間島には佛教の寺院も朝鮮人の佛閣もなく將又朝鮮の咸鏡北道にあるが如き在家侶の村落もないが之は朝鮮人の宗教心に「佛」と云ふ觀念が敢て消滅したる次第でない併し一方僧に對して生佛とか生如來の如くに尊敬を拂つて居れば之と同時に佛教を信じて居るか如何にかと云ふに尊敬もせざれば信仰しても居らぬ單に佛教の存在を認むと云ふに過ぎないが就中然らぬものもある其原因は佛教其者を否認するに非らずして僧となれる俗人の人格に關する問題にして我が内地の所謂「デ

モ」の二字か附いて廻り居るが如き始末である若し此二字を除き去るに於ては僧侶の位地の向上すべきは必然の理數である咸鏡北の穩城、鏡城其他數郡に散在する在家僧に到りては常民即ち平民以下のものと心得、一般は冷遇を敢てし居るが此種の僧侶も亦女眞の民なりしが生命丈けは救助されたと云ふ觀念の下に甘んじ單に浮世の名利を打棄て、佛門に歸依したる者に外ならぬ若し尠くとも百年前より朝鮮人が間島に移住蕃殖したるものとせば佛教も相當に弘布し且つ見るべき佛閣も建立されたであらうが何を云ふも僅かに十三年前より朝鮮人の移住ありて今日の現勢を成し一面に又耶蘇教も來りて傳道し居るのであるから支那人側には喇嘛教の佛寺を所有するにも拘はらず朝鮮人側には寺院もなく多少の僧者あれど僧侶なき状態で信者同志か僅に相築りて稱名禮拜するの寂寞極まるものであつた最も五六年前朝鮮内地より數名の僧侶來りて布教を開始したる時は相當多數の信徒も現はれたか其僧侶の退去以來は遽然として又梵唄の音の聞はずなり幾んど其聲息をも耳にせざる事となつた乍併佛教の潜在力は依然として消滅せざれば彼等の信仰は偏に名僧智識の來錫して其心靈的假睡よりの喚起を待ちつゝある状態である

朝鮮の僧侶も近來頗る時代に覺醒し來れるは子の如き門外漢にありても大に祝福を惜まざる處である蓋し佛敎の弘布も亦大事業にして到底一朝一夕の能くする處でなければ急速に其効果を收めんとするは頗るの難事では其人材を得るの要あるは勿論、又多大の資金に俟たねばならぬ翻つて日本佛敎界の現状を見るに海外の邦人を主とし兼ねて外國人布敎を目的として所謂異域の海外傳道に従事し居る者あるは素より異論ない處であるが日韓併合後多年を経過せる今日に於て朝鮮人に對し専門的に積極的に佛敎を弘布するか否、朝佛敎の再興を試みるか此兩者の選擇には深き考慮の必要即ち内急外緩あると云ふかも知れぬが特に萬歲騒ぎ後の朝鮮人の思想は著大なる變化を來し哲學とか宗教とか云ふ形而上の學術に注目すかに到りたれば兎に角此機會を逸せず日本佛敎徒は朝鮮佛敎徒と協力して朝鮮人の思想界を統治すべきである之れ獨り佛敎徒の責任に非らず日本に於ける耶蘇敎は外國人か幾十年の久しき辛苦布敎したる爲め今日あるを致したのであれば其御恩返として朝鮮に於ける外國宣教師と協力し又其補助としての傳道責任があるまいか耶蘇敎、佛敎の何れに於ても忽諸に附するを得ざる場合であるが内地

人は兎に角斯點に着眼せざるかの如く感せらるる之れ又子の見當違ひかも知れぬか強ち子の卑見を以て尙早とし或は三文の價值なしとは決して斷定せらるまい。

次に邦人即ち内地人の間島在留者は多分一千五百名以上に出づまいが就中七百餘名は龍井村に在住し相當の發展を爲して居る佛敎としては曹洞宗の布敎所あり其主任僧侶の來住と相前後して大谷派本願寺開教師上野興仁師が着任した之にて自力の僧一人、他力の僧一人、都合二人か僅々二千足らずの内地人布敎に任ずる事となれるは頗る異様の感がある之は一應其理由を承知せぬ者の何人にも起らざるを得ざる疑問である上野師の説明に依れば専ら朝鮮人に眞宗の敎儀を弘布し其功德によりて所謂内鮮融和を計るとの事であるが佛耶二宗は相異なれど其布敎の着眼點に到りては子の意見と合致せる爲め大に同意を表し同時に互に相和し相睦みて各其目的に向ひ進行すべきを約したのである併も其後の開教傳道振りを見るも當初の宣言の如く朝鮮人を主に内地人を従とし則ち内地人にして同宗に歸依するものは喜んで之を迎へ又他宗派の佛敎徒にしても同師の布敎計畫に賛成し援助する者は敎友として提擧すと云ふ違り方で同師も朝鮮人に對する布敎には通譯

を用ゐるも多少佛教の素養あるものは乍ち之を會得し日尙ほ淺きにも拘はらず毎日曜日には朝鮮人男女約二十餘名か法筵に參詣する此二十餘名は毫に僅少に相違なきも其胸中に潜在する信仰心の發露に外ならねば従つて事業費を寄附し或は家屋を無償供給したるものもあり全く前途有望である特に又日師は本職の外に醫術をも事とし柔道の心得もあり其他の遊技にも長じ多趣多能の人なれば之を方便として朝鮮人の靈肉を救拯しつゝあるに到つては異教徒の予も一方ならず敬意を表せざるを得ないそれ斯の如く多方面より朝鮮人の歸依を吸収せんとするもの其前途の如何は蓋し之を豫測するに難からぬが眞宗と朝鮮の自力佛教とは其信仰に相違あれば是等の點は大に開教師の留意すべき事である。

既述の如く朝鮮人の思想は日に／＼進歩し否變化しつゝあるは誠に結構の事であるが此動搖の間に處して教化の効果を收めんには蓋し又大政治家の手腕を要するや論なくされど人の心中に潜在する大勢力は即ち宗教にして教育は第二なれば此宗教の力を以て内鮮融和を圖るは宗教家の本分なれば其宗派の論なく互に其目的に向つて進行すべきである併し結局間島の宗教は東學教對耶蘇教、東學教對佛教の競争となり他面に耶蘇

教對佛教の競争となるべく要するに間島の野は三宗教が各一方に割據して教勢の弱を争ひ三角競争となるは勢ひ免かれ難き事であらうが最後の勝利は果して何教派の手に歸すべきか眞に刮目すべき問題である。

尙ほ一事の注意すべきは宗教家も教育家も將又政治家も各其見地より常に口角泡を飛ばして内鮮融和を倡道しつゝあるは是認すべきも日常内地人の朝鮮人に接する沒常融な種々の態度を一變せぬ限りは實に予等の高倡する所謂融和を憂切るものである、されば内鮮人の融和を宣傳すると同時に一面是等裏切の跡を絶つべく留意し之を具體化したきものである。

### 第三

間島在留朝鮮人を假りに三十萬とせば就中、我が内地人側の所謂學齡兒童に相當するものは約八分乃至一割と見做すも二萬四千乃至三萬人にして若し之に中學初期に相當するものを加算すれば頗る巨數に上るべきは言を須むざる處である然るに小學校生徒は姑らく置き中學生に到りては家庭の事情及學費の都合等によつて朝鮮若くは日本内地に赴き入學するもの、甚だ尠なきを見れば抑も是等の學生は何人の手に依りて如何な

る教育を受けつゝあるかを研究するは頗る重要な事に  
 屬し我等内鮮融和の主張より見ても大に心得置かざる  
 べからざる力點と信する併し予は教育専門家にあらざ  
 れば其所見は多少他と異なる處がある這是豫めお断り  
 をして置く。

朝鮮人兒童の教育機關は間島に頗る巨數に又其教育  
 を引受けんとするも尠からず所謂一人娘に婿八人の觀  
 ありて之は到底朝鮮内地に於て目撃するを得ぬ現象で  
 ある則ち先づ朝鮮總督府の主義方針に立脚せる普通學  
 校と之に屬する各村の書堂あり之に對抗して支那學校  
 即ち官立高等小學校附設の國民學校と其系統を有する  
 私塾がある次に新舊耶蘇教の外國宣教師經營の學校あ  
 り加之朝鮮人か朝鮮人教育の方針にて建設せる學校も  
 存在し又耶蘇教の某々種類の學校、東學教の學校等其  
 他宗教の色彩を帯びざるを標榜する學校及び個人的の  
 書堂ありて右は何れも朝鮮人教育の任に當つて居る。

間島にある我が普通學校は四校にして之に附屬する  
 書堂は約三十七八を算する右兩機關の生徒を合計すれ  
 ば約二千餘名なりとの事だ支那側の國民學校も此普通  
 學校と對抗上幾んど同數位なるも其收容生徒の實數は  
 約三分の二以下である之は支那の別なく混合教育を施

して朝鮮人を支那化すべき方針にて努力し居るも如何  
 せん入學生徒は甚だ尠ないが其理由は支那風の教育を  
 受けんか其郷里父兄への通信も支那文を以てせねばな  
 らぬがさては離れ一人として讀み得るものもない如斯  
 不便の教育は絶對的不必要と云ふにあるらしい此一言  
 を詭味する時は直に其心理狀態の告白たるを知るべく  
 如何にも彼の混合教育の可否の半面を物語つて居ると  
 思ふ外國人經營としては一中學と一女學校あり朝鮮人  
 經營は小學校四校と各村設立の小學校類の機關七十  
 五、非宗教的の一中學がある之にて朝鮮人の教育熱が  
 如何に高度に達し居るかを知るに足るであらう實に一  
 昨年討伐以前には普通學校と國民學校を除くの外は他  
 に見るべきもの尠なかつたが其後鮮内地と同様に朝鮮  
 人の向學心増長と與に學校は恰も雨後の筍の如く簇出  
 し之と同時に又朝鮮人の思想にも一變化を來したので  
 ある此思想の變化は世界的に見ればソレまでであるが  
 之に對して我が教育家は如何の態度を取るべきか抑も  
 是等向學心の發達は朝鮮内地も然り間島も亦同様で這  
 は確實に獨立即ち武力獨立は到底不可能と觀じたる其  
 一種の反動であるまいか若し然りとせば前順の教育熱  
 とか將又向學心と云ふものは共に三文の價値もない取

るに足らぬものと云ふより他に表現する處ないであらう何んとなれば教育の最大目的は人を作る即ち眞の人を作るに云ふに存する。

獨り間島在留の朝鮮人のみならず何れにある朝鮮人に對しても日本が日本主義を提げて之を教育するには何人も亦異議なく首肯すべき點である支那が領土の廣狹よりも寧ろ教育を以て無形の領土を占有せんとするは少しく不合理と言はねばならぬ外國宣教師特に新教の宣教師は如何なる基調に従ひ朝鮮人子弟を教育すべきか朝鮮人の屬する國の主義に適應し之に基督教を加へて其教育方針となすは當然であらう更に朝鮮人か自ら其子弟を教育するに當つて如何の方針に則るべきか現代政府の主義方針に背馳せず且つ人種の區別消滅を最終の大目的に心掛けて教育すべきであると思ふ徒に民族自決とか其他亡國の事例を引照して悲歌慷慨を氣取るなど兎角脱線せざるの注意は肝要である斯く云へば或は朝鮮人か之れ日本人たる見地より打算せるもので試みに其地位を轉換し朝鮮人として觀察すれば蓋し我等と同一歩調に出つべしと了解する者あるも知るべからず否現に如斯所説を耳にする處である之れ一應の理なきに非らぬか教育の要義は英國風に云へばシェ

ントルマンを作り又日本的に申せば人物を作り耶蘇教主義にては眞の人を作り儒教の説く處は人倫を明かにすとし東學教的には天即ち人の眞髓を得たる君子を作ると云ふに歸着すれば決して無暗矢鏢に新思想なるものを生徒に注入し我能事れりとするべきでない予の見る處に依れば今や朝鮮人の有識者は無分別に學問熱に浮されて上ツ調子となり恰も腦水瘧患者の如く腦は次第／＼に膨脹すると同時に之が反比例的に手足は削瘦して力を失ひ終には全體の調和と均衡を減し歩行困難に陥るなきを保せぬ之れ徒に空理に馳せて産業の實利を顧みざる結果として他日當然受入れねばなるまい。

間島に於ける朝鮮人教育の當事者に一言すべきは普通學校と云へば即ち内地の小學校で英語のコンモンスクールなれば其生徒は取りも直さず小學生にして之を訓育する先生は言ふまでもなく小學教師であるされば此教師任命に對しては相當の注意を拂ふ關係、一定の資格を有するは勿論の事であるが他の小學校と又之か類似の學校教師にも資格を要するは云ふまでもなきが後者は前者に比して最も有資格者に缺乏し居るのである一體朝鮮人は實即ち内容の美なるよりも名的美即ち外觀の美を好む有通性あるではあるまいか特に出藍の

言葉はあれど常に生徒より先生はエラクして生徒は其師に勝らざるを常とし居れば兎に角一定の資格を有する優良の教師を選ばざる限りは朝鮮人の有通性を満足せしむる能はざるのみか到底出藍の譽れある生徒を出すことが出来ぬ真に心から子弟を教育せんと欲せば先づ良教師の選擇に意を用ふるは一大條件である併しながら現在學校經營の經濟難より教師の選擇に累を及ぼすは朝鮮人に取りては蓋し止むを得ざる事とは云へ一夜作りのものに大切なる子弟を托するは斷じて盲者か盲者を手引する非難は通れ難い學術品行共に優れて多數子弟の教育に適する人物を採用すべきである斯くて始めて世界的生存競争の檣舞臺に於て輪舞を争ふ未來の國民を造成するに足る。

次に教科書問題に付き一言すべし普通學校所在地と其附近の教育機關は範を同校に取りて學科課程を定むるものゝ如きが就中生徒の腦力に不相當な六箇級き學科を課するもある一例を挙げれば算術は普通學校のソレよりも高程度なれど却つて理科は程度低く普通學校には英語科なれど他の高等小學校にては英語を課し又日本語の教科書を用ゐるも普通用語は朝鮮語で更に中學生には支那語を課し即ち日鮮支英の四國語を學科

とし居るが這は普通中等教育の課程としては餘りに過大に失し徒に生徒の腦力を消費せしむるにあらざるかを疑はる其教科書としては總督府出版の朝鮮語讀本を正科用に供し歴史は何れの學校にても韓國時代出版の者を用ひて居る中學用教科書としては朝鮮語出版に乏しき爲め日本文出版を用ひ居れど就中支那教科書を採擇し居るも見受くるのであるが如斯區々として統一する所なく従つて教科の程度は一定せざるのみか相就うて其程度の向上にのみ腐心する嫌ひある之れ又徒に生徒の腦力を消費せしむるの損耗以外には何等の利益もないと思ふ最近是等の學生にして朝鮮文の中學程度の講義録を讀むもの又日本内地より同様のものを購讀する向きも尠なくないと與に繪畫講義録を繰返すものもあるが右は總體に抽象的の學問を嗜好するの癖に陥つて居ると思ふ。

女學校として専門的機關は間島に二校あるのみで一は外國人の經營、一は朝鮮人の手に成つて居る我が普通學校に於ても女子部を併設し居るが女子教育に大に心を用ゐるは頗る結構である元來朝鮮人女子としては其貞操を完うせしむべき一方便として教育の必要なものとされ則ち社會より全く幽閉の状態にあつたが既

に女子教育の必要を認められ且つ之を奨励する時代となつて來た。斯く朝鮮人女子も幽閉的狀態より開放されたので何時しか女學生も高擧に起つて女子解放論を囁々するやうになれるが一體女子教育は男子教育に比して未だ進歩せざるもの、如く之れ又已むを得ざれば時には突飛極まる新人なども出づるか見聞の狭き間島にては大に其鳴し稱讃の辭を吝まざるものもある。乍併教育の要は一家の主婦即ち母となり子弟を社會に出して一人前のものとするべき土臺を作るの義務を盡了すればそれで足れりとするべく之を標準として教養するは勿論であるが時には女子の本質を忘れて狼りに政治論や法律説を擔ぎ廻るもの中等教育時代の女子及び小學生にもありと其是非の如何に就ては既に定評あれば事新しく茲に述ぶるの必要はない要するに這是過渡時代に於て遙かれ難き現象で何れの國土、何れの地方に於ても往々見聞する處である是等脱線的奇狀に陥らざるべく教養し世話する者なきに於ては女子教育の危險も蓋し思ひ遣らるゝが又男子教育も同様の始末である。

最近龍井村の耶蘇教徒は其教會堂に幼稚院を新設し幼兒の保育を爲し居るが收容幼兒は僅に男女二三十名未滿である放逸なる家庭に幼兒を放任し置くよりは幼

稚院に寄託するは勿論數倍の効果あるべきも現在は其母に適任者を得ざるもの、如く之を一言に概評すれば幼稚院と云ふよりは寧ろ兒童預り所と云ふの觀あるのみ他に云ふの適切な辭を知らない。

書堂即ち普通學校に屬せざる書堂の各地に散在するは其實數若干なるか知るを得ぬが先づ一村一堂と見て差支なくさては二百五十以上に達するであらう此書堂は朝鮮内地の舊書堂とは何等の變化を見ず山間の僻地にあるもの若くは普通學校に入學し能はざる事情ある者の爲には必要である假令其學習する處は千字文或は童蒙先習、更に進んでは通鑑の類ひに過ぎぬと雖も惟かに其效果は没すべからざるものあらう支那人間にも識知學堂と稱し之に類似する機關ありて其教授法は畧々彼此れ相似し居れど朝鮮人側の如く多數でない蓋し之は支那人側戸數の少なく且つ其人家か一地域に密集し居らざるにも基因するであらう則ち朝鮮人側の五戸には所謂五戸の邑に必らず識字先生なる者ありて文字を教授して居る斯の如き始末なれば朝鮮人側子弟には比較的識字者多く従つて立派な學校を建設し居るので子弟を教育するには是等の基礎を有する爲め誠に好都合である、されば斯點に就ては寧ろ村落に在る書堂を



改良し舊新の調和を保ちて經營するは至極簡易にして一面其效果尠からざるべく信ずる。

青年會事業は最近大流行の傾勢ありて各地方に設立され開島にても既に十二を算して居る就中宗教的色彩を帯ぶもの最も多きを占め其目的とする處は普通の青年會其者と一般にして差したる異色を見ないが獨り萬國基督教青年會分會の目的は名稱の通り萬國共通を標榜し居るも幾分か地方的特種の使命を有するもの、如くである他に又非宗教的の青年會もあるが何れも青年壯年の集團なれば其行動や思想が活氣潑刺氣焰万丈當るべからざるものある、されば之を統治し秩序を維持する者の責任は決して容易なものではない斯く開島に青年會の簇出するに就ては其主義方針の如何を問はず茲に青年聯合會なるものを組織し是等幾多の群小青年會を聯合統率すべき必要あるが遺はソレ誰れの責任であらうか。

開島の一二都邑に於て夜學校を設立し子弟を教養し居るものある其實數は未だ四五を算するに過ぎないが相當の生徒ありて其教科は讀書、數學、語學、簿記及び商業法である。

體育問題に就ては近年開島在留の朝鮮人も大に覺醒

し來り體操は言ふまでもなくテニス、ペーヌボールを始め其他體育に益する種々の運動に熱申し加之日本の柔道をも練習し居るものある元來日鮮人の體育如何を比較するに朝鮮人側は概ね其體格良好にして特に彼の西醫の健全なる魂は健全なる身體に宿ると云ふソレを體現すべく運動するので斯くては所謂鬼に鐵棒である纏つて日鮮婦人の體格を對比するに之れ又日本婦人は甚だ劣等の觀あり更に西洋婦人に對すれば一層の劣弱を發見せざるを得ず茲に於てか日本婦人の體格改良の必要は切々痛感せざるを得ない。

開島に於ける朝鮮人と日本語の關係に就き一言せざるべからざるが彼の萬歲騒ぎ後、普通學校生徒の遽然として退校せるもの多いのは其原因たるや即ち日本及日本の教育を嫌惡するにあつて當時日本語を解する者も俄かに世間を憚りて一切之を口にするなかりしは最も有力なる證據である大局より見れば眞に之れ一笑に附するの外なしと雖も當時は蓋し己むを得ざる事情に餘儀なくせられたるものであらう爾來漸次改善されてせる固陋の見より脱出し來るは慶すべき現象である目下各學校にては總督府編纂の教科書を用ひ却つて其供給の不及を嘆じつゝあるのみならず其他林博士の代數

學英和辭書を机上の友とする生徒もあつて大に其面目を一新し且つ日本語を用ゐるものも多くなつた彼の咸北に日本軍隊の入りしは明治三十八年にして同十一月より圖滿江沿岸の村落に於ては軍隊獎勵の下に不完全ながらも日本語の教授を開始したが爾來既に十数年間を經過し又其後總督府の推奨によりて日本語を解するもの漸増し來れるは蓋し當然である、されば當今總督府の教科書及び其他日本語にて編纂せる書籍を採用し其教科書中に加へたのであるが其理由は種々あらんも第一に學問熱に浮されたる向學の徒は朝鮮文編纂の良書なき爲め自然に日本語に傾倒を餘儀なくされたので當時若し朝鮮文編纂の良書ありしならんか必ず之を採用し日本語は一の語學として研究したであらうと思ふ又間島にては支那語の必要もあり日本語の必要もあるが朝鮮人分布の關係上、何れの研究を先きにし何れを後とすべきに就ては今輕々に斷じ難きも日本の勢力隆及し其保護十分なる地方にあつては日本語の勢力あるは當然の次第であるも往々學科中に未だ日本語を加へ居らぬも見受くるは之れ其學校教師か日本語の智識に缺乏し居るか或は之を一の必須科として教授するを欲せざるにも甚因するであるまいか今や斯の如き狀勢

なれば何れの方面より觀察するも朝鮮人間に一層日本語普及の必要あるは云ふまでもなく彼等か學問熱に浮されつゝあるに乘じ善良なる書籍を供給して其知識慾を充實向上せしむると同時に不知不識の間に内鮮融和の實を擧ぐるは教育に従事する者の重大責任である。

以上は予の狹き見聞に屬するものであれば往々誤謬の點なきを保し難い之を總括すれば間島に於ける朝鮮人經營の教育は確實に統一を缺いて居るが并は一に經營者の意見相違より來る結果なるも其統一の缺如は教育界に取つては決して等閑に附し難き問題である自由氣儘の我を捨てさせ如何にかして其統一を講せざらんか其教育方針は必らず亂麻の如くなるは疑問の餘地はない誰れか此統一を企圖すべきものぞ惟かに内鮮教育家か茲に須らく小異を捨て、大同に就き相接近するは唯一の良策たるべく信する又誰れか此統一の端緒を打開すべきものぞ敢て我か官憲當局に對し借問するのである。

#### 第四

予は既に間島に於ける朝鮮人の宗教及教育に關する見聞を最も露骨に記述したのである更に右の記述に立

脚し當事者に對して予の意見即ち希望を開陳して本稿の梗概を爲すべし特に予は當初諸氏と同様の地位に立つべきを聲明したるが今尙ほ立たんとする者なれば更めて斯點に注意を拂はれんことを希求し置く。

外國宣教師は主耶穌の遺命を奉じ福音を世界に宣傳すべく辛苦艱難に耐ゆるの勇氣と愛の偉大なるには予も心から感動せざるを得ない取分け身親しく之を目睹したるものに在りては人一倍の同情を禁する能はざると同時に一の大きな希望を提出するのである則ち福音の外には何事をも爲さずとは外國宣教師の聲明なれど其補助的方法として教育機關の經營を爲すも可、産業開發を指導するも亦不可ないが之か施設に際し彼の所謂人氣取り法は絶対に廢止されたきものである是等人氣取りは時に或は失敗に歸して布教上に累を及ぼし即ち耶穌教の價値に就き教外の人の非難を蒙るは現に昨年及一昨年將又其以前から屢々傳聞する處である由來宗教に國境なしと云ふも國境有無の問題は姑らく措き彼の民族自決は疑ひもなく宗教の本旨と矛盾せざるか若し民族自決を云爲するならば宣教師諸氏の駐在し居る領土又は民族は現在日本統治の下にあれば諸氏は主に忠實なる僕を作ると同時に主權者か耶穌教に迫害を

加へざる限り之に服従すべきは教役者の義務である假令迫害されたりとせんも教儀の爲に殉するは福音を傳うるものゝ正に誦むべき正道であるまいが若し宣教に従事するとせんも此態度を持して猛進すべき決心、且つ其希望を有するのである又諸氏の教養せる朝鮮人の牧師傳道者にしても恩師たる諸氏の行動に倣ふは勿論でモヤ主にも忠實たるを拒むものないであらう之を一言に評すれば朝鮮人牧師及信者は或者の煽動によりて上ツ調子となり全然着實の美點を喪失せるが如く看取さるゝのである之れ相延いて諸氏の經營する教育事業にも累を及ぼし等しく耶穌の名を冒瀆するに到るべく信せらる。

宗教に關係を有せざる朝鮮人教員と東學教に關する教師並に其教儀を宣傳する人々の事業其者は素より神聖にして敬意を表するに吝さかならないが其思想か時勢の爲に動搖して上ツ調子となり一にも宗教、二にも教育と猥りに注入をこれ事とするも元來宗教若くは教育上の效果なるものは早急に實現するものでない一夜作りのものは反つて宗教と教育の進歩を阻害する、されば互に多數の生徒收容の争鬪を名譽と爲さず内容の充實に着目するは最も緊要且つ急務にして又他より同

情を得べき捷路である今日各學校生徒が隊列を整へ喇叭を吹き途上を進行するは聊か示威の感なきに非らざるが這は教育の充實には何等の益する處なく却つて人の物笑ひを買ふのみである。

東學教其他檀君教の盛衰は一に其人によりて存する即ち人格の崇高なる有徳の士を要するはソレ自身既に苦き經驗を嘗めたのであらう特に活氣發刺の天道教には非難の聲の高きものあるが這は要するに政治的

### ◎北滿地方朝鮮農民生活の裏面

北滿地方の朝鮮人貧農者は概し馬賊其他の暴害を蒙り又數年間打撲く凶作等に依りて幾んど財産の全部を失ひたるもの或は都會若くは朝鮮内地方面に於ける激烈なる生存競争に堪へば比較的僻地帯を逐つて移住せるものに通きずして換骨すれば何れも現代社會の落伍者と云ふも不可なく眞に身に餘財とてなく其生活狀態の慘に實に酸鼻に耐へざるものあり而し葉、玉蜀黍類の雜穀にて僅かに生命を保ちつゝ、あれば其慘や普通不良の爲め終に病

盲目運動より隔離し得ざる爲である是等現在の宗教の生命は幾んど政治的色彩であるから其政治的運動の消滅したる時代は東學教等の眞價の發揚する即ち其復興時代であらねばならぬ、されば宗教として東洋否世界に布教せんと欲せば反政府的行爲を絶対に禁止するは極めて必要の條件であるまいか敢て世人の一考を煩はすのである之れ予の希望にして且つ意見である誤解し居るか否歟。

床に横臥するもの渺からず併かも若干の新舊藥劑を除く外は未だ何等見るべき醫療機關の設備なければ一病病患に罹るも醫師の診察を受くる由はざるの狀にあり顯つて其常食品とする雜穀類も自財を以て購入するもの極めて少なく土地の借入れを始め是等生活の資料等、何より何まで貨殖の利に敏なる文那商其他より高利貸金(利息故低月四分、最高月一割)の害に依らざるべからざるの始末なりとす。

# 間島地方の情形と朝鮮人移住の將來

京城 牛丸 溫山

大正八年三月朝鮮獨立運動勃發以來間島地方の情勢は漸次惡化に傾き大韓國民會、軍政署都督府、義軍團、獨立軍、新民團、光復團等の獨立運動機關の簇出するありて各團は獨立思想の宣傳に狂奔すると同時に自團の勢力擴張の爲め拳銃等を携帶する募捐隊を組織し各地を徘徊せしめ住民より軍資金と稱して金品等を強徵せるありて間島地方の情勢は日に危険性を帯び次いで各團共に相當の軍資金を得て露領方面より武器購入をなしたる以來、間島地方各獨立運動機關は武力團體の性質を有するに到り軍政署の如きは其の根據地汪清縣西大坡上村に士官養生の目的にて武官練成所を設立し大正九年九月第一回の卒業生三百餘名を出せり。

是れより先き間島地方農民は不逞團の強要に依りて壯丁を拉致され軍資金或は軍需品と稱して金品の強奪、旅人行商人は日本の密偵なりとして迫害に逢着するなど地方農民の困扼甚しきものありしが各團は更に日本官憲の所在地たる商埠地内居住朝鮮人に對して軍資金提供の脅迫狀を發し或は日本側朝鮮人官吏に辭職を強要するもの出で益々橫暴を逞うするの情勢を醸し一方軍資金募捐隊を越境せしめ鮮内居住朝鮮人を脅威し或は公然武力團を以て對岸鮮地警察官駐在所等の襲撃を敢てしたりしが大正九年五月に於て遂に日本軍隊は越境侵入の武力不逞鮮人團の追撃を行ひ當時崔明祿を首領とする都督府の根據地たる汪清縣風梧洞を突撃したる事實あるも當局の間島地方在住不逞鮮人對策定まらず且つ日支國交上の紛糾を考慮し積極的取締の方針に出です徒らに支那側をして取締の實を擧げしめんとしたる結果は白晝公然隊伍を整へたる不逞鮮人横行して憚らざるなど殆んど拾收すべからざる情勢を誘致したり斯くて九月末に於ては日本の要求に基き支那軍隊は不逞鮮人團の討伐を實施することゝなれりも其結果たるや討伐實施前に豫期せられたるが如く不徹底に歸し之に次ぐに馬賊團は十月二日第二回の彈春襲撃をなして同地日本領事分館焼打及日本人虐殺事件の勃發するあり彈春地方は勿論間島方面に於ける事態は今や一刻も猶豫すべからざるの情態に迫れり於て益乎日本軍隊は急遽間島及彈春方面に出動し一は在留日本人保護及不逞鮮人團討伐を開始したるが爾來約三箇月間日本軍隊は極力武力團の掃滅を期すべく間島全殿及彈春縣の武力團を退避し和龍縣、安圖縣界地方に於ては軍政署主力部隊たる金佐鎮一派(同

部隊機關銃四挺兵力約六百と稱せらる) 及洪範團の率ゐる獨立軍及國民會等部隊を討伐四散せしめ十一月下旬に至りては終に間島及琿春地方領域内には不逞鮮人武力團體の隻影を認めざるに至れり大正九年末に於ては安圖縣、敦化縣或は撫松縣方面に逃竄したる金佐鏡及洪範團は既に露領方面に落延びたりとの情報に接し斯く武力團を潰走せしめたる日本軍隊は一面に於て其分散配置を實行し日本警察官又之れを援助して間島各地方に潜伏し居る不逞鮮人搜索に着手し他面には歸順事務を開始して安勤者の覺醒を促したりしが日本軍隊の行動神速峻嚴なるに就きては不逞鮮人迷想者の驚愕措く所を知らず又一般在任朝鮮人も戦々兢兢として民心の動搖甚しく其歸趨する所を知らざりしも歸順事務の開始は民心を轉化せしむるに大效ありて盛んに其歸順を申告するもの續出し民心は稍々安定の傾向を示し則ち日本官憲の完全なる保護を懇請し或は日本官憲指揮の下に民會を組織して住民の福利を圖り又不逞鮮人に對抗せんとするの意思を抱くに至りたるを見るされど又頑迷なる思想を竊に抱懷するもの尠からずして耶蘇教側の虚構の宣傳或は不逞鮮人の教誨等に依り實際に一般民心は覺醒したるに非ざるは勿論なれども何れも日本側の徹底的保護を望み日本軍隊引揚後の不逞團復活、狡雜者の脅迫或は支那側の壓制等を憂慮するありて未だ民心は安定したりといふを得ざる情態にあり而も日本軍隊は不逞鮮人武力圍討伐の一段落を告げたる際に於て最初の聲明に基き十二月中には大部隊の撤退を決定し各商埠地に小部隊を殘留せしめ守備姿勢に移り之れに替ふるに支那側は吉林より軍兵を延擲に派して不逞鮮人團の取締、馬賊來襲に備へ同方面の警備、治安維持の任務に服せしめたり。

大正九年中に於ける間島方面の情勢は概ね以上の如くなるに翻りて經濟界の一斑を見るに歐洲大戰後に於ける世界經濟界の破綻は間島方面の經濟界にも波及し不景氣は一般を風靡して全く不振の狀態に陥れり殊に大正九年中に於ける吉林官帖の暴落は商取引上に多大の悪影響を及ぼし間島地方日支間の貿易は全く杜絶の狀を現出し商賈の苦痛甚しきものあると一面大正九年の間島地方農作は豊況なりしに拘はらず經濟界沈衰の時に際し境外輸出は全く之れを見ざるに及び穀價の暴落を來たし農民の收入益に激減し購買力を失ひ其窮狀又名狀すべからざるものあり時局の事態は前述の如く而も民心動搖の甚しき時に際し經濟界の狀況それ斯くの如く間島在住民の窮境極度に達し混沌たる大正九年中の間島地方情況は朝鮮人の間島移住に對し影響を及ぼしたる蓋し甚大なるものありし然らば今後朝鮮人の間島移住は如何、少しく私見を述べんと欲す。

實に農業生産は間島地方の主幹にして間島可耕地、既墾地、未墾地及在住民の戸口数等より算出し間島地方の開發益々其歩を進め各種産業の發達するに於ては延吉、汪清、和龍三縣を通じて間島は尙ほ五十萬人の移住者を收容する可能性を有せり今假りに一年間に一萬人の移住朝鮮人あるものとすれば將來約半世紀間は移住者を收容し得べく且つ各方面よりの觀察を綜合して朝鮮人の間島移住は間島の文物開發の程度が鮮内地と同一線上に達するまでは繼續せらるべきものと觀るを至當とすべし即ち移住朝鮮人の文化進歩に依りて産業の發展を見れば豫想以上の移住者を收容することを得べく加之鮮内地に於ける文物制度が益々整備するに於ては生存競争の結果朝鮮人の生活難を招徠し間島地方に移住せんとするの動機を與ふるに至るべきこと論なく而も大正九年下半年に於ける間島騷亂期に當りて朝鮮人移住の趨勢が前顧の如く驚くべき沈滞の状況を現出したるを以て朝鮮人の間島移住の將來に對して悲觀的觀察を下さんとするものなきにあらず勿論間島地方の情勢未だ安定を見ず民心の去就に惑ひつゝある今日に於ては今後移住朝鮮人の趨勢に對しては遽に豫測を下し能はざる所なるも間島に對する日本の政策が根本的に確立して間島地方の治安全く靜謐に歸し在住朝鮮人に對する我が保護取締完全を見るに至らんか在住朝鮮人は自然日本側に倚賴し隨て朝鮮人の間島移住に對し將來尙ほ多大の望を囑し得べく朝鮮人も亦進みて間島方面に移住を企つるに至るべきは豫想に難からざる處なり。

要するに時局の收拾及日本側の方針に依りて朝鮮人の間島移住は多々益々辨じ得べし況んや吉會鐵道の開通するに至らんか其沿線には東清鐵道沿線のそれと等しく移住朝鮮人を吸收する期待あるに於てをや。

只茲に留意すべきは間島に對する日本側の施設にして若しそれ一步を誤まらんか朝鮮人民心動搖の過度期に於て間島地方の情勢は更に收拾すべからざるに陥り在住朝鮮人の思想は茲に全く日本より乖反することなきを保し難し之れ在外迷想鮮人の暗中飛躍、耶蘇教徒の反日的思想の鼓吹或は露國過激派の如きは最も容易に間島地方に其手を延ばすを得る所なればなり今日に於ても尙ほ間島地方の情勢は日本が朝鮮半島を統治する上に最も深甚なる脅威を感じつゝある所なるが上述の如き各種の魔手が間島在住朝鮮人の上に伸ぶるあらんか朝鮮統治上容易ならざる形勢を醸生するに至らざるなきを虞る是等の點に關しては最も警戒を要すべく間島に對する我が根本方策を樹て以て移住朝鮮人を統御するに於ては朝鮮人の間島移住の將來、之れに伴ふ間島の開發は前途洋々たるものあるべし。

# 北滿移住朝鮮人の水田事業

朝鮮總督府  
哈爾濱派遺員

林 善 十 郎

北滿洲就中東支鐵道東部線の牡丹江、穆稜河、綏芬河流域及鏡泊湖附近並松花江流域に於ける朝鮮人の水田事業は未だ廣く世上に紹介され居らざるも移住農民は夙に北滿の奥地到處に散在し克く寒暑の苦に耐へ馬賊の害を意とせず水田稻作に對する試練を積むもの茲に多年、既に大正十年に於ては一萬八千石餘の產米を算し其前途頗る囑望すべきものあり然るに悲い哉、是等先住朝鮮農民の多數は資金に乏しく彼等が終年營々辛苦の餘に成れる貴重の生産物も徒に支那人側資本家か苛斂誅求の犠牲となるに過ぎず若し現状の儘に永く推移せんか貴重なる多年試練の効果も歳々經營の努力も何等夫れ自身に酬みらるゝ處なく困苦開拓の美田も流汗努力の結晶も悉く擧げて一に之れ支那資本家に奉ずるの結果に歸すべしされば彼等を援けて其志を伸べしめ一方益々朝鮮農民の移住を誘致して其開拓に當らしむるは今日の急務にして之れ獨り彼等の福祉たるの

みならず帝國及支那の食糧問題並に產業問題の解決に貢獻する極めて大なるものあらん。

彼等か農耕資金を求むるの狀は恰も餓虎の食を索むるが如き觀あり然れども内地人自ら之に指を染むるは多年躊躇せる支那側官民の對日感情あるあり且つ又内地人か荒涼寂寞たる北滿奥地の生活に耐ゆるの不可能たるに依りて蓋し至難事たるべきも朝鮮人は是等の諸點に於て内地人に比し極めて優越なる能力と地位を有し特に露支人にして未だ水田耕作の絶無なるは内鮮人企業家の頗る注意に値ひする所ならずやされば内鮮人資本家は北滿水田事業の有利なる所以を了解し之に指導と資本とを與へ自他共に利するの良途に出でられんことを切望す今左に北滿移住朝鮮人の水田耕作狀況を十數項に分説すべし素より這是未だ委さざる處多しと雖も併も可憐なる六千五百人の營農的生活の一端は容易に窺知するに足るべく又之に依つて其前途に横り



縣別	農 民		水田面積	產 額		產 地 相 場		生 產 剩 餘 米見込量	將 來 可 耕 見 込 地
	戶 數	人 口		米	額	粗(一石)	米(一石)		
濱江縣	二二戶	一九八人		(不明)					
雙城縣	三九	一五九	七〇	八〇人	四〇	三〇〇〇	二九〇〇	三〇	三三〇〇〇
同濱縣	七三	三〇一	七〇	八〇人	四〇	三〇〇〇	二九〇〇	三〇	三三〇〇〇
寧安縣	七六	二七〇人	一一五	三八〇〇	一六五八	九五〇〇	二六五〇〇	一四一〇〇	五〇一、七〇〇
穆稜縣	二六	一四九	二五〇	四七五	二〇六	九五〇〇	三〇〇〇〇	一五〇	二五〇〇〇
東寧縣	三八	二七八	七〇	一〇三	五九	二八〇〇	三八〇〇〇	一	一一〇〇〇〇
依蘭縣									
富錦縣	〇	三							
滿洲里線沿線	五	一九							

大正十年 北滿朝鮮人米作狀況表

(大正十年十二月調)

つゝある諸多の問題に有利の解決を與ふべき資料として敢て内鮮人證者の一考を乞はざるべからず。

(一) 水田耕作の發端

古參移住の朝鮮農民は多く咸鏡北道江岸地方の者に於て水田耕作に慣熟せざる爲め畑作のみを營みたるも大正十年中、寧安縣牡丹江驛及四道令子に於て慶尙南

道人具卿淑氏外數名か初めて水田を試作せるに良好の成績を得たるより四隣相傳へて翌大正八年以來之れが經營をなすもの簇出し今日の盛運を見るに到れり。

(二) 水田の分布、耕地及生産額

大正十年に於ける朝鮮人の水田耕作面積産額及將來可耕地見込の判明せる分は左表の如し。

## 黑河地方

(不明)

計

一五七七

六五九九

二二五九九

三九八三六

一七二七

一〇九五六

平野

三〇八〇〇

一四七四〇

五八二八〇

右の外に判明せざるもの約七八十町歩に達する見込みなり則ち其既耕地は寧安縣牡丹江流域及鏡泊湖附近穆稜縣穆稜河流域、東寧縣綏芬河流域に最も多く雙城縣、濱江縣、富錦縣の松花江支流にも若干を有す是等諸江河の流域には尙ほ多くの水田可耕地を有すれば今後數年間は朝鮮農民か主として寧安、東寧、穆稜縣地方に集中すべきも遂次第二松花江流域たる雙城縣及哈爾濱以北松花江流域の開拓を見るに至るべき趨勢にあり濱江縣及哈爾濱以西滿洲里線地方は氣候風土の關係上、耕地の農村的發達を見るには到らざるべし。

大正十年朝鮮人耕作に依る米産額の判明せるは前掲表出の如く此外未調査の分は約百石に達するならん其反當り産米額は最高一石四斗二升餘、最低五斗五升七合餘、平均一石三斗六升七合餘にして之を朝鮮及内地に對比すれば好成績とは云ひ難きも大部分は初耕地にして耕地不整頓の爲め實際播種し得ざる田面あり且つ一部の霜害を蒙れる爲にして將來耕地整頓し作物の土地に慣熟するに至らば半年作に於て二石内外までを收

穫するを得べし。

## (三) 朝鮮人農業者戸口

北滿地方在住の朝鮮人農民は前表の如く濱江縣十二月、十九人、雙城縣三十九戸、百五十九人、同濱縣七十三戸、三百一人、寧安縣七百二十六戸、二千七百八十八人、穆稜縣二百七十六戸、千四百二十九人、東寧縣三百二十八戸、千七百八十二人、富錦縣十戸、二十一人、滿洲里線沿線五十二戸、百十九人等にして合計千五百七十七戸、六千五百三十九人なりしが依蘭縣及黑河地方の調査は未だ行届かざれば若し右地方にも若干の農民在住せるものと推定すれば總計千六百餘戸、六千七百餘人位を算するならん併も寧安縣は古來北滿倉庫の稱ある丈に移住農民は北滿地方中、最大數を占め二千七百餘人に達し居るか遠は土地的關係より農民移住か此地方に多く集中せる素より其處なるべし尙ほ右の統計は昨年十二月中現在なるが又本年二月末より個人若くは團體的移住は續々殺到し一日は一日に比し漸増を加

へつゝあれば恐らく本年末に到れば八千乃至八千五六百に達すべきか又盛んならずや。

#### (四) 氣候 風土と地質

北滿洲の地質は南滿洲に比し一般に肥沃なり特に水田可耕地の多くは有史以來嘗て鋤耨を入れざりし處女地にして地表は腐蝕土を以て覆はれ肥料を施さざるも尙ほ且つ肥沃に過ぎて碌耕する時は稻草過度の成育をなして結實不良となる爲め處女地を開墾したるものは四五年間播種の際は只種子の安定し得る程度に地表を柔軟ならしむるのみ播種後は絶対に中耕を爲さず之に依りて見るも如何に地味の肥沃なるかを窺知するに足らん。

氣候は冬季酷寒にして大正十年の初霜は八月二十六日、初雪は十月三十一日にて最寒は攝氏零下五十度なり河川は例年十一月初旬より翌年四月中旬迄は凍結して氷身の厚さは約三呎を示すものあれば冬季屋外の作業は全然不能に屬し稻作の如きは最も早稻種を選択せざるべからず夏季は五月下旬より暑熱に入り六月下旬より七月に入りて最高温に達し列氏二十二、三度乃至三十度を示し九月初旬に到れば樹木は落葉し始め晝間

の日光直射の際は列氏三十度に上昇することあるも夜間は列氏二度に下降し晝夜の差度、頗る大なり温量は観測資料なきも秋冬春季は雨雪共に少なければ空氣甚しく乾燥し夏季は降雨適順にして空氣濕潤し風位、風力之れ又観測資料なきも農作物を害するが如き強烈なるもあるなし。

#### (五) 水 利

水田は江河流域に於て開拓耕作するに付き何等専門的技術と巨費とを要する事なし即ち土地の自然的傾斜を利用し目から簡易なる農具を用ひて水路を作り容易に引水するを得べく旱魃洪水等の天災は極めて少きものゝ如し。

#### (六) 種 子

現在種子として用ひ居れるは北海道より輸入せる小田代及成北地方提來の黄租の二種類にして何れも有芒種なるが其實験的經過に徴すれば二種共甚だ土地に適合するものと認め得べし。

#### (七) 土地所有權及地租

土地の所有權は支那側知事公署の徵稅帳簿の登錄及財政廳より所有者に交付する執照に依りて證明さるゝが農地の負擔すべき公課には左の三種あり。

(1) 地租(國稅)——俗稱大租

地租は民國三年田賦劃一章程に依り統一され居るも其貧富の程度に依りて彼此相異することあり徵稅事務は縣知事の所管にして規定稅率は左の如し。

上等地每一畝に付 大洋一角四分四

中等地同 一角一分

下等地同 六分六

最下等地同 同 三分二

大洋一角は邦貨十錢に相當するも時に銀相場の高低に依りて多少の相違あり一畝と稱するは我百八十五坪八合五勺にして十畝を一畧と稱し一畧は六反一畝二十坪に相當するも其地方に依りては必ずしも正確ならず朝鮮人移住の最も巨數を算する寧安縣地方にては一畧は概ね四反六畝に相當するが如し。

(2) 地方稅

警察費、教育費及保衛團費等にして俗に响地、地捐、地捐等と云ふ其負擔は地方に依りて同一ならざるも一畝に付き大洋一角乃至二角なり。

(3) 村費

祠廟、道路、橋梁等の修築費、村立學堂費、看地錢(耕地見張費)にして是又地方に依りて一定せざるも一畝に付き二百文乃至五百文(邦貨二錢乃至五錢)と見るべし。

(八) 耕地取得方法

(1) 賣買

他國人に對しては絶対に賣買を認めざれど只日支合辨の場合には土地所有を確認すべく朝鮮人にして現在土地を買收し居るものありと雖も是等は支那に歸化(朝鮮には本籍の儘)の手續を爲し居るものなり支那の國籍に入れる朝鮮人中には眞に支那人たらんとするもの尠なく土地買收の便宜上此手段に出づるもの多し然るに最近此内情にして支那官民の知得する處なるや買收上非常の困難を來すに到れり又其賣買の方法は賣買者間に中説人(仲介人)なるものありて賣主は中説人を通じて買主に申込み若し其豫約成立したる時は期日を定めて賣主の同族者賣地接續地の所有者、村長及中説人立會し土地を踏査して賣渡證(賣契又は兌契、退約と稱す)を作成し中説人之れに

署名し舊地券及之れに對する書類(買契と共に代金引換に買主へ交附するを賣買の成立となし斯くて賣買成立の上は買主か知事公署に到り賣買價格の百分の九の手數料を納附し徵稅帳簿の書換を申請し新地券の下附を得、茲に初めて所有權移轉手續の完了となす也賣買價格は昨大正十年冬に在りては一畝地に付き熟地(現在畑地となり居るもの)三十五圓、荒地(即ち處女地)二十圓内外なりしも近來支那人間に於ける賣買幾んど絶無なれば従つて實際的取引價格は不明なり。

(2) 借地

支那朝鮮人間に行はる、借地方法には左の三種あり

(イ) 毎年拂

五年乃至二十年間借地契約を爲すべく其借地料は毎年支拂ふものにして一畝地の借地料年額は熟地七圓内外、荒地四圓乃至五圓なりとす。

(ロ) 前金拂

五年乃至十年間の借地契約を訂結するに際し其借地料は契約と與に一時拂と爲すものにして借地料金年割額は一畝地に付き熟地三圓五十錢内外、荒地二圓内外なるべし。

(ハ) 當租

土地を抵當として五年乃至八年間無利子にて地主へ貸金を爲し其土地を使用收益するものにして期限の長短、土地の良否に依りて差異あるは勿論なるも一畝地にき熟地は二十八圓、荒地は十五圓内外なるを普通とす。

(九) 小作法

支那朝鮮人間に於ける小作法は左の如し。

(1) 並作

農耕期を五箇月とし此期間地主は(眞の所有權者及使用收益權者)を便宜上總べて地主と稱す以下同じ)一人前の農夫一名に對し農耕期間毎月粟二斗二升、鹽五斤、豆油一斤、味噌二斤乃至三斤、大豆二升二合、石油二斤及金一圓内外を小作人に給與し其收穫物は租にて折半すべく此場合は一農夫の耕作面積、熟地は三畝地、荒地に二畝地なるを常例とすべし。

(2) 打租

小作人は收穫物の二割乃至四割を納入すべく之か爲に地主は農耕期間月三分利の農耕資金を貸與するの義務を負ふものとす。

## (3) 定租

作物の豊凶如何に拘はらず定額小作料となすものにして其小作料は一畝地に付き極二石乃至五石なり。

(一〇) 賣買借地及小關する慣例

(1) 小作地の異動は陰曆正月十六日より同月末日迄に決行するを例とすべくされば新に耕地を得んとするものは此期間に於て處理せざるべからざれど荒地に到りては必らずしも然らざるが如し。

(2) 土地に對する公課の負擔は契約に依りて定るものとす。

(3) 現行支那法規に於ける永代借地期間は三十個年以内なり。

(4) 初耕地の公課は第三年目に於て初めて賦課すべき規定にして支那農民は初耕地の第一年は煙草を栽培し第二年には蕎麥を作り第三年目より高粱、粟、大豆等を輪作すべくされば其試作期間たる煙草、蕎麥耕作時代は無税なるが此無税期間は其耕地の生産品に對して課税すべく又山林、草生地等も無税なれど是又木石、草等の生産收穫物に付き課税し居れり。

(5) 支那人間の契約には必らず中人(保證人)を要すべ

く其保證人は證書に署名捺印するも多くは印額を所持せざるに付き捺印すべく若し捺印の場合には必ず證書面に何れの指の捺印(右指捺と云ふが如し)なるかを明記するを常例とす。

(6) 中説人及中人に對する報酬は本人か同村内のものなる時は酒食饗應の程度に止め置くも若し他村のものなりとせば相當の謝禮金を贈呈するものとす。

(7) 無資力小作人は收穫物を或割合に於て地主に分配すべき契約を訂結し農耕期間小作人の住居、食料、農具等を地主より提供せしむる方法を取るが此方法は小作人に不利なる場合尠からざれど土地の需給及資力の關係上、又之れに依らざるを得ざるもの多し。

## (一一) 耕作法及農具

## (1) 荒地

荒地にして立木存在し又は雜草繁生の土地に在りては之れか搬出に便する爲り地面の凍寒期間に伐採運出を行ひ解氷を待受けて直に畦畔の築造、用水路の掘鑿、耕地の地均しを爲し用水路修築費は小作の場合、材料を要するとせんか其費用は地主に於て負擔し勞力は素より小作人の負擔にして之れか掘鑿は農

家合せの農具にて容易に施工するを得べく従つて多大の勢力又は技術を要せず。

曆の「小望」に到れば耕地面の雜草を長柄の鎌にて刈取り投棄して田面に引水したる上を長さ約四寸の長柄の熊手を用ゐて地表を攪拌し其濁水の澄清を待受けて播種す。

播種に際しては苗代に依らず之れ苗代に播種し更に移植するに於ては移植の爲め其發育は一時停止するに付き短期間に成育を必要とする北滿地方に在りては結實前早くも寒冷襲來の虞れあるが爲め茲に於てか耕地の直接播種を必要とする也。

次に播種量は我が一反歩に付き二斗内外を程度とし播種疎少なれば土地肥沃の爲り過度に分蘗し蘆芽は發育遅くして結實を見る能はざるものあれば其分蘗の餘地なき程度の多密を要すべし實験家の依れば一粒の粒より六十本の分蘗を見たるものありしが幾んど結實せざりと云ふ。

内地朝鮮と同じく播種は若干日、水中に浸して引上げ僅かに發芽したる時期に於てすべくも農夫手不足の爲め短時日に全耕地の播種を終了し得ざる場合は之れか爲に蒔付前發芽し且つ過度に成長する憂ひ

あれば如斯場合には粒を浸水せずして單に播種直前一回浸水したるに止り直に蒔付くるを可とすべし尙ほ播種は初墾地を最初とし次に畑を改作して水田となせるものに及ばし一年以上水田耕作を経たるものは最後に播種すべき程序となり居れり。

播種後、約二十日を經過すれば苗長一寸内外に達し雜草は一尺内外に及ぶものあれば此際は苗身を損せざるべく長柄鎌にて雜草を刈取り刈草は其儘に放置して腐蝕せしむる時に苗は順次成長を繼續するも蓋し雜草は水中に在りては抵抗力薄弱なる爲め稗類以外は發育せざれば其後出穂まで二三回稻身の發育を妨ぐるが如き長大の雜草を抜き取るのみにて内地及朝鮮の如く中耕、草取りなどの必要なく是等の作業は曆の「中伏」迄に終了せざるべからず。

出穂後は稗抜きを爲すもあるも手不足の向きにありては強ひて之れを行はざるも可也出穂は初穂後約一週間にして出揃ひ又初穂より約一箇月間にして成熟すべく一穂の粒数は百六十八見當にて刈取りの約一週間前には田面の水落しを爲すべく斯くて播種より刈取りまでは百日乃至百二十日を要すべし。

(2) 熱地

熟地とは既に畑又は水田として一年以上の作付けをなせる土地を稱す是等熟地に對する耕作法も播種後は荒地のソレと何等異なる處なし播種前の作業は畑地たりしものは引水路の堀鑿、畦畔の條築、地均し等は荒地同様に其施設を爲さざるべからず又熟地にして地表の瘠削したるを認めたる時は翻耕を爲すの要あるも大正十年海林地方に於て約十町歩の土地を翻耕したるものありしが斯くては稻草の成育は荒地同様となり却つて不成績を示したる例もあれば耕作開始後、少くとも四五年間は翻耕せざるを可とするものゝ如し。

### (一) 病 蟲 害

大正十年海林地方に於て若干の浮塵子發生を見たれど這は收穫に影響する程度のものにあらざりし其他には病蟲害の發生を聞かざるなり。

### (二) 刈取りより精米迄の作業

刈取りは曆の「白露」前後に於てすべく之れ白露の交には降霜を見るを常例とすれば兎に角降霜前に於て刈取りを了せざるべからず若し刈取り前、降霜に逢著す

る時は稻身倒伏するに付き内地及朝鮮の如く稻株か一塊を作り居るものにて刈取り困難なれば況んや北滿の如く撒蒔の稻田にては刈取り作業に異常の影響を與ふるのみならず相延いて其米質を毀害する多大なるに於てをや。

刈刈鎌は五尺位の柄あるものを用ひ横列に薙倒し雙手にて掴み得る程度の把となし二三日間は田面にて乾燥したる末、部落に搬致して稻積となすなり。

稻扱は未だ之れを使用せるものなく兩手にて把元を掴み穂の部分で硬質の木又は石塊に打付けて扱を揮ひ落し居るが此方法は甚だ原始的の如きも北滿は既に當時稻穂凍結して叩き付くるに非ざれば又容易に落扱せざるか爲め却つて扱扱を用ふるよりも作業上の効果早く併も脱落堆積したる扱は自然風を利用して五尺位の柄ある飯盛杓子形のものに打ち揃ひ七八尺の上空に翻揚して扱中に混入せる藁屑、虚質扱を吹去らしめ選扱を爲すにあり。

選扱したる扱は朝鮮に於てすると同一方法に依りて保管し若くは外庭に平板を以て數十石乃至數百石を容るべき大周圍を作り之を貯蔵するもあり。

扱磨り用の土臼は海林地方に於て使用するも其他地



方にては之を見受くるどころ甚だ穢れなり最も土臼を使用するものに在りては爾後の作業は内地及朝鮮と同様にして唐箕(萬石通)及千石通、足踏春等に依るべく其土臼を使用せざるものは支那式の石臼を用ひて粉の現物を一回磨りては粉殻を去り又一回磨りては粉殻を除き斯くしつゝ七八回を覆すれば半白程度の白米となり此方法を以てすれば碎米多く且つ精白と爲すこと難し。

右收穫に關する作業は刈取り後直に行ふに非らずして放買等の關係より火急を要するものは支那人労働者を用ひて急速に著手するも然らざるものは各期中、必要に迫らされて其都度作業する也之れ北滿地方は冬季の室外作業は全然不可能なるに付き是等は農家結水中の一業務となし居れり。

### (一四)米

#### 質

苧取り後、氣候の關係より充分の乾燥を爲し能はざるより其徹底的乾燥を缺くのは辭する能はずされば夏期貯蔵上には多少の不安を感ずるべし米粒は概ね細小にして光澤に乏しきも其耕地の歳月を經過するに伴ひ漸次大粒となり益々光澤を帯び來るものゝ如く只青

米の混入割合に多きは要するに降霜を氣遣ひ苧取りを急ぐにあり又新耕地の米は炊飯後、其粘力に乏しきが如く加之炊量に際しては荒地米は熟地米に比して水量を多くし且つ炊業に比較的長時間を要せざるべからずされど三四年を經過したる水田米は其色澤、粘力及味質等は斷じて朝鮮米に遜色を見ざる也。

### (一五)藁、粉殻、糠

藁は粉用吹として農夫需要の外に露支人の牛馬用の爲め百斤二十五錢位に賣却され居るも其大部分は放棄して利用の方法あるを聞かず米の容器としては未だ吹を用ふるものなく麻袋に依り居るも麻袋は五布度入(約五斗五升)一箇三十錢乃至五十錢の相場にて米袋としては二年間使用し得るに過ぎざれば將來藁にて吹を製造し麻袋に代ふるに於ては經濟的及保存上、一舉兩得の策と思料する也。

藁質に到りては荒地産は粗硬に且つ長短不整なれば加工材料としては蓋し不良なるも歳月を重ぬるに伴ひ草丈け揃ひ加之弾力性に富み來るべく蓋長けは略々二尺七八寸なり。

粉殻は今日全然利用の方法なきが如きも燃料に之を

充當すべき精米機を使用すること、せば有利なるべきを信ぜらる。

糠は牛馬豚、家禽の飼料となすべし。

### (一六)米の需給狀況

生産地にては内鮮人及露支人は米を食料となすと雖も就中鮮露支人の多くは雜穀を常食とする爲め消費高は之を其人口に對比すれば極めて僅少なるが如し。

北滿に於ける米の需要高に就ては今ま正確なる計數を知る能はざれど昨年中(大正十年)、哈爾濱の輸入(日本軍用を除き)は約一萬五六千石にして此内約截半は朝鮮米、其他は南支、蘭貢、柴根米等なるが露支人の消費量は漸次増加の傾勢にあれば將來の需要高は若し我が駐屯軍隊撤兵する事あらんも亦決して現在の消費量より低下するなかるべく且つ北滿米は價格の點に於て南滿乃至朝鮮内地産米と競争し筋を稱する強味あれば將來と雖も生産過剩を憂ふるが如き事なかるべし尙ほ哈爾濱興信所の大正十年十月調査にかゝる寬城子驛(南滿線長春驛に接続する東支線最南の驛)に連絡貨物として到着したる米の數量は左の如し。

	北		行	
大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
四八、二六九	三三六、七五五	五三、五九八	一八、〇〇六	
大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

### (一七)農耕資金及金利

朝鮮人の農耕資金は間接に在哈爾濱邦人側金融機關の融通にかゝれるも其數額は尠なく大部分は耕地所在地支那人より出で居るものゝ如し其金利は左の如し。

朝鮮人相互間	月利五分	普通	六分
及鮮支人間	乃至八分		
内鮮人間	同五分		
支那人相互間	同三分五厘		

尙ほ大正九年中、寧安縣地方に於て水田開拓又は精米業等に對し朝鮮人以外の投資額を擧ぐれば左の如し。

一萬圓 海林東露公司(内地)  
 五千圓 (三十萬圓四分) 借款公司(北滿)  
(拂込日支合併) (興業)

三千圓 牡丹江三共公司(現)二千圓 海林永野間榮次  
 二千圓 海林井口商店 二千圓 華幕式(白) (人)  
 右は何れも直接に水田耕作を經營するにあらざりして  
 朝鮮人を使役し又は朝鮮人に小作せしめたるものなり  
 しが朝鮮人の氣質性情に通せざる關係上、其結果は概  
 ね良好ならざりしが如し。

現在北滿地方の鮮農を基礎とし之れに要すべき農耕  
 資金は大約十萬圓内外の見込みにして即ち二月頃より  
 收穫物の處分迄に毎月約一萬圓位宛を低利にて供給し  
 收穫物に依りて辨濟を得ること、せば移住朝鮮人に取  
 りては蓋し亡上の慶福たるべし。

### (一八) 移住農民の收支

移住朝鮮人の營農收支に就ては家族の多寡、農夫の  
 勞働能率其他四圍の狀況に依りて同一ならずと雖も假  
 りに夫婦と十歳未満の子女二人を有する一家族か新に  
 朝鮮より移住し小作農を營むものどせば其移住第一年  
 に於ける收支概算は左の如くなるべし。

- (1) 移住より第一年收穫迄の資金  
 旅費 約 百圓  
 家具農具及種糧代 約 八十圓

(2)

家賃十箇月分 約七十圓  
 食費十箇月分 約百八十圓  
 雜費十箇月分 約三十圓  
 計 四百六十圓

(イ) 熟地耕作の場合

耕地三畧地  
 生産糧 約四十石

内小作料約十二石 支拂ひたる殘糧 二十八石

糧一石十一圓として二十八石の代金 三百八圓

(ロ) 荒地耕作の場合

耕地二畧地

生産糧 約二十六石(初年は小作料を要せず)

糧一石十圓として二十六石の代金 二百六十圓

差引

熟地の場合 金百五十二圓 缺損

荒地の場合 金二百圓 缺損

右の如く初年は荒地よりも熟地耕作を利益とするも  
 第二年にありて荒地ならんか耕地面積を増加するを得  
 べく又荒地第二年目の收穫に到りては熟地と大差なき  
 迄に進歩し且つ小作料を要せざるが爲め第一年の不利

は第二年目に於て回復するを得べし第一年には荒地、熟地共に缺損を遭れざるも第二年目よりは旅費、家具及農具費を要せざるに付き茲に前第一年の缺損を償ひ填充するを得る也。

其住家に到りては最も下層階級のものならんか幾んど無償に等しき木材を寄せ築め自から斧と鋸のみを用かて朝鮮人式草葺温突の所謂掘立小屋と異なるなき粗造家屋を急造し之に居住しつゝあるが這是相當の家屋を建築するの資金を有せず又多額の家賃支拂に困難なれば不得已、茲に出づる始末なれど就中家賃節約の爲に是等掘立小屋の居住に甘んずるも尠からずとせず。

生計費中の食事は移住初年に於ては土地に慣熟せざる爲め比較的美食を取るの傾向あるも漸く土地に親むに從ひ多く雑穀を食用となすに到り自然食費を軽減する事となるべし。

それ斯の如くして第一年を支持し得べき資力ありせば第三年目に到りて多少の餘財をなすに到るべく若し自作農を営むものどせば前記第八項に掲出せる借地料を要すべし併も之れと同時に小作料なき爲め一層有利なるべし。

更に莫大なる面積の耕地を所有し朝鮮人農夫を傭役

し自作するものどせんか農夫傭賃は一期一人約百五十圓を支給すれば本人自から衣食して一人熟地三畝地、荒地二畝地を耕作せしむるを得べし農具は農夫一人當り約二十五圓位の經費あれば足れりとすべく之れに借地關係を考慮せば其收支を推算するに又容易なるべし。

昨年某朝鮮人か支那人より荒地約二十畝地を四年間無料にて借入れ日傭人夫を便役し水田を耕作したるに此總投資額五百圓にして百四十石の粃を收穫し一石十五圓宛にて放賣して二千百圓を得たれば投資額五百圓を控除し差向き第一年に於て純益千六百圓を得たる實例あり右は茲に稀有の好成績に屬すれば悉く此収益を見ずとも日傭人夫耕作に依るものどせば尠なくとも千圓の投資にて二千圓の収益を擧ぐるは敢て不可能事に非らざるが如し。

## (一九) 農家の副業

北滿朝鮮人の農家副業としては一部朝鮮人に於て狩獵、干草採取を事とするのみなるか到處廣漠沃土の原野連互し居れば干草採取は相當の収益あるべく一面坡地方に於ては蠶人にして養蠶事業を営むもの多きが之

又做うて以て副業として可なるべく市街地附近にては野菜類の栽培も妙なるべく素より能く支那人の栽培と同様の成績は收め得ざるべきも家畜、家禽等の飼育は

畢竟朝鮮人に期求し難く養蠶事業には未だ染指せるものあるを聞かざる也。

### ◎支那人の米食と滿洲産米高

近年、大連市を始め滿洲各都市に於ける支那人間には米食著しく流行し従つて滿洲に於ける米の需要は逐年増加の一方にして目下一箇年間の白米消費量は約八十萬石に達せり隨つて滿洲に於ける米の生産高は白米として約四十五萬六千石なれば共三十四萬四千石の不足は内地、朝鮮、香港等より輸入し之を補給せざるべからざるの現状にあり更に最近調査に係る滿洲の既耕地は約一千百萬町歩にして就中水田面積は關東州約三百町歩、奉天省三萬六千三百町歩、吉林省一萬二千四百町歩計四萬八千町歩なりしが可耕未開地は尙ほ滿蒙を過ぎて一千萬町歩と推算せらるる如し北滿黑龍江省の如き可耕面積の約八割は未

開の儘に放棄しつゝあり右のうち内蒙古、遼河支流沿岸、白音太拉附近、開島附近、歸綏沿海州ケロアコオ、奉天省東山地方、洮兒河沿岸の洮安、洮南、樂泉附近、松花江流域、遼河平原、京奉線以南等は水田可耕地としての比較的開拓容易なる地域は約四五十萬町歩あり加之北滿吉林地方及東部内蒙各方面をも調査計算する時は開田可能面積は實に百萬町歩以上に達すべし滿蒙開發の第一歩として是等耕作經營の容易なる地域より漸次水田を開墾し滿洲農業の發展を期すると同時に日支多年の懸案たる食糧不足を補給するは億計の大問題なるべし。

# 間島の朝鮮人小作農

間島 龍井隱士

間島は今や漸く世上の注意を喚起し進んで之が開拓に着手せられんとするの機運に向ひつゝあるは我經濟的勢力の伸展に新たなる一進路を得たるものと謂はざる可らず而して間島の今日あるに至りたる所以のものは是れ一は天恵地利の賜たるに因る可しと雖も主として梅風洙雨之が開拓に努力したる移住朝鮮人の功績に歸せざる可からず目下在住支那人五萬強に對し朝鮮人は約三十萬の多きに達し將來は八十萬を豫想し得るに難からず此偉大なる趨勢に拘らず間島朝鮮人の現在五六割は支那人の小作人として貧慾飽く事を知らぬ彼等支那人地主の壓迫と無智なる支那下級官吏の誅求を受けるの狀態にして自ら向上、發展、開拓の實を擧ぐる意氣全く鎖沈し低級極まる生活に甘んじつゝあり。

抑も朝鮮人が間島に移住するに至りたるは明治二三年に亘り成北地方に稀有の凶歉ありそれが爲めに豆滿江沿岸の人民移住し爾來續々として移住し來りたるに

始る移住者は當時貧慾求誅至らざるなかりし韓國官吏の羈絆を脱し自由の天地に生活を營みたりしも幾何もなく支那人の壓迫を蒙り易服辨髮するものは歸化者たるの待遇を受け土地の耕作を默許せられ僅かに生計を營む事を得たりしが然らざるものは鮮内地に放逐せられ或は其耕地を沒收せらるゝ等の事ありたり是れ移住朝鮮人の大部分が支那人の小作農たるの境遇に陥れる遠因にして支那人は小作鮮人に對し壓迫と侮蔑とを以てし全く奴隸を扱ふに異ならざるものあり而して過重なる小作料を徴するのみならず貸付したる些細の金數に對し暴利を貪るのみならず貸付金數の回收見込なき時は殘虐にも子女を強奪するが如き暴行を敢てするものあり然るにも拘らず年々間島に移住者の増加する所以のものは間島は比較的、天恵地利に富み沃野到處に開けたるも亦其一因たらすんばあらず朝鮮人が住み馴れし故山を出て一輛の牛車に妻子と砵杵を載せ一家の

運命を行雲に任せ行路邊々生活の地を間島に見出さんとするの状況を目撃する者は何人ど雖も惻隱の情を禁ずる能はざる可し然るに斯る憐むべき移住朝鮮人の増加は益々事大思想の高潮せる支那人の侮蔑と横暴とを馴致したるや論なく彼等支那人は朝鮮人を目して亡國人と敬し自から大國人を以て居り侮蔑横暴到らざるなきも朝鮮人自ら亡國人たるに甘んじ唯々諸々只管に支那人の鼻息を伺ひ彼等の憤怒を招かざらん事を是れ努めたる結果小作人鮮農は恰も奴隸の如く支那人地主の爲めに壓制酷使せらるゝに至れり即ち(一)小作人は小作耕地の租税の半額を負担せざる可からず(二)收穫物は多く折半の法を用ゆ但し丘陵地其他山間瘠薄の土地に在りては地主及小作人の取前は四分六分或は三分七分の所なきに非らず(三)小作人は小作耕地支那一日耕に付き牛車二三臺の薪炭を地主に納めざる可からず(四)收穫者小作人は總て收穫量作物の打發及貯蔵の責任を負ふ(五)播種植付作物は小作人の任意たるを得ず地主の許可或は指示に基かざる可からざるのみならず地主は自家の農繁期或は冠婚葬祭其他雜役には小作人の農繁期たるを又は他の事情を顧慮するなく時と場合を選ばず又小作農民の一家老弱男女を問はず使役する

の慣習を有するなど數へ來たれば種々の壓制拘束の下に酷使せらるる故に支那人の小作農たる朝鮮人は常に地主の暴戾に悲憤の涙を注がざるなく故山に残れる縁戚故舊を想ふの念深きものあるが如しと雖も貪慾なる支那人酷使の下に汲々として生活の資に追はるゝのみにして毫も餘財を蓄へ歸還の資に供せんとするが如き餘裕なく遂に間島に永住せざる可からざるに至れるもの蓋し尠少ならざるべし。

朝鮮人を地主とする小作鮮農は全く前記の状態と其趣を異にす是れ其同族たるの觀念より諸種の便宜を興ふるものにして牛畜農具等の無利息貸與の良習慣ありて地主對小作人の間柄は萬事圓滿なれば朝鮮人小農は總て朝鮮地主の小作人たらん事を希望すると雖も朝鮮人にして他人に小作せしむべく廣大なる土地を所有する程のものは尠なく從て間島移住朝鮮人の大多數なる無資產朝鮮農民は殆んど支那人地主の下に小作人たるに甘んぜざる可からざるの状況なり今や間島の開發將にその緒に就かんとするの時に當り間島住民の基礎たる可き朝鮮農民にしてその多數は尙ほ叙上の悲惨なる境過より脱し得ざるの状況にあり最も近年の間島移住朝鮮人は従前の移住者と稍や其趣を異にするものある

に至れりされど今日の移住者と云ふも其多くは朝鮮内地に於ける生存競争上の敗者と認めざる可からず。雖も中には多少の資本を携帯して此地にて生活の基礎を樹てんとするもの漸く多きを加ふるに至り従來の如き無資産農民の移住とは同一視す可からざるものあり況んや近來間島に於ける我國の勢力は一般に認識せられ朝鮮人對支那人の關係は漸次改められんとするに至れる時に於てをや永年支那人の階使の下に甘んじ屈辱と

迫害とに苦しめられつゝありたる間島唯一の開拓者たる朝鮮人小作民に對する我救済と補給は目下焦眉の急務なりと云はざる可からず之れが救済策とも云ふ可きは特に農民の爲めに資本供給の機關を充實せしめ根本的施策として内地資本家を招來して土地を買收し朝鮮人小作人の多くを日本人地主の配下に屬せしむるにあり是れ單に朝鮮人保護救済の手段たるのみならず間島永遠の開発に見て最良の上策たる可し。



# 哈爾賓朝鮮人事情

哈爾賓 吉敷 要助

## (一)

哈爾賓に於ける最初の朝鮮人移住年代は記録の微すべきもなく又口碑の傳ふるなければ今之を確實に知悉し能はざるは頗る遺憾とする所也されど大正元年中、既に哈爾濱の朝鮮人は約百五十餘名を算したるの傳説に溯及し哈爾濱沿線に初めて朝鮮人の移住を見たるは約三十年前にありと云ふの蓋し事實に近かるべきを信す惟ふに最初の第一人若くは第二人は約三十年前に屬せしならんも一時に多數者の移住を示せるは蓋し日韓歸併前後なるべきか併も哈爾濱の移住率は之を東支鐵道東部沿線地方に對比すれば甚だ寡少に失するものあり則ち東部沿線某々地方の如きは僅々四五五年間に五六千乃至七八千に達し今や一萬に垂んとするものあるにも拘はらず哈爾濱は過去三十年間に於て漸く一千名を算するのみに非ずや畢竟之れ土地的關係に緣由するものにして由來朝鮮人は都會的の市民にあらずして田園的村民なり特に在外移住者は幾んど本來の農業者及營農を目的とする所謂農業移民なれば彼等か都市を回避して農村に雲集潮來するは自然の趨勢なりとすされば北滿の雄都たる國際的商業市場の哈爾濱に於て朝鮮人の在住的勢力微々として振はず却りて東部沿線地方か移住朝鮮人の隆々たる努力に依りて着々農村田里の開拓建設を見るは蓋し必至の歸結と爲さざるべからざるにても哈爾濱は南滿、間島、露領沿海州、東部西伯利方面の陸的及松花、黑龍兩江の水的交通の湊合要衝なれば朝鮮人往來の頻繁股盛なるは北滿の甲觀たり現住千名に近しとなすも常に旅客の滯留するもの三四百名を下らざるべし。

朝鮮人の哈爾濱在留戸口は他の内地人及外國人と與に未だ其正確なる統計を知悉する能はず既に總領事館警察署と北滿憲兵隊と朝鮮人會との調査は三者各其差異を示せるは從來見聞に熟する處なれば何れを眞とすべき

か將又何れを非と認むべきかは容易に斷定する能はず併も總領事館警察署の昨大正十年十二月末調査の「本邦人及外國人人口統計表」は本年四月に於て發表されしが右は昨年十二月末朝鮮人會發表の計數と一致するものあるは蓋し事實に指導されたる眞の合致か左もなくば兩者何れか一方の調査を基礎としたるか必らずや二者其一に處るべしされば前年來兎角差異の計數を示したるもの今次初めて兩者の合致を見たるは統計上有力なる事實と認むべきも併も未だ全く之を眞の統計として信憑し能はざるものあり朝鮮人會發表の昨年十二月末調査の戸口職業別は左の如し。

醫	農	雜	穀	貨	旅	料	食	賣	洋	理	勞
院	業	商	商	商	館	道	藥	服	髮	勤	者
五	二	一	一	二	二	三	二	一	二	一	七
男	四	二	二	三	二	五	二	四	三	三	三
女	三	二	四	四	四	四	三	二	一	一	〇
計	七	四	六	七	九	三	六	三	五	三	五
備	齒科醫を含む										
考											
											内地人及外國人營業に備はれるもの

業	一八五	一一六	二九七
雜	四九	二八	二二七
無職	一三二	四六八	二二三
計	六九一		

内容には一の違算あるが如きも先づ之を措き人口は男四百六十八、女二百二十三、計六百九十一人にして總領事館警察署の同年十二月末調査と全く同計數なりしも一方朝鮮人會の昨大正十年六月末統計に人口七百名を計上し居るに徴すれば昨年十二月末は前六月末に對比して若干の減退を示せるものと見做さるべからざるが之れ疑問の存する處なり素より一種の胸算には過ぎざれども昨年六月以降十二月末迄の朝鮮人異動情形によりて推測すれば其人口は増加こそしたれ決して減退の實狀を認むる能はざるのみならず尠くとも百乃至百五十名は増加せるものあるを斷定するに難からずされば前項の統計に朝鮮人會及總領事館警察署への届出を怠慢に附し居るもの又幾年よりの届出遺漏及新規増加率等を併算し假令ば若干の退去者ありしとするも哈爾濱在留朝鮮人は如何に最少限度の目算を爲すも一千名若くは一千餘名に達しつゝあるを謙認せざるを得ず斯くして哈爾濱に於ける朝鮮人行旅の常態たる三月乃至六月の滯留者を合計する時は優に一千二百名となるべく這は又哈爾濱の現住朝鮮人人口と看做すも決して失當に非らざるべし吾人は目下此見地に於て正確なる既往三箇年間の異動的朝鮮人戸口表作製中なれば他日發表して大方の示教を仰がんとす。

今假りに哈爾濱在留朝鮮人を一千名乃至一千二百名と目算し其原籍別及移住的經路を研究すべし在留者の最多を占め居るは咸鏡北道出身にして之に亞くは咸鏡南道及平安北道なるが朝鮮に其本籍を有せざるものは此中間的數位にあり次きは平安南道、江原道、京畿道其他なるは北滿各地方に於ける原籍別狀態と著しき差違を認めざれど帶北滿各地方には支那及露國に歸化したるもの尠からざるも哈爾濱には支那歸化幾んど絶無にして露國に歸化し居るもの多く併も亦是等は擧げて朝鮮人間の資産階級たるは視目に値ひすべし彼等は疾やく帝政時代に於て露國に歸化し其生活様式を露國的にし口に露語を操り新に露國式姓名を作為して名刺に刷出し露國勢力鼎々の際は其虎威に尾して盛んに名刺を振廻したるは恰も今日海林地方に於て比較的智識階級にある朝鮮

人か支那に歸化し支那式姓名の名刺を掲げて利權回收的支那の勢力に阿附して虛威に誇りつゝあると又何等の徑庭なきは眞に識者の一嘆にも値ひせざるなりされど往年一朝にして露國が其淫威を失するや彼等の露國歸化朝鮮人は乍も翻然として其態度を一變し腰を倒ましに走り且つ優れて其露國式名刺を火中に投じ更に朝鮮の原姓名に復歸して新名刺急造の滑稽事を演じたる也之れを滑稽事として笑ふを休めよ朝鮮人の民族心理と事大主義とは遺憾なく此一事を通じて窺知するに足るものならずとせんや遮莫、哈爾濱在留朝鮮人の移住経路は之れ又北滿各地方に於けるものと大差なく最も多きは朝鮮より直接移住したるもの次は南滿、間島、露領沿海州地方、東部西伯利の現住の異郷を久戀の地に非らずと爲し更に水草を趁うて轉々遷移を重ねたる者なりされば彼等は日本内地語を解せざるは未だしもなれど朝鮮人として朝鮮語すら知らぬものさへあるは蓋し異郷に生れて異郷に人と成りし當然の運命なるべく之に相反して外國語即ち支那語、露國語等に精通し恰も其本國語の如く心得つゝ居る觀なきにあらず國語と思想の關係を熟知するものは茲に一考慮を要せざるべからざるらん。

## ( 11 )

前掲の表出に依れば哈爾濱在留朝鮮人の職業としては其戸數人口に於て雜業及無職業が最大數を占め他の業別に到りては幾に何れも二十戸以下五十餘名に過ぎざるが抑も是等雜業及無職業とは何者を意味するか何人も一見乍も疑問とする所なるべし北滿各地方の朝鮮人の約九割は營農者即ち水田耕作を業とし居るものなれど哈爾濱在留朝鮮人の約九割は不正業者也と不正業者とは何んぞや世界的禁制品の取扱に外ならず更に世界的禁制品の取扱とは何んぞや阿片、モルヒネ、コカイン等の取扱を營業とし居るものにして前記の雜業及無職業は即ち是等の營業者ぞ知るべし否他の雜貨、穀物、貿易、旅館、料理、食道樂、賣藥商及勞働者を標榜し居るものに在りても右の不正業に關係絶無を以て許すべからざれば或人か哈爾濱朝鮮人の約九割は不正業者と斷ずるもの必らずしも所以なきに非らざるべし元來哈爾濱は國際的貿易市場にして農業、漁業將又嶺山地等にあざれば茲に生存せんと欲せば須らく雄厚なる資本によりて商業を營まざるべからず然るに前記の如く朝鮮人は元來

都會的市民の素質に缺如し田園的村民にして取分け在外移住者に到りては益々然るべきものあれば彼等か一たび哈爾濱に來住したるもの、恰も水禽の田圃に迷ひ出でたるが如く所謂土地的錯誤に過ぎざれば又生活の餘地なし併も彼等は生活せざるべからず生活の爲には働かざるべからざるものあり茲に北滿の露支國境及露領沿海州等は阿片罌粟の名産地にして就中ニコリスク、ボクランニチャ産は滿洲各地及上海等に於ても一等品の弊價を有し加之阿片罌粟の栽培者の多くは朝鮮人にして他の一面に哈爾濱は阿片の需要及買取輸送仲繼地なれば其栽培及附帶從業者か同胞朝鮮人たるの機縁より端なくも法律の禁制を犯して之か取取に指を染め一舉奇利を博したるは抑も哈爾濱に於ける朝鮮人か禁制品取分け阿片取取に從事せる發端なるべし斯くして着々巨萬の富を利し資産を成したるもの尠からざるが如何にも勞せずして多大の收利ある阿片取取事業か朝鮮人の性情に適切し居るは言ふ迄もなく之を聞知翹羨して漸く哈爾濱に押寄せ來り従つて其取取を經營するもの漸増し身又其不正業たるを覺らず一種の職業として遂に今日の盛行を現出するに到れるなり讀つて彼等の禁制品取取は先づ阿片を主としモルヒネは之に亞くの狀態なるが其阿片取取の内容を擧ぐれば哈爾濱にて阿片煙館を開業し支那人の吸飲に應じ且つ卸賣及仲買業を兼營し又は遠く產地元に出張仕入れて哈爾濱に輸送し來り支那人、内地人及露西亞人に賣却するもあり或は南滿地方を始め上海、天津其他支那内地等の都市に輸送するにありとす併も最近支那及我が官憲は之か取締方針を益々嚴行する爲め昨年來煙館營業及取取者は大に減少し一方浦鹽政府か阿片專賣法を浦鹽及ニコリスクに施行したる爲め同方面に引揚げをなせるものもありて之を往年に比すれば大に其面目を改新せるは勿論なれど未だ市面の肅清を徹底的期成し得ざるは一恨事とすべしされば哈爾濱に於ける朝鮮人の退去命令は主として禁制品取取の違反に座し又昨大正十年度の總領事館管内の朝鮮人犯罪統計を見るも阿片、モルヒネ、コガイン密買三十名、警察犯及警察取締領事館令違反十五名、賭博四名なるに徴しても如何に是等の犯罪か他に對比し多數なるかを了會すべし。

阿片取取問題に關して尙ほ一の言及せざるべからざるは即ち哈爾濱に留朝鮮人の約九割か禁制品取取を爲すと同時に傍ら阿片を吸飲しモルヒネ注射を行ひ病に既に膏肓に入りて其癩患も尠らざるにあり現に或人の談に

依れば哈爾濱の朝鮮人にして阿片を吸飲しモルヒネ注射を行はざるものは基督教信徒、醫師、學校教員其他少數の智識階級のみに止まり他は悉く是等禁制品の體驗者なりとされば前記の約九割説も亦いよ／＼誇大に失せざるを知らん惟ふに禁制品取扱者か禁制品の體驗を爲すは極めて自然なれば其取扱根柢をなさざる以上は又吸收と注射の嚴禁を彼等に強求する能はざるべし這は今日まで未だ世人の注意に熱せざる問題なれば禁制品の害毒は河潤九里にして其澤、三族に及ばすが如く獨り本人のみならず子孫に遺傳するは今更言ふに及ばず濫切に我が官憲は此方面にも取締の靈腕を揮はれん事を要望し置く。

兩三年前は哈爾濱朝鮮人の正業として比較的多數なるは旅館業にして次は醫師醫院なりしが最近旅館業は追減を示し其反對に醫師醫院の漸増せるは注意すべき現象なり其原因は一にして足らざるも朝鮮人の旅客が漸く支那客棧に投宿するの風習を馴致し一方朝鮮人の醫師醫院は悉く成效し當初二三の醫療機械を携へ飄然として來哈せるものも多くは三四萬の富を貯へ少くとも六七千圓乃至一萬圓を藏するものあり特に傳家甸の支那人間に於ては朝鮮人醫師が異常の好威を以て歡迎せられつゝあれば此成效は相延いて醫師醫院の増多を招致せるなるべし惟ふに今後は朝鮮人女醫産婆などの開業も頗る有望の可能性を有するを信せらる試みに前掲表出の醫院及經營醫師氏名を擧ぐれば左の如し。

△高麗醫院(傳家甸)	院主	李元載	醫師	朴廷植	趙寅元
△北滿醫院(傳家甸)	院主	朴煥夏	醫師	李鐘燧	
△朝鮮病院(新市街)	院主	李李雄			
△西法醫院(傳家甸)	院主	金道根	醫師	李李雄	
△極東醫院(埠頭區)	院主	柳東雲	醫師	李炳炳	天雄

尙ほ昨年夏季迄は韓民濟氏か傳家甸に民濟醫院を經營し居れど同氏は其後醫師として他へ奉職の爲め閉鎖せしが本年三月中、京城より金道根氏來哈し朝鮮病院院主の李雄氏と協同組織にて前記西法醫院なるを設立せり李氏の朝鮮病院は多年埠頭區にありしも近く新市街に移轉せしが更に同氏は新設の西法醫院にも助力する事とな

しぬ極東醫院は別名朝鮮人施療所、高麗醫院とも稱せり朝鮮人施療所は事實の寔録にして高麗醫院は支那人物の見聞に便せるに過ぎず即ち哈爾濱の支那人は朝鮮を高麗と言はざれば會得し兼ねるに依れり同醫院は朝鮮總督府が施政のモットとし居る文化統治に起見して之を在外朝鮮人にも光被すべく先づ哈爾濱に於ける文化的施設の第一歩として設立し昨十年十一月十五日より埠頭區ウチヤストコワ街三十四號に於て開業したるものにて年經費豫算は總督府が救療費より二千五十圓を支出する事とし居れり言ふまでもなく在留朝鮮人の無資産階級には無代施療するにありて右施療券は一枚金五十錢の醫藥見當とし一日十枚以上を朝鮮人會に於て希望に應じ交附しつゝあり且つ年二回東支鐵道東部沿線各驛の巡回施療を爲すべき計畫にして既に第一回は開院當時に於て院主柳東雲氏は總督府哈爾濱派員林善十郎氏と同行出張し又本年四月上旬第二回の巡回施療を了したり此巡回施療には沿線各地方在留朝鮮人は一方ならず感銘し文化統治の惠澤か異郷の山村水廓にも及びたるを狂喜措く能はず再び待を得たるものゝ如しと左もあるべしさもあれ哈爾濱にても同施療所設立の漸く傳知するや患者増りに増加の趨勢にあり。

次に前掲の職業別中、農業とあるは哈爾濱に住宅を置き東支鐵道東部沿線海林に於て農事經營を爲し居るもの也料理業と號するは名稱が料理店なれど所謂特別的にして其實なく何れも朝鮮人賣笑婦を貯へ居るに過ぎずして食道樂は飲食店、勞働者の男女は捲真職工其他類似の一種の手工業にして純然たる筋肉勞働に非らず茲に附言すべきは哈爾濱に於ける公認の朝鮮人賣笑婦は大正九年春季まで傳家甸の内地人營業特別料理店に七八名埠頭區ブナワヤ街の同料理店に一名ありしが同年夏季より翌十年に亘りて埠頭區に朝鮮人營業の特別料理店三戸を許可せるに付き傳家甸の賣笑婦は悉く之に住替ひて支那人街より其醜影を斂めたるは國家の面上、大に慶ぶべきも埠頭區特別料理店の朝鮮人賣笑婦か内地側の同職婦人と其行動を殊にし外國人即ち露支人の相手と問はず盛んに役々發展し一方之を公認し居るは異様の感なき能はず。

右職業別には掲出し居らざるも朝鮮人にして日露支人及外國人經營の銀行商社或は我が軍憲官衙の通譯及公會等に奉職し居るもあれど取り立て、云ふべき底に非らず又比較的大規模の營利事業としては韓明星氏の構構

(100)

精米所、金奎涉氏の新市街哈爾濱驛前の亞細亞旅館等の經營を舉示するの外なかるべきか韓氏の明星洋行機械精米所に就ては別項金氏の記事に詳悉し居れば又屋上屋を築くの愚を爲さるべし。

## (三)

朝鮮人の哈爾濱に於ける在留的分布は言ふまでもなく埠頭區は最も濃密にして之に亞くは傳家甸、新市街、馬家溝其他附近郊外の程序なるべし自治的機關たる哈爾濱朝鮮人會は埠頭區トゴワヤ街に在りて通稱朝鮮民會と呼ぶ本會の前身を哈爾濱朝鮮人共濟會と稱したれど其創立の年代に就ては當時の書類は悉く紛失して今や斷簡零槩をも止めず又當時の首腦者其他も離散して之を確實に聞知するを得ざるは遺憾に耐へざる也されど大正五年中には同會存在して在留朝鮮人二百五十名乃至三百名を算したる由なれば恐らく大正三四年中の創立に成るならん大正七年六月一日朝鮮人會と改稱し更めて總領事館より同會設立の許可と同規則の認可を得たりしが當時規則に於て役員を會長一名、副會長一名、總務一名、評議員七名を置き其任期を各一箇年とし會員の公選に附すべく規定せしが其後大正九年四月六日規則に若干改正を加へ總領事館認可を経て今日に到れり同役員は本年三月十二日の總改選に於て左の如く當選就任せり。

會長	禹 德 淳	副會長	李 元 載	總務	田 昇 默
評議員	金 一 元	同	李 昌 林	同	金 泰 鎬
同	金 調 鎬	同	朴 廷 植	同	裴 萬 燮
同	柳 東 雲				
學校長	李 昌 林	學 監	朴 燉 夏		

右は現任朝鮮人會役員及其附屬事業たる英實學校の職員並事務監督なり評議員は大正七年六月七名を置くべく決定せるは前記の如くなれど同九年三月改選期に際し五名に減縮したるも十年七月の役員總辭職後の再選舉に當り又復七名制を復活したり民會役員の選舉は去る事ながら學校長まで役員同様に其任期を一箇年とし年々



歳々か改選を行ふは蓋し最新の進歩的制度か否乎未だ得て知るべからざる也。監學は所謂學校經營上の監督なれば選舉も亦妨げなからん。

朝鮮人會は附屬事業として一學校を經營し居れり。初め朝鮮人小學校と命名し居れど、昨十年四月より英實學校と改稱したるが其改稱の理由に就ては事、冗長に失するの嫌ひあれば之を省畧すべく同教育機關の設立は實に大正九年七月に在り、漢に哈爾濱在留朝鮮人は自治的機關として所謂民會を設立したれど未だ其教育機關の設備にまで指を染むる所なく、當時朝鮮人子弟の學に就くものは内地人側設立の尋常高等小學校ありしにも拘はらず悉く露西亞、支那人側經營の學校に入學し居れり。這は獨り尋常科のみならず高等小學及中學並に女子高等小學程度に於ても亦然り。既に日本人側の小學校保存するものあるに日本臣民の朝鮮人か抑も何等の理由によりて其子弟三十餘名を外國人經營の學校に入學せしめたるか之れ何人も大に惑ひ且つ疑はざるを得ざる所なるべし。當時聞くが如くんば内地人側小學校は校舍狹隘の爲め到底朝鮮人兒童を收容する餘地なく加之彼等子弟は國語即ち日本語には全然盲目的なれど前題の如く其父兄か何れも露西亞、支那語に通曉せる關係より従つて其子弟も是等外國語を解すれば此便宜上、露支側學校に入學せしめたる始末なりと夫れ或は然らんか。是は兎角の問題として大正八年十月頃より翌九年初春に亘り内地人經營の月刊雜誌「極東公論」は是等未だ内地人間に知られ居らざる朝鮮人子弟教育問題を提げて世人の輿論喚起に努力し一時の應急策として内地人側小學校か教室を按排して尋常高等小學校生徒二十餘名を收容すべく中學程度の學生に到りては漸に講習所の如きものを設立して之を教育すべく其子弟の外國人學校にあるを速に退校せしめざれば之れ國民教育上、決して永く等閑に附すべき問題に非らず併も這は真に一時的の施設に外ならざるが原則としては内地人側小學校に於て朝鮮人兒童をも教育せざるへからざれど之れ時機の問題なれば懸念して朝鮮人會は其小學校を設立すべく論道したるが乍ら朝鮮人間の多大なる注意を喚び起し特に朝鮮人を最も強く刺戟したるものゝ如く當時の朝鮮人會評議員金成培氏は諷然起つて朝鮮人教育機關設立の緊要と急務を主唱したるが幸ひに逸早くも具體化しいよ、九年七月より水邊街なる朝鮮人經營の三姓旅館樓上の一室を校舍に充當し茲に初めて朝鮮人小學校を創立したり。當時は生徒僅に十

名に過ぎざりしも朝鮮人教師一名を雇聘し學校經費としては授業料を徴收するの外、創立者金氏は主として之に自費を割き或は有志の寄附行爲に依りて收支を辨理し斯くて一ヶ月を経過せり然るに收容兒童の増加に伴ひ漸く經費の膨脹を來たし生徒の授業料及不確實の寄附行爲にては到底維持困難となりたれば先づ校主の地位にある金氏は朝鮮人會に對し維持方法に就き接洽磋商する處ありしが同會も經費の捻出に當惑せるもの、其儘に放棄すべき問題にも非らざれば兎に角學務委員十二名を選舉し其會商協定に一任する事とせり併も學務委員會は小學校經營を委員會の直接事業とし維持經費は兒童父兄より徴收支出すべく更に委員會は責成を以て之に當るべく協定し右民會首腦に通告を發したれば朝鮮人會は直に之か可否に關する協議會を開催し小學校は民會附屬事業として其維持經費は毎戸に賦課徴收すべく學務委員會の獨立的經營には斷じて同意する能はざるを決議したるに付き茲に端なくも民會と學務委員會と意見の扞格を見るに到りしは要するに兩者が初めて小學校經營に興味を覺わたるに依るも亦其一理由ならんかされば數次交渉の結果として學務委員會も遂に讓歩して民會の經營に委すべく承認を與へたれば直に朝鮮人會は總領事館に對して非公式の許可申請を爲し同年八月中、前記三姓旅館より民會内に校舍を移轉したり之れ現在英實學校の前身たる朝鮮人小學校創立に關する經過にして爾來朝鮮人會と學校は形影相伴ひて遷移し今日に到れり本年四月一日現在に依れば收容兒童は男子三十名、女子二十八名計五十八名にして之を四學級に編成し居るが更に各級別收容數を示せば

一年級二十二名 二年級十八名 三年級十二名 四年級六名

にして勿論男女共學制を採用し教師は三名なり。

最近朝鮮内地は勿論在外各地方の朝鮮人間に在りても大に向學心勃興したれど其反對に學校の薄乏、校舍狹隘等の爲め入學の自由を得ず茲に入學難の新面目を見るに到りしが哈爾濱に於ても昨年來入學兒童頗る増加し來れど校舍の關係上、現數以上の兒童は到底收容の餘地なき爲め制限を加へ居るの狀にあり最も之は入學制限の打撃に依りたるにあらざるべきは勿論なれど目下朝鮮人兒童にして内地人側尋常高等小學校に入學し居るもの七名、更に露西亞人側小學校に學籍を置くもの十名内外あり。

英實學校の維持方法に就ては朝鮮人會の附屬事業なるが爲め其經費一切は民會の課徴金より支辨し居れるも經費の膨脹に伴ひ之が補充策として昨十年十月より入學生徒の一戸に付き月一圓つゝを徴收したるが今は兎に角とし民會の公課徴收金の未納著大なれば従つて民會及學校も其支絀に苦しみつゝあり惟ふに兩者の維持經費は毎月八百圓以上を要すべく昨年來、朝鮮總督府及外務省は朝鮮人會及學校に對し補助金を下附したれど同年來市況沈衰の爲め従つて公課金の徴收は益々不良なるが如し。

## (四)

更に哈爾濱在留朝鮮人間に於ける文化的事業を探究するに大正九年五月頃、駐屯軍隊其他の後盾により申泰鉉氏等の發行せる諺文新聞「北滿新報」か約四五個月にして經營難に陥り廢刊の已むなきに到りしは今尙ほ世人の深き恨事とする處にして斯點に於て哈爾濱の朝鮮人は「新時民報」を有するニコリスク在留朝鮮人に一籌を輸せざるべからず大正九年八月來、小學校を會場として開設したる青年有志の計畫たる夜學講習所即ち日露支語學研究會が昨年十月中撤廢せるも亦惜からざるに非らずと雖も之れ所謂後に來るもの大なるが爲に前の小なる者を裁したるにあれば却て祝福せざるを得ず彼の男子の夜學講習所に對峙し昨年十年十一月頃の設立にかゝる女子講習所も本年一月に入りて所謂後の大なるものに合併せるは大同主義より見て慶ふべし在外朝鮮人事情研究會哈爾濱支部設立の如きは朝鮮人直接の事業にあらざれど同胞朝鮮人の上に貢獻すべく内地人と提携協力して事業に及びたるは又内鮮融和の文化的事業の一に算するも失當に非らざるべし見よ同支部は團體として若くは會員有志として哈爾濱在留朝鮮人の造福作りに努力したるもの夫れ幾許ぞや近くは支部會員の有志が朝鮮人を主體とし自から從的關係を持して東亞産業株式會社設立の計畫を進捗しつゝあるも要するに在外朝鮮人事情研究會が其先聲を爲したるにあらざるかさもあれ所謂後の大なるものとは何ぞや曰く。

昨十年十月四日、哈爾濱朝鮮人基督教エグエツ青年會設立され事務所を埠頭區中國十六道街三三號朝鮮人基督教禮拜堂に置き同時に青年會々則第二十二條及細則二十三條を發表せる是れ、這は哈爾濱朝鮮人間に唯一の

權威を有する宗教と見るべき米國北監理派朝鮮人基督教信徒の青年有志が組立せるものにて其目的は基督教を本旨として精神的生活の基礎を定め智徳體三育の向上を圖り情誼敦睦を期すべく一般青年を以て組織するにありを聲明し且つ其實際運動の機關として

總務部 宗教部 文藝部 人事部 社交部 運動部 慈善部 音樂部

等を設置し又各部の事業として講演、討論、音樂、運動等の會合を開催し圖書室の設立、加之機關報を發刊すべきを以てし既に運動部を除き各部役員の選定を了へ又別に女子部をも置きて之を基督教女子青年會と稱し其一事業として幼稚園を設立し本年二月二十一日を以て開園式を舉行したるが三月末現在收容兒童は十八名、男女五才より七才迄にして就中女兒多し園長は朴延植氏にして嫁母は京城の米國教育系なる梨花學堂出身の年若き黃媛善女史(黃海道信川)なりとす一方又前顯女子講習所をも其事業として引繼ぎ大に内容の改善を行ひ更に青年會事業として曩に裁撤したる夜學講習所を復活し之れ又日露支語の外に英獨語の二科を加へ前者は目下教師二人、講習生二十名、後者は教師三人、講習生二十五名なり如斯して基督教青年會は幾んど哈爾濱朝鮮人間の文化的施設若くは社會的教育事業を其一手に獨占掌握せんとするの傾勢あるは又盛んなりと云ふべし併も是等基督教青年會及其事業經費の大部分は教會の辨理に成るものゝ如きが世評に依れば米國監理派より哈爾濱教會堂に對する布教費補助は毎月百圓に過ぎずと雖も其教會經濟の充裕なるの狀に徴すれば恐らく朝鮮總督府か診療費を極東醫院に割愛し居る豫算の二倍或は三倍の巨額に達せざるなきかを疑はざるを得ず。

—(口給真眞版多君)—

# 朝鮮人の滿洲移住と水田發達の北漸

南滿洲鐵道  
株式會社  
勸業  
課  
査調

(107)

滿洲に於ける水田發達の沿革に就ては固より記録の之を徵すべきものなく又口碑傳説の之を傳ふるべきものを缺如するが爲め之を闡明するのは困難であるが大凡そ五六十年前鴨綠江上流地方に移住し來た朝鮮人が通化縣上甸子地方に於て水稻を試作したのが嚆矢とするもの、如くである爾來朝鮮人の滿洲移住は年次盛大を來し漸次草甸子若くは窪地と稱する低濕地を求めて水稻を耕作するもの増加するに至つたのであるが斯くて興京、柳河、桓仁縣地方に傳播するに至り愈々繁盛を來し就中興京縣、柳河縣地方等有名な水田地を形成するに至つたのである又安奉線地方に於ける水田は光緒六年頃湯山城に於て支那人張某が朝鮮人二名を招來し分益方法にて水稻を耕作せしめたるに始まると傳へられて居る然るに偶々鳳凰城下砂寨の住人沈某之を看做らひ歸郷の上沙里寨附近に於て水稻を耕作したるに意外の好成績を得たので漸次其附近に於て模倣するも

の相亞ぎ鳳凰城街道に當る陸溝子、南岔溝及び蔡家鎮即ち岫巖一面山地方に水稻耕作の物興を見、更に是等の水田は大孤山の左、土城子に傳はり次で莊河一面山及其附近に達し各地に於て廣大なる水田開拓され西漸して遂に松樹縣東部即ち復州河大砂河沿岸地方並に熊岳城附近の水田を現出するに至つた是等地方の水田は滿洲中殆んど全部支那人のみの耕作に係り朝鮮人農家の影を消し故に耕作の方法も全然特異なる形式に依る水田地帯を現出するに至つた又安奉線南方の水田は約二十年前安東の西南湯地子に於て朝鮮人が開始したるを以て始まり次で自菜地小關山地方に於て水田を開き漸次渾水泡、接梨樹、三道溝地方に於ける大水田地を形成するに至つたのである。

繼つて日露戰爭後に於ては安奉線に依りて朝鮮人の朝鮮内地より滿洲に移住するもの漸次多きを加へた就中明治四十四年安奉線廣軌の開通は一層朝鮮人の移住の傾向を激成せしめた觀がある是等朝鮮人は概ね奉天

に歸集したが光緒三十四年(明治四十一年)金州人趙思海と云ふ者が奉天西方新民縣下公太堡に於て朝鮮人五名を誘致して荒地十餘地を開墾し水稻を耕作せしめたるに秋期に至つて良好の成績を擧げ得たと云ふ是れ奉天附近に於ける水稻耕作の濫觴である其翌年に至り朝鮮人の公太堡に聚まり來る者五六十名に達し新民、遼水の附近一の外人部落を造りたるの觀があつた此處に於て支那官憲の注目を惹く所となつて三月現奉天水利局長蘇威亨氏委員として邊界を視察した結果遂に朝鮮人全部を該地より驅逐するに至つたが爲め一時日支の紛擾を醸したけれども支那側に於て損害を賠償するに決して事無きを得た爾來同地方に於ける水田は萎微不振の狀況にありしも大正二年支那官憲に於て水利局を創設し土地水勢を測量し用水路を開鑿したるを以て水路兩岸低濕地を利用して開田せんとするもの多く朝鮮人農家又水田を求めて移住するもの相亞ぐに至り其結果沿岸水田の開けたるもの約六千町歩餘に達し公太堡、吳家、荒塔灣、北陵等の水田地方は何れも此中有名な大農園となつた其他滿洲各地朝鮮人移住の趨勢は滔々として盡る所を知らぬと云ふ狀況となつた就中大正三四年頃より鐵路奉天、開原、撫順等南滿各地に來住す

るもの年次増加し殊に大正六七年に亘り米價奔騰時代滿洲水田の有望各地に喧傳せられし爲め移住朝鮮人は日夜踵を接して來住するの盛況を呈した是等朝鮮人は奉天西方に移住するに非ざれば多くは撫順、開原若しくは遠く吉林方面に赴き撫順よりは撫順興地興京、通化方面に開原よりは西豊、海龍、柳河方面に吉林よりは樺甸、額穆縣方面に水田適地を求めて移住土着するもの多數に及び到所水田の開拓に従事する様になつた滿洲水田は更に進んで西は鄭家屯西方蒙古地帯に及び北は東清沿線一面坡、海林及び穆稜地方に傳播し益々栽培區域を擴張した東蒙古の水田は大正八年朝鮮人五十餘名白音太來の東南十四支里のハラホシヨの荒地三十天地餘を開田したのに始まり東清沿線水田は大正七年一面坡及び海林に於て相期せずして夫々水稻試作を開始したのに始まる此中一面坡に於ては同地居住渡邊末吉氏が始めて東清鐵道附屬地の一部を借り受け池水を利用して朝鮮人をして耕作させ意外の好成績を擧げたのを嚆矢と云ふ東清沿線水田は最近海林を中心として其附近に急激な發達を示し更に東漸して烏蘇里線に及びグロデコオ、ニコラスタ附近に於て水田の開發漸次盛大ならんとするの狀況となつた尙ほ間島地方に於

ける水田は又別箇の發達を致して居る抑々間島に朝鮮人の來住するに至つたのは明治二三年頃咸鏡南北道が稀有の凶歉に會ひたるに始まる然るに是等の朝鮮人は北鮮の住民であつたから水稻耕作に經驗なく單に畑作のみに従事して居つたが偶々南鮮地方並に咸鏡南道定平郡方面より轉住し來た農民中從來棄て顧みられなかつた低濕地を開墾して水田となすものあるに至つた而して間島に於て始めて水田の耕作を見たるは二十年前にして東良下里社大敷道附近にあるが如く爾來間島に於ける朝鮮人の膨脹に伴ひ水田事業も長足の進歩を來し今日の如き盛況を見るに至つた一方滿洲に於ける日本人經營の水田を見るに明治四十二年大江維慶氏が撫順老虎臺に於て始めて水田を耕作し奉天に於ては西宮農場の一部に於て小面積の土地を試作したのが嚆矢である續いて四十三年奉天附屬地勝弘農場に於て前年公太堡より放逐せられた朝鮮人農家を招いて三町歩の水田を開始した此兩年は氣候平順であつて米價も亦高値を稱へたる爲め其利益も多大であつた。

次で滿鐵會社は熊岳城及長春の附屬地に於て稻作の試験を開始し同時に安奉線奉天其他の地方に稻作の委託試験を始め品種並に栽培法等に關し指導獎勵を爲せ

る結果沿線各地並に關東州内に續々水田經營者を生じ大正二年に於ては附屬地水田總面積百六十七町を算するに至つた其後附屬地水田は附屬地の發展に伴ひ耕地の縮少を來し大正九年に於ては僅に八十七町歩餘を残すに過ぎない状態となつた要するに滿洲に於ける水田は安奉線以南の水田地方を除く以外は多く朝鮮人の耕作する所に係り滿洲移住の歴史は即ち水田發達の沿革と見ることが出来る斯の如く朝鮮人の地位は歴史上滿洲の水田と密接な關係を保つたのみならず現在に於ても滿洲の水田は朝鮮人問題を離れて之を論ずること不可となつた而して滿洲の水田問題は在滿朝鮮人問題と相俟つて滿洲に於ける焦眉の大問題となるに至つた現今滿洲に於ける水田分布は奉天省は固より吉林省及び附近に至つて吉林省中東清鐵道沿線地方に於て水田の發達を見、更に蒙古地帯に於ても水稻耕作を試みるもの出で此地方に於ける水田又相當面積の擴張を見るに至つたことは既記の如くである然らば是等各地の水田は果して如何の面積を要するやと云ふに關東州及滿鐵附屬地を除けば未だ支那側に於ても亦日本側に於ても正確な調査を経たるものなきを以て分明せず従つて爰には從來實地調査を経た材料或は在住朝鮮人の戸口等

を參酌して大體面積を推示すること、する今之を關東州滿鐵附屬地奉天省及吉林省に區別する

- 一、關東州 三〇一・八〇
- 一、滿鐵附屬地 八七・二四
- 一、奉天省 三、六二〇・〇〇
- 一、吉林省 一、二四一・〇〇

(大正十年度調査)

これに依つて滿洲に於ける水田總面積は約五萬二千四百町歩餘となる此數字は固より凡て實際の調査に依り得たものでないから多少臆斷的の誤は免れないも各種の材料と一部實際の調査の結果に依つて推定したものであるから大體に於て正鵠を得たものである次に滿洲に於ける米の生産狀況であるが之も水田面積同様全然不明であるが沿線各地に集散する稈の數量に關する

### ◎鐵領朝鮮人民會聯合と生活難救濟策

鐵領の浦鹽、シヨトア、カンガラス、ワゴリナヤ、スバムカヤ、ニコリスカ等の各地方に朝鮮人は下層階級生活難救濟の爲め鐵領朝鮮人民會聯合なるを組織し浦鹽在留の朴州一氏を會長に推選し、其救濟策の第一着手として野戰交通部より特別に貨車の無料配給を受け各自資金として直達哈爾濱に於て生活必需品を購買輸入しそれら各民會出發高に應じ配給する事とし交通部との諒解も首尾加く調停して去二月來、實行しつゝ、あり所ては現

大體の推定は之なきにあらざるも其數量は總生産量の一部に過ぎないので稈集散數量を以て直に生産量とすることは不當である近時奧地朝鮮人、支那人中水稻米を常食とするもの漸次増加し且支那客棧、飯館子等に於ては必ず水稻米を使用しつゝあるを以て奧地に於て消費せらるゝ水稻米も亦決して少からざる數量に上るのである故を以て滿洲産米産額は各地方に於ける平均收穫量を推定し前記水田推定面積より算定するより外は良法がない之に依つて粗生産數量を推定すると粗收穫量は百千三萬四千六百四石であつて之を玄米に換算すると六十一萬七千三十三石となり之を白米にすれば四五萬六千六百石餘となる即ち滿洲全體の玄米生産量は大約六十一萬石見當となる斯くて滿洲に於ける水田事業は年々非常な勢ひで擴張される形勢となつて來た。

地即ち浦鹽に於て購入するよりも其半額以下の値段にて足る爲め朝鮮人等は野戰交通部の好意を大に德とし居るが既に二三回目の購買として朴會長及數名の委員は五月上旬又復哈爾濱に來り粟一萬二千五百石、麥粉七千五百石、此價額約四萬圓を兩海軍行其他より購入し第八區の引込船にて貨車積込を了し浦鹽に仕向けたり之にて沿海州方面に留下層階級の朝鮮人生活難し益々鋭利さるるべし。



## 哈爾賓朝鮮人の宗教及其事業

哈爾賓 蕓江 生

昨大正十年一月末までは哈爾賓在留朝鮮人の宗教に就て何等與り知るを得ざりしが突如、二月中相前後して二個の基督教禮拜堂即ち教會堂設立に逢着し今更の如く在留朝鮮人多數の歸依は基督教にあるを看取せざる能はざりし也最も在留者中の露國歸化人は帝政時代の國教ローマン、カトリック教たる耶蘇舊教の信徒たるは言ふまでもなく又夙に帝政時代より露領及哈爾濱方面に移住したるものはローマン、カトリック教の信徒たるべく要要されたる結果として舊教の歸依者も尠からず併も彼等信仰の動機は他動的にして則ち露國歸化若くは露國政權地居住の一條件に餘儀なくされたるものにて換言すれば一時其目的たる歸化、居住の方便に供せるものに外ならずと雖も爾來漸く基督教に覺醒して宗教的良心よりローマン、カトリック教に對し敬虔にして熱烈なる信仰を有しつゝあるかを探究すれば吾人は不幸にして彼等多年の宗教的情形に徴し其多く

は悉く然らずと云ふに難からざる也されば革命後、一宗教信仰の自由を宣布され相延いて露領及哈爾濱方面の政局一變するや彼等の多くは忽然として其信仰を一抛に附して顧みず禮拜堂の晨鐘暮鼓は殷々とし絲毫の諷へるが如きものあるにも拘はらず彼等は貿々然として何等の關知するなき態度を持し恰も革命に伴ふ信教自由の到來を待設けたるかの觀なきにわらずして敬虔なるローマン、カトリック教徒として信仰に生き眞面目に其宗教的義務を遵守し來れるは幾んど絶無と云へば誇大に失する嫌ひあれど實に比較的資産階級の一部僅有に過ぎざりし也併も歐戰勃發直後即ち大正三年以降の露國官憲は戦局の忙碌に又宗教的方面を顧慮するの餘地なく従つて露領及哈爾濱移住の朝鮮人は宗教的的拘束を受くる所なく一方朝鮮人にして露國に歸化するものは歐戰直前に於て漸く絶無の趨勢を招來したれば爾來朝鮮人の露國舊教歸依は幾んど地を拂ひたるの觀

あり斯くて大正三年來哈爾濱移住の新參朝鮮人は其所有の宗教に關しては何等の表示する所あらず又在留朝鮮人の宗教的事實として一の認むるものなく假令少數の歸化朝鮮人が俄に露國國教の儀禮に參するものありとは云ひ又取り立て、論するに足らざれば要するに昨大正十年一月末までは哈爾濱在留朝鮮人の宗教界は所謂白紙状態にありと云ふも多程にあらず之れ吾人か本文の劈頭第一に朝鮮人の宗教に就ては何等興り知るなきを前提したる所以なれど仄聞する處に依れば之れ表面的無表示より見たる断定にして新參移住の朝鮮人取分け智識的階級に屬する醫師及青年其他には出身學校等の關係より米國系基督教信徒か多少存在したるもの如し。

顧みれば米國南北監理派の朝鮮人基督教禮拜堂か突如として昨年二月中、相前後して哈爾濱に現出したり一は埠頭區トルゴワヤ街朝鮮人會附近に南監理派か禮拜堂を設立するや日ならずして北監理派は埠頭區スクウオプナヤ街前朝鮮人會附近に教會堂をトしぬ南北兩者何れも新舊朝鮮人會の關係を辿りて其附近に禮拜堂を設立したるは偶然の一致か將又有心故造的の所業か知るべからずと雖も蓋し面白き對象にあらずやさもあ

れ此事實は朝鮮人側よりも先づ内地人側の驚異を喚起したるは他にあらず從來白紙状態にありし朝鮮人宗教界が遽然として二個の禮拜堂を産み出せるは之に依りて在留朝鮮人の宗教は幾んど擧げて基督教にあるべく同時に内地人側自身か二三の佛教布教所を有するも未だ基督教會堂の持合せなきに逸早くも朝鮮人側に先鞭を投せられたるに在りどすべし开は兎もあれ南監理派宣教師は現任朝鮮人會評議員たる金泰鎬氏、北監理派は牧師吳亨浚氏にして其他朝鮮婦人一名なるが元來吳氏の駐在教區は長春なれど當分哈爾濱禮拜堂の出張傳道を命せられ毎週長春より往復しつゝあり斯くて禮拜堂設立直後は兩者競争の態度に於て布教傳道、信徒吸收に力争するが如き觀なきにあらずして某氏の調査に依れば北監理派の名簿に登録したる信徒は五十名にして南監理派は二三十名なりと云ふも之れ恐らく其概算に過ぎざるべく然れども一たび禮拜堂設立以來、朝鮮人男女を問はず參禮するもの意料外に多く兩者の教勢鼎々の觀あるに察すれば新參移住朝鮮人の多くは既に朝鮮内地の原籍地若くは在外移住地に於て基督教に歸依したる者にあらざるなきか吾人は曩に白紙状態となせるの偶々以て當其表示なきに遷したる一種皮相の

見に過ぎざるを悔いざべからずされど露國歸化及露國  
 舊教に一たび歸依したる朝鮮人等は遙かに此監理派の  
 禮拜室には拜摺せざりし也。

南北監理派の兩者か斯の如く神の道の建設、人の子  
 の教誨に競争的態度を取るは主基督の本旨とする所に  
 あらざるは勿論、其弊や在留朝鮮人に響流するも妙か  
 らず且つ約一千人足らずの在留者に對し併も同一宗旨  
 の監理派か二個の禮拜室を設立し居るは過多に失する  
 の嫌ひありとし重立者は兩者の合併若くは一方の裁撤  
 を協定し之か交渉開始中、時恰も昨年七月中、南監理派  
 禮拜室は阿片隱匿事件の嫌疑に依りて其筋の家宅捜査  
 を受けたるが幸ひにも其事實を發見せざりしは基督教  
 會堂としては左もあるべき事と云ふべくされど此家宅  
 捜査事件か在留朝鮮人間には假令事實の有無に關せず  
 最も重大問題として取扱はれ同派の宣教師金氏は多年  
 哈爾濱に居住し朝鮮人會評議員の一員なれば當時の朝  
 鮮人會役員は之か爲に同事件の責任を負ひ一同總辭職  
 を爲すべき事とし右決行に依りて僅に同問題の終結を  
 告ぐるに到れり併も本問題は明白に事實の絶無を證明  
 せりとは云ふもの、爾來南監理派の有する名聲は忽然  
 として地に委し又拾收すべからざるものあるや前顧の

如く重立者有志の併合若くは裁撤説の氣運、動きつゝ  
 ある折柄なれば南監理派は兎に角右の不祥事を惹起せ  
 るは不徳の致す所として茲に省識的覺醒を敢てし哈爾  
 濱の禮拜室を閉鎖して他地方に教勢を開拓する事とし  
 直に東支鐵道東部沿線海林方面に教區を創造せり。

既に南監理派か哈爾濱を撤退せるより茲に哈爾濱は  
 北監理派の獨占舞臺と化したれば教勢日に振張し信徒  
 の喜捨も多く時には米國宣教師の巡回傳道等ありて其  
 教績卓爾として見るべきものあり本年三月末現在の名  
 簿登錄の信徒は八十餘名に達せりと云ふが今日の熾勢  
 を以てすれば恐らく本年十二月末には二百名を算する  
 ならんか一方哈爾濱を撤退したる南監理派は海林に禮  
 拜室を設立し傳道布教を開始し乍ち信徒四十名を得た  
 るが當地方の東寧縣にも南監理派の禮拜室ありて信徒  
 七十餘名を算し朝鮮人傳道師駐在し居り又年一回米國  
 宣教師は朝鮮内地若くは沿海州方面より巡回傳道の爲  
 め往來し居るが右東寧禮拜室創立の年代は遺憾ながら  
 今詳知するを得ざれど惟ふに多年の星霜を経たるなら  
 ん斯くして現在哈爾濱か北監理派の獨占教區なること與  
 に哈爾濱以東の東支鐵道沿線地帯は南監理派の専有舞  
 臺たるの觀ありしが最近哈爾濱禮拜室を收し居る長

春の觀亨溟氏は時々來哈を期として海林に出張し居るは同方面への布教攻勢に出づる所謂濶踏み運動に非らざるか。

哈爾濱に於ける北監理派信徒の内容を檢討するに醫師を中心に概して比較的智識階級に屬する青年男女なり併も醫師社會は哈爾濱朝鮮人の資産階級たるを失せざれば要するに北監理派は哈爾濱の智識と資産兩階級を其信徒として網羅し居る如きものなれば教會の前途は太だ多望と云ふべく總がて信徒の首腦は一方に教役者として布教すると同時に他面には基督教に立脚して宗教的社會事業を計畫する事とし先づ其第一着手として哈爾濱朝鮮人基督教エグヰツ青年會を創立し昨年十月四日發會式を舉行せり同會々則は第十四章第二十二條より成立し又細則第二十三條を有し其規模の偉大にして陣容の堂々たる眞に仰視するに足るべく單語を以てすれば現在の哈爾濱朝鮮人には少し「過ぎたる者」の感なきに非らず退いて吾人は在留朝鮮人を見るに將に何人を擁立して此青年會長の大任に當らしめんとするか所謂機關整へて英雄なしの歎なきを得ざるか疑ひ且つ惑はざるを得ずともあれ現在は李元載氏、暫任會長として會務を統轄しつゝあるが他の會則所定の役員は

未だ悉く決定し居らざるものゝ如し李氏は京城セブランス病院附屬學校出身なるが敬虔にして熱烈なる基督教信徒、篤學の人、士行の紳士としては在留朝鮮人誰れか又齒列雁行すべきものぞ況んやその右に出づるものに於てをや今や氏は傳家術に於て高麗醫院を經營し遂に約三四萬の資産を造成し且つ其出身學校の關係上、敬虔にして熱烈なる基督教信徒なれば前記北監理派牧師觀亨溟氏の長春歸任中は氏か其代理として教會の牛耳を執り居り今回基督教青年會の創立の如き専ら同氏の計畫に出でたるものたらざるべからず既に在留朝鮮人の一部よりは哈爾濱の第一人を以て推稱され居るが爲め數次朝鮮人會評議員、正副會長、小學校長等に當選し現在又副會長たり顧みれば今や青年早く老いて研學修養を事とせず滔々として若朽せんとするもの多きにも拘はらず氏は朝夕研學と修養とを忘れず遂に中老の軀を擡げて本年四月上旬、約半年間の豫定にて新々の神學及醫術研究の爲め京城及平壤に所謂一個の留學青年として赴きたるは蓋し在外朝鮮人としては罕に看るの異事とすべく既に斯の如き智識慾あり惟ふに氏の眞價値は斯點の存するなるべきを信せらるされど又同氏の一大缺點を見通す能はざるものあるは何ぞや追

は恐らく其出身學校の關係に座するならんが氏は餘りに米國主義の奉任否幾んど心醉、淫意の結果として兎角内地人側に好感を有せず米國側の爲には雄談善策遺す所なきもの、如く従つて其行爲所業の往々常軌を逸する點からす現に私かに所謂排日鮮人に策應し若くは不逞鮮人を掩護するの嫌ひありと云ふものあれど惟ふに是等の具體的事實は有り得べからざる處なれば一種觀察者の色眼に映じたる幻影に外ならざるならんが何れにしても同氏に對する内地人官商の誤解は儼然として存するを否むべからず之れ同氏の前途に對し將又基督敎信徒としての爲に深く歎惜せざるべからず吾人は同氏か哈爾濱朝鮮人間に於ける其社會的地位に鑑み茲に須らく三思の要あるべきを信する也。

哈爾濱朝鮮人基督敎エグヰツ青年會は其後男子部會員に對して基督敎女子青年會を設立せり本年三月末現在會員は青年會六十餘名、女子青年會は四十餘名なりしが兩者其加入者漸増の趨勢にあれば今日に於ては若干の増加を見たるならん女子青年部の會長は金聖模、副會長は李相俊氏夫人なるが果して其適才を得たるものなるや否は姑らく言及せざるを妙とすべきか併も青年會の附屬事業として女子青年會の計畫の下に本年二

月二十一日の北監理派の哈爾濱禮拜堂設立の一周年記念日をトシ幼稚園を創設せり幼稚園經營の創業費に就ては李元載、李炳天兩氏の寄附金及北監理派教會の補助等を以て支辨し爾後毎月の經常は教會の補助並に信徒以外有志の寄附金にて維持すべく豫算し四月末現在收容兒童は男女十八名にして其兒童は主として五才より七才までの程度にあり毎日午前十時より午後二時半までを授業時間とし月謝は何等徴收する處なく目下娒母一名にて一切を受持ち居るが同人も米國教育系たる京嶺梨花學堂の卒業者にして黃媛善女史と稱し黃海道出身なり。

基督敎青年會は社會的教育事業として前記幼稚園の外に男女語學講習所を經營し居れり男子部の語學講習會は大正九年八月頃、朝鮮人青年有志が語學研究の爲め設立し爾來朝鮮人會を會場として毎夜講習を授業し來り之を一名夜學校と稱したる者なるが昨年十月四日基督敎エグヰツ青年會の成るや本事業を青年會附屬經營に移すこと、なし同時に舊講習會を裁撤し新に講習所を設立し且つ其内容を擴大整理せり現在講習學科は

日支露語、英獨語、物理、化學、音樂、生理學、

## 算術(代數、幾何)

等にして毎夜午後七時より八時まで一時間を講習時間と定め右講習學科は會員が隨意に選擇する事となり居れり會費は東修金一圓、毎月會費金五十錢にして目下は教師二名、講習生三十五名あり又女子部の講習會は昨年十一月頃、李昌林氏夫人尹英鸞氏が在留朝鮮婦人の智識向上に起見して獨力を以て創立し爾來周氏は何等の報酬を得ざるのみならず却りて自費を割愛し他の一女教師と共に教鞭を執りつゝ維持し來れるものなるが當時會場借入れの支細に苦しみ便宜上、北監理派證拜堂の一部を無償貸與を受け居たる關係より基督教青年會及女子青年會設立したるに付き本事業をも青年會並に女子青年會の經營に移管する事とし本年一月末より女子講習所と改稱し之れ又内容の擴大整理を行ひいよ／＼青年會事業として經營し同時に尹夫人は都合に依りて同講習所との關係を絶縁したるが其創立の功は蓋し在留朝鮮人の大に感銘し居る處なれば又永く泯滅せざるべし目下の講習學科は

日露支語、英語、聖書、音樂、地理、歴史、漢文算術、生理學、家庭學

等にして毎日午後三時より六時までを講習時間とし

教師三名、講習員二十名なるが道は男子部と異にし東修及會費は一切徴收せず右男女の講習所及幼稚園等は何れも北監理派禮拜堂の一部を以て會場其他に充當し居れり又同禮拜堂は曩にスクウオヅナヤ街にありしも本年二月初旬ボレワヤ街即ち中國十六道街三十三號に移轉し基督教エグヰツ青年會及女子青年會等も禮拜堂内に其事務所を設置し居るは言ふまでもなし尙ほ男女講習所の維持經費は大部分北監理派教會の補助になり居るものゝ如し。

斯の如く北監理派教は哈爾濱朝鮮人間の一權威となり青年會設立以來は其宗教的施設として社會的教育事業を一手に掌握し鼎々の勢力は仰視に値ひすべきものあるが仄聞する處に依れば教會派は朝鮮人會及附屬の英實學校が經費難に陥りつゝあるを見て民會は兎に角とし學校を青年會事業に移管經營すべく其宗教的勢力を提げて運動を試みたる由なれど在留朝鮮人一部の猛烈なる反對を受け遂に不調に歸したるやにて速に借仰的勢力の高能を信じたるものゝ事茲に到りて果然自失たるものありしとは眞乎、更に傳ふる如くんば教會の幼稚園經營は學校占領運動に失敗せる腹慮なりと云ふも之れ又信すべからず併も教會派以外の在留朝鮮人は

教會勢力の進展に伴ひ信徒の教會買納の多きを致すと其反對に朝鮮人會經費の未納者頻出するに到れりとし愚にも附かぬ宣傳を爲すものあれど這は昨年來哈爾濱の市況が極端的沈衰にある響流にして決して教會發達の爲にあらざるは勿論なるべしと信ず。

讀つて内地人側を見るに私立幼稚園を有し又運動俱樂部の設立なきにあらざれど未だ青年會若くは青年俱樂部等存在せざるに在留朝鮮人か夙く青年會を設立し併も附屬事業として彼れか如き社會的教育事業を經營し居るもの之れに對して抑も如何の感がある況んや内地人側に於ける基督教會は漸く本年四月十六日露國舊教復活祭を以て僅に賑々の聲を擧げたるに於てをや吾人は斯點に於て在留朝鮮人か若々自發的に其文化事業の施設をなしつゝ來るを偉とせざるべからず併も哈爾濱に於ける朝鮮人の文化事業の開拓と施設は斯くして基督教の獨占する所となるべく獨り哈爾濱のみならず這は北滿沿線地方も亦同一徑路を辿り行く趨勢なきに非らずざるにても其歸結は如何。

聞く處に依れば米國南北監理派長老派は彼の萬歲慶祝以來、朝鮮に於て痛切に勢力を失墜せし結果として之か回復及復興を在外朝鮮人間に試みるべく昨年來哈

爾濱及北滿沿線方面に進出し其信徒の開拓と事業施設に着手せりとソレ或は然らん現に哈爾濱の禮拜堂か教會經濟の充裕なるを見れば惟かに獨り京城本部の補助のみならず米國の直接經營か若くは本部を通じての補助は蓋し多大ならん今回哈爾濱には朝鮮人の專任教師を駐在せしむる事とし南京に於ける米國系の金陵大學を卒業して支那人布教に従事し居たる白永律氏(平安北道義州)を任命せるなどに倣しても略々想察に餘りあるべく同氏夫妻は四月上旬着任し教役者信徒は盛大なる歡迎會を催せしむるに今後は朝鮮人のみならず支那人間にも布教を開始するならんか兎に角南北監理派の在外朝鮮人間に宗教的飛躍を爲さんとするは視目に値ひすべし青年會々則及細則を左に掲ぐべし。

### 哈爾濱朝鮮人基督教エヴエツ 青年會會則

#### 第一章 名稱、目的、位置

第一條 本會は哈爾濱エヴエツ青年會と稱す。

第二條 本會は一般青年を以て組織し吾基督教を本旨として精神的生活の基礎を定め知識體育の向上を圖り情誼敦睦を以て目的とす。

第三條 本會は哈爾濱道裡朝鮮人基督教禮拜堂に置く。

## 第二章 會員

第四條 本會員は品行方正たる青年に限り左の二種に分つ。

一、通常會員とは哈爾濱に居住し會員の一切義務を履行するに可能たる者。

但、通常會員は年齢十六歳より四十五歳なる者に限る。

二、特別會員とは元本會々員にして他地方に居住する者。

## 第三章 會員の権利及義務

第五條 本會々員は左の權利を有す。

一、選挙及被選挙權を有す。

二、會務に對し意見を提出して可否を決議す。

第六條 本會々員は左の義務を有す。

一、通常會員は毎集會時に出席、入會金と月捐金納入、會規に服従す。

二、特別會員は可及的範圍内にて本會の一般義務を負ふ。

## 第四章 賛成員

第七條 賛成員は内外國人中、本會を賛成する者に限る。

## 第五章 機關組織

第八條 會務處理の機關は左の如く置く。

一、總務部

一、文藝部

一、社交部

一、慈善部

## 第六章 各部の事務

第九條 各部の事務は左の如し。

一、總務部は會中庶務を攝理し會運の隆興を計圖す。

二、宗教部は基督教精神を基礎として徳性涵養に關する事務を掌理す。

三、文藝部は知識向上に關する一切の事務を掌理す。

四、人事部は會員の品行、動靜及び職業に關する一切の事務を掌理す。

五、社交部は一切内外人士との敦睦の事務を掌理す。

六、運動部は運動に關する一般事務を掌理す。



七、慈善部は慶弔相問し患難相救する一般慈善的事務を掌理す。

八、音楽部は聲樂機樂に關する一切の事務を掌理す。

### 第七章 役員及其職務

第十條 本會の役員は左の如し。

一、總務部主任員

イ、會長 一人

ロ、副會長 一人

ハ、總務 一人

ニ、會計 二人

ホ、書記 二人

二、宗教部主任員

イ、部長 一人

ロ、部員 若干人

ハ、書記 一人

三、文藝部、人事部、社交部、運動部、慈善部の各部の役員は宗教部と同じ。

但、宗教部、文藝部、人事部、社交部、運動部、慈善部、音楽部等は總務部の直屬機關とす。

第十一條 本會任員の職務は左の如し。

一、總務部主任員の職務

イ、會長は會中一切事務を統轄す。

ロ、副會長は會長を贊助し會長の事故ある時は該職務を代理す。

ハ、總務は會運の隆進を計劃し印章及備品を保管す。

ニ、會計は會中一切の財政出納を掌理す。

ホ、書記は會中一切の文簿を掌理す。

二、宗教部主任員の職務

イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。

ロ、部員は該部庶務に従事す。

ハ、書記は該部一切文簿を掌管す。

三、文藝部主任員の職務

イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。

ロ、部員は該部庶務に従事す。

ハ、書記は該部一切文簿を保管す。

四、人事部主任員の職務

イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。

ロ、部員は該部庶務に従事す。

五、社交部主任員の職務

イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。

ロ、部員は該部庶務に従事す。

ハ、書記は該部の一切文簿を保管す。

六、運動部任員の職務

イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。

ロ、部員は該部庶務に従事す。

ハ、書記は該部の一切文簿を保管す。

七、慈善部任員の職務

イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。

ロ、部員は該部庶務に従事す。

ハ、書記は該部の一切文簿を保管す。

八、音楽部任員の職務

イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。

ロ、部員は該部庶務に従事す。

ハ、書記は該部の一切文簿を保管す。

第八章 任員の選舉及任期

第十二條 任員の總選舉は毎年定期總會日に行ふ其方

式は左の如し。

イ、會長、副會長、總務及各部々長は三人を指名推

薦して無記名投票を以て選定す。

ロ、會計と書記は二人を指名推薦して舉手選定す。

ハ、各部々員は該部々長の推薦にて選定す。

第十三條 任員の任期は滿一箇年を以て定む。

但、缺員を生ずる時は通常會にて補選するを得、且つ滿期改選時に前任員を再選するも妨げなし。

第九章 會則と會期

第十四條 本會集會期は左の三種に分つ。

一、定期總會は毎年九月第一回月曜日を以て定む。

但、必要と認むる時は此限に在らず。

二、通常會は毎月第一回水曜日を以て定む。

三、臨時會は必要と認むる時は會長の指揮を以て開

會す。

但、時間は隨時權定す。

第十章 會費

第十五條 本會の會費は左の四種とす。

一、入會金 一圓 二、月捐金五拾錢

三、永久免除金貳拾圓 四、寄附金

第十一章 入會と退會

第十六條 入會志願者は任員一人と會員一人保護の連

署にて第一號の入會願書を提出し總會又は通常會に

にて之を許可す。

但、必要と認むる時は此限に在らず。

第十七條 退會を願ふ者ありたる時は總務部に於てその事由を調査すべく肯定と認めたる時は許認して總會に報告す。

## 第十二章 報告

第十八條 各部々長は毎會期間に行ふ事項を毎通常會又は定期總會に報告するを要す。

## 第十三章 賞罰

第十九條 本會に對し特功ある會員には總會決議を以て褒賞を行ふも書狀、紀念品、祝賀の三種とす。

第二十條 本會の體面を汚損するか若くは會規に違背する會員には總會決議を以て戒諭、停權、黜會等の三類を行ふ。

## 第十四章 附則

第二十一條 本則に未備なる條項は細則に裁定す。

第二十二條 本則を改正或増刪する必要のありたる時は總會の決議にて委員三人を選定し改正を行ひ總會に附議通過するを要す。

但、改正或増刪の點が小部分なるか或緊要に屬する時は通常會にて増刪するを得。

以上

## 細則

第一條 原則第一章第二條の目的を達する爲め左記の條項を實行す。

一、各部の事業にして講演、討論、音樂、運動等の會を開催し圖書室を設け機關報を發刊す。

二、本會員中、喜慶或悲哀の事あり本會に通知のありたる時は本會にて總代を派送し祝賀或慰吊す。

第二條 原則第五章第八條に載示したる各部にては左の權利と義務を有す。

一、原、細則範圍内に限り部則製定するを得。

二、必要と認むる時は都會を開く事を得。

三、毎月執行する事項は必ず通常會を経て總會に報告す。

第三條 會計は會の財政を出納するも左記規定に依るを要す。

一、支出する金額は二圓以上十圓以下なれば會長の同意を要するも十圓以上は通常會の同意を要す。

二、會金は本會の指定銀行に任置するも其帳簿は會長、總務、會計の連署を要す。

三、會の一切財政狀況は必ず通常會を經由して總會に報告す。

四、會計は財政出納の一切狀況を總會に報告する前

に會長は検査委員三人を選定し先づ検査するを要す。

但、必要と認むる時は臨時検査するを得。

第四條 書記は諸般の公文及書類を掌理保管し又會録と通信事務を掌理す。

第五條 原則第八章第十二條に載示したる役員選舉に關する規定は左の如し。

一、投票用紙は本會用紙に限る。

二、投票時には會長は計票員二人を自擇し執事せしむ。

三、投票數の實數に超過するか若くは不及なる時は總て無効とす。

四、投票點の同數たる時は比較投票を必行す。

第六條 一般役員は兼任を得ず。

但、必要と認むる時は此限に在らず。

第七條 新舊任員の事務傳掌會は總選舉後一週日以内に新舊會長は之を招集す。

第八條 原則第九章第十四條に載示せる集會に關する規定は左の如し。

一、總會は二十五人以上、通常會は十五人以上の出席を要す。

但、臨時會は人限を定めず。

二、總會は三個時間、通常會は二個時間に限る。

但、不得已境遇には時間を延長するを得。

第九條 總會及通常會の開會順序は左の如し。

一、讃頌歌

二、祈禱

三、聖經朗讀

四、會員點名

五、前會々録朗讀

六、各任員の報告

七、未決保留案

八、新議案

九、討論及講演

十、閉會祝辭

第十一條 會員の言辭中、違規或無禮なる點のある時は會長は其言權を回收す。

但、其會員は會長の處理を不服とし其理由を説明するに對し再請のある時には會長は會衆に可否を問ひ其多數を以て決定す同數の時は會長の得勝とす。

第十二條 一事件に對して人は三度以上の發言を得ず。

第十三條 會席にて秩序を紊亂する者あれば總會は警告をなすも若し従はざる時は退場を命ずるを得す。

告をなすも若し従はざる時は退場を命ずるを得す。

第十四條 會員は即決請又は罷議請するにも三分の二の便數を得ざれば無効に歸す。

第十五條 原則第十章第十五條に規定したる會費は毎月通常會日に例納するを要するも一時先納者には一個年分金五圓にして一金二十圓を一時先納する者は永久免除するを得。

第十六條 原則第十一章第十六條の規定に依り入會を願ふ者は第一號書式の願書に入會金壹圓と月捐金一個月分以上を添へ提出す。

第十七條 本會にて入會願者の願書に接したる時は規則第四條の資格あるかを認定し入會を許し會員證を交附す。

第十八條 會員中不得已退會を要する者は其事由を詳

### ◎西伯利の朝鮮人民會と其統一

現在西伯利地方を留朝鮮人は民會に加入せる者のみにて約十五萬人あり多くは農家に從事し二十萬圓以上の資産家もある生活状態は概して良好の方なるも昨年の凶作で細民は少々困窮に陥つた状態であつたが租税の減免等にて稍々恢復し目下は漸して窮乏を斷へて居る者はない

述したる退會願書に會員證を添へ提出するを要す。

第十九條 役員にて通常會に故なく連三次缺席したる者は其任務を回收す。

第二十條 各部々會は該部長は之を召集す。

第二十一條 各部會に會長、副會長、總務は可及的出席し意見を陳述すべきも決議權を有せず。

第二十二條 細則に未載の事項は通常慣例に依行す。

第二十三條 本則の全部を改正或増削する時は通常會の決議にて委員三人を選定し改正後通常會に附議通過するを要す。

但、改正或増削する點の小部分なるか或緊急に屬する時は任員會にて増削するを得。

本會々則は一九二一年十月四日より施行す。

(書式略す)

一般行政は政府會と國會とで決定する事になり居る朝鮮人組織の民會は現在十一を算するが此十一民會は之を統一する聯合會なるものが出来て居る國會は仲々の勢力を有し行政上其他總ては此勢力の下にある點がある。

## 東亞勸業株式會社設立趣意書

滿蒙ニ於ケル邦人ノ企業ハ頗ル廣汎ニ亘リ  
 或ハ個人事業トシ或ハ會社又ハ日支合辦事  
 業トシテ顯著ナル發達ヲ遂ケ滿蒙ニ於ケル  
 帝國勢力ノ進展ハ内外人ノ驚目ニ値スト雖  
 現在ニ於ケル邦人企業ノ多クハ專ラ營利ニ  
 急ナルカ爲我經濟力ノ扶植上鞏固ナル根帯  
 ヲ有スルモノ少ク從テ其ノ發達ノ地域ニ於  
 テモ自ラ多ク南滿鐵道沿線ニ局限セラレホ  
 タ深ク滿蒙ノ内地ニ進展スルヲ得マシテ  
 之ヲ國家的見地ヨリスレハ遺憾尠ナラス  
 トセス抑モ滿蒙ノ開發ト帝國勢力ノ扶植ハ  
 其ノ廣茫無限ナル土地ノ利用經營ヲ以テ第

一義トセサルヘカヲ然ルニ現在滿蒙ニ於ケル邦人ノ土地經營ハ僅ニ鐵道沿線又ハ其附近ニ於テ小規模ナル個々ノ經營ヲ見ルノ外一ニノ會社及個人ニヨリテ東蒙古ノ一部ニ斯業目的ノ投資アルニ過キヌシテ極メテ不振ノ状態ニ在リ蓋シ如斯所以ノモノハ畢竟土地經營ハ事業其ノモノノ性質上他ノ諸種ノ事業ニ比シ多額ノ資本ヲ固定セシメ急遽ニ利潤ヲ擧ケ難キ事情アルニ他ナラス然レトモ滿蒙ノ開發ハ帝國ノ永久不動ノ國策タル以上ハ其ノ開發ノ第一義タル土地經營ハ決シテ長ク之ヲ閉却スルヲ許ササルヘシ是茲ニ有力ナル資本家ノ合同ニヨル滿蒙ヲ

主眼トスル土地經營ヲ計畫セル所以ナリト  
ス

滿洲ニ於ケル邦人ノ土地經營トシテハ水田  
ノ開拓ヲ以テ最モ有利且急務トスヘシ同方  
面ニ於ケル水田經營ノ有望ナルコトハ實驗  
ニ徴シ將タ逐年米産額ノ増加ニ徴シ明確ナ  
ルノミナラス水田開拓ノ適地ニ富ムコトハ  
從來各方面ニ於ケル實地調査ニヨリテ確認  
セラレ將來滿洲ニ於ケル水田ノ發達ハ我國  
食糧問題解決上至大ノ貢獻ヲ期待シ得ヘキ  
ノミナラス更ニ本事業ノ經營ハ當面ノ社會  
問題トシテ又政治問題トシテ世人ノ注目研  
究セララルル對在滿朝鮮人問題ノ解決上直接



貢獻スル所

アカラハトス

由來朝鮮人農業者ハ水田ノ開拓ニ對シ先天  
的技能ヲ有シ現在滿洲ニ於ケル水田ノ經營  
ハ殆ント移住朝鮮人ノ獨占農業タルノ觀ヲ  
呈シ斯業經營ヲ目的トシ滿洲ニ移住スル鮮  
人ノ數ハ近年著シク増加セリ然ルニ彼等ノ  
多數ハ資力甚タ乏シク或ハ生計上必要ノ土  
地ヲ取得スル能ハス又或ハ不利益ナル借地  
契約ノ下ニ粒々辛苦ノ結果ノ大羊ヲ支那人  
地主ニ奪ハルル等列ル所極メテ不利不安ノ  
生活ヲ營ミ疲弊憊憊名狀スヘカラサルモノ  
アルニ加ヘ不逞ノ徒其ノ間ニ跳梁シ在滿鮮  
人ノ思想惡化ハ真ニ憂フヘキ狀態ニ在リ近

來滿洲ヲ以テ我朝鮮統治ニ對スル陰謀、策  
 源地トシテ大小幾多ノ事件ヲ醸生セシメ在  
 滿鮮人ハ半島統治ノ一大憂患タルニ至レル  
 モ、故ナキニアラストセス此時ニ當テ滿洲  
 ニ水田開拓事業ヲ起シ移住鮮人ヲ利用シ營  
 農ニ從事セシムルハ独リ企業上ノ便益ニ止  
 マラス彼等ヲ窮境ヨリ救濟シテ恒産ヲ授ケ  
 其ノ生活ノ安定ニヨリテ恒心ヲ涵養セシメ  
 彼等ノ思想ヲ健全ニシテ禍根ノ延蔓ヲ防止  
 シ所謂禍ヲ轉シテ福トナスモノニシテ社會  
 政策上將ノ國家政策上極メテ有意義ノ事業  
 タルヲ倍ス  
 更ニ蒙古ノ土地ニ至リテハ良地ハ農耕ニ適シ

齊地ハ牧畜ニ適シ自然ノ配合其ノ妙ヲ得而  
カモ廣衰無限ニシテ之カ開發利用ハ蓋シ吾  
人ノ使命タラスムハアラス現在既ニ東洋拓  
殖株式會社、南滿洲鐵道株式會社等ノ後援ニ  
ヨリ又ハ獨力ヲ以テ同方面農牧地ニ投資ス  
ル邦人ニ、三ニ止マラサルヲ見ル

蒙古ニ於ケル農業及牧畜ノ發達ハ農産工業  
原料ノ無限ノ増加ト我邦ニ於ケル羊毛ノ自  
給ニ至大ノ効果ヲ齎ラスヘク而モ現在同方  
面ノ地價ハ我邦内地人土ノ夢想タモ及ハサ  
ル廉價ニシテ且大面積ノ纏マリタル土地ヲ  
取得スルコト困難ナラザレハ今ニ於テ之ヲ  
取得シ牧畜其他粗大農業ノ經營ニ着手シ地

日交通機關、發達ノ時期ヲ待ツテ一層其ノ  
利用ヲ増進スルコトトセハ其ノ利益ノ大ナ  
ルモノアルヲ期待シ得ヘシ

本會社計畫、蒙古土地ハ南滿洲ニ接壤シ四

鄭鐵道豫定線ノ沿線及其ノ附近ニ集團シ農

耕又ハ牧畜地トシテ最モ優勝ノ地位ヲ占メ

將來東蒙古農業地ノ中心タル事キヲ疑ハス

近時排外思想ノ旺盛ナル支那ニ對シ正面ヨリ

土地經營ヲ目的トシ大資本ヲ擁シテ之ニ並ハ

コトハ支那官民ノ猜疑誤解ヲ招キ事業遂行上

不利ノ障礙ヲ受ケルノ虞トキニ非サルヨリ

或ハ滿洲、蒙古ノ各方面ニ於テ各別個ノ支那流

名稱(何々公司)ヲ設ケ之ヲ表面ノ事業經營

者ト爲ス等機宜ノ方法ヲ採ルニトテルヘク  
尤モ支那側ニ於テ本會社事業ノ真義ヲ了解  
スルノ時機ニ際會セハ各方面ノ事業ヲ統一  
シテ本會社直接ノ經營ニ歸屬セシムルハ當  
然トス

以上ノ如ク本會社ノ目的事業ハ國家的見地  
ヨリ重要ノ意義ヲ有スルモノナレハ之カ經  
營ハ極メテ眞摯ナルヲ要シ且此種事業ノ性  
質トシテ急速ニ利潤ヲ收メ難キヲ以テ本會  
社ノ設立及事業經營ニ付テハ政府ニ對シ相  
當ノ援助ト保護トヲ要請スルノ必要アルハ  
寔ニ已ヲ得サル所ナリトス

東亞勸業株式會社設立計畫要領

一、會社ノ資本金

公稱資本金 貳千萬圓也

第一回拂込資本金

五百萬圓也

二、會社ノ目的

一、滿洲及蒙古其他ニ於ケル農業經營及之ニ附隨

スル事業ノ經營

二、滿洲ニ於ケル移住朝鮮人農業者ノ利用及保護

善導

三、事業ノ規模

1) 滿洲ニ於ケル水田ノ開拓

滿洲ニ於テハ三箇年間ニ熟田約五百町歩水田  
適地約壹萬町歩ヲ商租ニ該水田適地ヲ四箇年

間ニ開拓シ合計約八千町歩内外ノ水田ヲ得ル  
コトヲ以テ第一期計畫トシ將來本會社ハ滿洲  
水田ノ經營ヲ以テ會社事業ノ中心トシテ益々  
斯業ノ擴張ヲ図リ以テ會社ノ基礎ヲ確立スル  
ノ豫定ナリ  
右商租權取得豫定價格

田熟田

平均反當 金五拾六圓

丹麥油見込畑地

金貳拾五圓

一、水田見込荒地

金拾五圓

(2) 蒙古ニ於ケル農耕地ノ開墾

蒙古ニ於ケル取得地ノ總面積ハ約四千六百方  
地(一、方地ハ我約三十二町四反步總反別十四  
萬九千餘町步)ニシテ大體之ヲ三區ニ別テ第

(3)

一區ハ會社設立初年度ヨリ開墾ニ着手シ三箇年間ニ農耕地約壹千方地ヲ開拓シ第二區ハ會社設立第二年目ヨリ開墾ニ着手シ三箇年間ニ農耕地約七千方地牧羊地約三百方地ヲ開拓シ第三區ハ第一區開墾終了ノ翌年度即チ會社設立後第四年目ヨリ五箇年間ニ農耕地約壹千方地牧羊地約五百方地ヲ開拓スルノ計畫ニテ殘地約壹千餘方地ハ本計畫終了後更ニ第二期計畫トシテ起墾ニ着手スルノ豫定ナリトス各方面開拓年割豫定面積(單位町)

年次	滿洲水田	榮			計
		第一區	第二區	第三區	
第一年度	一七〇	九七二	一	一	一一四二
第二年度	二一〇	一、一三四	六四八	一	一九八二



計	第八年度	第七年度	第六年度	第五年度	第四年度	第三年度
七、七〇〇	一	一	一	一	二、〇〇〇	二、〇〇〇
三二四、〇	一	一	一	一	一	一、二三四、〇
二二、六八〇	一	一	一	一	八、一〇〇	八、一〇〇
三二四、〇	六、四八〇	六、四八〇	六、四八〇	六、四八〇	六、四八〇	一
九五、一八〇	六、四八〇	六、四八〇	六、四八〇	六、四八〇	一六、五八〇	二、二四四、〇

本表ニヨレハ豫定面積全部、開墾終了ハ八箇  
 年ナルモ開墾地全部、熟成ニハ更ニ四箇年ヲ  
 要シ都合十二箇年ニシテ開墾地全面積ヲ熟地  
 トナスノ豫定ナリ  
 右滿洲及蒙古ニ於ケル土地經營ニ要スル資金  
 ノ概算左ノ如シ  
 (單位圓)

計	土地收得資金	土地改良基金	固定資金	貸付資金	流動資金	區別				
						滿洲	第一區	第二區	第三區	計
四五六八〇〇	二一〇八〇〇〇	一六九〇〇〇〇	八五〇〇〇〇	一五〇〇〇	七七〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	九五〇〇〇〇	一五八六〇〇〇	六六四四〇〇〇
三〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一七〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二七〇〇〇〇	一七三〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇
三六二四〇〇〇	一五八六〇〇〇	一七三〇〇〇	一七三〇〇〇	一七三〇〇〇	一七三〇〇〇	三六二四〇〇〇	一五八六〇〇〇	一七三〇〇〇	一七三〇〇〇	一三〇〇〇〇〇
一三四九二〇〇〇	六六四四〇〇〇	五〇四八〇〇〇	一四〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇	一三四九二〇〇〇	六六四四〇〇〇	五〇四八〇〇〇	一四〇〇〇〇〇	一三四九二〇〇〇

四、開墾地ノ收穫計算標準

本計畫ノ收穫量ハ從末世間ニ稱ヘラル、所ニ比

較シ過少ノ嫌ナキヲ得サルモ大面積ノ土地經營

トシテハ猶ホ不安ヲ感セサルヲ得入、而シテ本計

畫ノ平均收穫標準左ノ通トス

開墾地平均收穫標準

111

開墾年次

滿洲水田

蒙古開墾地

備考

(單位)

正治一反水當額ノ收穫量

平均一反地當高第ノ收穫量

一反地ハ我約三十二町反歩

第四年	第三年	第二年	第一年
	(熟田) 一六	一四	一〇
(熟地) 一八〇	一四四	一〇八	七二

五、所有地 = 對スル營農方法

滿洲 = 在リテハ主トシテ移住鮮人蒙古 = 在リテ

ハ支那人ヲ主トシ之 = 鮮人ヲ汎用シ何レモ小作

營農 = 附シ小作契約ハ大体 = 於テ地方ノ慣習ニ

從ヒ滿洲 = 於テハ收穫物折半方法 = ヨリ蒙古 =

於テハ支那人ノ開墾地小作慣習タル一種ノ分益

農法 = ヨルモノトス

六、小作人ノ保護

小作人 = 對シテハ家屋ノ建築農具家畜ノ購入其

他必要ナル農業資金、低利貸付ヲナス、外保健  
教育等ニ関シテモ相當ノ施設ヲナシ小作人ノ定  
着ト生計、安固ヲ得セシム  
保健教育等ノ事業ハ國家又ハ移住者ノ自治團體  
ノ施設ニ属スト雖本會社ハ移住小作鮮農ノ保護  
上其ノ自治的施設ヲ援助スル爲先ツ滿洲水田經  
営ニ関スル事業費ニ一ヶ年金七萬圓ノ支出ヲ見  
込ニ將來事業ノ發展ニ伴ヒ其ノ金額ヲ増加スル  
豫定ナリ又別項記載ノ如ク蒙古方面ニ鮮農ヲ入  
ルルニ至ラハ此方面ニ於テモ亦本會社ハ此種ノ  
施設ノ爲相當ノ經費ヲ支出スヘシ  
本社ノ小作人保護上ノ施設トシテハ上記ノ外日  
用品其ノ他必需品ノ共同購買資金ヲ供給シ進シ

テ小作人以外ノ農民ニ對シテ資金ノ供給ヲ兼管ス  
ルノ目的ナルモ之等ハ漸次計畫ヲ進ムルコトト  
シ又之カ爲メニ要スル本社ノ資金ハ社債又ハ借  
入金ニヨリテ處辨シ得ヘキ見込ナルヲ以テ本計  
畫ニハ此種ノモノハ總テ繁ヲ避ケ之ク掲記ヲ省  
略セリ

七 中小自作農ノ増殖（主トシテ鮮人ニ對スル施設）  
本社ハ小作人ニ於ケル土地發護ノ觀念ヲ強固ニ  
シ且其ノ經濟的自立ヲ得セシムル爲優良ナル小  
作人ニ對シ地代年賦償還方法ニヨリ土地ヲ分讓  
シ之ヲ以テ一面ニ於テ中小自作農ノ増殖ヲ図リ  
一面ニ於テ會社ノ資金ヲ運轉シテ新ナル土地ノ  
取得開拓ヲ図ルモノトス

# 八 鮮農ノ收容

滿洲ニ於ケル鮮農ノ水田耕作面積ハ平均一戸當約三天地（約壹町八反歩内外）ヲ以テ適當トスルカ如シ此ノ標準ニヨルトキハ本會社ノ開拓水田（第一期計畫）ニ對シ約四千戸ノ鮮農ヲ收容スルコトヲ得今此人口ヲ一戸平均約四人トスレハ壹萬六千人之ニ農業労働者ヲ加フレハ約貳萬人以上ニ達スヘシ是等ノ鮮農ハ現在ニ於ケル無職放浪ノ状態ヨリ恒職ニ従事スルコトトナリ且上記各項ノ如ク中流階級ノ小作農トシテ保護救済ヲ受クルモノナレハ一般ニ滿鮮人ノ生活及思想上ニ對シ貢獻鮮少ナラサルヘク將來本社ノ第二期第三期ノ順次水田経営ヲ擴張スルニ伴ヒ鮮

農收容ノ數ヲ増加シ益々其ノ效果ノ顯著ナルヘ  
キヲ疑ハス

右ハ滿洲水田ニ對スル鮮農收容計畫ニシテ蒙古  
ノ土地ト雖水田ハスシモ絶望ニアラサルハク畑  
作トシテモ亦必スシモ鮮農ニ不適當ナリト断ス  
ヘテニアラサレハ本會社ハ蒙古土地ノ開拓ハ支  
那人ヲ先驅トシテ其間墾息成地ニ對シ鮮農ヲ收  
容スルコトニ付適當ノ調査研究ヲ爲シ充分努力  
スル所ナルヘシ

九、本社ノ所要資金ト社債

前各項ノ計畫ヲ遂行スル爲ニ要スル資金ノ總額  
ハ約壹千參百五拾萬圓ニシテ約八ヶ年間ニ投資  
ニ豫定ノ事業ヲ完成スルモノニシテ第一回ノ採

込資本金五百萬圓ヲ以テシテハ忽チ資金ニ不足  
 スルヲ以テ初年度ヨリ三ヶ年間ニ金五百萬圓乃  
 至五百五十萬圓ノ社債ヲ起シ資金ノ不足ヲ補充  
 スルノ計畫ニシテ其後ノ所要資金ニ付テハ未拂  
 込株金ノ拂込ニヨルカ又ハ更ニ社債ヲ起スヘキ  
 ヤニ付テハ其ノ場合ニ於ケル財界其ノ他ノ事情  
 ニ鑑ミ適當ノ措置ヲ執ルノ際定ナルモ本計畫書  
 ニハ大体ニ於テ五百萬圓内外ノ社債ヲ存積スル  
 事ノトシテ計算ヲ立テシリ  
 一、収益利廻ト政府補助要請金額

514  
 本會社事業ノ所要資金總額壹千三百四十九萬二  
 千圓ニ對シテ三年利八分ノ利廻成績ヲ舉シルニハ會  
 社設立後十一年目ニ至リ漸ク之ニ達スルノ状態



十リ（但シ社債利子不足金額十萬圓ヲ差引シル  
益金、第三表参照）從テ其ノ不足期間十ヶ年間ニ  
於ケル不足金額ヲ積算スレハ金四百二十五萬九  
千三百二十九圓ニ達ス右ニ對シ政府ヨリ毎年金  
五拾萬圓宛八ヶ年間補給ヲ受クルノ必要アリ而  
シテ十ヶ年間ノ不足額ヲ八ヶ年間ニ補給ヲ受ケ  
ムトスルハ起業初期ニ於ケル不足ヲ幾分カ緩和  
セムトスルニアリテ政府ニ於テ本會社事業ノ性  
質ト其ノ経営困難ノ事情トヲ洞察セラレ本要求  
ヲ許容セラレムコトヲ切望ス（第三表参照）

以上計畫ニ關スル計算ノ大要ハ以下各表、通トス

第一表

投資金累年總括表

年次	滿洲	蒙			古		合計
		第一區	第二區	第三區	計		
一	一、五四三、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇	一、五八六、〇〇〇	四、八八六、〇〇〇	六、五七九、〇〇〇	
二	五、〇二八、〇〇〇	二、六五〇、〇〇〇	一、五八〇、〇〇〇	一、五八六、〇〇〇	五、八一六、〇〇〇	八、八四四、〇〇〇	
三	三、九六八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、九三〇、〇〇〇	一、五八六、〇〇〇	六、五一六、〇〇〇	一〇、四八〇、〇〇〇	
四	四、五六八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇五、〇〇〇	七、六四五、〇〇〇	一二、一九三、〇〇〇	
五	四、五六八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	二、六三八、〇〇〇	七、九三八、〇〇〇	一二、五〇六、〇〇〇	
六	四、五六八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	三、〇〇六、〇〇〇	八、五〇六、〇〇〇	一二、八七四、〇〇〇	
七	四、五六八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三、五一五、〇〇〇	八、六一五、〇〇〇	一二、一八五、〇〇〇	
八	四、五六八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三、六三四、〇〇〇	八、九三四、〇〇〇	一二、四九二、〇〇〇	
						合計	

第二表

純益累年総括表

(單位圓) △印ハ損失

年次	増	州	蒙			合	計
			第一區	第二區	第三區		
一	△ 三七、〇〇〇	△ 八、八〇〇			△ 一	△ 四五、八〇〇	
二	二七、〇〇〇	一一、七七五	△ 三五、〇一二		△ 一	五、七六三	
三	四七、四〇〇	五二、九三七	△ 六、五〇六		△ 一	九五、八三一	
四	一九三、六〇〇	一一三、一三七	三九、七四〇	△ 六四、〇九〇		二九三、三八七	
五	三三三、六〇〇	一八三、三〇〇	一一七、五〇〇	△ 二六、七九〇		六〇五、五一〇	
六	五八三、六〇〇	三二〇、〇〇〇	一八五、〇〇〇	△ 八、二七〇		七八〇、三三〇	
七	四〇〇、六〇〇	二二〇、〇〇〇	四二八、二〇〇	△ 八九、九五〇		九二九、七五〇	
八	四〇〇、六〇〇	二二〇、〇〇〇	二二八、二〇〇	△ 一六七、九五〇		一、〇一六、七五〇	
九	四〇〇、六〇〇	二二〇、〇〇〇	二二八、二〇〇	△ 四九、七〇〇		一、〇九四、五〇〇	
一〇	四〇〇、六〇〇	二二〇、〇〇〇	二四六、二〇〇	△ 五〇、四七〇		一、一六七、二七〇	
一一	四〇〇、六〇〇	二二〇、〇〇〇	二四六、二〇〇	△ 三三五、八〇〇		一、二〇五、六〇〇	
一二	四〇〇、六〇〇	二二〇、〇〇〇	二四六、二〇〇	△ 三六五、八〇〇		一、二三三、六〇〇	

第三表 政府補助要請標準

(單位円) △印ハ損失

年次	收、資金額	投資金ニ對シ年利 △印相當金額	社債利子(額) 不足金額	計	事業純益金	純益不足金額
一	六、三七九、〇〇〇	五、〇三二、〇〇〇	七、五〇〇	五、一七、八二〇	△ 四、五、八〇〇	五、六三、六二〇
二	八、八四四、〇〇〇	七、〇七五、三三〇	四、一七五、〇〇〇	七、四九、四七〇	五、七六三	七、四三、五〇七
三	一〇、四八四、〇〇〇	八、五八七、三三〇	八、五、二五〇	九、二五、九七〇	九、三、八三一	八、三〇、一五九
四	一、二一九三、〇〇〇	九、七五、四四〇	一、一〇、〇〇〇	一、〇八五、四四〇	三、九三、三八七	七、九三〇、五三
五	一、二、五〇六、〇〇〇	一、〇〇〇、四八〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、四八〇	六、五五、一〇〇	四、九四、九七〇
六	一、三、八七四、〇〇〇	一、〇〇九、九二〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一、九、九二〇	七、八〇、三三〇	三、四九、三九〇
七	一、五、一八三、〇〇〇	一、〇五、四六四〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二、五、四、六四〇	九、二九、七五〇	二、二四、八九〇
八	一、五、四九二、〇〇〇	一、〇七九、五七〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一、七、九、五七〇	一、〇、一、六、五五〇	一、六二、六一〇
九	一、五、四九二、〇〇〇	一、〇七九、五七〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一、七、九、五七〇	一、〇、九、四、五〇〇	八、四、八六〇
一〇	一、三、四九二、〇〇〇	一、〇七九、三六〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一、七、九、三六〇	一、一、六、七、三三〇	一、二、〇、九〇
一一	一、三、四九二、〇〇〇	一、〇七九、五七〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一、七、九、三六〇	一、一、〇、二、六〇〇	二、三、三四〇
一二	一、三、四九二、〇〇〇	一、〇七九、五七〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一、七、九、三六〇	一、一、三、二、六〇〇	五、三、二四〇

## 備考

一、本表社債利子不足金額ハ社債利子ヲ年一割トシ投資總額ニ對スル年利八分トノ差額ヲ計上セルモノニシテ其ノ算出ノ基礎ハ左ノ如シ

年次	起債額	同累計	利不足額子	(單位 円)
第一年度	一、五〇〇、〇〇〇		七、五〇〇	五ヶ月分
第二年度	二、三五〇、〇〇〇	三、八五〇、〇〇〇	四一、七五〇	前年起債百五十万円ニ對スル一年分本年起債ニ對スル五ヶ月分
第三年度	一、六五〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	八五、〇〇〇	前年起債二百八十五万円ニ對スル一年分本年起債ニ對スル五ヶ月分
第四年度		五、五〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	

第五年度以降ハ大体五百萬圓内外ノ社債ヲ繼續スルモノトシ毎年五百万円ニ對スル不足額十萬圓宛計上セルモノトス。

# 孤家子農場概況

## 一 沿革

当農場は明治四十三年支那人ヨリテ組織セラレタル大三公司カ鮮人小作人セ戸ヲ招徠シテ荒地ヲ開墾シ造田計劃セルヲ創メトス然ルニ鮮人等ニ支那官憲ノ退去命令ニ遭ヒテ開墾ヲ中止セサル可クヤンニ至レリ其後大正元年支那ニ歸化セル鮮人朴基洛ナル者此土地ヲ買受ケ開墾耕作ニ従事セシカ經營ノ資ニ窮シ全地積ノ半々モ開拓スルコト能ハス而モ年々其耕作方法ヲ誤リシ爲缺損ニ缺損ヲ重ネ大正七年ヨリ我農場ノ手ニ移レルモノナリ即チ本農場ハ

奉天地方に於て最モ古キ歴史ヲ有スルモノナリ、

## 二. 位置及氣候

当農場ハ奉天ノ西方六十支里ノ地点ニシテ新民縣西  
公太堡子村ノ西孤家子ナル小部落ニ隣接セリ、  
氣象状態ハ奉天ト異ルコトナキヲ以テ之ヲ省畧ス、

## 三. 土質

当農場ハ蒲河流域ニアリテ土質ハ第四紀新層沖積  
層ニ屬シ表土ハ黒味ヲ帯ヒタル壤土ニシテ下層土ハ  
稍褐赤ノ砂質壤土ナリ表土ハ多量ノ腐殖質ヲ含  
ミ地味甚豊沃ナリ下層土ハ砂分ヲ含ミ排水可良  
ナレハ稻作ノ土壤トシテ好適ナリト云フヲ得ヘシ、

## 四、土地及建物

## (1) 土地

当農場ノ実測地積左ノ如シ

總面積 六拾六町九畝拾八步

## 内訳

水田地 五拾五町八反貳拾七步

建物用地 壹町九反八畝拾叁步

道路堤防 叁町叁反貳畝拾貳步

水路 貳町貳反壹畝拾八步

畦畔 壹町七反七畝八步

荒地 壹町八反步



## (口) 建物

名称	構造	棟数	建坪	備考
事務所兼 夜理人住居	木造 平屋 草葺	一棟	一六〇坪	大正八年新設
小作人家屋	合上	七	五一・三	〃
門	木造 日原式 雨開キ	二		〃 前川及後門
土塀	幅三 尺	延長 百三十一 丈		〃
井戸	天船式 木造 深八 尺五寸	一		〃

## 五、水利ノ便否

当農場ハ奉天水利局ノ水ニヨリテ灌漑耕作ヲ行フ  
 モノナルカ大正八年以來水利局ハ各地ニ水田ヲ開カシメシ

爲比較的下流、アル当地方ハ播種期、至ルモ灌溉スルコト能ハス播種ノ適期ヲ逸スル虞、レアルニヨリ爾來播種ハ乾田蔴トナシ朝鮮平安南道地方於テ行ハル、乾田蔴法ニ改良ヲ加ヘ專ラ新方法ヲ執リツ、アリ苗ノ四五寸ニ伸長シタル頃ニハ水利局ノ水モ流レ来リ灌溉ニ得ラル、ヲ以テ稻作ハ完全ニ成育ヲ遂ケ豫定ノ收穫ヲ奉ケ得ラル、要スル當農場ハ水利ノ便ハ良好ト稱スル能ハサルモ前述ノ如キ乾田蔴法ヲ適期ニ行ヘハ何等支障ナキモノナリ、

### 六、經營方法

當農場ハ小作制ニシテ現在拾七戸ノ鮮人小作者ヲ收容ス小作ハ分益折半法トス、小作人ハ土地ノ等級及其家

族數、應<sup>レ</sup>テ<sup>三</sup>天地乃至拾<sup>レ</sup>天地ノ面積ヲ配<sup>ル</sup>鮮人農  
 學校出身者、或名<sup>ヲ</sup>シ<sup>テ</sup>之<sup>カ</sup>指導管理ノ任ニ當<sup>ラ</sup>シム。當  
 場<sup>ノ</sup>小作人ヲ撫育シ以<sup>テ</sup>農場ノ成績ヲ奉<sup>ケ</sup>双方ノ福利ヲ  
 増進スルヲ主義トシ彼等小作人<sup>ノ</sup>住宅、蔬菜地等<sup>ノ</sup>之  
 ヲ無料ニテ貸與シ農場資金<sup>ノ</sup>勿論日常生活費<sup>ニ</sup>至<sup>ル</sup>  
 迄<sup>ノ</sup>ヲ貸與シ秋收後<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>返還セシム又小作人<sup>ノ</sup>於<sup>テ</sup>昔  
 凶<sup>ノ</sup>場合<sup>ニ</sup>地主トシテ相<sup>ト</sup>度<sup>ヲ</sup>吊<sup>シ</sup>意<sup>ヲ</sup>表<sup>ス</sup>レ<sup>ル</sup>外、鮮  
 人兒童<sup>ニ</sup>シテ學齡<sup>ニ</sup>達<sup>シ</sup>タル者<sup>ニ</sup>教師ヲ置<sup>キ</sup>テ教育ヲ  
 施<sup>ス</sup>シ<sup>テ</sup>、<sup>又</sup>以<sup>テ</sup>彼等<sup>ノ</sup>安心シテ業務<sup>ニ</sup>精勵シ益々耕種  
 二<sup>ニ</sup>内<sup>ニ</sup>テ致<sup>シ</sup>皆相<sup>ト</sup>利益<sup>ヲ</sup>奉<sup>ケ</sup>ルニ至<sup>レ</sup>リ

供

東慶第四三六號

大正十年九月九日

滿鐵地動第3號

南滿洲鐵道株式會社東京支社



四二六

地方部長

總務部長

勸業部長

東京支社

務係

主事 木部守一

主務課長

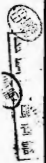
文書課長

東亞勸業株式會社ニ關スル件

本月二日東拓ニ於テ東亞勸業株式會社ニ關スル協議會相開キ度支社ヨリ代表者出席万申越候處創立委員タル野田氏發行不在ニ付小職出席玆候席上別紙協議事項ニ依リ協議相進メ候其協議事項ノ大部分ハ本社ニ於テ協議済ノ由ニ付省略可玆唯協議済ニ屬セサル事項ニ付テノミ協議ノ結果御通知申上候

(二) 別紙協議事項書ノ見出數ナリ以下同斷) 興發公司經過報告ノ件ハ大倉代表者河野久太郎ヨリ張作霖氏ハ塊ニ同公司復活ニ同

10



意シタルモ征蒙軍派遣其他ニ取紛レ公司事務進捗ヤス即公司ニ於ケル支那側重役ヲ任命セス埃ニ大倉了同氏ニ渡スヘキ二百萬圓モ提供シタルモ先方ノ都合ニテ受領セス其交付ヲ控ヘ居ル位ニテ大倉ニ於テハ精々急速進捗ヲ圖リ居ルモノナリ尙自分(河野氏)本月十日頃出發奉天ニ至リ張氏ト直接接衝ノ上解決ニ努力スヘク東亞勸業會社設立ニ支障ヲ生セシムルカ如キ事ナカラシムル見込ナリトノ報告有之候

(七) 李完用氏云々ハ本社協議事項ニ泄レ居ル様子ニ有之候處是ハ朝鮮總督府ヨリ鮮人救済及利用ヲ目的トスル事業ニ鮮人ヲ疎外スルハ面白カラサルニ付李完用氏ノ諒解ヲ得置ク事必要ナリトノ注意アリタルニ付川上東拓理事ハ李氏ニ本事業ニ付内話シ置キタリトノ事ニ有之候

(九) 創立費支出ノ件ニ付創立費ハ一萬圓位支出ノ見込ナル處此外滿

洲勸業ノ創立費ハ行掛上負擔セサルヘカラサル事ト思考セラル  
 トノ川上氏ノ提議ナリシモ他ノ東拓列席員等ヨリモ其額次第ニ  
 テハ全部負擔ハ不能ナルヘシトノ議論モ出テ右引受ケノ事ハ右  
 額等ヲ同合セタル上更ニテ協議スヘシトノ事ニ有之候

## 添付書類

- 一 東亞勸業會社設立委員會協議事項寫
- 一 朝鮮總督府補助條件寫
- 一 關東廳 同 寫

東亞勸業會社設立委員會協議事項

- 一 朝鮮總督府及關東廳ニ對スル補助交渉顧末報告
- 二 興發公司經過報告
- 三 會社設立時期ニ關スル件
- 四 會社事業ノ經營組織ニ關スル件
- 五 株式ノ引受及引受未定株募集ノ件
- 六 比賣地評價ニ關スル件
- 七 李完用氏等朝鮮人關係主ニ關スル件
- 八 創立事務所ノ開設
- 九 創立費支出ノ件

## 朝鮮總督府補助條件

一、本府ハ大正十一年度ニ於テ東洋拓殖株式會社ノ本府ニ對スル返納金ヲ限度トシテ東亞勸業株式會社ニ補助ス

二、東亞勸業株式會社ハ申請書ニ添付セル計畫ニ基キテ事業ヲ經營スル外現ニ朝鮮人ノ小作セル土地ヲ商租スル爲メノ資金トシテ相當金額ヲ支出スルコト

三、東亞勸業株式會社ハ滿蒙ニ於ケル農耕又ハ土地改良ノ爲メ資金ノ融通及技術上ノ援助ヲ與フルコト

四、東亞勸業株式會社ハ其ノ事業計畫ヲ變更シ又ハ新ニ事業ヲ計畫セムトスルトキハ豫メ本府ノ承認ヲ受クヘシ



五 以上ノ外朝鮮總督府ニ於テ必要ト認メテ指示スル事項ハ會社ノ目的ニ反セサル限リ之カ遂行ヲ期スルコト

六 毎年事業ノ成績ハ之ヲ本府ニ報告スヘシ

七 本條件ニ違反スルトキハ補助ヲ停止シ若クハ補助金ノ一部又ハ全部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

關東廳補助命令條件

一 其ノ社ハ願書添付ノ計畫ニ基キ速ニ事業ヲ遂行スヘシ

二 滿洲水田經營ニ對シテハ計畫書ノ土地改良設備ノ外水利灌溉ノ施設ヲナスヘシ

三 小作鮮人ニ對シテハ計畫書ノ資金貸付・保健教育施設ノ外鮮人ノ永住營農ノ方法ヲ講スヘシ

四 小作鮮人ニ對シテハ畑作・植林其ノ他ノ副業ヲ獎勵シ生活ノ保全ヲ期スヘシ

五、牧畜經營ハ左ノ方法ノ下ニ企畫スヘシ

イ、綿羊ノ改良増殖ヲ圖ルコト

ロ、牧場ハ漸次牧草栽培ヲナシ集約的利用ヲ行ヒ收容頭數ノ増加ヲ

圖ルコト

ハ、預托羊ノ分益法ハ適宜ノ契約ニ依ルノ外生産羊毛ハ可成邦人ノ

買収ニ便スルコト

六、第二項及第五項ニ就テハ十一年度中ニ事業計畫書ヲ作成シ當廳ノ

認可ヲ受クヘシ

七、決算期毎ニ事業ノ狀況貸借對照表收支決算財産目錄ヲ當廳ニ報告

スヘシ

八、營業期毎ニ左ノ事項ヲ當廳ニ報告スヘシ

(一) 滿洲水田ノ反別・收穫高・小作鮮人員數

(二) 蒙古開墾地ノ反別收穫高・小作人員數・牧羊ノ飼育數・羊毛ノ

産額

(三) 小作鮮人ノ移動狀況

(四) 小作鮮人ノ保護救済

(五) 其他參考トナルヘキ事項

但シ之ニ關スル報告例ハ追テ指示スヘシ

凡左ノ場合ニ於テハ豫メ當廳ノ許可ヲ受クヘシ

(一) 定款ヲ變更セムトスルトキ

(二) 會社ノ合併又ハ解散セムトスルトキ

(三) 事業ノ重大ナル新規計畫又ハ之カ變更ヲナザムトスルトキ

(四) 社債ヲ募集シ又ハ多額ノ資金ヲ借入レムトスルトキ

十當廳ハ必要ト認ムル場合ニ於テ所屬職員ヲシテ其ノ社ノ事業及會

計ヲ検査セシメ又ハ諸般ノ命令ヲ發シ指示ヲナスニトアルヘシ

十一本指令及本指令ニ基キ發シタル命令指示ニ違反シタルトキハ補

助ヲ停止シ若クハ既ニ交附シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ

命スルコトアルヘシ

93336

大正十年十一月調

滿洲地方に於ける朝鮮人の經濟及金融狀況



朝鮮銀行調査部

(活字を以て筆寫にか)

四三四

M540
CH 69
2

MR. G

# 滿洲地方に於ける朝鮮人の經濟及金融狀況

大正十年十一月調

## (二) 間島地方

### 一、朝鮮人の一般經濟狀況

間島の汪清、延吉、和龍の三縣内に居住する朝鮮人は男十五萬五千六百餘人、女十二萬九千三百餘人、合計二十八萬五千餘人（大正九年十月調）にして、右三縣内の總人口に對し七割五分以上を占む而して、此等の朝鮮人は朝鮮内の各道より集合せるものにして、移住後久しきものありと雖も、大抵は二、三十年來のもの多く、殊に商業に従事するものは、移住後十年乃至五、六年位経過せるものにて、數年前所謂資産家、有力商人と稱せらるゝものは、間島に於て金融其他各種の機關の整はざる混沌たる時代に如何はしき手段に依り財産を取得したるものならず、然して是等は多く商業に轉じ會寧、清津方面の鮮商と相呼應して輸出入貿易を營み、一時は内地人商を壓するの盛況にて、鮮商の獨舞臺の觀ありしが、偶々大正九年三月財界崩落の際、清會方面の鮮商が倒産に等しき大打撃を受けし影響は當地鮮商にも波及して、相當打撃を受け、閉店又は店舗を縮小するもの多く、其後僅に一流筋の鮮商一、二のものが、其の活動を續けて今日に及ぶ狀況なり。右の次第なれば、局子街、頭道溝其他の都邑に於ける鮮商も、彼此の影響を受け、疲弊の極に達し、今日尙擡頭し能はざるの狀況なり。之を要するに、鮮商の失敗は採算的基礎なきこと、好況に際し冒進的なりしこと、不況に

際し挽回の勇氣なきこと、責任觀念を缺けること等が主なる原因にして又容易に恢復し得ざるものと思料せらる、嗣て農民の状況を見るに多くは支那人の土地を小作して纒かに生計を營みしが近年連合して土地を買入れ自作農となるもの多き傾向を示すも尙多くは支那人の小作に甘じ漸く糊口を過すの状況なり、これは移住鮮人として資力乏しく一時に土地買入の餘裕を生ずるに到らざるものもあらんも一面には勞を嫌ひ逸を欲するの風脱せざるを以てならん要するに關島の鮮農商は不逞團の脅威と財界崩落とにて概して疲弊困頓して一般經濟状況は良好と稱するを得ず、故に此後鮮人の智識の開發を促し一面生命財産の安固を圖りて不逞鮮人蠢動の餘地なからしむる機治安の方を講せられなば爰に安堵し各其の業に従事するを得て一般經濟状況も良好に趨くものと思料せらる。

## 二、朝鮮人の金融状態——金融機關に對する關係

目下關島に現存する金融機關は朝鮮銀行、救濟會(東洋拓殖會社の別名)並に關島信託株式會社等なるが今在住朝鮮人の此等の機關に對する金融状態を見るに大略左の如し。

### (イ) 朝鮮銀行に對するもの

關島在住朝鮮人の朝鮮銀行を利用する者は殆ど其の商人に限られたるが同商人は前項に於て逃ぶる如く近來甚だ不振の状態にあれば漸次其の取引を縮少し從て其の預金額に於ては大なる變化を來さざれば其の貸出金の如きは最近の一二年間に於て十分の一に減退せり即ち左の如し。

預 金

大正八年末	四二、九二五 <sup>円</sup>	同行總預金高 に對する割合	一割
大正九年末	三〇、五〇九	同	一割
大正十年九月末	四六、〇七六	同	一割一分

貸 出 金

大正八年末	二七七、二九二 <sup>円</sup>	同行總貸金高 に對する割合	四割八分
大正九年末	四八、五八〇	同	二割一分
大正十年九月末	二七、二一五	同	一割七分

(ロ) 救濟會(東拓の別名)より融通するもの

間島救濟會は明治四十四年中龍井村が大火災に罹りしより内鮮人の家屋建築其他の復舊の爲め其の筋の補助に依り資金の融通を爲し來りたるものなるが大正七年に至り東洋拓殖會社に於て其の業務を繼承することとなり爾來専ら産業開發の見地より土地を擔保とする貸付を行ひ來れり今同會が朝鮮人に對し大正七年八月以降大正十年十月迄の三年二箇月間に於て融通せる金額を見るに左の如し。

貸付累計 八一〇、〇三五<sup>円</sup>

向收金累計 三五二、三三〇

差引現在貸付高 四五七、七〇五 (二七五口)

右會の貸付金利率は年一割六分なり。

(六) 間島信託株式會社に對するもの

同社は、大正七年末業務を開始し、内鮮人の預り金貸金を取扱副業として無盡業を營み來れるが、今同社の朝鮮人に對する預金、貸出金高を見るに、本年六月末の現在預金高千三百七十圓、貸出金二萬六千餘圓にして、之を内地人の夫れに比すれば、前者は十三分の一、後者は其の七割を占むるに過ぎず。詳細左の如し。

	預 金	貸 出 金
大正七年末	一、二〇六 <sub>円</sub>	一〇、八二五 <sub>円</sub>
同 八年末	七、八三六	一九、八七八
同 九年末	九七八	二五、九八〇
同 十年六月末	一、三七〇	二六、〇四二

右貸出金の利率は、百圓以下日歩十錢、百圓以上日歩六錢八厘

(三) 其 他



(い) 郵便貯金 大正九年末現在の朝鮮人の貯金高六千五百六十八圓にして其の預け人員八百四十六人なり。

(ろ) 個人貸金業者としては典當業として三名あるも其の資力は千圓乃至二千圓位のものに過ぎず而して其の金利は擔保貸月五分なり。

(は) 鮮人間の金融機關として新に間島金融會なるもの設立せらるゝ由なるが同會は目下定款其他に就き外務省に對し認可申請中にて近く其の業務を開始すべく準備中なりと云ふ。

## (二) 安東縣地方

### 一、在住鮮人數(下流地方をも含む)

戶數	一、一八三戸 (内民團管内)	六四八戸
男	二、六九〇人 (同)	一、一九六人
女	二、二二三人 (同)	八四七人
計	四、九一三人 (同)	二、〇四三人

本統計は昨年末朝鮮人會の調査によれるものなるが鮮人は兎角移動の數多く偶々來つて店舗を開くものありとするも其の業態不況となれば僅かに二三箇月甚しきに至つては一週間餘にして其の行方不明とな

るもの多き状態にあり、然れども最近四五十年間に於ける人口の推移を見るに其の増加傾向漸く著しきものあるを知る、即ち左の如し。

年次	戸數	計	
		男	女
大正五年	六三八 <sup>人</sup>	一、五三六 <sup>人</sup>	一、三六五 <sup>人</sup>
同 六年	七八〇	二、〇三六	一、五六一
同 七年	九〇九	二、三四〇	二、〇〇〇
同 八年	九八二	二、四七二	二、一三七
同 九年	一、一八三	二、六九〇	二、二二三

二、在住鮮人の職業並に其の賣力。

先づ其の職業別を見るに左の如し。

安東民團管内朝鮮人職業別

(十年六月末調)

業名	戸數	業名	戸數
官公吏	六	學 生	一
會社員	一八	病 院	一
海關吏	四	貿 易	二一
		貨 金	業 二
		金銀爲替業	二
		醬油製造業	一

酒小賣商	三	乘船船舶業	七	白轉車修繕及 人力車修繕販賣	三
商業	六五	職工	二三	貨席	三
金銀細工	一	勞勤	七六	飲食店	四七
裁縫業	六	備人	二六	染料製造業	二
鮮服仕立業	二	糧摺製造販賣	一	海產物商	六
銀賣買業	二五	運送業	一二	筆商	一
仲介業	四	運搬業	一	履物商	一
委託販賣	七	雜貨商	二二	朝鮮紙物商	二
糧業委託販賣	四	古綿打直	七	皮物商	一
材木商	九	藥種商	八	新炭商	三
精米業	二	古物商	四	豆腐製造業	一
白米商	七〇	製靴業	四	下宿業	四二
穀物商	五四	理髮業	九	鑛業	三
木工	二	篩商	三	農業	一四
木挽引鉅	八	洗濯業	二	飼畜業	一

七

## 占 易 二 總 戸 數 六五四戸

次に其の資力關係を見るに前表の職業に依て見るも明なるが如く其の實業に従事せるものと雖も多くは多額の資本を要せざるものに屬し從て其の資金収益の如きも殆ど云ふに足らざるものゝ如し、之を事實に徴するも民間管内に於て營業税を課するに當り推定したる資産の如き稍々過大に見るも尙且つ一萬圓以上のものは十指を屈するに足らざる状態にあり、今試みに右推定資産の内目覺しきものを職業別に擧ぐれば左の如し。

兩 替 業 資金 一萬圓乃至二三萬圓のもの 四人

米 穀 業 同 千圓乃至三千圓位のもの 十七人

運 送 業(兼委託販賣) 同 一萬圓乃至二三萬圓のもの 二人

更に滿鐵附屬地管内に就て之を見るも其の狀況は民間管内に於けるものと大差なく戸數百五十四戸の内年收六百圓以上のものでして公費を負担する者は僅かに一戸あるのみ、以て當地方に在る鮮人の資産信用の如何に貧弱なるかを窺知するに足るべし、唯此間に在つて鮮人の發展の稍々著しきものとして下流地方即ち接梨樹郡、渾水泡郡地方に於て農業を營めるものを擧げ得べし。即ち

田 五百八十八天地(一天地は約我千四百四十坪に相當す)

水 田 二千四十一天地 有し

粟 一萬八千二百二十一石 其他雜穀若干の收穫を擧げ居れり。

此等は固より其の經營に當り金融機關を利用して以て其の發達改善を期するが如き策は至極望み難きのみならず其の資金の如きも殆ど數ふるに足らざるものゝ如しと雖も他の方面に於ける發展の微々たるに比すれば聊か注目すべきものとす。

### 三、金融狀況

如上述ぶるが如く當地方鮮人の經濟狀態は極々たるものなるが故に其の金融狀況の如きに至つても特に問題とするには足らざるが如し、然れども近時鮮人の當地方に在住するものゝ數漸く多きを加へ且つ多少なりとも商取引をなすに至るに及び彼等取引の中心となるべき協成銀行と稱するものを設立するに至れり、而して同行は其の重役に朝鮮人を頂き専ら鮮人に金融の道を講じ彼等の事業を助長發展せしむるを以て目的とせり、故に同行に對する鮮人の取引振りを見れば或は其の實相を得るに近かるべし。依て今協成銀行、滿洲商業銀行並に朝鮮銀行に對する鮮人の取引を見るに。

### (一) 貸 出

朝鮮人に對する貸出は協成銀行より融通するものゝみにして其他の銀行より貸出せるものなし而して協成銀行貸出の總額は十一萬四千七百九十六圓二十七錢にして之を其の用途別に示せば次の如し。(十年

十月現在)

米穀資金	九、八五五、〇〇〇 <sup>円</sup>
木材資金	四五、四九六、〇〇〇
貿易資金	三四、五三二、〇〇〇
雜貨資金	一四、三一〇、二七七
其他雜資金	一〇、六〇三、〇〇〇
計	一一四、七九六、二七七

## (二) 預金

當地方在住鮮人の銀行に對する預金は其の總額五萬四千八百餘圓なり之を預け先の銀行別に示せば左の如し。(十年十月現在)

種類別	朝鮮銀行	滿洲商業銀行	協成銀行	合計
定期預金	一 <sup>円</sup>	九、七〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	五、〇〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	一四、七〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup>
當座預金	一	二、〇八一、二六二	六、六三三、三七七	八、七三四、九九九
特別當座預金	七、五九九、七七七	九、七三三、三三三	六、〇〇九、九九九	二三、〇七二、一〇九
別段預金	一	(貯蓄) 七、二二二	六、七九九、七七七	七、四九九、一九九

右の如く鮮人の預金額は彼等の最利用すべき協成銀行に於ても僅かに二萬五千餘圓にして之と他の二行を合するも漸く五萬餘圓に過ぎず、或は此外に郵便貯金をなせるものあべく或は支那銀行に預金せるものあるべしと雖も其額は推して知るべく之等を合するも總額七八萬圓を出でざるべし、當地在留鮮人の數二千餘名あるに比し其の預金五萬餘圓、貸出額十一萬餘圓なるは餘りに少額に過ぐと云ふも過言には非ざるべし。

要之當地は鮮滿の國境に位し鮮地と密接なる關係あるに拘らず鮮人の當地に移住するに至りたるは比較的最近の事に屬し従て未だ有力なる鮮商少く其の發展の見るべきものなきは事ろ當然のことに屬す、而して近き將來に於ても急速なる發展を期するは或は難きかの感ありと雖も彼等は支那人に親しみ易き性質あり且つ地の利あるを以て鮮内資産家との連絡にして充分なるに至らば或は其の發展は期して待つべきものあるべし、尙ほ彼等は比較的少額の資本を以て企圖し得たる飲食店、下宿業等の如き營業より一轉して貿易業、運送業、精米業等相當資本を要する業務に従事するに至りたる最近の傾向を見れば彼等の將來必ずしも望なしと斷ずるは不當なるべし、唯一面鮮人中信托公所に入出して射倖的利益を獲んと努むるもの多く而かも彼等の殆ど總ては資金極めて貧弱にして其が爲め充分に驥足を伸ばす事を得ず偶偶多少の利得ありたりとするも忽ち一敗地に塗るゝの状況にあるは注目すべき現象なりとす。

### 三三 奉天地方

#### 一、朝鮮人の移住状況

朝鮮人が滿洲に移住し來りたるは何年頃なりしや的確に之を知るに由なきも移住民の漸く増加を見るに至りしは明治四十三年即ち日韓併合後の現象なりと云ふ事を得べし而して何れの地方より來りたるかと云ふに之亦立證すべき根據なきも地理的關係上平安、咸鏡諸道より來りたる者多きは之を察するに難からざるべし。

移住せる鮮人の大部分は善良無智なる家族農民にして其の十中の八九は水田を耕作せるものなるが現在の状況は甚だ振はざるを以て彼等に確實なる土地の權利を與へ低利なる農業資金を貸與する等適當の方法を講ずるときは漸次向上發展して滿洲に土着するに至るべく移住民の數も次第に増加し其の結果我國は鮮人に依て滿洲に土地の權利並に農業上の根柢を築き我が經濟的勢力を扶植すをことゝなるべく又我資本家も小作鮮人を利用し水田耕作に従事するの便を得べし。

今滿洲に於ける水田を見るに既墾地大約二萬五千町歩、未墾地約六十萬町歩にして未墾地は松花江、遼河及渾河の流域一帯に亘れるものにして之等所在の荒蕪地及畑地は悉く水田に適すと云ふ殊に鮮人は水田經營に大なる技能を有し支那人の開拓し得ざる荒蕪地を耕して美田となす點は誠に驚くべくものあり



と云ふ近年鮮人の移住激増し水田耕作に従事するもの漸く多きを加ふるに至り相當の成績を擧ぐるに至りしかば邦人間にも水田熱勃興し従て地價の騰貴を見るに至り奉天附近に在りては一天地(六反歩)百圓内外なりしもの最近五六百圓に暴騰したりと云ふ斯る狀況なれば奉天附近並に鐵道沿線に於ける邦人地主及小作鮮人は漸く收支を償ふ有様にして其他の奥地に在る水田既墾地は一天地約三百圓内外未墾地は百圓其他にて容易に買收することを得ると云ふ今假りに前記六十萬町歩の未墾地を或特殊會社買收するとせば一人六反歩を耕作するも裕に百萬の農民を移住せしむることを得べし。

二、奉天省に於ける鮮人戸口 (領事館調査)

縣 別	戸 數	人 口	調 査 年 月
奉 天 市	二四五	一、三三六	大正九年十二月末
瀋 陽 縣	五、三二六	二六、九七七	同
新 民 縣	四、二八九	二二、七六四	同
撫 順 縣	三、一五六	一五、四三一	同
本 溪 縣	二、三三〇	一一、三三五	同
興 京 縣	一、三三六	六五、三三二	同
錦 縣	九	五〇	大正七年十二月末

柳	輝	海	東	西	西	法	昌	開	鉞	遼	遼	營	海	蓋
河	南	龍	豐	安	豐	庫	圖	原	嶺	中	陽	口	城	平
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣

一、五〇二	三八	三五〇	一六七	五八	二四二	二五	一	一二五	一一四	九	三三	二四	一	二
-------	----	-----	-----	----	-----	----	---	-----	-----	---	----	----	---	---

六、七八六	一七一	一、四六九	八一九	三〇二	一、二二〇	一一八	一	六二三	五九九	四一	三二八	一二八	一〇	五
-------	-----	-------	-----	-----	-------	-----	---	-----	-----	----	-----	-----	----	---

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

大正七年十二月末

一四

通化縣	一、四二六	七、六〇五	同
桓仁縣	二、九二四	一四、六〇九	同
臨江縣	一、五六三	六、一二二	同
輯安縣	五、二四八	二六、二四〇	同
安東縣	三一五	一、四八〇	同
寬甸縣	三、五二〇	三三、六〇〇	同
長白縣	三、二五八	二一、六二七	同
鳳城縣	八七一	五、二八三	同
安圖縣	—	—	不詳
撫松縣	—	—	同
合計	五〇、四九七	二七三、二九一	

右表は奉天市外五縣を除き大正七年末の調査に係るものにして其の人口總計二十七萬三千餘人を算するも其後朝鮮内より移住せる者激増せるを以て現在人口は三十四五萬を計上するに至れるならん。

即ち移住鮮人戸口の最も稠密せるは興京縣にして戸數一三、三二六人口亦六五、二三二を有し其の首位を占む其他瀋陽、新民、撫順、本溪、桓仁、輯安、寬甸及長白の諸縣何れも一萬以上の人口を有せり以て

移住鮮人分布の一斑を察することを待べし。

### 三、在滿鮮人の經濟的地位

滿洲に在る鮮人の大部分は何れも無資力者にして經濟的地位極めて低く且つ無教育の上常に支那人の壓迫と輕蔑とを受け居ると同時に日本官憲の力亦遠隔地方に在る鮮人部落に及ばず此る状態は日韓併合以來今日迄繼續せしものにして彼等の多くは一年乃至五年の賃租料を支那地主に支拂ひ而して農耕期より收穫期迄の約半箇年間は地主より食料品其他の貸與を受け收穫を以て之を拂戻すを常例とす支那人地主は右貸付に高率の利息を附し收穫より引去るが故に鮮人の所得は極めて少く翌年の播種期迄之を貯ふる餘裕あるもの甚だ少し然れば之を貯蓄して漸次經濟的獨立の基礎を作るべき餘力あるものに至つては殆ど絶無と稱すべし即ち鮮人は耕作に依りて一年中の生活を支ふることを得ざるを以て一朝早魃其他の災害に遭遇せんか飢民の續出するは止むを得ざる現象なりとすされば彼等をして經濟的に獨立せしめんには土地の賃租料を貸與し同時に耕作期より收穫期に至る六箇月間の生活費を低利に貸付け以て支那地主の他になき壓迫を脱せしむるに在り試に奉天附近に於ける小作鮮人一天地(六反歩)の收支を見るに收入は粃十石百圓、莖二百貫八圓、合計百八圓に對し支出は借地料の五十圓(地主と折半)を主とし其他の諸費用を合算するときは實に百三圓十錢の多きに達し僅に四圓九十錢の利潤あるに過ぎずと云ふ之を要するに移住鮮人の經濟的地位敝上の如く貧弱なるを以て何等見るべきの經濟的施設なきも大正八

年鮮人鄭炳朝を社長とし株式會社協同公司(資本金二〇〇、〇〇〇圓、拂込金五〇、〇〇〇圓)なるもの設立せられたるが財界變動により打撃を受け目下其の業績甚だ振はず。

#### (四) 吉林地方

##### 一、鮮人居住戸口數

當吉林省内各縣に居住する鮮人は戸數合計一、五三二戸、人口七、三四四人、内男四、七八九人、女二、五五五人なり今之を居住地方別に記すれば左の如し。

縣別	地方別	戸數	人口		合計
			男	女	
吉林	城内	一五	一〇八	二二	一三〇
同	蒐登河	一二	四〇	一八	五八
同	王家屯	五	一四	八	二二
同	大荒地	一	五	三	八
同	大關地	一四	四二	二三	六五
同	新安屯	四七	一六二	七六	二三八
同	五家子	一	二	一	二
			一七		



同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

八道溝 新開河 四方頂子 西 街 白子溝 荒溝 榆樹溝 萬里河 北柳樹河子 密什河 班地頭 大英溝 王家溝 二十家子 大寨北

六 一 四〇 六 一九 四 九 一六 二五 六四 七 一三 二六 三三 八〇

一七 二五 一〇六 一七 五九 一〇 二一 五一 七二 一四三 一七 四三 九三 一四三 二三八

九 一八 六三 九 二四 七 一六 二七 五一 二四 一二 一八 三九 四九 一三八 一九

二六 四三 一六九 二六 八三 一七 三七 七八 二二三 二六六 二九 六一 一三二 一九二 三七六

同 同 同 同 同 同 同 同 盤 同 同 同 同 同 同 同 構

石

旬

烟 東 西 細 大 都 掛 富 英 仁 楊 三 老 色 木  
箔 二 大 鱗 呼 立 子 太 其 風 木 道 金 興 其  
山 道 荒 河 蘭 河 杭 河 東 瀟 林 柳 廠 河 河

一三 九 六 四三 二五 三〇 二四 四〇 一二 二四 三五 三三 二四 七 三二

四四 三一 二一 一一七 七四 七五 七七 一一一 三一 七四 一一〇 一四三 七七 二三 九九

二三 二一 一七 九七 七〇 四八 五四 九四 一八 四七 六七 五三 四七 一三 六三 二〇

六七 五二 三八 二一四 一四四 一三三 一三一 二〇五 四九 一一一 一八七 一九六 一二四 三六 一六二



同	同	額	同	同	同	同	同	同	敦	舒	同	濛	同	同	同
		穆							化	蘭		江			
山	北	縣	大	四	大	冷	沙	縣	小	境	拉	石	大	倒	
岔	溝	內	草	道	石	水	河	內	城	內	農	頭	洪	木	
溝			河	黃	河	泉	沿		子		洞	子	子	河	
				溝		子							屯		
一六	一五	一〇	一四	一三	二五	三二	六	三	二三	四五	五	九	一一	一六	
四六	四三	二九	五一	四九	九三	一〇三	六一	九	六九	一三八	一四	二三	四一	五七	
二	二六	二九	二一	一八	二八	五三	二二	五	二三	七五	七	一九	一六	二六	
	七二	七二	四八	七二	六七	一一	一五六	一四	九二	二二三	二一	四二	五七	八三	



人額程、蛟河に各三十人ありて他は皆な農業に従事するものとす。

而して右表以外に尙ほ松花江解氷期中筏流に従事する者約六七十名、漁業に従事する者數名あり。

此等鮮人中目下生活難に陥り居る者總數七三七人ありて之を其の原因より區別すれば本來の無資方者百五十人、旱災、蟲災、早霜害等の天災の爲め本業たる農業の不結果より生計困難に陥り延て失業状態に在る者五百八十五人、疾病に因る者一人なりとす。

## 二、鮮人農民の耕地面積

上述の如く當省管内に於ける鮮人は殆ど農業者にして全部水田經營に従事するものと稱するも不可なきが如く而して其の耕地の面積を見るに租地(賃借地)に依るもの四、六五三晌、押地(金銭賃借の抵當として取入れたる地にして使用収益の權あり)七〇晌、買得地一、三八五晌あり(一晌は我六反步半)今之を地方別に示せば左の如し。(單位晌)

地方別	租地	押地	買得地	地方別	租地	押地	買得地
吉林縣寬登河	七	—	—	吉林縣新安屯	二〇〇	—	—
同 王家屯	二〇	—	—	同 五家子	五	—	—
同 大荒地	四	—	—	同 關馬山	三〇	—	—
同 大關地	三〇	—	—	樺甸縣南溝	三〇	—	—





額穆縣杜兒溝 二〇 | |

額穆縣六道溝 一七〇 | |

同 南 溝 豐 | |

同 杉 松 五〇 | |

同 三家子 三五 | |

雙陽縣河東 五〇 | |

同 官門磔子 三〇 | |

合 計 四六五 七〇 一三六五

同 開裡河 一〇 | |

租地、押地、買得地の總計六、二〇八畝

三、鮮人の小作慣例

吉林省内に於ける農民と支那地主との小作關係は大體之を三に分つを得。即ち

(イ) 支那人より比較的長年月の租地契約に依り耕作するもの

(ロ) 收穫高折半の法によるもの

(ハ) 收穫高に對して一定の割合を以て小作料を納むるもの

(イ) は支那地主に對して借地料として毎年約定の收穫物を交附するものにして普通地一畝地に付

て玄米二石乃至三石以内とす。

(ロ) は始め地主より一箇年の食料として粟一俵、鹽三十斤、大豆五升の支給を受け米の收穫と同

時に之を代價に換算して地主に返還し收穫米は地主と折半を爲すものにして前記粟、鹽、大

豆は普通金二十三圓に見積らるゝを常とす。

尙ほ右食料の外臨時出費を要する時は更に地主に代替を請ふ事ありて一箇年間に於ける此の代替は大約七八圓を要し合計金三十圓以上に達すと云ふ。

(一六)は毎年の收穫高に應じて普通其の二割乃至三割を地主に交付する方法にして主に盤石縣に行はれつゝあり。

#### 四、收穫狀況

吉林全省に於て鮮人の耕作する水田は六、二〇八响ありて之より得る例年の收穫高は粳米五萬石乃至六萬石と稱せらる而して本年は六一、三九〇石の豫想なり之を地方別に示せば左の如し。

地方別	本年の豫想收穫高	地方別	本年の豫想收穫高
吉林縣 登河	八五〇	吉林縣 關馬山	三〇〇
同 王家屯	二五〇	樺甸縣 蘇密溝	六五〇
同 大荒地	二〇	同 頭道河子	二、三〇〇
同 大關地	七〇〇	同 二道河子	二、六〇〇
同 新安屯	一、一〇〇	同 大波箕	九五〇
同 五家子	二〇	同 小波箕	一五〇





標甸縣英其東子	二六〇	額穆縣新站	九五〇
盤石縣富太河	一、五〇〇	同 縣 內	四五〇
同 都立河	一、一〇〇	同 北 溝	九〇〇
同 大呼蘭	九〇〇	同 山 岔 溝	三六〇
同 細鱗河	二、二〇〇	同 杉 松	八〇〇
同 掛子杭	一、〇〇〇	同 杜兒溝	一〇〇
同 西大荒地	一八〇	同 三家子	一五〇
同 東二道河	三六〇	同 蚊 河	農民無し
同 烟筒山	四九〇	同 六道溝	二、五〇〇
同 倒木河	五五〇	同 官門碾子	五〇〇
同 大洪子屯	四〇〇	同 南 溝	三六〇
同 石頭子	三五〇	同 開裡河	四〇〇
額穆縣河西	二〇〇	濛江縣拉農洞	一〇〇
同 於口站	二、六〇〇	同 境 內	七〇〇
同 荒地崗子	二、七〇〇	舒蘭縣小城子	九〇〇

二九

敦化縣沙河沿	一、一〇〇	敦化縣大草河	三〇〇
同 冷水泉子	七〇〇	雙陽縣河東	七〇〇
同 大石河	六〇〇	合 計	六一、三九〇
同 四道黃溝子	五〇〇		

上來記せる石數は皆粳米の石數にして此の粳米一石より白米支那樹四斗五升を得、今之を日本樹に換算すれば白米五斗強となる割合なるを以て總收穫粳米六一、三九〇石より日本樹にて白米三〇、六九五石を得ることとなるなり、而して今假りに小賣値三斗俄一俄金十三圓の市價と見積れば總額金十三萬三千十一圓餘となるべし之を全省鮮人農民七、三四四人に割當つれば一人當り收入金十八圓十一錢餘の割合となるを見るべく尤も此外に粳穀、麥等の副産物より猶多少の收入を得らるべきも前述の如く地主との小作關係は盤石縣を除きては概ね地主と折半にして加ふるに一箇年間の前借食料代二十三圓乃至三十圓を控除せらるゝを見れば彼等が終歲粒々辛苦して自己に何物をも剩す所無く終始貧苦に苦しめられ或は農業保護問題と呼ばし或は自暴自棄的に鮮人の農業は支那人の爲に爲すと啣ち或は朝鮮内より境外に向ふものは總て生活難に驅逐せられつゝありと呼ぶも亦當然にして小作關係を改善するか、商租の方法に依り永代租借の方法を取るか又は土地所有權を得る方法を講ずるに非ざれば鮮人農業經濟の發展は到底望み得べからざる可し殊に彼等は農業金融機關の缺乏に因り低利資金を得るの途なき結果支那人より

年最低五六割の高利に甘んじて一時の急を凌ぎつゝある現状に於ては彼等の向上發展は蓋し百年河清を待つに等しかる可し。

#### 五、農業經濟に關し改善を要する點

##### (一) 農業金融機關設立の必要

現在鮮人間に於ける農資貸借の實狀を見れば資金貸與者たる支那人の横暴甚だしく最も低利と稱せらるゝものにして年五割甚だしきは元金の倍額乃至三四倍の利息を徴收することは事實なり而かも他に低利資金借り入れの方法を講ずるを得ざる鮮人は斯る高利に甘んじ未だ曾て借入金金の返還に付て債權者に損失を蒙らしめたる實例は殆ど稀にして之を一面より見れば實に滿洲の農業が如何に有利なるかを語るに足るの實證と見るを得べく若し相當の金融機關を設置して低利資金の供給に便しなば其の恩澤に浴する處蓋し計り知るべからざるものあらん之れ彼等が農業金融機關の設立を熱望する所以なり。

##### (二) 耕地の買收法を講ずること

土地の買收は支那國籍に歸化したる鮮人に非らざれば之を爲すを得ず又小許の資金を以てしては容易に爲し能はざる事實なるも假令僅々百晌地たりとも或地方に於て買收し得るとすれば之れ鮮人の土着的觀念を鞏固ならしむる最良の方法たらずんばあらず土着觀念薄ければ夫れ丈け安定して農業を勵むの念慮薄く恒産の念乏しければ向上發展の望無し此の事實は北西間島に徴すれば明かにして北西間島動亂以來

北間島地方に住せる鮮人は一時不安の境遇に陥りたるも爲に他地方に離散すること無く現今に於ては平穩安全に各其の本業に従事しつゝあるも西間島地方の居住鮮人は大多數北滿地方に流散したる事實は究竟するに前者は恒産あり後者は恒産なかりしに因るものにして之れ鮮人が土地買収の必要を高唱する所以にして現在已に額程、教化兩縣に在ては近來鮮人の買収せる耕地激増し教化縣に於て約三百畝額糧縣に於て約七百畝の所有權を獲得し將來第二の北間島を想像せしめつあり。

而して此の土地買収の方法としては表面歸化鮮人の名義に依り之を行ひつゝありて之れ大なる危険を冒しつゝあるが如きも實際に於ては何等の弊害無く寧ろ賣力の許す限り益々此の方法に依り極力買収に勉むるの傾あり故に相當資金融通の途を開くと同時に土地買収の法を講じ土着的に土地の經營をなさしむるは鮮人に牢固不拔の根據を與ふるの基となるべし。

### (三) 農具其他生活必需品の供給を便にすること

鮮人農民の發展せざるは元來賣力なきが爲なりと雖も農具其他生活用品の供給に不便を來たすは亦其の一因たらずんば非らず鮮人農民の實況を見るに農具としては單に一柄の鋤と鍬を有するのみにて徒らに廣大なる面積を粗漫に耕作して收穫の多きを期せんごする状態に在り之れ一面農具の供給の不便より來るものと云ふ可く又其の日用生活品に至りても支那人に暴利を貪ばられ而かも尙ほ其の買入れに困難を感じつゝあり鮮人農業不振の原因は一部農具及生活必需品の充分ならざるに因るものにして彼等が切に

之が購求方法の改善を希望する所以なり。

#### (四) 精米法、竝に産米販賣方法の改善

鮮人が現在使用する精米法は支那舊來の精白法を襲用し石臼に牛馬を使用して精白をなすつゝありて新式の機械器具を使用するものは至つて稀なり故に將來は精米機の使用を普及せしめざる可からず近來長春地方より白米の輸入を見るは當地産米の品質粗惡なるが爲にして尙ほ近年支那人間に在りて輸入米の需用多きも之が爲にして如此は鮮人農業の衰微を招く基とならん。

又産出米の販賣方法に就ても多くは自己に於て市場に賣却を爲すに非らずして産品の全部は既に耕作中借入資金の擔保として取入れられ産品は市場に表はるゝ以前已に債權者の手に歸し居る状態に在りて之等は常に收穫時の價格低廉なる時期に之を賣却し以て自己の借入金金の返済に充當する有様なるを以て鮮人は毫も産品の利益を得る能はざるなり故に斯る習慣は宜しく之を打破して生産資金の貸與者たる支那地主をして生産中に於ける立替資金の回収は産品出場後或る一定期間猶豫を興へしむるか若くは一時他の方法により融通の便を興へ鮮人をして市場の状況に應じて隨時賣却せしめ以て返償の法を取るが如き方法に改むるは尤も緊要なる事とす。

#### (五) 副業の奨励

當地方の鮮人農民は副業として廢物利用の法を講ぜざるは大なる損失なり稻草の如きは或は燃料に供し

或は飼料に供するあるも糶、以等の製造の如き、より有利なる方面に之を利用すること尠し之等は冬期農業閑散の時期に於ける副業として之を爲さば亦以て彼等生計の一助たるを得ん。

以上五項の外猶ほ幾多改善の要す可き點多々あらんも以上は其最も急を要するものとす最近水田經營に就ては其の有利なる事業たること漸次支那人間に覺醒せられつゝありて彼等は鮮人に小作せしむることを休め直接自營せんとする傾向を生ぜんとしつゝあり若し此の趨勢にして廣く行はるゝに至らんか鮮人移住者は爲に破滅に陥らん鮮人農業經營法の改善を企畫するは蓋し刻下の最急務たりと謂ふ可きなり。

一六〇 覽

地方部長

勅命書

農務部

備考

一、水利、土工費、  
 州田圃費、  
 調査費、  
 同行土木費、  
 目下取置、  
 必要費、  
 經營、  
 新設調査、  
 了り、  
 定、  
 土地權利、  
 調査、  
 調査、

577

懷德縣齋家富棚農場予定地實地踏  
 査ノ命、奉ジ大正十年十一月十日、以奉本社土  
 木埸市瀨職員、企業者北悟一氏ト同行入地  
 調査、終リ、月二十五日歸任仕候、其概光  
 別冊ノ通、以段々復命修也

大正十年十一月十五日

熊岳城農事試験場

職員北澤

道

齊家寫棚農場手定紀略

勞働者ノ雇入

農場設計ニモレハ朝鮮人ヲ小作人トシテ招来ハ旅費  
 小作人自辯(入場セラルル計畫ニシテ農繁期特ニ  
 除草期、於テ地方ノ勞働者ヲ臨時需ムルヲ定ナリ。  
 コハ設計書ニ詳細記載セラレタル如ク農場附近ノ  
 小村落ニハ相方ノ大教アリ又勞働者モ多教アレ共人  
 手一杯ノ畑作ヲ行ヒツ、アリ除草期ハ丁度水田畑  
 同時期ニシテ繁忙ノ極メ地方農家スラ現在双山縣



鄭家屯、榆樹台、買賣街ヨリ臨時人夫ヲ招キ  
ツ、アル状況ニテ以テ農場トシテモ相当遠距離ヨリ  
雇入ル、計画ヲ立テアルベカラズ。勿論地方ニテモ細  
農モアリ賣工夫ノモアルベク又多クハ婦女子モ雇  
入レ得ベキモ一日千人以上ノ臨時人夫雇入ハ此地方トシテハ  
適当ノ午配ヲ要スベシ。

地方ノ勞働契約習慣等ハ滿洲一般ノモノニ同じ。  
勞働賃銀

設計書記裁ノモノニ異ナラズ即チ

年工 上 六十五元

中 四十五元

下十五元

月工 上十二元

中 八元

下 五元

日子工

農繁期 四角一六角

農閑期 二角五分

犁犬 一兩耕 佃賃 三四元

### 市場調査

設計書記裁の路 項ハ正鵠ヲ得タリト云ハ單一

物價ハ設計當時ニ比シ數今下落セルモノアリ。

# 農場設計五、經營方針

耕種組織

水田ヲ主トシ餘地ニ植樹ヲ行ヒ一方

ハ作人用ノ秋收蔬菜(夏蔬菜ハ作人が晒穀場ヲ

各自利用耕作)ヲ耕作スル如ク決定シタルハ前項ノ諸

要素ヨリ見テ適當ト認メ得ベシ

ハ作人招来

ハ作農場トシ朝鮮人ニテ滿洲米作ニ經驗アル確實

ナル力農ヲ撰ビ旅費自辦シテ入場セシメントス而シテ其

大中ハ作人ヲ合セテ約ニ在ラシテ三年ニ亘ラテ招来セシメントス

コハ餘リ多キハ敷ニエテラズ且ツ企業者が現在新民縣

公太堡ニ於テ五十餘町歩ノ水田農場ヲ此ノ式ニヨリテ

經營に居る經驗より計畫を立たるモノにて實現は理想  
 の計畫ト云フベク實施は當りては公太堡地方ノ此等小  
 作料人ヲ基礎トシ招来シ得ルコト甚重レ困難ヲササレ、  
 事業年度密

設計書ニヨレバ初年度ニ於テ土地買収、建物設備  
 並ニ測量造田ヲ行ヒ第二年度、於テ全部作人  
 ヲ入レ耕作スル如ク記載セラレタレコトハ實施は當リ困  
 難ナルベク、サテ三四年ニ亘リ配当し漸次完成、期  
 也カシカラス、此件ノ敷テハ企業者モ既ニ首肯シ居  
 ル如キテ設計計算、非常ニ複雑ヲ来ホラス、  
 簡單ニ記載セリト稱スモ設計ハ形或ハノモノニアラズ

①  
 給テノ計算基礎トシテ延テ其事業ノ存シテヤ  
 否ヤ。及ボス重大關係ヲ存スルニシテ要ハ活用ニ  
 了トハ云ヘ相多確實ニ實施設計ヲ希望シテ  
 止マズ。

大正十年度水稻作付状況報告

長春地方事務所

一、附屬地

ナシ

一、附屬地外

所在地名

水田作付  
及別

直播及  
插秧

生育状況

自作  
別作

灌漑状況

經營者  
創業者  
決播

要

(長春)  
三道溝

一〇〇〇

直播

稍良好

自作

灌漑

楊德山  
大正八年

楊家砬子

一〇〇〇

劉國先  
大正七年

三道溝

一六四〇

直播

稍良好

自作

灌漑

趙子九  
大正六年

王殿魁  
大正六年

前年迄二三歩  
作付ナシ

三道溝

一九八〇

直橋

良好

自作

溝水  
灌溉

郭經

大正七年

〃

一三二〇

〃

陳草充分  
去不良

〃

楊德揚

大正八年

〃

九九〇

〃

良好

小作

朝野人  
田左龍

大正九年

〃

六四〇

〃

〃

〃

尹致享

大正八年

〃

九九〇〇

〃

〃

〃

盧鳳照

大正八年

(范家屯)  
袁家寫棚

陳家大院

八四八〇

直橋

良好

小作

河水  
灌溉

姜煥原

大正八年

(陶家屯)  
尹家店

一九八〇

〃

〃

小作

溝水  
灌溉

艾野人  
姚學孟

大正九年

〃

六四〇

〃

〃

自作

曾子臣

大正八年

〃

一九八〇

〃

〃

自作

吳殿福

大正九年

〃

三三〇

〃

〃

小作

林永成

大正九年

前年追分李達元  
耕作，分所

春季作有除溝  
水不足，為耕作  
見會伊通縣一轉店





大正拾年度水稻収量報告

一 附屬地内

計	所立地	奉天附屬地	石橋子附屬地
	作付反別	天 <sup>町</sup>	一六〇
	總収量	一三九二〇	三四八〇
	反当収量	二三三〇	二一八〇
		七六〇	一七四〇八
		二二五〇	

經 官 者

朝 野 人

濱田末三郎

一 附屬地外

計	所立地	北慶府地	吳家荒
	作付反別	一〇五 <sup>町</sup>	一三八〇
	總収量	五五三六〇	二五一六〇
	反当収量	二四三二	一八二〇
		二五	

經 官 者

日 本 人

水稻公司



所在地	作付反別	總收量	支取量
京安堡	三〇〇	四〇〇	二〇〇
今	五〇〇	一八五〇	一九五〇
西公太堡子	二一〇	三四八〇	一六二八
今	二二五	三四五七	一五七〇
標杯子	八二〇	一三五二〇	一六〇四
白旗堡	二七〇	四七五七	一七六二
西家子	一一〇	一九〇八	一五九〇
打虎山	三三〇	四〇一〇	一七〇〇
瓜家子	六〇〇	八八二〇	一四三三
北蓋旗堡	一五〇	二三一〇	一五四三

經官者

藤弘貞次郎

解支人

京口統太郎

解支人

今

今

今

今

今

朝鮮人

新立化地方	方甸子	高家苑	甘蒲河	姚千户屯	孫家套	王 家	南山里	晉太河泡	鎮家化	所立地
三一〇〇	一一〇〇	七五〇〇	二六〇〇	五五〇〇	五二〇〇	四一〇〇	一五〇〇	一七〇〇	一二〇〇	作行支別
五七五 六〇〇	二〇〇 四〇〇	一一二 二〇〇	四七五 七二〇	九三三 〇〇〇	八七八 八〇〇	六八五 一一〇	三七〇 五〇〇	二八〇 五〇〇	一七一 三六〇	總收量
一 八〇	一 六七〇	一 四八〇	一 八三〇	一 七〇〇	一 六九〇	一 七七一	一 四八三	一 三五〇	一 四八八	支收量

經 官 夫

朝 鮮 人

合

合

鮮 支 人

津 久 抗 平 吉

支 那 人

合

日 支 人 共 同

走 那 人

鮮 支 人



大正檢査年度水稻作付状況報告

本溪湖地方事務所

附屬地(鐵路用地)

不在地 作付別	水田 作付別	直播	生育	自作	墾闢	經營者	創業者	摘要
九畝	直播	生育	自作	墾闢	經營者	創業者	摘要	摘要
積良	積良	積良	積良	積良	積良	積良	積良	積良
自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作	自作
墾闢	墾闢	墾闢	墾闢	墾闢	墾闢	墾闢	墾闢	墾闢
積成林	積成林	積成林	積成林	積成林	積成林	積成林	積成林	積成林
五年	五年	五年	五年	五年	五年	五年	五年	五年
未分區	未分區	未分區	未分區	未分區	未分區	未分區	未分區	未分區

附屬地外

初年度 早稲作	八畝	直播	生育	自作	墾闢	經營者	創業者	摘要
早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作
早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作
早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作
早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作
早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作
早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作
早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作
早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作
早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作	早稲作

峯馬集  
(正徳下) 一町 藤友

峯馬集

(深水峡)

峯馬集

(狩野集)

取捨 十ヶ年 藤友

月作

實錄 元亨

八草

休田

月作 如違て感傷云々

備考

本年度、楊村、後、三度、昭調、経道、と、陽、雨、量、多、港、既、用、水、の、首、を、二、他、堂、字、の

十、ヶ、年、世、昔、物、收、字、の、首、を、自、下、程、里、期、に、違、え、と、多、し

志、向、在、勤、に、違、じ、暑、風、雨、勢、来、無、く、可、温、た、る、後、に、得、ハ、予、年、作、に、割、込、四、割、一

増、加、り、見、え、た、し、為、年、ノ、軍、勢、在、水、稻、中、務、共、立、一、水、懸、陰、陽、未、本、年、休、田、見

予、年、作、に、違、取、ト、え、と、多、し

大正拾年度水稲作付状況報告（大正拾年首季調査）

山東地方事務所

一 附居地以外

地行  
知在  
水田  
及別

五  
稻  
者

多  
之  
一  
五

種  
種  
種

水  
况  
育

田  
作  
作

灌  
溉  
状  
况

經  
營  
者  
名  
稱

大  
正  
元  
年

大  
正  
元  
年  
大  
正  
元  
年  
大  
正  
元  
年

新

五  
七  
一  
五

種  
種

良

田  
作  
作

灌  
溉  
状  
况

大  
正  
元  
年

大  
正  
元  
年

二 附居地外

腰  
沟

馬  
沟

茨  
田  
口

通  
天  
溝

六  
三  
三

二  
三  
三

一  
三  
三

六  
三  
三

直  
播

種  
良

田  
作  
作

灌  
溉  
状  
况

大  
正  
元  
年

大  
正  
元  
年

種  
良

田  
作  
作

灌  
溉  
状  
况

大  
正  
元  
年

大  
正  
元  
年

種  
良

田  
作  
作

灌  
溉  
状  
况

大  
正  
元  
年

大  
正  
元  
年

種  
良

田  
作  
作

灌  
溉  
状  
况

大  
正  
元  
年

大  
正  
元  
年









大正十年度水稻作打穀米

梶原郡礦務地

一、第一礦附屬地内

所在地	作付面積	自播	自作	灌溉状況	生育状況	概要
		棟数	小作別			

古城下	四五〇〇	直橋	小作	市中掛地灌	天四寸	苗継一二畝人
-----	------	----	----	-------	-----	--------

萬達屋	八二〇〇			坑内及	天五寸	
				溪谷	天五寸	

新也	二〇〇〇				天二寸	
					天五寸	

東畑院	四五〇〇				天三寸	
					天六寸	

竜峯院	三〇〇〇			澤河支流	天六寸	
					天六寸	

小計	二七七七					
----	------	--	--	--	--	--

二、附屬地外



張永向子

九七二〇〇

〇

〇

〇

一六〇

〇

〇

〇

打堂嘴子

一二九一一

〇

〇

〇

一六〇

〇

〇

〇

平山子

五三三〇〇

〇

〇

〇

一六〇

〇

〇

〇

丁家莊

一四九二〇

〇

〇

〇

一六〇

〇

〇

〇

蒼而文

九二五〇〇

〇

〇

〇

一六〇

〇

〇

〇

馬群丹

六二〇〇〇

〇

〇

〇

一六〇

〇

〇

〇

關口

三三二二〇

〇

〇

〇

一六〇

〇

〇

〇

四家子

一三九六〇〇

〇

〇

〇

一六〇

〇

〇

〇

三家子

二五六七

〇

〇

〇

一六〇

〇

〇

〇

王木直粒

二五〇〇〇

〇

〇

〇

一六〇

〇

〇

〇

部七利

四六二〇

〇

〇

〇

一六〇

〇

〇

〇

自作 東河工流

自作 東社河

自作 換谷水

自作 芳蓮屋村

自作

自作

自作

自作



合計面積 九七、二四、四步

備考

一、本年夏分稲作況は各所を通じて佳況の望為にして  
生育又頗る良好なり。現在ノ状況より觀察スルニ、本年  
ニ比シ相尚増八見込トス

二、作付面積前年度ノ二倍餘ニ昇ルルハ、  
水量豊富ノ結果ニシテ、従来ノ量不足ノ為ノ放任  
ニ置キタル箇所ト云ヒ可成地タルニ依ルモノトス

三、解人ノ在任者多キニ伴ヒ、本年ハ水稻栽培盛況ノ  
傾向トス



總評 北農物以田計畫之溪谷

一 經濟的位置

南滿線よりハ次ノ如ク、二日行程ノ距離ニテ生産物ノ搬出基  
他ニ稍々不便ヲ感スルモ經營上其運用宜シク得ハ敷ヲ  
農場經濟ニ大ニ影響音ナカラシ。

四平街 駅より百五十英里 (約十五日行程) 二日行程

鄭家店 駅より百四十英里 (約十四日行程) 二日行程

参考

鄭家屯 駅より百三十英里 (約十三日行程) 一日乃至二日行程

本農場ノ生産物タル米ノ販賣經路ヨリ見テモ又農場

需要品ノ買入レヨリ見テモ四平街ヲ以テ農場ノ鐵

〇

吉林省鐵道局

道連絡駅トスルヲ適當トス。四手街ニ精芥所ノ設  
置ヲ計画シテハ至當ナリ。

## ニ土地ノ選擇

遼河流域ニ於ケル水田企業地トシテハ水利其他大體  
ニ於テ良好ナル個所ヲ發見選擇セルニト堪シ。

但レ土地買収交渉ノ結果一部買収困難ノ個所アリ  
之レが爲メニ實際有利ニ其土地ヲ利用シ得ガル土地ヲモ  
含メテ買収セザルニテ又北部水路取入口ヨリ  
用水路沿ヒノ廣大土地ヲモ含メテ買収セザルベカラサル状  
況ニ遭遇シ割合ニ土地買収費ヲ高シ、實際水田  
地トシテ利用レ得ルハ全面積ノ七割ニシテツハ個所ノ選擇

擇宜シキヲ得タルニ對シ稱ヤ缺點トス。

實地土地買収ノ際ハ高価砂質アムカリー地ヲ除キ他ニ  
地續キニ於テ買収容易ナル適地ヲ見出レ收容スルコ  
トニ努力スヘシ。全面積ノ土地が農場主ノ為ニ年々  
相當有利益ノ生産ヲ舉ゲルニテラザレバ農場收支ニ於  
テ満足ヲ見ント難カレベシ。

### 七、地方官憲トノ關係

従来企業カタル農場地ニ於テモ支那官憲ヨリ種々ナル  
妨害ヲ加ヘラレタルヲ見タルコトアリト雖ソハ經營者が支

衝

那事情ニ通セラル結果感情的ノ衝突ヲ引起セシモノニ  
 レテ大資本ヲ投ジ事業ヲ經營ス場合多クハ地方  
 官憲トハ相等手歟ヨリ融知レ得ルモノニテ特ニ本農場  
 ノ如キ支那人經營ノ公司ヲ表面ニテ遂行スル場合  
 更ニ容易ニ官憲トハ領解ヲ求メ得ル年歟ニ思ハルコ  
 トヲ得ベレ

茲ニ杞憂セラル得サルハ韓人三百十人ヲ作人トシテ一地  
 ニ移住セシムルコトハカチトモ 現在ノ懷徳崇廟トシテ  
 初ヨリ賛成許可レ得ガル處ナルベク如何ニテ縣廳ニ  
 取リ入テ迄韓人招来ヲ禁止シ居タル縣廳ヲ勤  
 アレ事業ノ遂行ニ支障ヲカラレムベキカハ想像ノ及バサル

D

二月廿九日 建設省 工部局

処ナレ共 此等モ支那役人ヲ賛成 許可セラルベシ 説得法  
モアレバ 企業者トシテハ 相尋ノ腹案ト自信ヲ有スルナレバ  
案外容易ニ進捗スル場合モアルベシ。

ハ 地方人トノ關係

現在ニ於テモ田滿ニ交渉進捗中ニシテ 何等懸念  
スルノ要ナカルベク 漏地利用ガ如何ニ地方人ヲ利益スルカ  
ハ開田ト同時ニ証明セラル、問題ニシテ大キク之レヲ論ジバ  
斯ノ如キ地方士民ノ利用シ得ガレト地ヲ有利ニ生産セ  
ニ要シテ地方ノ生産ヲ増シ土民ニ仕事ヲ與ヘ生活上幾  
多ノ幸福ヲ享ケルベシトハ 地方産業即長ノ上ヨリ見テ富  
強ニ日支共榮共存ノ實現ヲ得ベシ 單ニ企業者ハ富強

上ニ打算セル利益金ト云フ以外ニ高遠ナル會心ノ事業

トシテ数多ノ困難ヲ排シテ盤根暗節之レニ當ラザルベカラズ

蓋シ本農場企業者ハ之等ニ對シ理想アリ且ツ相与水

田事業ニ經驗ヲ有シ鮮人救済問題ト共ニ滿洲濕

地利用問題ヲ解決セシムルノ意智アリト仄聞セリ。

採算宜シキヲ得且ツ企業者ノ會心ノ事業多ク得ハ

實ニハ理想企業ノ資格ヲ有スルヲ得ベク從テ

事業遂行上ニモ吾達採算ナキヲ認メ得ベシ。

故ニ以上ノ趣意ニ基テ地方土民ハ工事其他農事作

業ヲ与ヘ又時ニ確實スルハ掘抜シテ耕作人トシテ入地

セシムベシ。此地方ガ人口稀薄ノ土地ナルヲ以テ鮮人移住

ハ敢テ地方土民ニ異感情ヲ懷カレハコトナカルベク、富貴ノ

即カ味ヲ増シ毒ヅ点多クハレ

土地買収ニ對シテハ前掲地方關係者ノ項ニ記載セ  
ル如ク支那官憲ノ所罰ヲ怖シテ田密ニ事ヲ終ラセ  
トシテアムヲ以テ之等ニ對シテハ地方士民ニ同情レ彼  
等ノ身上ニ對シテ相率カテ護ヲ計リヤムコトニ留意セザルハ  
カラズ

### 總括

要スルニ前掲ノ如ク水田企業ノ農場トシテ總テノ要素  
ヲ適當ニ具備セリト認ム。

故ニ先ツ實測ニヨリ前掲諸項ニ準ジテ坪細ナル  
實施設計ヲ立テ收支ノ計算ヲ明カニシ利運  
相當ト認ル場合事業ニ着手スベシ。